

滋賀県地域防災計画

(災害時応援協定編)

滋賀県防災会議

地域防災計画 災害時応援協定編 目次

1 一 国および地方公共団体等との協定等	
災害時における彦根地方気象台職員の滋賀県への派遣に関する取り決め（彦根地方気象台）	1
米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抄）（農林水産省）	4
災害時の応援に関する申し合わせ（国土交通省近畿地方整備局）	5
災害時等の応援に関する協定書（中部9県1市）	6
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定（関西広域連合構成団体）	18
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（全国知事会）	30
岐阜県、三重県、奈良県、福井県、和歌山県との航空消防防災相互応援協定（岐阜県、三重県、奈良県、福井県、和歌山県）	40
湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会広域避難の連携に関する基本協定書（長浜市、米原市）	51
滋賀県立長浜ドーム避難所利用承諾書（湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会）	53
地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書（国土地理院）	55
災害時の人的支援等に関する協定書（財務省近畿財務局）	62
中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書および運用要領（中部9県）	65
防災映像情報の交換に関する協定（大津市）	77
大規模災害時における施設の応急利用に関する協定（長浜市）	79
大規模災害時における施設の応急利用に関する協定（高島市）	83
2 一 消防に関する協定	
滋賀県広域消防相互応援協定書	88
滋賀県下消防団広域相互応援協定書	92
3 一 通信に関する協定	
災害対策基本法に基づく通信施設の利用等に関する協定（滋賀県警察本部）	95
災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定（西日本旅客鉄道(株)）	96
災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定（東海旅客鉄道(株)）	97
アマチュア無線による災害時応援協定（（一社）日本アマチュア無線連盟滋賀県支部）	98
4 一 報道・放送に関する協定等	
災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（日本放送協会、びわ湖放送、近畿放送、エフエム滋賀）	102
災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（朝日放送、関西テレビ放送、毎日放送、讀賣テレビ放送）	103
緊急警報放送の放送要請に関する覚書（日本放送協会）	108
災害時等における報道要請に関する協定（朝日新聞社、大阪讀賣新聞社、共同通信社、京都新聞社、産業経済新聞社、時事通信社、中日新聞社、日刊工業新聞社、日本経済新聞社、毎日新聞）	112
災害時等における報道要請に関する協定（朝日放送、関西テレビ放送、毎日放送、讀賣テレビ放送）	115
5 一 帰宅困難者に対する支援に関する協定	
災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書（ワタミ(株)）	117
災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書（各コンビニエンスストア、外食事業者等）	119
災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書（味の民芸フードサービス(株)）	122
災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書（(株)サガミチェーン）	124
災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書（(株)オートバックスセブン）	126
災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書（損保ジャパン株式会社・A I Rオートクラブ）	128
6 一 物資調達に関する協定	
災害時における応急生活物資の供給および帰宅困難者への支援に関する協定書（(株)ファミリーマート）	129
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（滋賀県生活協同組合連合会）	131
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（合同会社 西友）	137
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（(株)平和堂）	143
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（ジャスコ(株)近畿カンパニー）	148
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（(株)近鉄百貨店草津店）	152
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（(株)ユーストア）	157
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（NP0法人コメリ災害対策センター）	162
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（(株)ローソン）	168
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（(株)セブンーイレブン・ジャパン）	174
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（富士産業(株)）	180
災害時における飲料の提供協力に関する協定書（三笠コカ・コーラボトリング(株)）	186
災害時の燃料の供給および帰宅困難者支援に関する協定書（滋賀県石油商業組合）	189
災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書（石油連盟）	192
災害時における生活物資の供給協力に関する協定((株)カインズ)	194
大規模広域災害時時における救援物資の提供及び調達に関する協定（プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン（P＆G））	197
災害時等における段ボール製品の供給等に関する協定書(西日本段ボール工業協会)	201
災害時等における物資調達支援協力に関する協定書（中島商事株式会社）	208
災害時における物資の調達および供給に関する協定書(株式会社ファーストリテイリング)	214
災害救助における必要な物資の調達に関する協定書（一般社団法人 滋賀フードトラック協会、一般社団法人 日本キッチンカー経営審議会）	217
災害救助における必要な物資の調達に関する協定書（株式会社橋本クロス）	220
災害救助における必要な物資の調達に関する協定書（東洋アルミエコープロダクツ株式会社）	223
災害用トイレ等に関する協定書（スターライト工業株式会社）	226

7ー人員輸送・物流に関する協定	
災害時におけるヘリコプターの応援に関する協定書（(株)ノエビア）	233
災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定書（朝日航洋(株)、中日本航空(株)、四国航空(株)、アカギヘリコプター(株)、東邦航空(株)、学校法人ヒラタ学園）	243
災害時における物資等の輸送に関する協定書（（一社）滋賀県トラック協会）	252
災害時における物流業務に関する協定書（（一社）全国物流ネットワーク協会）	255
災害時における物資の保管等に関する協定書（滋賀県倉庫協会）	258
災害時における物資等の輸送に必要な漁船の応援に関する協定書（滋賀県漁業協同組合連合会）	261
災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書（琵琶湖汽船(株)）	266
災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書（(株)オーミマリン）	271
災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書（（一社）滋賀県バス協会）	276
大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定（関西広域連合、府県バス協会）	281
災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書（（一社）滋賀県タクシー協会）	286
災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書（社会福祉法人 高島市社会福祉協議会）	292
災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書（特定非営利活動法人 外出支援ボランティアスマイル）	298
災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書（社会福祉法人 米原市社会福祉協議会）	304
災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書（特定非営利活動法人 友と遊）	310
災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書（社会福祉法人 虹の会）	316
災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書（特定非営利活動法人 アザレア掛橋コネクション）	322
災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書（特定非営利活動法人 比叡平・陽だまりの会）	328
災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書（特定非営利活動法人 またあした）	334
災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書（社会福祉法人 ゆたか会）	340
災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書（社会福祉法人 志賀福祉会）	346
災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書（一般社団法人大野木長寿村まちづくり会）	352
大規模広域災害時におけるフォークリフトの提供に関する協定（トヨタL&F近畿株式会社 他5事業者）	358
災害時等における環境性能車両の提供に関する協定（株式会社京滋マツダ）	364
大規模災害時等における車両提供に関する協定書（トヨタレンタリース滋賀株式会社）	368
災害時等における物資の輸送・荷役等に関する協定（一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク）	373
マリーナ施設等の利用に関する災害時応援協定（ヤンマーコーポレーション株式会社）	377
8 医療・救助等に関する協定書	
災害救助法による救助等に関する委託契約書（日本赤十字社滋賀県支部）	384
災害時の医療救護活動に関する協定書（（社）滋賀県医師会、滋賀県歯科医師会、滋賀県看護協会、滋賀県薬剤師会、滋賀県病院協会、県内災害拠点病院）	385
災害時における医薬品等の供給に関する協定書（滋賀県医薬品卸協会）	389
災害時における医療ガス等の供給に関する協定書（日本産業・医療ガス協会 近畿地域本部京滋支部）	391
災害時における医療機器等の供給に関する協定書（京都医療機器協会）	394
災害時における社団法人滋賀県柔道整復師会の協力に関する協定書（滋賀県柔道整復師会）	397
災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書（近畿臨床検査薬卸連合会）	402
原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定（滋賀県放射線技師会、日本診療放射線技師会）	408
災害時における高齢者福祉施設等への支援に関する基本協定（滋賀県老人福祉施設協議会）	413
災害時におけるはり師およびきゅう師の業務の提供に関する協定書（滋賀県鍼灸師会）	416
災害時におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師およびきゅう師の業務の提供に関する協定書（滋賀県鍼灸マッサージ師会）	418
大規模災害時の福祉避難所等における人的支援に関する協定（一般社団法人 滋賀県介護福祉士会）	420
大規模災害時の福祉避難所等における人的支援に関する協定（公益社団法人 滋賀県社会福祉士会）	422
滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（一般社団法人滋賀県保育協議会）	424
滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（滋賀県介護サービス事業者協議会連合会）	426
滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（滋賀県児童成人福祉施設協議会）	428
滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（社会福祉法人六心会内 滋賀県老人福祉施設協議会）	430
滋賀県災害派遣福祉チームの派遣調整に関する協定（社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会）	432
滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定(公益社団法人滋賀県社会福祉士会)	434
滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（一般社団法人滋賀県介護福祉士会）	436
災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書(公益社団法人滋賀県栄養士会)	438
滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定(訪看ステーション連絡協議会)	440
滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定(老健協)	442
滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定(ケアマネ協)	444
9ー住宅・生活支援に関する協定	
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（プレハブ建築協会）	446
災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定書（滋賀県宅地建物取引業協会）	447
災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定書（全日本不動産協会滋賀県本部）	448
災害時における生活衛生営業関係団体による支援に関する協定書（滋賀県生活衛生協会、滋賀県生活衛生営業指導センター）	454
災害時における相談業務の支援に関する協定（滋賀自由業団体連絡協議会）	457
災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書（住宅金融支援機構）	463
大規模災害発生時における法律相談の実施に関する協定書（滋賀弁護士会）	465
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（全国木造建設事業協会）	470
大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定（府県宅地建物取引業協会）	471
大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定（全国賃貸住宅経営者協会連合会、日本賃貸住宅管理協会）	476
大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定（全日本不動産協会府県本部）	480
災害時における宿泊施設等の提供に関する協定（滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合）	485
災害時における電動車両等の支援に関する協定（滋賀三菱自動車販売株式会社）	488
災害時における住家被害認定調査等に関する協定書（公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会）	492
災害時における被災した住宅の応急修理および障害物の除去に関する協定書（滋賀県建築組合）	500

1 0－廃棄物に関する協定		
災害および感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関する協定書（滋賀県環境整備事業協同組合）	503	
災害および感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関する協定書(湖北清掃事業協同組合)	504	
災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書（滋賀県産業資源循環協会：旧滋賀県産業廃棄物協会）	505	
災害時における被災建築物等の解体撤去等の協力に関する協定書(滋賀県解体工事業協会)	510	
1 1－葬祭用品等に関する協定		
災害時等における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定書（ドライアイスメーカー会、全日本ドライアイスディーラー会）	514	
災害時における棺および葬祭用品の供給等に関する協定書（全日本冠婚葬祭互助協会）	520	
災害時における棺および葬祭用品の供給ならびに遺体の搬送等に関する協定書（滋賀県葬祭事業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会）	524	
1 2－応急復旧活動に関する協定		
災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（滋賀県建設業協会）	530	
災害時における応急対策活動への応援に関する協定書（滋賀県塗装工業協同組合）	536	
災害時における滋賀県所管施設の緊急災害対策業務に関する協定書（全国地質調査業協会連合会関西地質調査業協会）	541	
災害時における土木施設の応急復旧に係る初動活動等への応援協力に関する協定書（滋賀県建設業協会各支部）	547	
災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（滋賀県造園協会）	556	
災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（滋賀県電業協会）	562	
災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（滋賀県電気工事工業組合）	567	
地震災害時における流域下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定書（滋賀県下水道管路維持協会）	572	
災害時における水道施設の応急復旧の応援協定（滋賀県管工事業協同組合連合会）	579	
災害時等における相互協力に関する協定書（西日本高速道路）	583	
災害時等における相互協力に関する協定書（中日本高速道路）	590	
自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定（日本下水道施設業協会）	597	
災害時における被災建築物応急危険度判定に関する協定書（滋賀県建築士会）	598	
災害時における調査等の相互協力に関する協定（土木学会関西支部）	600	
災害時における通行妨害車両等の排除活動等に関する覚書（日本自動車連盟関西本部滋賀支部）	604	
災害時における応急活動への応援に関する協定（滋賀県道路建設協会）	608	
災害時における水利等の供給支援協力に関する協定書（大津生コンクリート協同組合、湖東生コン協同組合、湖北生コンクリート協同組合）	613	
災害時における滋賀県公共土木施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書（滋賀県測量設計技術協会）	617	
災害時における滋賀県公共土木施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書（滋賀県建設コンサルタント協会）	624	
災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括協定書（日本建設業連合会関西支部）	631	
災害時における機械設備の応急業務に関する協定書（滋賀県空調衛生設備工業会）	637	
滋賀県・日本下水道事業団災害支援協定(日本下水道事業団)	639	
災害時における相互協力に関する協定書((独)水資源機構琵琶湖総合開発総合管理所)	644	
大規模断水時における情報供給および役割分担に係る協定書（(公社)日本水道協会　滋賀支部）	650	
災害時等における滋賀県所管施設の災害等緊急対策業務に関する協定書（滋賀県建築設計監理事業協同組合）	652	
災害時等におけるクレーン等の供給に関する協定（（一社）全国クレーン建設業協会　滋賀支部）	659	
自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定（滋賀県下水道管路維持協会）	662	
災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（日本下水道管路管理業協会）	671	
災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定（全国上下水道コンサルタント協会関西支部）	679	
災害時等における水道水質検査業務に関する協定書(大津市企業局)	686	
災害時等における資機材レンタルの協力に関する協定（株式会社アクティオ）	688	
1 3－その他の災害対応に関する協定等		
災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定（滋賀県警備業協会）	693	
災害時における災害救助犬の出動に関する協定書（日本レスキュー協会）	697	
緊急事態における隊友会の支援に関する基本協定書（隊友会滋賀県隊友会）	700	
災害時における被災動物救護活動に関する協定書（公益社団法人滋賀県獣医師会）	703	
災害時におけるボランティア支援に関する協定書（ライオンズクラブ国際協会335複合地区）	707	
災害時における被災地支援に関する協定書（日本青年会議所近畿地区協議会）	709	
安定ヨウ素剤の貸与に関する覚書（関西電力）	712	
災害に係る情報発信等に関する協定(ヤフー株式会社)	714	
災害時における外国人県民支援に関する協定（公益財団法人　滋賀県国際協会）	718	
大規模広域災害時における連携・協力に関する協定（関西電力株式会社）	722	
大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書（関西電力送配電株式会社）	725	
大規模広域災害時における連携・協力に関する協定（西日本電信電話株式会社）	732	
大規模広域災害時における連携・協力に関する協定（大阪ガス株式会社）	735	
大規模災害時等における施設の応急利用に関する協定（株式会社滋賀銀行）	738	
災害時代替庁舎におけるレンタル資機材等の供給に関する協定（一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション）	742	
大規模災害時等における施設の応急利用に関する協定（高島市商工会）	748	
災害時における災害救助犬の出動に関する協定（一般社団法人ジャパンケネルクラブ）	752	
1 4－包括的連携に関する協定等		
滋賀県と（株）セブン-イレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定（株式会社セブン-イレブン・ジャパン）	761	
滋賀県とイオン株式会社との包括的連携協定（イオン株式会社）	763	
滋賀県と中日本高速道路株式会社との包括的連携協定（中日本高速道路株式会社）	765	
滋賀県と西日本旅客鉄道株式会社との包括的連携協定（西日本旅客鉄道株式会社）	767	
滋賀県と西日本高速道路株式会社との包括的連携協定（西日本高速道路株式会社）	769	
滋賀県と株式会社ファミリーマートとの包括的連携協定（株式会社ファミリーマート）	771	
滋賀県と株式会社ローソンとの包括的連携協定（株式会社ローソン）	773	
滋賀県とヤマト運輸株式会社との包括的連携協定（ヤマト運輸株式会社）	775	
滋賀県と株式会社平和堂との地域密着連携協定（株式会社平和堂）	777	
滋賀県と大塚製薬株式会社との包括的連携協定（大塚製薬株式会社）	779	
滋賀県と株式会社日本旅行との包括的連携協定（株式会社日本旅行）	781	
滋賀県と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との包括的連携協定（損害保険ジャパン日本興亜株式会社）	783	
滋賀県と三井住友海上火災保険株式会社との包括的連携協定（三井住友海上火災保険株式会社）	785	
滋賀県と日産グループとの包括連携協定（滋賀日産自動車株式会社等）	787	

災害時における彦根地方気象台職員の滋賀県への派遣に関する取り決め

彦根地方気象台（以下「甲」という。）と滋賀県（以下「乙」という。）は乙の行う防災活動を支援するために、滋賀県地域防災計画に基づき、甲の職員を乙へ派遣することに関し、次のとおり取り決めるものとする。

（目的）

第1条 本取り決めによる甲の職員の派遣（以下「職員の派遣」という。）は、乙の防災活動に資するために気象、地象（地震を含む。）に関する解説を必要とする場合に、乙の要請に基づき、甲乙相互の協力の下、実施するものである。

（用語の定義）

第2条 この取り決めにおいて、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 配備要員 乙の防災配備に関する諸規定により、配備につく乙の職員をいう。

二 情報連絡員 甲から乙へ派遣し、気象等の解説を行う甲の職員をいう。

（派遣の要請）

第3条 乙は、滋賀県内において気象、地象（地震を含む。）の大きな影響が予想され、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合にあっては、必要に応じ甲に職員の派遣を要請することができる。

（派遣要請の決定）

第4条 乙の派遣要請は、総合防災課で協議し、防災監の承認をもって決定する。

2 前項において、防災監の承認を得るいとまがない場合は、総合防災課長の承認をもって決定する。

（派遣要請の方法および要請者）

第5条 乙から甲に対する派遣要請は、総合防災課員が電話等により口頭連絡で行い、後刻、文書（様式1）を送付するものとする。

（職員の派遣）

第6条 甲は、乙から前条の職員の派遣の要請があった場合、業務に支障のない範囲で職員の派遣を行うものとする。

2 甲は、派遣要請を受けた場合、台長の承認をもって情報連絡員の派遣を決定する。

3 前項による職員の派遣は、甲の業務の一環として行うものとする。

甲は、派遣を決定した場合、乙の要請者に対し、情報連絡員の職名、氏名、派遣時刻等を電話により口頭で連絡し、後刻、文書（様式2）を防災業務課長が送付する。

（場所、機材の提供）

第7条 乙は、甲から派遣された職員が、乙の施設内において業務を遂行するために必要となる場所、機材等を提供する。

（派遣要請の終了）

第8条 乙は、相当規模の災害の発生又は拡大のおそれがなく、かつ、気象等の解説の必要がなくなった場合、情報連絡員の派遣要請を終了する。

2 派遣要請の終了の連絡は、総合防災課員から派遣職員に対して行う。

（その他）

第9条 この取り決めに定めるもののほか、取り決めの実施に必要な事項は、甲と乙が協議の上、別に定める。

附則

1 この取り決めは、平成18年9月 1日から適用する。

2 この取り決めは、2通作成し、甲、乙各1通を保有する。

平成18年9月 1日

甲	彦根地方気象台 防災業務課長	北 谷 実
乙	滋賀県 県民文化生活部 総合防災課長	小 谷 克 志

(様式1)

****第 号
年 月 日

彦根地方気象台長 様

滋賀県知事

情 報 連 絡 員 派 遣 要 請 書

滋賀県地域防災計画に基づき、下記のとおり情報連絡員の派遣を要請します。

記

1 災 害 名 等

2 初 動 体 制 年 月 日 時 分 (24時間表示)
(気象予警報等)

3 派遣要請時の 年 月 日 時 分 (24時間表示)
県の体制

4 被 害 状 況

5 派遣要請日時 年 月 日 時 分 (24時間表示)

6 派 遣 要 請 者

(1) 職 ・ 氏 名

(2) 連 絡 先

7 受入希望日時 年 月 日 時 分 (24時間表示)
(会議開催時刻)

8 そ の 他

(様式2)

****第 号
年 月 日

滋賀県知事 様

彦根地方気象台長

情報連絡員派遣通知書

年 月 日付け ****第 号で要請のあった件については、下記のとおり情報連絡員を派遣します。

記

1 災 害 名 等

2 派遣要請受付日時 年 月 日 時 分 (24時間表示)

3 派遣要請受付け者

(1) 職 名 ・ 氏 名

(2) 連 絡 先

4 情報連絡員職名・氏名

5 派遣予定日時 年 月 日 時 分 (24時間表示)

6 そ の 他

第 4 章 政府所有米穀の販売

I 通常時の販売

第 11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備

(1) 農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事(以下「知事」という。)又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が発動され、救援を行う場合

(2) (1) の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする。

イ 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける。

ウ イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない

(ア) (1) のアの場合は、30 日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3 か月以内)であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1) のイの場合は、3 か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売する場合は、以下により販売手続を行う。

(1) 政策統括官は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事と売買契約書（案）（様式 4-24）により契約を締結する。

(2) 農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(3) 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1) 及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式 4-24）により契約を締結するものとする。

災害時の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局企画部長と、福井県土木部長、滋賀県土木交通部長、京都府土木建築部長、大阪府土木部長、兵庫県県土整備部長、奈良県土木部長及び和歌山県県土整備部長（以下、「各構成機関」という。）は、各構成機関が管理する公共施設等に災害が発生し又はその恐れがある場合（以下、「災害が発生した場合」という。）の応援をより円滑に行うため、次のとおり申し合わせを締結する。

（目 的）

第1条 この申し合わせは、災害が発生した場合、近畿地方整備局及び各構成機関が連携することにより初動時の情報の収集・伝達を迅速に実施し、円滑な応急復旧及び二次災害の防止を図ることを目的とする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、以下の業務とする。

- 一 被害情報の収集・伝達
- 二 災害応急復旧
- 三 二次災害の防止
- 四 その他必要と認められる事項

（被害情報の収集・伝達）

第3条 災害が発生した場合は、相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

- 2 近畿地方整備局及び各構成機関は、予め連絡体制を共有しておくものとする。

（応援の要請）

第4条 災害が発生した場合は、必要に応じ各構成機関は、近畿地方整備局企画部へ口頭または電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- 2 近畿地方整備局企画部は、前項の要請を受け応援を行う場合は、当該構成機関に応援する旨を口頭または電話により伝え、事後速やかに文書対応を行うものとする。

（応援の実施）

第5条 近畿地方整備局は、第2条の応援にあたり各構成機関からの応援要請に対して、災害対策用資機材等及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

- 2 近畿地方整備局が保有する災害対策用資機材は、別表「災害対策用資機材一覧表」によるものとする。

なお、変更が生じた場合は、年度当初に近畿地方整備局から報告を行う。

（要請によらない応援）

第6条 災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、第4条1項の要請をまついとまがないと認められるときは、近畿地方整備局は第2条一項の規定に関し独自の判断で応援できるものとする。

この場合、速やかに電話等により各構成機関に伝えとともに、文書により応援内容を通知する。

（費用負担）

第7条 要請に基づく応援に要する費用は、原則として要請を行った各構成機関の負担とする。

（その他）

第8条 この申し合わせに定めのない事項に関しては、その都度協議するものとする。

平成17年 6月 14日

国土交通省近畿地方整備局企画部長
福井県土木部長
滋賀県土木交通部長
京都府土木建築部長
大阪府土木部長
兵庫県県土整備部長
奈良県土木部長
和歌山県県土整備部長

災害時等の応援に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市（以下「県市」という。）で第1号に掲げる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに第2号及び第3号に掲げる事態（以下「災害時等」という。）において、被災県市又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある県市（以下「被災県市等」という。）では被災者等（避難住民並びに大規模災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害による被災者をいう。以下同じ。）の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災県市等の要請に基づき行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第1条に定める武力攻撃事態等
- (3) 武力攻撃事態対処法第25条第1項に定める緊急処理事態

(応援県市)

第2条 大規模な災害時等においては、救援活動等を速やかに実施できる体制を執るため、応援県市は、必要に応じ被災県市等に対する救援対策本部を設置することができる。

- 2 応援県市は、相互に連絡をとり、主たる応援県市を決定する。
- 3 主たる応援県市は、速やかに救援対策本部を設置するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援県市が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん
 - ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん
 - エ 避難、救援・救護、救助活動及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
 - (2) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における必要な措置
 - (3) 被災者等の一時収容のための施設の提供
 - (4) 医療機関による傷病者の受入
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 各県市は、前項の応援が円滑に実施できるよう必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする県市は、別に定める内容を明らかにして、他の県市に要請するものとする。

- 2 各県市は、前項の要請を円滑に行うため、通信手段の整備に努めるものとする。

(災害時等における自主的活動)

第5条 災害時等であって別に定めるときに通信途絶等により被災県市等から前条の要請がない場合、他の県市は速やかにその被災状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県市の負担とする。

- 2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県市の負担とする。
- 3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災県市等が、被災県市等への往復の途中において生じたものについては、応援県市が賠償の責めに任ずる。
- 4 前3項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災県市等及び応援県市が協議して定める。

(情報交換)

第7条 各県市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民保護計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 各県市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、他の県市主催の防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会を設置するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、関係県市が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年7月26日から施行する。

2 平成7年11月14日締結の協定は、平成19年7月25日限りで廃止する。

平成19年 7月26日

富山県知事 石川県知事 福井県知事 長野県知事 岐阜県知事 静岡県知事 愛知県知事
三重県知事 滋賀県知事 名古屋市長

災害時等の応援に関する協定 実施細則（防災）

（趣旨）

第1条 この実施細則は、「災害時等の応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち協定第1条第1号に掲げる災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害に関する事項の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援縣市）

第2条 協定第2条第1項に基づく応援縣市の救援対策本部の業務は、次のとおりとし、第3項に基づき決定される主たる応援縣市の調整に基づき、行うものとする。

- (1) 被災縣市の情報収集と状況把握
 - (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
 - (3) 中部9県1市連絡事務所への連絡員派遣
 - (4) 震度7の地震が中部9県1市内で発生、又は災害発生時に被災縣市と連絡がとれない場合、速やかに初動時に必要な物資を準備し、必要に応じ搬出
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うため必要な業務
- 2 前項の応援縣市の救援対策本部には、被災縣市への一元的、一体的な応援のため、必要に応じ、応援県の市町村等の応援関係団体が参加することができるものとする。
- 3 協定第2条第2項に基づく主たる応援縣市は、別表1のとおり、決定するものとする。
- 4 協定第2条第3項に基づく主たる応援縣市の救援対策本部の業務は、次のとおりとする。
- (1) 被災縣市災害対策本部内での中部9県1市連絡事務所の設置及び連絡員派遣
 - (2) 被災縣市の情報収集と状況把握
 - (3) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
 - (4) 要請内容の協定縣市への適切な仕分け（コーディネート）
 - (5) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
 - (6) 被災縣市および災害応急活動実施機関との連絡調整
 - (7) 被災者の受入施設（病院・福祉施設・仮設住宅等）の確保および調整
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うため必要な業務
- 5 前各項の業務の遂行に関し必要な事項は、別に定める。

（応援の内容）

第3条 協定第3条第1項の規定に基づく物資、資機材及び応急復旧に必要な職員の状況等は、常時実態どおり把握しておくものとし、そのうち、緊急時に必要な食料・生活必需品・医薬品の内容に変更があったときは、速やかに、各縣市に連絡するものとする。

2 協定第3条第2項の規定に基づき、物資、資機材の備蓄に努めるとともに、各地域におけるこれらの製造業者又は販売業者等と災害時における物資等の調達に関する協定を締結するよう努めるものとする。

（応援要請の手続）

第4条 応援を受けようとする縣市は、無線又は電話等（以下「無線等」という。）により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 物資等の搬入、人員の派遣
- ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
イ 人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

(応援実施の手続)

- 第5条 要請を受けた県市は、要請事項の確認後、速やかに、各応援県市と連絡調整し、要請事項および搬入・派遣に要する時間などの応援計画を無線等により被災県市に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。
- 2 要請を受けた県市と協定第2条第2項に規定する主たる応援県市とが異なる場合は、主たる応援県市が前項の手続きを行うものとする。

(応援物資の受領の通知)

- 第6条 被災県市は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

- 第7条 主たる応援県市は、応援が終了したときは、被災県市に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(災害時等における自主的活動)

- 第8条 協定第5条に規定する別に定めるときとは、震度6弱以上の地震による災害をいう。
- 2 協定第5条に規定する自主的な情報収集活動の内容は、次のとおりとする。
- (1) ヘリコプター等による被災状況の収集
 - (2) 職員派遣による情報収集
 - (3) その他効果的な情報収集
- 3 前項により知り得た情報は、被災県市および他の県市に速やかに伝達するものとする。
- 4 第2項の情報収集活動または他の県市からの情報により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災県市等と連絡ができない場合は、他の県市と連絡調整を行いながら自主的に応援活動を実施するものとする。
- 5 応援県市は、災害直後、自主的な応援活動のため職員等を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。
- 6 第2項から前項までの活動は、各県市の友愛精神のもとに行うものであり、この場合においては、被災県市等から協定第4条の規定に基づく応援要請があったとみなし、その応援手続は、細則第4条から第7条までの規定を準用し、事後処理を行うものとする。

(経費の負担)

- 第9条 協定第5条の規定に基づく自主的な情報収集および前条第4項の規定に基づく自主的活動に要した経費は、応援県市の負担とする。
- 2 応援職員の派遣に要する経費については、応援県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費および諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

- 第10条 協定第7条の規定に基づく共通の情報は次のとおりとし、変更の都度、各県市に報告するものとする。
- (1) 連絡担当部局および通信手段一覧表(別表2)

- (2) 備蓄物資、業者提携物資一覧表
 - (3) ヘリポート及びヘリコプター離着陸可能箇所
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、共通の情報として必要と認められる内容
- 2 隣接県市は、同条に定める情報のほか、次の内容についても情報交換し、より緊密な連絡体制を維持することとする。
- (1) 輸送ルート、応援物資の集積場所等の応援に必要な情報
 - (2) 病院・福祉施設などの所在地、入院入所可能数
 - (3) 避難所の位置
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる内容

附 則 この実施細則は、平成 24 年 8 月 6 日から施行する。

平成 24 年 8 月 6 日

富山県知事政策局長 石川県危機管理監 福井県危機対策監
長野県危機管理監兼危機管理部長 岐阜県危機管理統括監 静岡県危機管理監
愛知県防災局長 三重県防災対策部長 滋賀県防災危機管理監 名古屋市消防長

(別表 1)

被災縣市と主たる応援縣市の一覧表

被災縣市	主たる応援県順位
富山県	1 石川県 2 長野県 3 岐阜県
石川県	1 富山県 2 福井県 3 岐阜県
福井県	1 石川県 2 岐阜県 3 滋賀県
長野県	1 富山県 2 石川県 3 岐阜県
岐阜県	1 愛知県 2 三重県 3 富山県
静岡県	1 愛知県 2 長野県 3 岐阜県
愛知県	1 岐阜県 2 三重県 3 静岡県
三重県	1 愛知県 2 岐阜県 3 滋賀県
滋賀県	1 三重県 2 福井県 3 岐阜県

※どの県が主たる応援縣市として活動するか、中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県（名古屋市の場合は愛知県）が確認し、中部 9 県 1 市内で共有する。

※名古屋市は、愛知県と調整の上、応援を行う。

※順位内の県で応援できない場合、中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県が主たる応援縣市を調整し、定める。

※中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県が被災した場合、翌年度の中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県が代行する。なお、翌年度の中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県が調整できない場合、建制順の次席の県が担う。以下同じ。

(別表2)

連絡担当部局及び通信手段一覧表

県市名	担 当 部 局 課 室 名	一 般 加 入 電 話			行政電話	消防防災 電 話 (F A X)	地域衛星電話 (F A X)	E メール
		代 表 (内 線)	直 通 (時間外)	F A X (時間外)				
富 山	知 事 政 策 局 防災・危機管理課	〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号			—	16-3363 (16-2827)	0161113363 (0161112827)	abosaikikikanr i@pref.toyama. lg.jp
		076-431-4111 (内線 3363)	076-444-3187 (076-431-4111)	076-432-0657 (076-432-0657)				
石 川	危 機 管 理 監 室 危 機 対 策 課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地			5295 2376	17-4290 (17-6897)	0171114290 (0171116743)	e170700@pref. ishikawa.lg.jp
		076-225-1111 (内線 4289)	076-225-1482 (076-225-1482)	076-225-1484 (076-225-1484)				
福 井	安 全 環 境 部 危機対策・防災課	〒910-8580 福井市大手3丁目17-1			5495 2172	18-111 (18-112)	018111612172 (018111612189)	kikitaisaku@pr ef.fukui.lg.jp
		0776-21-1111 (内線 2171)	0776-20-0308 (0776-21-1111)	0776-22-7617 (0776-22-7617)				
長 野	危 機 管 理 部 危機管理防災課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2			—	20-213 (20-241)	0202315225 (0202318741)	bosai@pref.nag ano.lg.jp
		026-232-0111 (内線 5208)	026-235-7184 (026-235-7184)	026-233-4332 (026-233-4332)				
岐 阜	防 災 課	〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号			—	21-671 (21-679)	02140022746 (021400725)	c11115@pref. gifu.lg.jp
		058-272-1111 (内線 2746)	058-272-1125 (058-272-1034)	058-271-4119				
静 岡	危 機 管 理 部 危機政策課	〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号			—	22-31 (22-26)	0227003731 (0227006250)	boukei@pref. shizuoka.lg.jp
		—	054-221-3731 (054-221-2072)	054-221-3252 (054-221-3252)				
愛 知	防 災 局 災害対策課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2			—	23-1128 (23-1517)	0236002512 (0236001510)	saigaitaisaku@ pref.aichi. lg.jp
		052-961-2111 (内線 2512)	052-954-6193 (052-954-6844)	052-954-6912 (052-954-6995)				
三 重	防 災 対 策 部 災害対策課	〒514-8570 津市広明町13番地			—	24-11 (24-11切替)	02410182189 (02410182199)	staisaku@pref. mie.lg.jp
		—	059-224-2189 (059-224-2189)	059-224-2199 (059-224-2199)				
滋 賀	防災危機管理局	〒520-8577 大津市京町4-1-1			—	25-823 (25-850)	025100823 (025100850)	as00@pref.shig a.lg.jp
		077-528-3993 (内線 3432)	077-528-3432 (077-524-8516)	077-528-4994 (077-528-4994)				
名 古 屋	消 防 局 防 災 部 防 災 室	〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1			—	—	0237006111 (0237006070)	00saigaitaisak u@fd.city.nago ya.lg.jp
		052-961-1111 (内線 3522)	052-972-3522 (052-972-3534)	052-962-4030 (052-953-0119)				

※ 行政電話、消防防災電話、地域衛星電話については、はじめに識別番号を入力するか、又は、専用に電話機を使用するなど各県市庁内で使用方法が異なるため、それぞれの県市で適切な対応ができるようにしておくこと。

災害時等の応援に関する協定 実施要領（防災）

1 目的

この要領は、中部9県1市における「災害時等の応援に関する協定」第3条に規定する応援を実施するにあたり、同協定第4条および「災害時等の応援に関する協定実施細則（防災）」（以下「実施細則（防災）」という。）第4条から第7条までに規定する応援要請・実施の手続き、ならびに同細則第10条に規定する情報交換等に関して必要な事項を定める。

2 他の応援協定等との関係

水道等の個別事業担当部局が締結している既存の広域応援関連協定等がある場合で、その内容が本協定と相違する場合は、当該個別部局の協定を優先する。

3 応援実施方法等

(1) 主たる応援県市の決定

中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県（以下「幹事県」という。）は、実施細則（防災）別表1に定める順位に基づき、該当県市と調整の上主たる応援県市を決定し、被災県市へ連絡する。別表1の第3位の県まで被災するなど、主たる応援県の活動ができない場合は、非被災県市の中から、主たる応援県市を決定する。

なお、幹事県が被災するなど、主たる応援県市の決定行為等が実施できない場合は、次年度の幹事県が主たる応援県市を決定する。次年度の幹事県も被災している場合は、さらに次年度の幹事県が調整を行うものとし、以降は協定第1条に規定する県市の順に幹事県となり、調整を行うものとする。ただし、協議会幹事県が名古屋市である場合には、災害時における幹事県の業務を愛知県が行うものとする。

(2) 応援要請

被災県市は、応援要請書（様式1）により主たる応援県市にFAXで応援要請を行う。

ただし、FAXが使用できない場合は、電話、防災行政無線等により口頭で応援要請を行うものとする。

(3) 応援の受諾

主たる応援県市は、担当部局において当該県市のみで応援可能か否かについて検討を行う。

① 主たる応援県市のみで対応可能な場合

主たる応援県市は、応援受諾内容を応援通知書（様式3）により被災県市に提示し、現地受入れ先について確認を行う。

② 主たる応援県市のみでは対応不可能な場合

主たる応援県市は、被災県市からの応援要請内容について、各応援県市と調整を行った後、応援計画書（様式2）により各応援県市へ割り当てを行う。

各応援県市は、主たる応援県市から割り当てられた応援要請内容について、応援の可否を調査し、主たる応援県市へ連絡するものとする。

ア 応援できる場合

（ア）各応援県市は、直ちに主たる応援県市に応援受諾の連絡を行う。

（イ）主たる応援県市は、各応援県市の応援受諾内容を応援通知書

（様式3）により被災県市に提示し、現地受入れ先について確認を行う。

（ウ）主たる応援県市は、各応援県市に対して、割り当てを行った応援内容ならびに現地受入れ先について連絡を行う。

イ 応援できない場合

(ア) 各応援県市は、直ちに主たる応援県市に応援不可の連絡を行う。

(イ) 主たる応援県市は、各応援県市から応援不可の連絡のあった被災県市からの応援要請内容について、他の県市に対して再度調整を行うものとする。

(4) 応援の実施

主たる応援県市およびその他応援を実施する県市は、原則として各県市単位で物資(派遣職員)を現地受入れ先まで搬送(派遣)するものとする。なお、被災県市は、受入先に受入内容を十分に把握できる誘導員を待機させ、円滑に応援活動ができるように努める。

4 様式

(1) 応援要請等

応援要請・実施の手続き等に要する提出書類については、別表1のとおりとし、提出にあたっては、知事(市長)印の押印は省略できるものとする。

(2) 情報交換資料

応援の実施に必要な情報交換資料は、別表2のとおりとする。

なお、実施細則(防災)第10条第1項の第2号以下の各号に規定する情報交換資料は、別表2をもってこれに代える。

附 則

この実施要領は、平成24年8月6日から施行する。

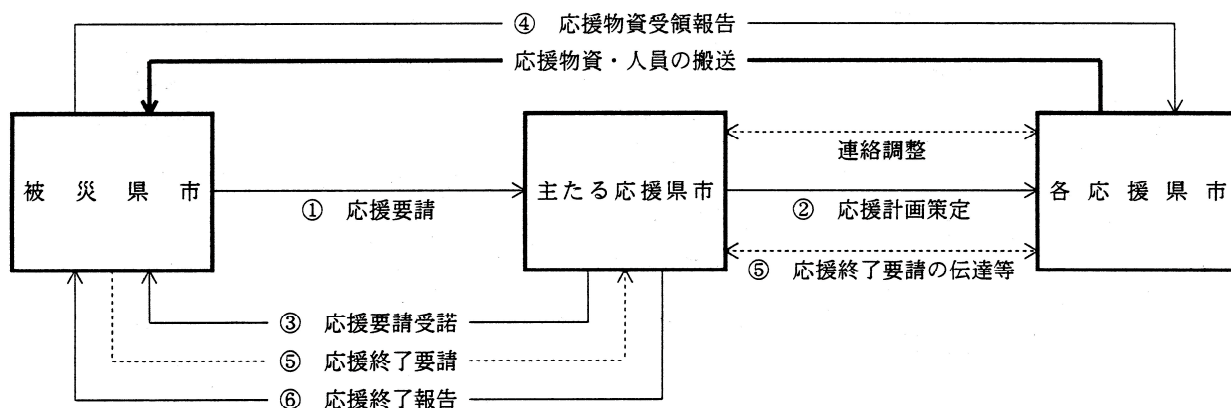
(別表 1)

応援要請・実施の手続き等に要する提出書類一覧表

		① 応 援 要 請	②応援計画策定	③応援要請受諾	④応援物資受領	⑤応援終了要請	⑥応援終了報告
書類作成元		応援要請県知事 (市長)	主たる応援県知事 (市長)	主たる応援県知事 (市長)	応援要請県知事 (市長)	応援要請県知事 (市長)	主たる応援県知事 (市長)
書類提出先		主たる応援県知事 (市長)	各 応 援 県 知 事 (市長)	応援要請県知事 (市長)	各 応 援 県 知 事 (市長)	主たる応援県知事 (市長)	応援要請県知事 (市長)
提出書類		応援要請書（様式1）	応援計画書（様式2） 応援要請書（様式1）の写し	応援通知書（様式3）	応援物資受領書（様式4）	応援終了要請書（様式5）	応援終了報告書（様式6）
添付書類	共通	被害状況（別添様式1）	被害状況（別添様式1）の写し	—	—	—	—
	物資の提供等	応援要請・計画書（別添様式2）	＊ 被災県市からの応援要請書に添付される左の様式を加筆、修正し使用する。			—	—
	人員の派遣等	応援要請・計画書（別添様式3）	＊ 被災県市からの応援要請書に添付される左の様式を加筆、修正し使用する。			—	—
	施設の提供等	応援要請・計画書（別添様式4）	＊ 被災県市からの応援要請書に添付される左の様式を加筆、修正し使用する。			—	—

(別図 1)

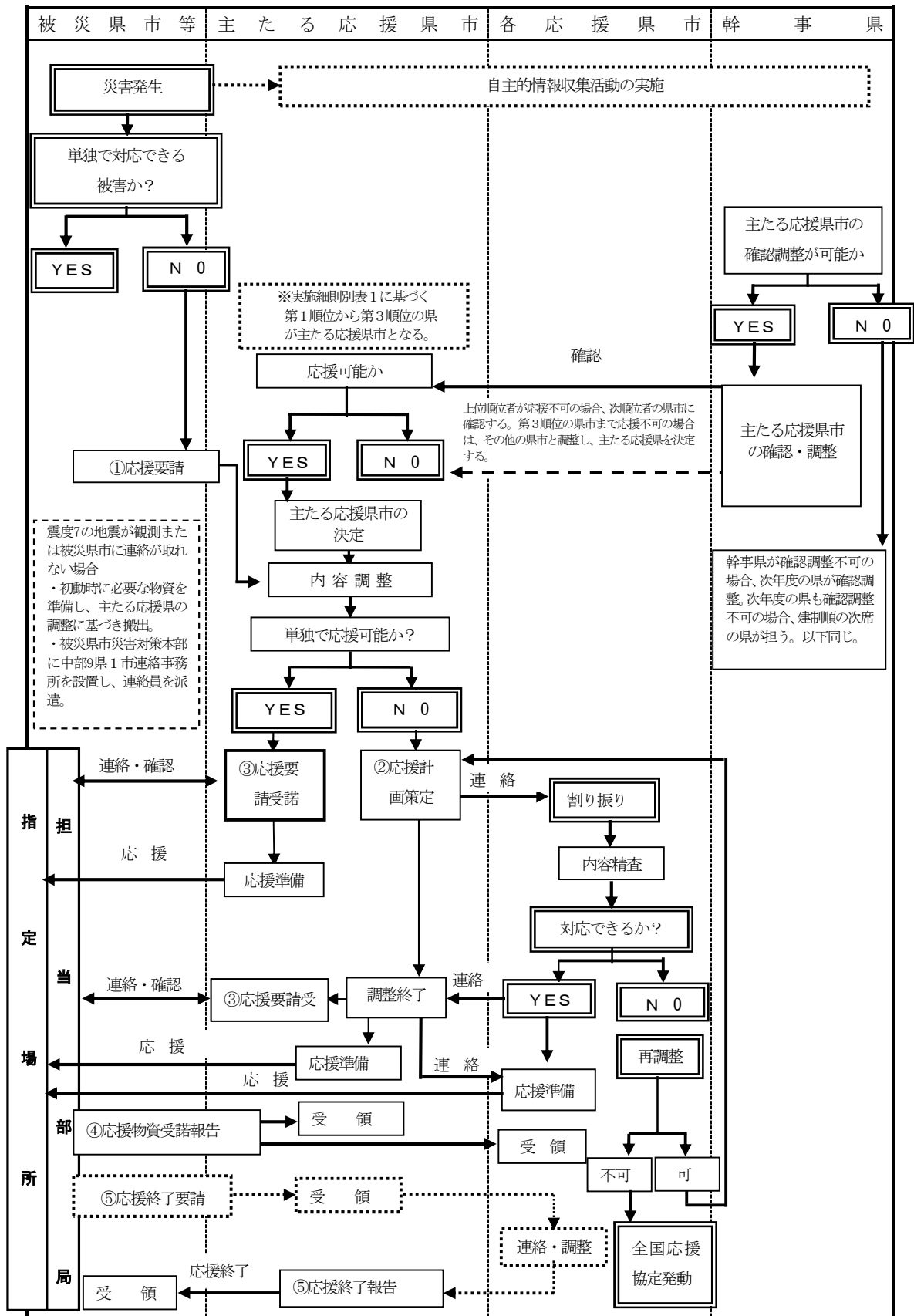
中部9県1市における「災害時等の応援に関する協定」に基づく応援手続きの流れ



(※ 協定実施細則第10条に規定する情報交換資料の様式)

(別図2)

中部9県1市における「災害時等の応援に関する協定」に基づく応援フロー図



中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会規約

(主旨)

第 1 条 この規約は、災害時等の応援に関する協定（以下「協定」という。）第 9 条に規定する「中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会」（以下「協議会」という。）の運営に必要な事項について定めるものとする。

(運営)

第 2 条 協議会の業務内容は次のとおりとする。

- (1) 協定の運用に関わる事項
- (2) その他防災および国民保護に関して必要な事項
- 2 協議会の座長は、協議会開催県市の防災担当課（室）長が当たるものとし、協定第 1 条に規定する県市の順に会計年度ごとに持ち回りとする。
- 3 協議会は、毎年度および必要に応じて開催するものとし、座長が招集する。
- 4 事務局は、座長の所属する県市におくものとし、協定第 7 条に定める情報交換資料を作成し、毎年度配布するものとする。
- 5 協議会の運営に必要な経費は、次のとおりとする。
 - (1) 県市の負担金は 5 万円とし、事務局の請求に基づき納入するものとする。
 - (2) 決算は、翌年度の座長を担当する県市の防災担当課（室）長の監査を受け、協議会に報告するものとする。
 - (3) 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(組織)

第 3 条 協議会に、会長、委員及び幹事を置く。

- 2 会長は、前条第 2 項に定める座長をもって充てる。
- 3 委員は、会長を除く各県市防災担当課（室）長及び国民保護担当課（室）長をもって充てる。
- 4 幹事は、各県市防災担当課（室）および国民保護担当課（室）課長補佐相当職または係長相当職にあるものをもって充てる。

(会議)

第 4 条 協議会は、毎年、前年度の決算報告ならびに当該年度の事業計画を審議するため総会を開催するとともに、協定及び実施細則の見直し等必要に応じて開催する。ただし、構成県市の 1 以上から要望があり、会長が必要と認めた場合は、随時開催することができる。

(事務局及び事務局長)

第 5 条 第 2 条第 4 項に規定する事務局に事務局長をおき、当該県市の防災担当主管課（室）課長補佐相当職または係長相当職にある者をもって充てる。

事務局長は、協議会等の開催経費の支払いに係る会計事務を、幹事に委任することができる

(その他)

第 6 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、座長が協議会に諮って定めるものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、平成 19 年 7 月 26 日から施行する。

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び関西広域連合は、近畿圏危機発生時の相互応援について次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。）の区域において、次の事態（以下「危機」という。）が発生し、当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策が実施できない場合に、関西広域連合及び府県が連携して府県間の応援活動を迅速に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態
- (3) 前2号に定めるもののほか、府県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

(調整)

第2条 福井県、三重県、奈良県及び関西広域連合は、被応援府県に対する応援府県の応援活動が速やかに行われるよう協議する。

2 関西広域連合は、前項の協議を踏まえ、関西広域連合構成府県を含めた広域応援について調整を行う。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 資機材の提供
- (4) 避難者及び傷病者の受入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 前項に掲げる応援を実効あるものとするため、関西広域連合及び府県は、平素から関係機関等と十分な連携を図ることにより、危機発生時の迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努める。

3 具体的な応援内容等については、必要に応じて事象ごとに別途定める。

(被害状況等の連絡)

第4条 府県は、当該府県の区域において相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合は、速やかに関西広域連合に被害状況等を連絡するものとする。

2 関西広域連合は、前項の連絡を受けた場合は、全ての府県の被害状況等を確認し取りまとめ、全ての府県に連絡するものとする。

(応援要請等の手続)

第5条 応援を受けようとする府県は、必要とする応援の内容について、関西広域連合に対し、文書により要請するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。

2 関西広域連合は、前項の要請を受けた場合は、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、被応援府県及び応援府県に対し、文書により通知するものと

する。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に文書を速やかに提出するものとする。

- 3 第1項の要請をもって、被応援府県から応援府県に対して応援の要請があったものとみなす。

(応援の実施)

第6条 前条第2項の応援計画の通知を受けた応援府県は、当該応援計画に基づき、被応援府県を応援するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として当該応援を受けた被応援府県が負担する。

- 2 被応援府県が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、被応援府県から要請があった場合には、応援府県は当該経費を一時繰替支弁する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、その応援に要した経費については武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第165条の定めるところによる。
- 4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援府県が、被応援府県への往復の途中において生じたものについては応援府県が、その損害を賠償するものとする。

(緊急派遣)

第8条 府県の区域において震度6弱以上の地震が観測された場合、又は府県間の通信の途絶等の緊急事態が生じた場合において、甚大な被害が推測されるときは、関西広域連合及び府県は、相互に調整の上、当該府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行うものとする。

- 2 前項の情報収集等の結果、特に緊急を要し第5条第1項の要請を待つ暇がないと認められるときは、府県は、同要請を待たずに緊急派遣を受けた府県を応援することができる。
- 3 前項の応援については、第5条第1項の要請があったものとみなす。

(物資等の携行)

第9条 関西広域連合及び応援府県は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換)

第10条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行えるよう、毎年6月末日までに、関西防災・減災プラン、関西広域応援・受援実施要綱、各府県地域防災計画、各府県国民保護計画その他応急活動に必要な参考資料を相互に交換するものとする。ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、相互に連絡するものとする。

(連絡会議の実施)

第11条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年度、第1条に掲げる事態に関する連絡会議を実施するものとする。

(訓練の実施)

第12条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策に関する訓練を実施するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項は、必要の都度、関西広域連合及び府県が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成24年10月25日から適用する。
- 2 この協定の適用をもって、平成18年4月26日に締結した「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、各団体記名押印の上各1通を保有する。

平成24年10月25日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定実施細目

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。）並びに関西広域連合は、平成 24 年 10 月 25 日に締結した「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」（以下「協定」という。）第 13 条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を次のとおり定める。

（全国知事会との連絡調整）

第 1 協定第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定により、関西広域連合広域防災局を担当する兵庫県は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」の近畿ブロック知事会の幹事県を担当し、他の地方ブロックの都道県に広域応援を要請する必要がある場合は、同協定に基づき被応援府県及び全国知事会等と速やかに連絡調整を行うものとする。

（被害状況等の連絡）

第 2 協定第 4 条第 1 項及び第 2 項の被害状況等の連絡は、「（危機の名称）における近畿府県の体制及び被害状況」（様式 1）により行うものとする。

（応援要請）

第 3 協定第 5 条第 1 項の応援要請は、「応援要請書」（様式 2－1）により行うものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に同要請書を速やかに提出するものとする。

2 被応援府県は、応援内容を、「応援要請内訳書 1（職員の派遣）」（様式 2－2）、「応援要請内訳書 2（物資・資機材の提供）」（様式 2－3）又は「応援要請内訳書 3（その他）」（様式 2－4）により、関西広域連合（第 4 条第 1 項ただし書のカウンターパート方式による場合は当該被応援府県を割り当てられた応援府県）に連絡するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に同内訳書を速やかに提出するものとする。

（応援の割当て）

第 4 協定第 5 条第 2 項の応援の割当ては、応援府県に応援内容及び応援先を割り当てることにより行う。ただし、被応援府県が複数の場合は、原則として、応援府県に特定の応援先となる被応援府県を割り当てるカウンターパート方式により行うものとする。

2 前項ただし書のカウンターパート方式における応援府県に対する被応援府県の割当ては、地理的条件、被応援府県の被害状況、応援府県の規模並びに協定第 8 条第 1 項の緊急派遣による派遣元及び派遣先等を考慮して決定するものとする。

3 第 1 項ただし書のカウンターパート方式による場合においても、救援物資の保有状況、被災者の避難先に関する意向、災害廃棄物の受入余力等の問題により同一の被応援府県を割り当てられた応援府県だけでは対応が困難な場合は、その都度、関西広域連合が府県間調整を行い、カウンターパート方式の応援先にかかわらず、応援府県に応援内容及び応援先を割り当てるものとする。

（応援計画）

第 5 協定第 5 条第 2 項の応援計画は、「応援計画書」（様式 3）により通知するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に同計画書を速やかに提出するものとする。

2 関西広域連合は、応援府県に応援内容及び応援先を割り当てる場合は、「応援計画内訳書 1（職員の派遣）」（様式 2－2）、「応援計画内訳書 2（物資・資機材の提供）」（様式 2－3）又は「応援計画内訳書 3（その他）」（様式 2－4）により、被応援府県及び応援府県に連絡

するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に同内訳書を速やかに提出するものとする。

- 3 第4第1項ただし書のカウンターパート方式による場合において、割り当てられた被応援府県を応援しようとする府県は、応援内容を、「応援計画内訳書1（職員の派遣）」（様式2－2）、「応援計画内訳書2（物資・資機材の提供）」（様式2－3）又は「応援計画内訳書3（その他）」（様式2－4）により、当該被応援府県及び同府県を割り当てられた他の応援府県に連絡するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に同内訳書を速やかに提出するものとする。

（応援経費の負担）

第6 協定第7条第1項の経費の負担については、次のとおりとする。

- （1）備蓄資機材及び備蓄物資等の提供に係るそれらの輸送、補充に要する経費は、被応援府県の負担とする。
- （2）応援職員の派遣に要する経費については、応援府県が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とし、被応援府県の負担とする。
- （3）応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援府県の負担とする。
- （4）その他応援に要する経費については、原則として被応援府県の負担とする。

- 2 協定第8条第1項の緊急派遣に要する経費は、派遣職員が属する府県又は関西広域連合の負担とする。

（応援経費の請求）

第7 協定第7条第2項の規定により、応援府県が応援に要した経費を繰替支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被応援府県に請求するものとする。

- （1）応援職員の派遣については、第6で規定する額
- （2）備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- （3）調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- （4）資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- （5）施設の提供については、借上料

- 2 前項に規定する請求は、応援府県の知事名による請求書（関係書類添付）により、被応援府県の知事に請求するものとする。

（緊急派遣）

第8 協定第8条第1項の緊急派遣は、甚大な被害が推測される府県が単数の場合には府県及び関西広域連合が行い、甚大な被害が推測される府県が複数の場合には府県が行うことを基本とし、緊急派遣を行う府県は、甚大な被害が推測される府県までの予測移動時間等を考慮して決定するものとする。

予測移動時間※ の短い順位	1	2	3	4	5	6	7	8
府県名								
福井県	滋賀県 (140分)	京都府 (165分)	大阪府 (182分)	奈良県 (191分)	三重県 (196分)	兵庫県 (207分)	和歌山県 (243分)	徳島県 (308分)
三重県	滋賀県 (76分)	京都府 (101分)	奈良県 (116分)	大阪府 (134分)	兵庫県 (170分)	和歌山県 (178分)	福井県 (196分)	徳島県 (269分)
滋賀県	京都府 (41分)	大阪府 (61分)	奈良県 (76分)	兵庫県 (78分)	三重県 (80分)	和歌山県 (122分)	福井県 (140分)	徳島県 (179分)
京都府	滋賀県 (41分)	大阪府 (62分)	奈良県 (85分)	兵庫県 (88分)	三重県 (101分)	和歌山県 (123分)	福井県 (165分)	徳島県 (188分)
大阪府	奈良県 (40分)	兵庫県 (42分)	滋賀県 (61分)	京都府 (62分)	和歌山県 (83分)	三重県 (134分)	徳島県 (141分)	福井県 (182分)
兵庫県	大阪府 (42分)	奈良県 (78分)	滋賀県 (80分)	京都府 (88分)	和歌山県 (111分)	徳島県 (116分)	三重県 (170分)	福井県 (207分)
奈良県	大阪府 (40分)	滋賀県 (78分)	兵庫県 (78分)	京都府 (85分)	和歌山県 (104分)	三重県 (116分)	徳島県 (177分)	福井県 (191分)
和歌山県	大阪府 (83分)	奈良県 (104分)	兵庫県 (111分)	滋賀県 (122分)	京都府 (123分)	三重県 (178分)	徳島県 (211分)	福井県 (243分)
徳島県	兵庫県 (116分)	大阪府 (141分)	奈良県 (177分)	滋賀県 (179分)	京都府 (188分)	和歌山県 (211分)	三重県 (269分)	福井県 (308分)

※経路検索サイトで各府県庁から他の府県庁までの自動車（高速道路を使田）22の予測移動時間を検索した。

(資料の交換)

第9 協定第10条の応急活動に必要な参考資料については、次のとおりとする。

- (1) 危機発生時の連絡窓口及び担当者の氏名
- (2) 関係機関の名称、所在地及び連絡窓口
- (3) 緊急物資及び資機材等の保有状況
- (4) その他必要と考えられる事項

(連絡会議の実施)

第10 協定第11条の連絡会議の運営については、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく連絡会議運営規程」に定めるものとする。

(協定適用実績の保存)

第11 協定に基づき実施した相互応援活動の実績については、関西広域連合が取りまとめて府県で共有及び保存し、その後の相互応援活動に生かすものとする。

(その他)

第12 協定第1条各号の個別の危機に関する相互応援活動の実施につき必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定実施細目に定めのない事項については、その都度、府県及び関西広域連合が協議して定めるものとする。

附 則

この協定実施細目は、平成25年3月6日から適用する。

平成25年3月6日

福井県危機対策監

三重県防災対策部長

滋賀県防災危機管理監

京都府危機管理監

大阪府危機管理監

兵庫県防災監

奈良県危機管理監

和歌山県危機管理監

徳島県危機管理部長

関西広域連合広域防災局長

(様式1)

(危機の名称) における近畿府県の体制及び被害状況

年 月 日 時現在

府県名	体 制	被 害 状 況								避難状況				備 考
		人的被害			住家被害									
		死者 (人)	行方不明者 (人)	負傷者 (人)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	一部破損 (棟)	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)	避難準備情報		自主避難		
										避難勧告 による避難 人数	避難指示 による避難 人数	(世帯)	(人)	
〇〇県	災害警戒本部 (〇月〇日〇時〇分設置) 災害対策本部 (〇月〇日〇時〇分設置)	17	28	4	53	6	15	226	186	6,183	28,467	119	215	
福井県	(月 日 時 分設置)													
三重県	(月 日 時 分設置)													
滋賀県	(月 日 時 分設置)													
京都府	(月 日 時 分設置)													
大阪府	(月 日 時 分設置)													
兵庫県	(月 日 時 分設置)													
奈良県	(月 日 時 分設置)													
和歌山県	(月 日 時 分設置)													
徳島県	(月 日 時 分設置)													
合 計														

※1 可能な限り内容を明記すること。

※2 前回からの変更箇所には下線を付けること。

(様式2－1)

第 号
年 月 日

関西広域連合長 様

要請府県知事名 印

応 援 要 請 書

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由

2 添付書類

- ・ 体制及び被害状況（様式1）
- ・ 応援要請内訳書1（様式2－2）から応援要請内訳書3（様式2－4）

3 連絡先

担当部署名

担当者名

電話番号

FAX番号

E-mail

※ 当該様式は初回のみ提出し、以降は随時、応援要請内訳書1（様式2－2）から応援要請内訳書3（様式2－4）のみを関西広域連合（カウンターパート方式による場合は自府県を応援する府県）に提出すること。

(様式2-2)

応援要請（計画）内訳書1（職員の派遣）

年 月 日 時作成

	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail
被 応 援 府 県						
応 援 計 画 内 訳 書 作 成 団 体						

応援要請内訳（被応援府県記入欄）								応援計画内訳（応援計画内訳書作成団体記入欄）					
応援要請 内訳書1 作成月日時	職種	活動内容	人員	期間	場 所 ※1	交通手段 ※2	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail	応援府県名	人員	期間	場 所	交通手段	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail
00月00日 00時	土木職	道路災害復旧 事業（設計書 作成等）	30人	00月00日 ～00月00日	〇〇土木事務所 （〇〇市〇〇） ほか ※詳細は右記担当部署と調 整してください。	陸路可	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL. 000-000-0000 FAX. 000-000-0000 000000@pref. 00000. 1g . jp	〇〇県	5人	00月00日 ～00月00日	〇〇土木事務所 （〇〇市〇〇）	電車	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL. 000-000-0000 FAX. 000-000-0000 000000@pref. 00000. 1g . jp
								〇〇府	10人	00月00日 ～00月00日	△△土木事務所 5人 （〇〇市〇〇） ××土木事務所 5人 （〇〇市〇〇）	電車、バス	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL. 000-000-0000 FAX. 000-000-0000 000000@pref. 00000. 1g . jp
								〇〇県	5人	00月00日 ～00月00日	□□土木事務所 （〇〇市〇〇）	公用車	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL. 000-000-0000 FAX. 000-000-0000 000000@pref. 00000. 1g . jp
									残10人		※全国知事会を通じて他ブ ロックの都道県に要請中		

※1 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。

※2 交通手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路（最寄りヘリポート等）又は水路（最寄り港湾等）を記入すること。

※3 可能な限り内容を明記すること。

※4 随時更新し提出すること。（充足した職種は削除し、不足している職種のみ記載すること。）

※5 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(様式2－3)

応援要請（計画）内訳書2（物資・資機材の提供）

年 月 日 時作成

	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail
被 応 援 府 県						
応 援 計 画 内 訳 書 作 成 団 体						

応援要請内訳（被応援府県記入欄）									応援計画内訳（応援計画内訳書作成団体記入欄）								
応援要請 内訳書2 作成月日時	必要時期	品目	規格・用途	数量		場 所 ※1	輸送手段 ※2	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail	応援府県名	発送時期	品目	規格	数量		場 所	輸送手段	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail
					単位									単位			
00月00日 00時	00月00日 ～未定	食料	※調理が簡単 なもの	100,000	食	〇〇県〇〇市、〇〇町内 ※詳細は右記担当部署と調整してください。	陸路可	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL. 000-000-0000 FAX. 000-000-0000 000000@pref. 00000. 1g .jp	〇〇県	00月00日	アルファ化米		30,000	食	〇〇県〇〇市〇〇 〇〇体育館	陸路 ○トラック○台 〇〇運輸㈱	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL. 000-000-0000 FAX. 000-000-0000 000000@pref. 00000. 1g .jp
									〇〇府	00月00日	アルファ化米	五目ごはん 100g/袋	40,000	食	〇〇県〇〇市〇〇 〇〇センター	陸路 ○トラック○台 〇〇運輸㈱	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL. 000-000-0000 FAX. 000-000-0000 000000@pref. 00000. 1g .jp
									〇〇県	00月00日	乾パン	100g/缶	10,000	缶	〇〇県〇〇町〇〇 〇〇体育館	陸路 ○トラック○台 〇〇運輸㈱	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL. 000-000-0000 FAX. 000-000-0000 000000@pref. 00000. 1g .jp
													残20,000	食	※全国知事会を通じて他ブ ロックの都道県に要請中		

※1 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。

※2 輸送手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路（最寄りヘリポート等）又は水路（最寄り港湾等）を記入すること。

※3 可能な限り内容を明記すること。

※4 随時更新し提出すること。（充足した品目は削除し、不足している品目のみ記載すること。）

※5 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(様式2－4)

応援要請（計画）内訳書3（その他）

年 月 日 時作成

	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail
被 応 援 府 県						
応 援 計 画 内 訳 書 作 成 団 体						

応援要請内訳（被応援府県記入欄）						応援計画内訳（応援計画内訳書作成団体記入欄）					
応援要請 内訳書3 作成月日時	内 容	要請元等	期 間	備 考	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail	応援府県名	内 容	受入れ先等	期 間	備 考	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail
記入例 00月00日 00時	避難者の受入れ （避難者数約300名）	〇〇市	00月00日～ （1か月程度）	移動用バスは被災 府県で確保可	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp	〇〇府	避難者の受入れ （避難者数約300名）	〇〇総合体育館 （〇〇市〇〇）	00月00日～ （1か月程度）		〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp
00月00日 00時	傷病者の受入れ （傷病者1名）	〇〇病院 （〇〇市〇〇）	00月00日～ （終期未定）	〇〇疾患 〇〇市の救急車に て搬送予定	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp	〇〇県	傷病者の受入れ （傷病者1名）	〇〇病院 （〇〇市〇〇）	00月00日～ （終期未定）		〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp
00月00日 00時	遺体の火葬 （遺体100体）	〇〇町	00月00日～	搬送手段は被災府 県で確保可	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp	〇〇県	遺体の火葬 （遺体100体）	〇〇火葬場 （〇〇市〇〇）	00月00日～		〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp
00月00日 00時	災害廃棄物の処理 （可燃物10万トン）	〇〇市	00月00日～		〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp	〇〇府	災害廃棄物の処理 （可燃物7万トン）	〇〇処分場 （〇〇市〇〇）	00月00日～		〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp
						〇〇県	災害廃棄物の処理 （可燃物3万トン）	〇〇処分場 （〇〇市〇〇）	00月00日～		〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp

※1 可能な限り内容を明記すること。

※2 随時更新し提出すること。（既済の案件は削除し、未済の案件のみ記載すること。）

※3 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(様式3)

第 年 月 日 号

被応援府県知事及び応援府県知事 様

関西広域連合長 印

応援計画書

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づき、下記のとおり応援計画を作成したので通知します。

記

1 被応援府県名及び応援を要請する理由

2 応援の割当て

(通常の場合 (カウンターパート方式によらない場合))

別添の応援計画内訳書1 (様式2-2) から応援計画内訳書3 (様式2-4) のとおり

(カウンターパート方式による場合)

被応援府県	左記府県を応援する府県

※ 被応援府県は、自府県を応援する府県に、応援要請内訳書1 (様式2-2) から応援要請内訳書3 (様式2-4) を随時提出すること。

3 添付書類

- ・ 応援要請書の写し
- ・ 応援計画内訳書1 (様式2-2) から応援計画内訳書3 (様式2-4) (カウンターパート方式による場合は応援要請内訳書1 から応援要請内訳書3 の写し)

4 連絡先

担当部署名

担当者名

電話番号

FAX 番号

E-mail

※ 当該様式は初回のみ発出し、以降は随時、応援計画内訳書1 (様式2-2) から応援計画内訳書3 (様式2-4) のみを発出すること。

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

- 第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(広域応援)

- 第2条 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。
- 2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。
- 3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。
- 4 都道府県は、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

(カバー（支援）県の設置)

- 第3条 都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（以下「カバー（支援）県」という。）を協議のうえ、定めるものとする。
- 2 カバー（支援）県は、被災県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。
- 3 カバー（支援）県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

(幹事県等の設置等)

- 第4条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等（ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。）を置く。
- 2 幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。
- 3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整

を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

- 4 幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。
- 5 各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。
- 6 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。
- 7 全国知事会は、第5項又は前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

（災害対策都道府県連絡本部の設置）

第5条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

- 2 連絡本部は、被災県及び被災県のカバー（支援）県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。
- 3 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（緊急広域災害対策本部の設置）

第6条 第2条第1項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部は、前条第1項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。
- 3 対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。
- 4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（広域応援の要請）

第7条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
 - (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
 - (2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
 - (3) 職種及び人数
 - (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
 - (5) 応援期間（見込みを含む。）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 4 前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
- 5 全国知事会は、第3項又は前項の連絡を受け、第2条第1項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。
- 6 広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 7 第3項又は第4項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

- 8 通信の途絶等により第3項又は第4項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があると全国知事会会長が認める場合は、第2条第1項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第8条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。

ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(ブロック間応援)

第9条 幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。

- 2 前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。
- 3 前項の応援については、第2条第3項及び第8条の規定を準用する。
- 4 被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第1項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。
- 5 第1項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成 18 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 8 年 7 月 18 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 19 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 18 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 24 年 5 月 18 日から適用する。

2 平成 19 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会東日本大震災復興協力本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成 24 年 5 月 18 日

全 国 知 事 会 会 長
京 都 府 知 事

全国知事会
東日本大震災復興協力本部本部長
埼 玉 県 知 事

北海道東北地方知事会会長
北 海 道 知 事

関 東 地 方 知 事 会 会 長
静 岡 県 知 事

中 部 圏 知 事 会 会 長
愛 知 県 知 事

近畿ブロック知事会会長
奈 良 県 知 事

中 国 地 方 知 事 会 会 長
岡 山 県 知 事

四 国 知 事 会 常 任 世 話 人
徳 島 県 知 事

九 州 地 方 知 事 会 会 長
大 分 県 知 事

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目（災害関係）

（趣旨）

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち地震等による大規模災害への対応の実施に関し、必要な事項を定める。

（所属ブロック知事会の決定）

第2条 協定第7条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、別表1を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック知事会幹事県等（ブロック知事会における支援本部等を含む。以下同じ。）の間で協議のうえ、決定する。

（別表1）

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
鳥取県	中国地方知事会
山口県	
徳島県	四国知事会

（情報収集要員の派遣）

第3条 協定第5条第2項の情報収集に当たり、通信の途絶等により被災県との連絡が取れず、かつ広域応援の要請が想定される場合等には、必要に応じ、全国知事会は、被災県の災害対策本部に情報収集要員を派遣する。

2 被災県は、情報収集要員との連絡調整に十分配慮する。

（都道府県東京事務所職員による応援）

第4条 協定第6条第3項に定める緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）に対する各都道府県東京事務所からの職員の応援については、別表2を基本として行うものとする。

(別表 2)

被災ブロック	緊急広域災害対策本部への 職員応援ブロック
北海道東北 (8) 関東 (8)	中国 (5) 四国 (4) 九州 (8)
中部圏 (7) 近畿 (7)	北海道東北 (8) 関東 (8)
中国 (5) 四国 (4) 九州 (8)	中部圏 (7) 近畿 (7)

※ () は都道府県数

- 2 協定第 6 条第 3 項に定める応援の連絡を受けた東京事務所長会の代表世話人(以下「代表世話人」という。)は、前項に定める対策本部への職員応援ブロックの世話人所長(以下「世話人所長」という。)に対策本部への職員応援を要請し、この要請を受けた世話人所長は、ブロック内の各都道府県東京事務所長に対して、対策本部への職員応援を要請する。
- 3 第 1 項、第 2 項における代表世話人、世話人所長とは東京事務所長会の機構におけるものをいう。

(業務の代行)

- 第 5 条 首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合、かつ被災県からの広域応援の要請が想定される場合には、関東地方知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。
- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県等による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

(連絡調整要員の派遣)

- 第 6 条 全国知事会及び広域応援を実施する都道府県(以下「応援県」という。)は、必要があると認めるときは、被災県の災害対策本部に連絡調整要員を派遣する。
- 2 被災県は、連絡調整要員との連絡調整に十分配慮する。

(情報収集要員等の携行品)

- 第 7 条 被災県に派遣される情報収集要員等は、災害の状況に応じて、必要となる被服、当座の食料・飲料水、携帯電話等を携行する。

(広域応援の内容)

- 第 8 条 協定第 2 条第 3 項に定める広域応援の内容は、次のとおりとする。
- (1) 人的支援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営支援に必要な要員
- ウ 支援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2) 物的支援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(3) 施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 傷病者の受け入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地
- カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第9条 協定第8条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

第10条 協定第8条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

2 前項に規定する請求は、応援県の知事名による請求書（関係書類添付）により、被災県の知事に請求する。

（カバー（支援）ブロック）

第 11 条 協定第 9 条に規定するブロック間の応援に係るカバー（支援）ブロックは、別表 3 を基本とする。

（別表 3）

被災ブロック	カバー（支援）ブロック
北海道東北	関東
関東	北海道東北
中部圏	近畿
近畿	中部圏
中国・四国	九州
九州	中国・四国

附則 この実施細目は、平成 19 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 18 年 7 月 12 日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成 24 年 5 月 18 日から適用する。

2 平成 19 年 7 月 12 日から適用した実施細目は、これを廃止する。

岐阜県・滋賀県航空消防防災相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、岐阜県及び滋賀県において、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、次の各号に定める場合で、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知）の対象となる大規模特殊災害を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

- (1) 保有するヘリが点検、整備のため出動できない場合
- (2) 保有するヘリのみでは、出動事案に応えられない場合
- (3) 保有するヘリが出動体制を整えるまでに相当の時間を要する場合
- (4) その他ヘリによる応援活動が有効な場合

(応援活動の位置付け)

第3条 ヘリの応援活動の内容が救急搬送等消防の業務である場合には、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村等（常備消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法第21条第1項による応援活動があったものとする。

(応援要請手続)

第4条 前条に規定する応援要請の手続きは、電話又はファクシミリにより下記事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な応援の内容
- (3) 発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の職・氏名及び現場との連絡方法
- (5) 現場の気象状況
- (6) ヘリが離着陸する場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

(応援要請先)

第5条 応援要請の連絡先は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目に定める両県の「連絡・要請窓口の名称」とする。

(応援の中断)

第6条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側の長はヘリの応援を要請側と協議のうえ中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第7条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。

ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

2 ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のため出動したヘリの指揮)

第8条 応援出動したヘリの指揮は、要請側の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また、応援活動の内容が第3条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

- 2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

(事故等の連絡)

第9条 要請県は、応援航空隊に次の事故が発生したことを覚知したときは、すみやかに応援県に対し必要な事項を報告しなければならない。

- (1) 人の死傷を伴う事故
- (2) ヘリの重大な損傷を伴う事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員の給与、旅費、航空機の燃料（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品等の通常経費は、応援側の負担とする。

- 2 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側の負担とする。

ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

- 3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

- 4 前各項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

(連絡調整)

第11条 両県の長は、応援を円滑に行うことができるように次に掲げる項目をあらかじめ連絡調整するものとする。

- (1) ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離着陸場
- (2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法
- (3) ヘリの諸元及び性能
- (4) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制
- (5) ヘリの整備、修理等により長期にわたり運航不能が予測される場合の事前連絡
- (6) その他必要な事項

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度両県が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、両県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成10年3月10日

岐阜県知事 梶原 拓

滋賀県知事 稲葉 稔

三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、三重県及び滋賀県において、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、次の各号に定める場合で、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知）の対象となる大規模特殊災害を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

- (1) 保有するヘリが点検、整備のため出動できない場合
- (2) 保有するヘリのみでは、出動事案に応えられない場合
- (3) 保有するヘリが出動体制を整えるまでに相当の時間を要する場合
- (4) その他ヘリによる応援活動が有効な場合

(応援活動の位置付け)

第3条 ヘリの応援活動の内容が救急搬送等消防の業務である場合には、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村等（常備消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法第21条第1項による応援活動があったものとする。

(応援要請手続)

第4条 前条に規定する応援要請の手続きは、電話又はファクシミリにより下記事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な応援の内容
- (3) 発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の職・氏名及び現場への連絡方法
- (5) 現場の気象状況
- (6) ヘリが離着陸する場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

(応援要請先)

第5条 応援要請の連絡先は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目に定める両県の「連絡・要請窓口の名称」とする。

(応援の中断)

第6条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側の長はヘリの応援を要請側と協議のうえ中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第7条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。

ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

- 2 ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のため出動したヘリの指揮)

第8条 応援出動したヘリの指揮は、要請側の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また、応援活動の内容が第3条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指

揮者が行うものとする。

- 2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

（事故等の連絡）

第9条 要請県は、応援航空隊に次の事故が発生したことを覚知したときは、すみやかに応援県に対し必要な事項を報告しなければならない。

- (1) 人の死傷を伴う事故
- (2) ヘリの重大な損傷を伴う事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

（経費の負担）

第10条 応援に要する派遣職員の給与、旅費、航空機の燃料（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品等の通常経費は、応援側の負担とする。

- 2 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側の負担とする。

ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

- 3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

- 4 前各項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

（連絡調整）

第11条 両県の長は、応援を円滑に行うことができるように次に掲げる項目をあらかじめ連絡調整するものとする。

- (1) ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離着陸場
- (2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法
- (3) ヘリの諸元及び性能
- (4) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制
- (5) ヘリの整備、修理等により長期にわたり運航不能が予測される場合の事前連絡
- (6) その他必要な事項

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度両県が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、両県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成10年3月10日

三重県知事 北 川 正 恭

滋賀県知事 稲葉 稔

滋賀県・奈良県航空消防防災相互応援協定

（目的）

第1条 この協定は、滋賀県及び奈良県において、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 この協定に基づく応援要請は、次の各号に定める場合で、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知）の対象となる大規模特殊災害を除くヘリの出動事案が発生した場合 に行うものとする。

- （1）保有するヘリが点検、整備のため出動できない場合
- （2）保有するヘリのみでは、出動事案に応えられない場合
- （3）保有するヘリが出動体制を整えるまでに相当の時間を要する場合
- （4）その他ヘリによる応援活動が有効な場合

（応援活動の位置付け）

第3条 ヘリの応援活動の内容が救急搬送等消防の業務である場合には、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村等（常備消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法第21条第1項による応援活動があったものとする。

（応援要請手続）

第4条 前条に規定する応援要請の手続きは、電話又はファクシミリにより下記事項を明らかにして行うものとする。

- （1）出動事案の概要
- （2）必要な応援の内容
- （3）発生の日時、場所及び状況
- （4）現場の最高指揮者の職・氏名及び現場への連絡方法
- （5）現場の気象状況
- （6）ヘリが離着陸する場所及び地上支援体制
- （7）応援に要する資機材の品目及び数量
- （8）ヘリの給油場所
- （9）その他必要な事項

（応援要請先）

第5条 応援要請の連絡先は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目に定める両県の「連絡・要請窓口の名称」とする。

（応援の中断）

第6条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側の長はヘリの応援を要請側と協議のうえ中断することができる。

（応援の始期及び終期）

第7条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。

ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

- 2 ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

（応援のため出動したヘリの指揮）

第8条 応援出動したヘリの指揮は、要請側の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また、応援活動の内容が第3条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

- 2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

（事故等の連絡）

第9条 要請県は、応援航空隊に次の事故が発生したことを覚知したときは、すみやかに応援県に対し必要な事項を報告しなければならない。

- (1) 人の死傷を伴う事故
- (2) ヘリの重大な損傷を伴う事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

（経費の負担）

第10条 応援に要する派遣職員の給与、旅費、航空機の燃料（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品等の通常経費は、応援側の負担とする。

- 2 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側の負担とする。

ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

- 3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

- 4 前各項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

（連絡調整）

第11条 両県の長は、応援を円滑に行うことができるように次に掲げる項目をあらかじめ連絡調整するものとする。

- (1) ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離着陸場
- (2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法
- (3) ヘリの諸元及び性能
- (4) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制
- (5) ヘリの整備、修理等により長期にわたり運航不能が予測される場合の事前連絡
- (6) その他必要な事項

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度両県が協議のうえ、決定するものとする。

付則 この協定は、平成11年4月1日から発効するものとする。

この協定の成立を証するため、両県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年3月25日

滋賀県知事 國松 善次

奈良県知事 柿本 善也

福井県・滋賀県航空消防防災相互応援協定

（目的）

第1条 この協定は、福井県及び滋賀県において、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 この協定に基づく応援要請は、次の各号に定める場合で、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知）の対象となる大規模特殊災害を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

- （1）保有するヘリが点検、整備のため出動できない場合
- （2）保有するヘリのみでは、出動事案に応えられない場合
- （3）保有するヘリが出動体制を整えるまでに相当の時間を要する場合
- （4）林野火災において、延焼拡大の恐れがある場合
- （5）その他ヘリによる応援活動が有効な場合

（応援活動の位置付け）

第3条 ヘリの応援活動の内容が救急搬送等消防の業務である場合には、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村等（常備消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法第21条第1項による応援活動があったものとする。

（応援要請手続）

第4条 前条に規定する応援要請の手続きは、要請側の県消防防災主管課長（以下「要請者」という。）から応援側の県消防防災主管課長（以下「応援者」という。）に対し、電話又はファクシミリにより下記事項を明らかにして行うものとする。

- （1）出動事案の概要
- （2）必要な応援の内容
- （3）発生の日時、場所及び状況
- （4）現場の最高指揮者の職・氏名及び現場への連絡方法
- （5）現場の気象状況
- （6）ヘリが離着陸する場所及び地上支援体制
- （7）応援に要する資機材の品目及び数量
- （8）ヘリの給油場所
- （9）その他必要な事項

2 応援者は、出動の可否を決定し、要請者に回答するものとする。

（応援の中断）

第5条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側の長はヘリの応援を要請側と協議のうえ中断することができる。

（応援の始期及び終期）

第6条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。

ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

2 ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

（応援のため出動したヘリの指揮）

第7条 応援出動したヘリの指揮は、要請側の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また、応援活動の内容が第3条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡を

とるものとする。

(事故等の連絡)

第8条 要請県は、応援航空隊に次の事故が発生したことを覚知したときは、すみやかに応援県に対し必要な事項を報告しなければならない。

- (1) 人の死傷を伴う事故
- (2) ヘリの重大な損傷を伴う事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

(経費の負担)

第9条 応援に要する派遣職員の給与、旅費、航空機の燃料（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側の負担とする。

ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 前各項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

(連絡調整)

第10条 両県の長は、応援を円滑に行うことができるように次に掲げる項目をあらかじめ連絡調整するものとする。

- (1) ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離着陸場
- (2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法
- (3) ヘリの諸元及び性能
- (4) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制
- (5) ヘリの整備、修理等により長期にわたり運航不能が予測される場合の事前連絡
- (6) その他必要な事項

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度両県が協議のうえ、決定するものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成15年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、両県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年3月27日

福井県知事 栗田 幸雄

滋賀県知事 國松 善次

滋賀県と和歌山県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等における 相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、滋賀県（以下「甲」という。）と和歌山県（以下「乙」という。）の相互間における消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(耐空検査等の調整)

第2条 甲と乙は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールを調整するよう努力するものとする。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、甲又は乙がそれぞれ保有するヘリのいずれか一方が耐空検査、整備、その他の事象等により運航不能の場合、又は他の用務のため出動できない場合、若しくは保有するヘリのみでは出動事案に対応できない場合に、ヘリの出動を必要とした県（以下「要請側」という。）が行うものとする。ただし、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知）の対象となる場合を除く。

(応援)

第4条 前条による応援要請を受けた県（以下「応援側」という。）は、所掌業務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第5条 ヘリの応援活動の内容が救急搬送等消防の業務である場合には、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村等（常備消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法第39条第1項による応援活動があったものとする。

(応援要請の手続き)

第6条 応援要請の手続きは、電話又はファクシミリにより、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な応援の内容
- (3) 発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の所属・職・氏名及び現場との連絡方法
- (5) 現場の気象情報
- (6) ヘリの離着陸場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

(応援の中断)

第7条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側は要請側と協議のうえ応援活動を中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第8条 この協定に基づく応援活動は、応援要請を受けてヘリが基地を出発したときから始まり、基地に帰着したときに終了するものとする。ただし、ヘリが基地以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援活動は始まるものとする。

2 前条の規定により応援活動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援活動は終了するものとする。

(応援のため出動したヘリの指揮)

第9条 応援出動したヘリの指揮は、要請側の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。ただし、応援活動の内容が第5条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

(出動したヘリの連携)

第10条 応援のため出動したヘリは、支援を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨を要請側の消防機関に通告するものとする。

(事故等の連絡)

第11条 要請側は、応援航空隊に次の事故が発生したことを覚知したときは、すみやかに応援側に対し必要な事項を報告しなければならない。

- (1) 人の死傷を伴う事故
- (2) ヘリの重大な損傷を伴う事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

(経費の負担)

第12条 応援に要する派遣隊員の給与、手当及び旅費並びにヘリの燃料費（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品等の経費は応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する補償費
- (2) 出動したヘリの損傷に対する諸経費
- (3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 第1項から第3項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議して定めるものとする。

(情報交換)

第 13 条 甲と乙は、域内の臨時離着陸場等について情報交換等を行い、応援活動が円滑に行うことができるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第 14 条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 7 月 1 日

甲 滋賀県知事 三 日 月 大 造

乙 和歌山県知事 岸 本 周 平

湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会

広域避難の連携に関する基本協定書

滋賀県ならびに長浜市、米原市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町（以下「湖北２市６町」という。）は、洪水等の大規模水害もしくは土砂災害が発生した場合または発生するおそれがある場合において、滋賀県および湖北２市６町が連携、協力して、湖北地域に居住する住民の安全な避難を図るための基本協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条 この基本協定は、湖北地域内に洪水等の大規模水害もしくは土砂災害が発生した場合または発生するおそれがある場合に、湖北２市６町が湖北地域に居住する住民の安全な避難を図るため、避難所の相互援助を円滑に行うことを目的とする。

（情報収集及び伝達）

第２条 湖北２市６町は、洪水時等における住民避難に関し、避難勧告等の発令情報を速やかに相互に伝達し、併せて滋賀県に報告するものとする。

（避難所の相互援助）

第３条 避難所の相互援助については、湖北２市６町が定める地域防災計画の範囲内において、可能な限り相互に利用できるよう援助活動を行うものとする。

なお、原則として水害時に限り湖北２市６町の避難所として使用承諾されている滋賀県立長浜ドームを利用する市町については、滋賀県が湖北２市６町の被災状況、避難所受け入れ状況を勘案して決定するものとする。

（応援要請の手続き）

第４条 他の市町から避難者の収容に係る応援を受けようとする市町は、滋賀県に対し収容を要する人数および期間を連絡する。

２ 滋賀県は、他の市町と収容人数および収容施設について調整のうえ、他の市町に応援すべきことを伝達するものとする。

（協議）

第５条 滋賀県および湖北２市６町は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会やその他必要に応じて関係部署による協議を行うものとする。

(その他)

第6条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項に規定される他の市町村長に対する応援の要求のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定に定めのない事項およびこの協定に疑義が生じたときは、滋賀県および湖北2市6町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書9通を作成し、滋賀県知事ならびに湖北2市6町の市町長が記名押印のうえ、それぞれ1通を所有する。

平成20年 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

長浜市長 川 島 信 也

米原市長 平 尾 道 雄

虎姫町長 山 内 健 次

湖北町長 南 部 厚 志

高月町長 北 村 又 郎

木之本町長 岩 根 博 之

余呉町長 二 矢 秀 雄

西浅井町長 熊 谷 定 義

平成 20 年 2 月 21 日

滋賀県教育委員会
教育長 様

湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会
会 長（長浜市副市長）加藤 誠一

水害時における長浜ドームの避難所としての利用について（依頼）

平素は、当協議会運営に関して格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当協議会は、湖北地域振興局管内の 2 市 6 町が国・県とともに洪水や土石流危険渓流からの土砂災害による被害を回避・軽減するためのソフト対策を協議し、自助・共助・公助のバランスのとれた地域防災力の再構築を図るため、昨年 11 月 1 日に発足いたしました。

これまで、協議会では数回の実行委員会議を重ね、各市町が抱える防災上の問題点を洗い出し、市町界を超えた広域避難計画の検討を行っているところです。

現在、各市町間で避難所を共有できるよう応援協定の締結を検討するなど、鋭意、水害時の犠牲者ゼロを目指して問題解決に努めております。

しかしながら、姉川・高時川等の想定される洪水被害に対して、隣接市町が保有する公共施設だけでは避難者を収容しきれない地域があることから、市町の公共施設以外で新たに被災者のための避難所を確保することが急務となりました。

つきましては、県施設である長浜ドームを水害時における避難所として、下記のとおり利用させていただきたくお願い申し上げます。

記

1. 指定場所 滋賀県立長浜ドーム
2. 使用目的 水害時における避難所
3. 使用市町 米原市、長浜市、虎姫町、湖北町
高月町、木之本町、余呉町、西浅井町
4. 問合せ先 協議会庶務担当 滋賀県土木交通部河港課 饗庭（内 4153）
同部 流域治水政策室 中田（内 4291）
長浜市総務課 岩崎（0749-65-6555）

（添付資料）

- ・姉川、高時川浸水想定区域図
- ・湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会規約等
- ・避難所一覧

避難所利用承諾書

滋賀県立長浜ドーム（宿泊研修館を除く）を湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会に参加する各市町の避難所として利用することについて、下記要領により承諾する。

記

1. 避難所の開設は、避難対象市町長の要請を受けて、施設管理者が行うものとする。
2. 当該施設は震災時の広域陸上輸送拠点に指定されているため、避難所の開設は原則水害時に限ることとする。
3. 避難所の運営は、原則として避難対象市町が主体的に行うものとする。ただし、施設管理者は避難対象市町にできる限り協力するものとする。
4. 避難所の開設期間は、開設後7日以内を原則とする。ただし、被害の状況等によっては、避難対象市町は施設管理者と協議のうえ、開設期間を延長できるものとする。
5. 避難所の開設および運営に要する費用は、原則として避難対象市町が負担するものとする。
6. 施設管理者は、施設の備品および施設類等で避難所の運営等に必要なものについては、使用を承諾するよう努めるものとする。
7. その他、当該施設の使用等について疑義等がある場合は、避難対象市町および施設管理者が協議のうえ決定するものとする。

平成 年 月 日

湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会

会長（長浜市副市長）加藤 誠一

(財産の名称) 滋賀県立長浜ドーム
(宿泊研修館を除く)

(財産の所在地) 長浜市田村町 1 3 2 0

(財産の管理者) 滋賀県教育委員会教育長

地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

国土地理院と滋賀県は、それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）の趣旨にのっとり、国土地理院及び滋賀県が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに県勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

（地理空間情報の提供及び物品の貸与）

第3条 国土地理院及び滋賀県は、保有する地理空間情報及び物品について相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

（災害対応等における協力）

第4条 国土地理院及び滋賀県は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力方法等については、別途定めるものとする。

（技術支援）

第5条 国土地理院及び滋賀県は、地理空間情報及び物品の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

（窓口の設置）

第6条 国土地理院及び滋賀県は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力に関する事項の推進を図るものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに国土地理院及び滋賀県のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、この有効期間に関わらず、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その
1 通を保有するものとする。

平成 25 年 3 月 8 日

茨城県つくば市北郷一番
国土交通省国土地理院長
岡 本 博

滋賀県大津市京町四丁目一番一号
滋賀県知事
嘉田 由紀子

地理空間情報の活用促進のための協力に関する確認書

国土地理院と滋賀県は、「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第3条、第4条及び第6条の規定に基づく具体的な内容について、次のとおり確認する。

（目的）

第1条 本確認書は、国土地理院及び滋賀県が保有する地理空間情報及び物品の相互活用及び災害対応等における迅速な協力の実現のため、必要な事項を定める。

（地理空間情報の提供及び物品の貸与）

第2条 国土地理院及び滋賀県が提供する地理空間情報及び貸与する物品は、次の各号に定めるものとし、一覧は別表のとおりとする。なお、別表に定めのないものについては、その都度協議を行うものとする。

- （1） 基盤地図情報
- （2） 地形図や公共施設の設計図面等の基本的な地図又は図面
- （3） 空中写真
- （4） 標高データ
- （5） その他地理空間情報の相互活用に有用なデータ、ソフトウェア等

2 国土地理院及び滋賀県は、別表に定める地理空間情報の提供を受け、又は物品の貸与を受けようとするときは、様式1「申請書」に必要事項を記載し、申請を行うものとする。なお、使用目的については、事前に相手側の了承を得るものとする。

（災害対応等における協力）

第3条 国土地理院及び滋賀県は、災害対応、防災及び減災活動において、情報の共有を図り、迅速かつ効果的な活動となるよう、必要な地理空間情報及び物品を相互に活用し、必要な支援を行うものとする。

2 国土地理院は、滋賀県内において災害が発生し、その状況を把握するために被災地域の空中写真撮影を行ったときは、撮影した空中写真を迅速に滋賀県に提供するものとする。

3 第2条第2項の規定は、災害発生時等の緊急を要するときは適用しない。

（義務及び使用の制限）

第4条 国土地理院及び滋賀県は、地理空間情報のうち、測量法（昭和24年法律第188号）第9条の測量成果については、同法第29条及び第43条の複製承認又は同法第30条及び第44条の使用承認の手続きが必要なときは、その手続きを行うものとする。

2 国土地理院及び滋賀県は、地理空間情報及び物品を第2条第2項の申請の範囲内で使用するものとし、使用目的を変えて地理空間情報及び物品を使用するときは、新たに第2条第2項の申請を行うものとする。

（権利の帰属）

第5条 国土地理院及び滋賀県が、地理空間情報及び物品の活用により得た成果に関する権利は、国土地理院及び滋賀県にそれぞれ帰属するものとする。

(かし責任)

第6条 国土地理院及び滋賀県は、提供を受けた地理空間情報又は貸与された物品に関するかしについては、責任を問わないものとする。

(連携窓口の設置)

第7条 協定書第6条の定めに従い、国土地理院は地理空間情報部情報企画課を、滋賀県は土木交通部監理課を具体的な連携及び協力を推進する窓口として定めるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 国土地理院及び滋賀県は、地理空間情報に含まれる個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）にのっとり適切に対処するものとする。

(情報開示請求)

第9条 提供された地理空間情報に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）又は滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）に基づく開示請求があったときには、法又は条例にのっとり適切に対処するものとする。

(有効期間)

第10条 本確認書の有効期間の取り扱いは、協定書第7条の規定に準ずるものとする。

(協議)

第11条 本確認書に定めのない事項又は本確認書に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

本確認書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年 3月 8日

茨城県つくば市北郷一番

国土交通省国土地理院地理空間情報部長

松 村 正 一

滋賀県大津市京町四丁目一番一号

滋賀県土木交通部長

美濃部 博

(別表)

国土地理院から提供可能な地理空間情報

1. 数値地図

	対象地区		データ形式	作成年度
数値地図(国土基本情報)	全国		ベクトル、DEM	
基盤地図情報(2500レベル)	都市計画区域		ベクトル	
基盤地図情報(25000レベル)	全国		ベクトル	
基盤地図情報(数値標高モデル)	全国		DEM	
数値地図25000(地図画像)	全国	約4300面	8bit tiff(解像度254dpi)	
数値地図50000(地図画像)	全国	約1200面	8bit tiff(解像度254dpi)	
数値地図200000(地図画像)	全国	130面	8bit tiff(解像度254dpi)	
数値地図2500(空間データ基盤)	一部(県単位で行政界、道路中心線、鉄道線・駅、公園等場地、内水面、基準点、公共建物) CD15枚		ベクトル	
数値地図25000(空間データ基盤)	全国(県単位で、道路中心線、鉄道中心線、河川中心線、水涯線、海岸線、行政界、基準点、地名、公共施設、標高の10項目)		ベクトル	
数値地図500万(総合)	全国(水部区域、水部界、境界、道路、鉄道、フェリー航路、等高線、等高線、空港、港、都市、山岳標高点、水深点、注記の合計14地物)		ベクトル	
数値地図25000(行政界・海岸線)	全国	CD1枚	ベクトル	最新版H22. 6.1
数値地図25000(地名・公共施設)	全国	CD1枚	ベクトル	平成13年度
数値地図10mメッシュ(火山標高)	全国24火山	CD1枚	DEM	平成19年2月1日
数値地図5mメッシュ(標高)	全国15地区	CD15枚	DEM	平成15～22年
数値地図50mメッシュ(標高)	全国	CD3枚	DEM	
数値地図250mメッシュ(標高)	全国	CD1枚	DEM	
数値地図25000(土地条件)	全国	CD3枚	ベクトル	
数値地図5000(土地利用)	3大都市圏	CD3枚	XML形式	平成18・19年
日本国勢地図	全国	CD1枚	アナログ、ベクトル、テキスト混在	平成2・7年

2. 空中写真及びオルソ画像

撮影年度	撮影縮尺	撮影地区	種別	撮影地区(詳細)
H18以前	10,000	全国	空中写真	フィルムからスキャンしたデータ
	20,000			
	その他			
H19以降	10,000	主に都市計画区域	空中写真 オルソ画像	国土地理院ホームページ 「 http://psgs.v.gsi.go.jp/koukyou/kihonsatsuai/index_photo_area.html 」
	20,000	上記以外の全国(一部除く)		

3. 旧版地形図

2.5万、5万、20万の旧版地形図のスキャンデータ(600dpi(一部400dpi))

※国土地理院ホームページ

<http://www.gsi.go.jp/MAP/HISTORY/5-25-index5-25.html>

4. 電子国土Webシステム背景地図等データ

電子国土Webシステムの背景に表示される各種地図(日本全国～2500レベル基盤地図情報、災害復興計画基図)及びオルソ画像(電子国土基本図(オルソ画像)、西土画像情報、及び災害復興オルソ)のタイルデータ。

※国土地理院ホームページ

<http://portal.cyberjapan.jp/site/mapuse2/index.html>

5. 「電子国土基本図」特別出力システム

国土地理院ホームページより、閲覧している電子国土基本図(スケール毎に5種類)の大判印刷(お手持ちの出力機に依存)を行うことを認めます。協定書を結ぶことにより、ユーザー名とパスワードを付与します。

6. 物品の貸与

国土地理院所有の物品(主にソフトウェア)のうち、著作権等の権利が国土地理院のみに所属するもの。

国土地理院所有の物品(主に測量機器)のうち、使用目的が協定書に合致し、かつ要望される期間地理院側の使用予定がまったくないもの。

7. その他

高精度標高データ(航空レーザ測量データ)

(国土地理院が管理する航空レーザ測量の原データ。災害対策など公共性及び公益性の高い業務に使用する場合に限り提供します。)

その他必要な情報があれば検討します。

別表

滋賀県から提供する地理空間情報(滋賀県が所管・保有するものに限る。)

NO	情報の種類	詳細	データ形式	縮尺	図葉名	提供予定時期
1	県所管の国県道変化情報	新設道路、車線数を伴う道路形状の変更は500m以上のもの	基本はCADデータ	2,500分1以上	道路設計図面等	道路設計図面等は随時、開通情報は、開通報道後速やかに
2	県所管の河川変化情報	河川改修による大規模な形状変更、放水路新設、水門新設等	基本はCADデータ	2,500分1以上	河川設計図面等	完成時(随時)
3	建造物の変化情報	防災上重要な役割を果たす公共施設の新設・移転等	基本はCADデータ	2,500分1以上		完成時(随時)
4	その他	1～3の他に、国土地理院が提供を希望する物品及び地理空間情報については、その可否、データ形式等について個別に協議し、提供可能である場合は、別紙様式により申請するものとする。				

様式1

地理空間情報提供（及び物品貸与）申請書

次のとおり，地理空間情報の提供及び物品の貸与を申請します。

平成 年 月 日

申請者

住 所

氏 名

.....部
.....課長 殿

使用目的	
提供希望の地理空間情報の 種類及び内容	
提供希望の地理空間情報の 範囲又は区域	
使用期間	
担当者連絡先	
備 考	

※「地理空間情報提供（及び物品貸与）申請書」について，不要な文字は二重線で消すこと。
 ※「地理空間情報の提供及び物品の貸与」について，不要な文字は二重線で消すこと。

災害時の人的支援等に関する協定

財務省近畿財務局（以下「甲」という。）と滋賀県（以下「乙」という。）は、乙の管内で災害救助法が適用される等相当規模の災害が発生した場合（以下「災害が発生した場合」という。）において、甲の乙に対する災害時の人的支援等を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の管内で災害が発生した場合において、甲、乙の連携により初動時の情報収集、伝達を迅速に実施するほか、甲の乙又は乙管内市町への職員派遣等による各種業務の実施により、乙及び乙管内市町における円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行とともに民生の安定が図られることを目的とする。

（被害情報の収集・伝達）

第2条 災害が発生した場合は、甲、乙相互に連絡し、情報の収集と伝達を迅速に行うものとする。

2 甲、乙は、前項の目的を達成するために、予め連絡体制を整備しておくものとする。

（職員派遣の要請）

第3条 乙は、災害が発生した場合に人的支援を必要と認めるとき、若しくは乙管内市町から本協定に基づく人的支援の要請があったときは、甲に対して乙又は乙管内市町に職員の派遣を要請することができる。

（支援の内容）

第4条 甲の職員派遣等により、乙に対して甲が支援する業務の内容は、以下の事務及び作業とする。

- (1) 被害情報のとりまとめ等に関する事務
- (2) 関係機関への支援要請、受入等に関する事務
- (3) 支援物資の受入等に関する事務
- (4) 災害派遣等従事車両証明書の発行に関する事務
- (5) その他乙職員の指示に基づく(1)から(4)に準じる災害復旧に関する事務及び作業並びに乙及び乙管内市町に対する支援を円滑に行うための事務及び作業

2 甲の職員派遣等により、乙管内市町に対して甲が支援する業務の内容は、以下の事務及び作業とする。

- (1) 避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）
- (2) 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務

- (3) 有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業
- (4) リ災証明書申請受付及び発行に関する事務
- (5) リ災建物判定にかかる現地調査補助
- (6) その他当該市町職員の指示に基づく事務及び作業並びに当該市町に対する支援を円滑に行うための事務及び作業

（支援の要請）

第5条 災害が発生した場合において、乙が必要に応じ甲に対して支援の要請を行う場合は、近畿財務局総務部総務課又は大津財務事務所総務課に対し電話連絡等、口頭により要請を行うことができる。なお、事後速やかに要請内容を記載した文書を大津財務事務所経由で、又は、直接甲に提出するものとする。

（支援の実施）

第6条 甲は、乙から支援の要請を受けたときは、甲における業務継続可能な体制を考慮した上で、乙、乙管内市町に対して可能な支援を行うものとする。

（費用負担等）

第7条 甲の職員派遣に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 甲は、職員を派遣する場合には、職員が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

3 甲が派遣した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が支援業務の従事中に生じたものについては乙が、乙の要請による派遣先への往復の途中において生じたものについては甲が、その損害を賠償するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項に関しては、その都度、甲、乙が協議するものとする。

2 甲が乙管内市町と支援に関して協議が必要となった場合、乙がその協議に参加するものとする。

（協定の発効）

第9条 この協定は、平成26年3月5日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年３月５日

甲 財務省近畿財務局長

枝広 直幹

乙 滋賀県知事

嘉田 由紀子

中部 9 県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書

(趣旨)

第 1 条 この覚書は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の相互間において、災害の発生時等における遺体の火葬に関して、広域応援を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第 2 条 この覚書における応援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要請を受けた遺体の火葬に関する調整
- (2) 火葬業務に必要な物資等の提供及び斡旋に関する調整
- (3) 火葬業務に係る人員の派遣に関する調整
- (4) 前各号に掲げるもののほか、要請を受けた事項のうち必要と認められる事項

2 前各号の業務の遂行に関し必要な事項は、別に定める。

(応援要請の手続)

第 3 条 応援を受けようとする県は、各県に対して、第 2 条第 1 項各号に規定する内容について要請するものとする。

(応援回答の手続)

第 4 条 前条の連絡を受けた各県は、管内の火葬場と連絡調整し、応援可能な遺体の火葬数及び火葬場等について把握するものとする。

- 2 各県は、前項で把握した応援可能な遺体の火葬数及び火葬場等について、応援を要請した県へ連絡するものとする。
- 3 各県は、前条の応援の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに、応援を要請した県に通知するものとする。

(火葬数及び火葬場等の調整・連絡)

第 5 条 応援を要請した県は、前条第 2 項に規定する応援回答の到達後、応援要請する遺体の火葬数及び火葬場等について調整を行い、その結果を応援県へ連絡するものとする。

(広域火葬応援依頼の終了)

第 6 条 応援を要請した県は、広域火葬応援の必要がなくなった場合には、速やかに各県にその旨を連絡するものとする。

(実施報告)

第 7 条 応援県は、その火葬実施数等について、応援を要請した県へ報告するものとする。

(各県の責務)

第 8 条 各県は、管内の火葬業務に支障がない限り応援を行うものとする。

- 2 各県は、第 2 条第 1 項各号に規定する応援協力が円滑に実施できるよう、管内の市町村及び火葬場と連携のうえ、あらかじめ必要な物資等の確保及び応援体制の整備等に努めるものとする。

(情報交換)

第9条 各県は、災害発生時に円滑に応援要請及び受入報告を行うため、平時から管内火葬場の連絡先等の把握に努め、一覧表を作成し、相互に交換しておくものとする。

(その他)

第10条 応援要請及び回答等の手続きに使用する各種様式については、別に定めるものとする。ただし、その目的が達成される限りにおいて各県で作成したものを使用しても差し支えないものとする。

附 則

この覚書は、平成26年3月28日から施行する。

この覚書の成立を証するため、本書9通を作成し、各自1通を保管する。

平成26年3月28日

富山県厚生部長

山 崎 康 至

石川県健康福祉部長

北 川 達 郎

福井県健康福祉部長

田 端 浩 之

長野県健康福祉部長

眞 鍋 馨

岐阜県健康福祉部長

川 出 達 恭

静岡県健康福祉部長

宮 城 島 好 史

愛知県健康福祉部健康担当局長

加 藤 昌 弘

三重県健康福祉部長

北 岡 寛 之

滋賀県健康福祉部長

那 須 安 穂

中部 9 県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書運用要領

(目 的)

第 1 中部 9 県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書（以下「覚書」という。）を適切に運用するため必要な事項を定める。

（覚書第 2 条第 1 項の業務の遂行に関し必要な事項）

第 2 相互応援が迅速に実施できるように、原則として次の対応を行う。

- (1) 大規模な災害等が発生し各県へ応援要請することが見込まれる場合には、被害の全容を把握する前であっても、今後、覚書第 3 条に基づく応援要請をする可能性があることを各県へ事前通報する。
- (2) 事前通報を受けた県は、管内の火葬場（又は火葬場を運営する自治体。以下同じ。）に対し応援受入の可否の検討を開始するように要請する等、応援要請があった場合には迅速に対応できるように努める。
- (3) 事前通報を行った県は、被害の全容を把握した結果、応援要請する必要がないと判明した場合は、直ちに各県へ連絡する。
- (4) 応援要請する場合には、調整日数を考慮した上で応援開始希望日を明示することとし、要請を受けた県は応援開始希望日から起算し 5 日間の応援受入の可否について回答する。
- (5) 覚書第 5 条に基づく調整後、応援要請した県（以下「要請県」という。）の要請自治体と応援を行う県（以下「応援県」という。）の応援火葬場が直接調整し受入条件（受入日時、火葬数等）を変更する場合は、要請県と応援県との再調整は不要とし、覚書第 7 条に基づく実施報告で足りるものとする。

第 3 応援県等の選定は、原則として次のとおりとする。

- (1) 要請県は、近隣の搬送が容易に行える県を優先して応援県（応援火葬場）を選定する。ただし、特定の県（火葬場）の負担が過度に重くならないように配慮する。
- (2) 相互応援が複数日となる場合は、連絡調整を円滑に実施するため、要請自治体と応援火葬場の組み合わせを同一とし、その後の状況により適宜調整する。
- (3) 複数の県が同時に応援要請した場合は、要請県の間で、その要請数、各応援県の受入可能数、地理的要件、他の協定等を勘案して調整を行い、それぞれの担当応援県を選定し、その後の状況により適宜調整する。

(平常時の対応)

第4 各県は年度ごとに次の順（五十音順）で幹事を務める。

愛知県、石川県、岐阜県、滋賀県、静岡県、富山県、長野県、福井県、三重県

第5 幹事が行う事務は次のとおりとする。

- (1) 年度初めに、各県の担当者名簿及び覚書第9条に基づく火葬場一覧表をとりまとめ、各県へ還元する。
- (2) 自県の被災等を想定した情報伝達訓練の実施に努める。
- (3) 特に必要があると認められる場合は、検討会議を招集する。ただし、電子メール等による会議の実施を妨げない。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、覚書の運用に関して必要な事項は、その都度協議する。

附 則

この要領は、平成27年3月23日から適用する。

災害緊急

様式1（第3条関係、用紙 日本工業規格A4縦型）

年 月 日

△△県△△部長 殿

〇〇県〇〇〇部長

広域火葬応援依頼書（第 報）

年 月 日 時 分に発生した災害（災害等名称）により、本県内において多数の死亡者が発生し、火葬に係る広域応援の要請がありましたので、貴県内の火葬場のあっせん等について御協力をお願いします。

なお、御協力いただける内容を別紙「広域火葬応援回答書」（様式2）により御回答ください。

災害発生場所		☐ 県内全域 ☐ 一部地域（ ）								
月 日 時現在 死亡者数 (人)	区分	a 前回報まで累計		b 今 回 報		a+b 合 計				
		内 災 害		内 災 害		内 災 害				
	大人									
	小人									
	胎児									
	不明									
計										
応援要請事項	広域 火葬 (体)	区分	c 前回報まで 累計		d 既広域火葬 済み		e 今回要請		c-d+e 合 計	
			内 災 害		内 災 害		内 災 害		内 災 害	
		大人								
		小人								
		胎児								
	不明									
	計									
その他	☐ 火葬要員 ☐ 資機材 ☐ 搬送手段 ☐ 作業要員 ☐ その他									
連絡調整 担当者	所 属									
	職 名 ・ 氏 名									
	電 話									
	ファクシミリ 電 子 メール									

- (注) 1 「大人」は12才以上とし、「小人」は12才未満とする。
 2 「胎児」は4ヶ月以上の死胎とする。
 3 「不明」は判別できないものなど上記以外とする。

災害緊急

様式2（第4条関係、用紙 日本工業規格A4縦型）

年 月 日

〇〇県〇〇〇部長 殿

△△県△△部長

広域火葬応援回答書

年 月 日付けをもって依頼のありましたこのことについては、次のとおり回答します。

1 広域火葬応援について

応援可能 ・ 応援不可能 です。（いずれかを記載）

なお、応援できる内容の詳細は、別紙「広域火葬応援（計画）表」のとおりです。

（応援可能の場合のみ）

（その他、資器材及び火葬要員等の応援要請があった場合で、応援可能な場合は、その内容を記入する。）

2 今後の応援について（応援不可能の場合のみ）

総括連絡 担当者	所 属	
	職 名 ・ 氏 名	
	電 話	
	ファクシミリ	
	電子メール	

広域火葬応援(計画)表

災害緊急

応援県名()

年 月 日現在 No

	協力火葬場名 ・所在地	連 絡	先	最寄りのヘリ ポート・港名	火 葬 実 施 可 能 日 時 ・ 遺 体 数				左記月日以 降の受入れ	ヘリポート等か らの車両配置	ヘリポート等の 棺等運搬要員	火葬場内での 棺等運搬要員	被災市町村職 員火葬場立会	被災地火葬 場要員派遣	その他応援 可能内容
1	(火葬場名)	部局名		(港名)	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体			□可能	□可能	□可能	□可能	□必要	□可能	
		課・係名			月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体									
		職名・氏名			月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体									
	(所在地)	電話		(ヘリポート場所)	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体			□検討中	□検討中	□検討中	□検討中	□検討中		
		ファクシミリ			月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体									
		電子メール					協力可能遺体数	計 0 体							
2	(火葬場名)	部局名		(港名)	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体			□可能	□可能	□可能	□可能	□必要	□可能	
		課・係名			月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体									
		職名・氏名			月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体									
	(所在地)	電話		(ヘリポート場所)	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体			□検討中	□検討中	□検討中	□検討中	□検討中		
		ファクシミリ			月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体									
		電子メール					協力可能遺体数	計 0 体							
3	(火葬場名)	部局名		(港名)	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体			□可能	□可能	□可能	□可能	□必要	□可能	
		課・係名			月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体									
		職名・氏名			月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体									
	(所在地)	電話		(ヘリポート場所)	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体			□検討中	□検討中	□検討中	□検討中	□検討中		
		ファクシミリ			月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体									
		電子メール					協力可能遺体数	計 0 体							
4	(火葬場名)	部局名		(港名)	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体			□可能	□可能	□可能	□可能	□必要	□可能	
		課・係名			月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体									
		職名・氏名			月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体									
	(所在地)	電話		(ヘリポート場所)	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体			□検討中	□検討中	□検討中	□検討中	□検討中		
		ファクシミリ			月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体									
		電子メール					協力可能遺体数	計 0 体							

災害緊急

様式3（第5条関係、用紙 日本工業規格A4縦型）

年 月 日

△△県△△部長 殿

〇 〇 県 〇 〇 〇 部 長

応援火葬場調整結果通知書

年 月 日付け広域火葬応援回答書に基づき、別添「応援火葬場割り振り表」のとおり被災市町村及び火葬場を割り振りましたので御協力ください。

なお、詳細については、別途被災市町村から各火葬場に直接協議、調整を行いますので、よろしくお願いします。

○添付書類：応援火葬場割り振り表

枚（No. ～ ）

【 年 月 日 時現在】

連絡調整 担当者	所 属	
	職 名 ・ 氏 名	
	電 話	
	ファクシミリ	
	電 子 メ ー ル	

応援火葬場割り振り(計画)表

災害緊急

年 月 日現在 No

応援県名()

遺体搬入被災市町村名	左記連絡先	協力火葬場名・所在地	連絡先	最寄りのヘリポート・港名	火葬実施可能日時・遺体数	左記月日以降の受入れ	ヘリポート等からの車両配置	ヘリポート等の棺等運搬要員	火葬場内での棺等運搬要員	被災市町村職員火葬場立会	被災地火葬場要員派遣	その他応援可能内容
1	部局名	(火葬場名)	部局名	(港名)	月 日 午前 時～ 時 体 午後 時～ 時 体	□可能 □不可能 □検討中	□可能 □不可能 □検討中	□可能 □不可能 □検討中	□可能 □不可能 □検討中	□必要 □不要 □検討中	□可能 □不可能 □検討中	
	課・係名		課・係名		月 日 午前 時～ 時 体 午後 時～ 時 体							
	職名・氏名		職名・氏名		月 日 午前 時～ 時 体 午後 時～ 時 体							
	電話	(所在地)	電話	(ヘリポート場所)	月 日 午前 時～ 時 体 午後 時～ 時 体							
	ファクシミリ		ファクシミリ		月 日 午前 時～ 時 体 午後 時～ 時 体							
	電子メール		電子メール		協力可能遺体数 計 0 体							
2	部局名	(火葬場名)	部局名	(港名)	月 日 午前 時～ 時 体 午後 時～ 時 体	□可能 □不可能 □検討中	□可能 □不可能 □検討中	□可能 □不可能 □検討中	□可能 □不可能 □検討中	□必要 □不要 □検討中	□可能 □不可能 □検討中	
	課・係名		課・係名		月 日 午前 時～ 時 体 午後 時～ 時 体							
	職名・氏名		職名・氏名		月 日 午前 時～ 時 体 午後 時～ 時 体							
	電話	(所在地)	電話	(ヘリポート場所)	月 日 午前 時～ 時 体 午後 時～ 時 体							
	ファクシミリ		ファクシミリ		月 日 午前 時～ 時 体 午後 時～ 時 体							
	電子メール		電子メール		協力可能遺体数 計 0 体							
3	部局名	(火葬場名)	部局名	(港名)	月 日 午前 時～ 時 体 午後 時～ 時 体	□可能 □不可能 □検討中	□可能 □不可能 □検討中	□可能 □不可能 □検討中	□可能 □不可能 □検討中	□必要 □不要 □検討中	□可能 □不可能 □検討中	
	課・係名		課・係名		月 日 午前 時～ 時 体 午後 時～ 時 体							
	職名・氏名		職名・氏名		月 日 午前 時～ 時 体 午後 時～ 時 体							
	電話	(所在地)	電話	(ヘリポート場所)	月 日 午前 時～ 時 体 午後 時～ 時 体							
	ファクシミリ		ファクシミリ		月 日 午前 時～ 時 体 午後 時～ 時 体							
	電子メール		電子メール		協力可能遺体数 計 0 体							
4	部局名	(火葬場名)	部局名	(港名)	月 日 午前 時～ 時 体 午後 時～ 時 体	□可能 □不可能 □検討中	□可能 □不可能 □検討中	□可能 □不可能 □検討中	□可能 □不可能 □検討中	□必要 □不要 □検討中	□可能 □不可能 □検討中	
	課・係名		課・係名		月 日 午前 時～ 時 体 午後 時～ 時 体							
	職名・氏名		職名・氏名		月 日 午前 時～ 時 体 午後 時～ 時 体							
	電話	(所在地)	電話	(ヘリポート場所)	月 日 午前 時～ 時 体 午後 時～ 時 体							
	ファクシミリ		ファクシミリ		月 日 午前 時～ 時 体 午後 時～ 時 体							
	電子メール		電子メール		協力可能遺体数 計 0 体							

年 月 日

〇〇県〇〇〇部長 殿

△ △ 県 △ △ 部 長

火 葬 実 績 報 告 書（ 応 援 県 用 ）

年 月 日の火葬状況について、別紙とおリ報告します。

連 絡 調 整 者 担 当 者	所 属	
	職 名 ・ 氏 名	
	電 話	
	ファクシミリ	
	電 子 メール	

様式4－1別紙

応援県名()

年 月 日分

No	火葬場名	受入数 (体)	内 訳						備考
			災害による場合			災害以外による場合			
			大人	小人	胎児	大人	小人	胎児	
1		0							
2		0							
3		0							
4		0							
5		0							
6		0							
7		0							
8		0							
9		0							
10		0							
11		0							
12		0							
13		0							
14		0							
15		0							
16		0							
17		0							
18		0							
19		0							
20		0							
計		0	0	0	0	0	0	0	

注1) 大人は12才以上とし、小人は12才未満。

注2) 胎児は4ヶ月以上の死胎とする。

注3) 死亡原因が被災か否かを区別できない遺体については、「災害による死亡」として計上。

注4) 災害等による要請県からの火葬受入れ分のみを記載。

災害緊急

様式 4-2 (第 7 条関係、用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

火葬実績報告書

(第 報)

報告の時限		月 日 時 分現在	受信時刻		月 日 時 分			
発信機関	部局課		受信機関	部局課				
	氏 名			氏 名				
	電 話			電 話				
	ファクシミリ			ファクシミリ				
	電子メール			電子メール				
内 容								
火葬場名 市町村名		所在地						
火葬受入 実績	日 時	受入数 (体)	内 訳					
			災害による場合		災害以外による場合			
			大人	小人	胎児	大人	小人	胎児
	月 日 ()							
	月 日 ()							
	月 日 ()							
	月 日 ()							
	月 日 ()							
	月 日 ()							
	月 日 ()							
	月 日 ()							
	月 日 ()							
	合 計							
その他								

- 備 考
- 1 本書は 1 火葬場ごとに作成する。
 - 2 大人は 12 才以上とし、小人は 12 才未満。胎児は 4 ヶ月以上の死胎とする。
 - 3 死亡原因が災害か否かを区別できない遺体については、「災害による死亡」として計上する。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

防災映像情報の交換に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）と大津市（以下「乙」という。）は、災害発生時の状況を迅速かつ的確に把握し、相互に密接な連携を図るため、映像情報の相互交換について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲および乙が保有する映像情報の相互交換等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（装置の設置等）

第2条 甲は、情報の交換のために必要な装置（以下「甲が設置する装置」という。）を乙が管理する庁舎内に設置するものとする。

2 乙は、甲が装置を設置するため、乙が管理する庁舎を無償で甲に使用させるものとする。

3 甲が設置する装置と乙が管理する映像システムを接続するために必要な通信回線（LAN 回線）は、甲および乙が分担して整備するものとする。

4 情報を交換するために必要な光ファイバー網は、甲および乙がそれぞれ用意するものとする。

（設置場所の変更等）

第3条 甲または乙は、甲が設置する装置の設置場所の変更等を行うときは、あらかじめ甲または乙に協議するものとする。

（費用負担）

第4条 甲が設置する装置の設置、保守点検および修理に要する経費は、甲の負担とする。

2 甲が設置する装置の維持費（電力の使用料）は、乙の負担とする。

3 通信回線（LAN 回線）の設置および修理に要する経費は、甲および乙がそれぞれ負担する。

4 情報を交換するために必要な光ファイバー網の利用に係る費用は、甲および乙がそれぞれ負担する。

5 甲が設置する装置の設置場所の変更等に要する費用は、原因者が負担するものとする。

（交換する情報およびデータの取扱い）

第5条 災害発生時における映像情報の交換は、甲および乙の業務に支障が生じない範囲内で行うものとする。

2 交換する映像情報および連絡・調整先は、あらかじめ協議するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 前条の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前までに甲または乙から書面による協定廃止に係る意思表示がないときは、協定期間は当該期間満了の日から1年延長されたものとみなす。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に疑義が生じたときまたはこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年12月1日

甲 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大 造

乙 大津市御陵町3番1号
大津市長 越 直 美

大規模災害時等における施設の応急利用に関する協定

滋賀県知事 三日月大造(以下「甲」という。)と長浜市長 浅見 宣義(以下「乙」という。)は、大規模災害発生時等において、甲が乙の施設を応急使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模地震等の発生、その他あらゆる事態によって滋賀県湖北合同庁舎が重大な被害を受けた場合において、甲が次条に規定する乙の施設を応急使用することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 応急使用の対象とする施設は、次のとおりとする。

長浜市役所湖北分庁舎(〒529-0341 長浜市湖北町速水 2745)のうち、以下の諸室

1階 大会議室

2階 大会議室、南西元執務スペース

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に応急使用の要請をする場合は、協力要請書(別記様式第1号)をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

2 前項の規定に基づき甲から乙に対し要請があった場合、乙は、乙の業務に重大な支障を来さないか判断のうえ、甲に対して速やかに協力の可否について回答するものとする。

(使用の条件)

第4条 甲は、施設を使用する場合、乙の指示に従うものとする。

- 2 施設の使用に伴う光熱水費および通信費については、甲が負担するものとする。
- 3 甲は、施設を使用したあとは、原状回復するものとする。
- 4 乙において原状回復した場合は、その費用は甲が負担する。
- 5 甲はその責に帰すべき事由により、乙に損害を与えたときはその損失を補償するものとする。
- 6 甲が使用中に発生した事故等については、乙は一切の責任を負わない。
- 7 甲が本協定に違反した場合、乙は施設の使用を中止させることができるものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する甲における連絡窓口は、第3条に基づく要請にあっては別表のとおりとする。

2 前項に定める連絡窓口については、年度始め等、年1回を目途に相互に確認するものとし、変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、締結の日の翌日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了時まで

甲乙いずれかが特段の意思表示をしないときは、この協定をさらに1年更新するものとする。以後、この例による。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項および本協定の運用に関し疑義を生じた事項について、その都度、甲と乙が協議して決定する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が押印の上、各1通を保管する。

令和7年3月31日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県長浜市八幡東町 632 番地

長浜市長 浅見 宣義

(別表)

第5条に基づく連絡窓口

甲(連絡窓口)	乙(連絡窓口)
滋賀県長浜土木事務所 (〒526-0033 滋賀県長浜市平方町 1152-2) TEL:0749-65-6636 FAX:0749-62-5065	長浜市北部管理課 (〒529-0492 滋賀県長浜市木之本町木之本 1757-2 北部合同庁舎内) TEL: 0749-82-5900 FAX: 0749-82-3956

協 力 要 請 書

年 月 日

長浜市長 浅見 宣義 様

滋賀県知事 三日月 大造

「大規模災害時等における施設の応急利用に関する協定」第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 対象施設

施設の名称

所在

2 使用目的

3 使用希望期間

4 使用を希望する範囲

5 備考

大規模災害時等における施設の応急利用に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）と高島市（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時等において、甲が乙の施設を応急使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模地震等の発生、その他あらゆる事態によって滋賀県高島合同庁舎または滋賀県高島健康福祉事務所が重大な被害を受けた場合において、甲が次条に規定する乙の施設を応急使用することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 応急使用の対象とする施設は、次のとおりとする。

旧安曇川デイサービスセンター（高島市安曇川町田中 555）（位置図は別紙のとおり）

（協力の範囲）

第3条 乙が甲に提供するのは、施設全体および机、イス等の対象施設内の備品とする。

（使用期間）

第4条 甲は、この協定に基づき乙の施設を使用した場合において、甲の施設機能が回復その他の事由により乙の施設を使用する必要がなくなったときは、速やかにその使用を中止し、原状に復して乙に返還するものとする。また、乙において原状回復した場合は、その費用は甲が負担する。

（要請の手続）

第5条 甲は、乙に応急使用の要請をする場合は、協力要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

2 前項の規定に基づき甲から乙に対し要請があった場合、乙は甲に対して速やかに協力の可否について回答するものとする。

（使用の条件）

第6条 甲は、施設を使用する場合、乙の指示に従うものとする。

2 施設の使用に伴う光熱水費については、甲が負担するものとする。

3 甲はその責に帰すべき事由により、乙に損害を与えたときはその損失を補償するものとする。

4 甲が使用中に発生した事故等については、乙は一切の責任を負わない。

5 甲が本協定に違反した場合、乙は施設の使用を中止させることができるものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定に関する甲における連絡窓口は、第5条に基づく要請にあつては別表のとおりとする。

2 前項に定める連絡窓口については、年度始め等、年 1 回を目途に相互に確認するものとし、変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から、令和8年3月 31 日までとする。ただし、期間満了時までに甲乙いずれかが特段の意思表示をしないときは、この協定をさらに1年更新するものとする。以後、この例による。

(協定の解除)

第9条 乙は、次の各号の一に該当するときは、予告なくこの協定を解除することができる。

- (1) 甲がこの協定に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙のほか、国または他の地方公共団体その他公共団体において公用または公共の用に供するためこの対象施設を必要とするとき。
- (3) 乙が対象施設を第三者と賃貸借契約または売買契約を締結するとき。
- (4) 乙が対象施設を解体するとき。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項および本協定の運用に関し疑義を生じた事項について、その都度、甲と乙が協議して決定する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が押印の上、各1通を保管する。

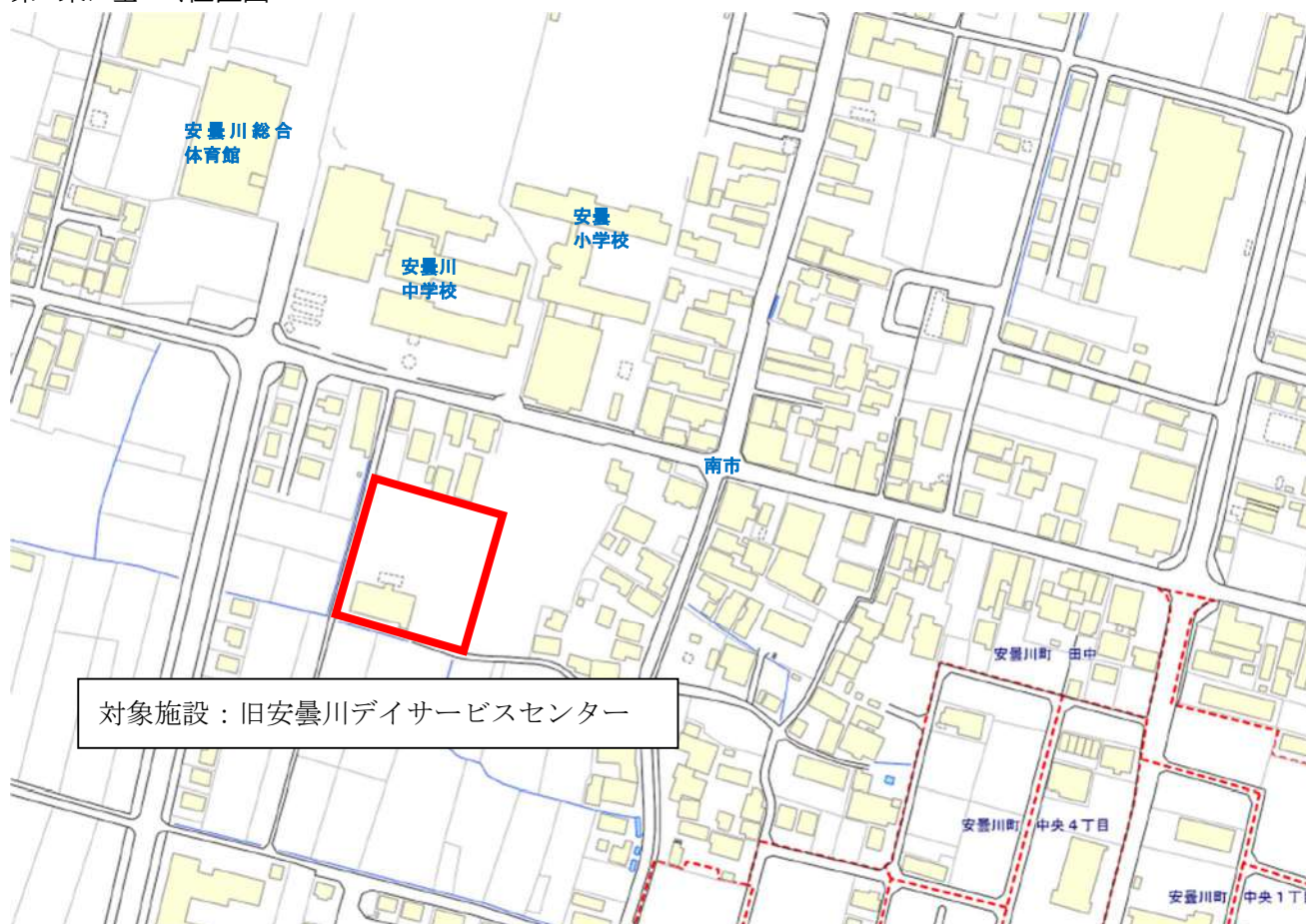
令和7年4月 1 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市
高島市長 今城 克啓

(別紙)

第2条に基づく位置図



(別表)

第7条に基づく連絡窓口

甲(連絡窓口)	乙(連絡窓口)
滋賀県高島土木事務所経理用地課 (〒520-1621 滋賀県高島市今津町今津 1758) TEL:0740-22-6043 FAX:0740-22-6077 滋賀県高島健康福祉事務所 (〒520-1621 滋賀県高島市今津町今津 448-45) TEL:0740-22-2525 FAX:0740-22-5693	高島市役所総務部行財政管理局行政管理課 (〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑 565) TEL:0740-25-8112 FAX:0740-25-8101

協 力 要 請 書

年 月 日

〇〇〇〇〇〇 様

滋賀県知事 三日月 大造

「大規模災害時等における施設の応急利用に関する協定」第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 対象施設

施設の名称

所在

2 使用目的

3 使用希望期間

4 使用を希望する範囲

5 備考

滋賀県広域消防相互応援協定書

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、滋賀県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）に対処することを目的とする。

（ブロック区分）

第2条 滋賀県内消防本部を次の2ブロックに区分するものとする。

（1）南ブロック

大津市消防局、湖南広域消防局、甲賀広域行政組合消防本部及び
高島市消防本部

（2）北ブロック

東近江行政組合消防本部、彦根市消防本部及び湖北地域消防本部

（災害対象）

第3条 この協定において、広域消防相互応援の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第97条第7項の規定により消防が対処する武力攻撃災害で、災害の発生した市町の消防力及び当該市町と消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力をもってしても、防除困難又は困難が予想される大規模災害等とする。

（応援要請の手続）

第4条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等（以下「要請側市町等」という。）の長が行うものとする。ただし、災害の規模等により要請側市町等の長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

2 要請は、要請側市町等の長が、あらかじめ定められた代表消防本部を通じて、応援を求めようとする市町等の長に対し、電話、ファクシミリで行うものとするが、有線途絶、輻輳^{ふくそう}等を考慮して、消防無線県内共通波及び衛星電話等の連絡方法も確保しておくものとする。

3 応援の要請に際しては、次に定める事項を連絡するものとする。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資機材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他応援に必要な事項

4 応援要請を行った市町等は、その旨を滋賀県消防主管課に対して通報するものとする。

(応援隊の手続)

第5条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の長は、応援に応ずることができるか否かを、要請側市町等の長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援の中断)

第6条 応援を行った市町等（以下「応援市町等」という。）に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等の長は、要請側市町等の長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、要請市町等の長の指揮の下に行動するものとする。

2 前項の規定により、要請側市町の長の指揮の下に応援隊が活動する期間は、応援隊の長が要請側市町の長に現場到着の報告を行ったときから現場引き揚げの報告を行ったときまでとする。

(応援経費)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 応援市町等において負担する経費
 - ア 公務災害補償に要する経費
 - イ 旅費及び出動手当
 - ウ 当該応援のために特別に必要なになった車両及び機械器具の修理費
 - エ 要請側市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
 - オ 被服の損料等

カ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 要請側市町等において負担する経費

ア 車両及び機械器具の燃料費（応援活動中に調達したものに限る。）

イ 宿泊費及び食料費

ウ 化学消火薬剤等の資機材費

エ 賞じゅつ金

オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）

ただし、応援市町等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町等の負担とする。

2 前項に定める以外の経費が発生した場合は、その都度、応援側市町及び要請側市町が協議のうえ決定するものとする。

（防災航空隊の要請）

第9条 滋賀県防災航空隊を要請する場合は、滋賀県防災ヘリコプター運航管理要綱によるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等が協議のうえ決定するものとする。

（委任）

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

（廃止）

第12条 滋賀県広域消防相互応援協定（平成19年3月15日締結）は、廃止する。

本協定の成立を証するため、協定書7通を作成し、市町等の長が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年 2月15日

大 津 市 長

越 直 美

湖 南 広 域
行 政 組 合 管 理 者

橋 川 渉

甲 賀 広 域
行 政 組 合 管 理 者

中 嶋 武 嗣

東 近 江
行 政 組 合 管 理 者

富 士 谷 英 正

彦 根 市 長

獅 山 向 洋

湖 北 地 域
消 防 組 合 管 理 者

泉 峰 一

高 島 市 長

福 井 正 明

滋賀県下消防団広域相互応援協定書

滋賀県下の消防団を設置する市町（以下「市町」という。）相互間において消防組織法（昭和22年法律第226号。）第39条の規定に基づき、滋賀県内に大規模災害等が発生した場合における県内の消防団の広域相互応援体制について、次のとおり協定する。

（広域相互応援体制の確立）

第1条 市町は、滋賀県内に大規模災害等が発生した場合に相互に応援するため、以下の条項に定めるところにより、滋賀県下消防団広域相互応援体制を確立する。

（広域相互応援体制の組織）

第2条 応援時の消防機関相互の情報連絡および応援要請を迅速かつ円滑に行うため、第3条に規定する災害対応に関しては、本協定に限り、滋賀県下消防団を4つのブロックに区分し、それぞれブロック幹事およびブロック幹事代行を置く。

2 ブロック幹事およびブロック幹事代行は消防本部をもって充てることとし、その選任および任務等必要な事項については市町間で協議して第10条の規定に基づく「滋賀県下消防団広域相互応援協定実施細目」に定めるものとする。

（対象とする災害）

第3条 この協定により消防団の広域相互応援の対象とする災害は次のとおりとし、災害の発生した市町の消防力および当該市町と消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力をもってしても防ぎ難い大規模災害等とする。

- （1）大規模な地震・風水害等の自然災害
- （2）大規模な火災、林野火災および高層建築物火災
- （3）航空機事故、列車事故等の大規模な事故等
- （4）武力攻撃等による災害

（応援の要請）

第4条 この協定に基づく応援の要請は、第3条に規定する災害が発生した市町（以下「要請側市町」という。）の長が他の市町（以下「応援側市町」という。）の長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、第10条の規定に基づく「滋賀県下消防団広域相互応援協定実施細目」で定めたブロック幹事消防本部もしくはブロック幹事代行消防本部を通じて、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の発生場所および概要
- （2）必要とする人員、車両等
- （3）集結場所、活動内容および連絡責任者
- （4）その他必要事項

（応援隊の派遣）

第5条 前条に規定する応援側市町の長は、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとし、応援を行うことが可能と判断した場合は、要請側市町の長に対し、その旨連絡するものとする。また、応援要請に応じることができない場合も、その旨速やかに連絡するものとする。

2 前項に規定する「業務に重大な支障」とは、応援側市町の長が次に掲げる場合で応援隊の派遣が著しく困難と認める場合をいう。

- （1）応援側市町において大規模災害が発生し、またはその恐れがある場合
- （2）他の応援協定により応援出動している場合
- （3）市町の特別な事情がある場合
- （4）その他やむを得ない事情がある場合

(応援の中断)

第6条 応援側市町の都合で応援隊を復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町は要請側市町と協議の上、応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、要請側市町の長の指揮の下に行動するものとする。

2 前項に規定する「要請側市町の長の指揮の下」とは、応援隊の長が要請側市町の長に現場到着の旨の報告を行ったときから、現場引き揚げの旨の報告を行ったときまでをいう。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する費用は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援側市町が負担する経費

- ア 公務上の災害補償費
- イ 旅費および出動手当
- ウ 車両等の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- エ 車両等の修理費
- オ 被服の損料等
- カ 交通事故における損害賠償等

(2) 要請側市町が負担する経費

- ア 車両等の燃料費で現地で調達したもの
- イ 宿泊費および食糧費
- ウ 応援活動中の第三者に対する損害賠償および損失補償費
- エ その他応援活動中に要した諸経費

2 前項に規定する事項のほか、経費の負担に疑義が生じた場合は、その都度、応援側市町および要請側市町が協議の上、決定するものとする。

(事前計画等)

第9条 大規模災害等に対して、迅速かつ適正で効率的な活動を実施するため、各市町長は応援出動可能な人員および車両等の計画をあらかじめ定めておくものとする。

2 前項の計画の策定等この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に提供するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定に基づく応援要請および応援隊の派遣等の運用に関する必要な事項について、別途：「滋賀県下消防団広域相互応援協定実施細目」を定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度、市町間で協議の上、決定するものとする。

2 この協定を改正、廃止する場合もこれに準用する。

(委任)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項については所轄消防本部消防長との連携を図りながら、市町の消防団長間で協議して定めるものとする。

(附則)

- 1 この協定は、平成１９年４月１日から施行する。
- 2 この協定を締結したことを証するため、各市町は本書２６通を作成し、記名押印の上、各一通を保有するものとする。

平成１９年３月１６日

大津市長
彦根市長
長浜市長
近江八幡市長
草津市長
守山市長
栗東市長
甲賀市長
野洲市長
湖南市長
高島市長
東近江市長
米原市長
安土町長
日野町長
竜王町長
愛荘町長
豊郷町長
甲良町長
多賀町長
虎姫町長
湖北町長
高月町長
木之本町長
余呉町長
西浅井町長

立会人

東近江行政組合管理者
甲賀広域行政組合管理者
愛知郡広域行政組合管理者
湖南広域行政組合管理者
湖北地域消防組合管理者

立会人

滋賀県知事
財団法人滋賀県消防協会会長

災害対策基本法に基づく通信施設の利用等に関する協定

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について

災害対策基本法第57条に規定する通信設備の優先利用等に関して滋賀県知事と滋賀県警察本部長は、同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。

なお、同法第79条の規定に基づく警察通信設備の優先使用に関する事務の取扱いについても本協定を準用する。

昭和38年7月1日

滋 賀 県 知 事 谷 口 久次郎

滋賀県警察本部長 野 中 庸

災害対策基本法施行令第22条の規定に基づく協定

第1 滋賀県知事が災害対策基本法(以下「法」という。)第57条の規定に基づき警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、または警察の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用(以下「警察通信設備の使用等」という。)する場合は、本協定の定めるところによるものとする。

第2 滋賀県知事が法第57条の規定に基づき使用等することのできる警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話及び、警察無線電信とする。

第3 滋賀県知事が法第57条の規定に基づき警察通信設備を使用等する場合は、滋賀県警察本部警務部警務課長および警備部警ら課長(以下「通信統制官」という。)に対して次の事項を申し出て承認を受けるものとする。

1. 使用等しようとする警察通信設備
2. 使用等しようとする理由
3. 通信の内容
4. 発信者および受信者

第4 通信統制官は、当該申し込みの内容が法第57条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認めるときは、その使用等を承認するものとする。この場合において受付けた通信の取扱い、順位の決定は通信統制官が当該通信の緊急性、通信の内容、受付け順位等をしん酌して決定するものとする。

第5 滋賀県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請を行う対象者および当該対象者に対する平常時における連絡方法等警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ通信統制官に連絡しておくものとする。

第6 本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては、原則として警察通信設備の新設もしくは増設または通信機器の貸与は行わないものとする。

付 則

1. 本協定は、昭和38年7月1日から施行する。
2. この協定の成立を立証するためこの協定書2通を作成し相方各1通を所持する。

災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定

災害対策基本法第57条に規定する通信設備の利用等に関して滋賀県知事と西日本旅客鉄道株式会社社長は、同法施行令第22条の規定に基づき次の通り協定する。

なお、同法第79条の規定に基づく通信設備の使用に関する事務の取扱いについても、本協定を準用する。

昭和62年6月1日

滋賀県知事	稲 葉 稔
西日本旅客鉄道株式会社	
代表取締役社長	角 田 達 郎

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

(目 的)

第1 この協定は、災害対策基本法(以下「法」という。)第57条の規定に基づき滋賀県知事が西日本旅客鉄道株式会社(以下「西日本会社」という。)の通信を使用する場合に適用する。

(通信の種類)

第2 滋賀県知事は、この協定に基づき利用することができる通信の種類は、鉄道電報及び鉄道電話とする。

(申し込み及び承認)

第3 滋賀県知事が、この協定による鉄道電報又は鉄道電話を使用する場合は、西日本会社の通信設備設置箇所長の長に対して、次の事項を申し出て承認を受けるものとする。

- (1) 使用する事由
- (2) 通信の内容
- (3) 発信者および受信者

第4 西日本会社の通信設備設置箇所長の長は、前号による申し込みの内容が法第57条の規定に適合し、西日本会社通信で到達可能と認めたときに、その使用を承認するものとする。

(取扱順位)

第5 受付けた通信の取扱順位は、当該通信の緊急性、通信の内容及び受付時刻の先後等を考慮して、西日本会社において決定するものとする。

第6 西日本会社通信の非常通話及び非常報と当該通信とが競合した場合は、西日本会社通信が優先するものとする。

(通信の利用法)

第7 滋賀県知事が、西日本会社の通信を利用するときは、原則として、発、受信者とも、最寄り駅(駅員無配置駅は除く。)の駅長事務室へ出向して行うものとする。

(免 責)

第8 西日本会社の取扱いにより生じた当該通信の通信上の事故については、西日本会社はその責任を負わないものとする。

(準用及びその周知)

第9 滋賀県内の市町村長が法第57条の規定に基づき当社の通信を使用する場合についても本協定を準用するものとし、その周知は、市町村長については、滋賀県知事で、駅長については西日本会社社長において、それぞれ行うものとする。

付 則

- 1 この協定は昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで有効とする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに相方いずれからも別段の意思表示がないときは、次の1ヶ年間この協定の効力は継続するものとする。その後においてもこの例による。
- 2 この協定の証として、協定書2通を作成し、双方がおのおの記名捺印して、各自その1通を保管する。

災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定

災害対策基本法第57条に規定する通信設備の利用等に関して、滋賀県知事と東海旅客鉄道株式会社社長は、同法施行令第22条の規定に基づき次のとおり協定する。

なお、同法第79条の規定に基づく通信設備の使用に関する事務の取扱いについても、本協定を準用する。

昭和62年6月1日

大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事	稲 葉 稔
東海旅客鉄道株式会社	
代表取締役社長	須 田 寛

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

(目 的)

第1 この協定は、災害対策基本法(以下「法」という。)第57条の規定に基づき滋賀県知事が東海旅客鉄道株式会社(以下「東海会社」という。)の通信を使用する場合に適用する。

(通信の種類)

第2 滋賀県知事は、この協定に基づき利用することができる通信の種類は、鉄道電報及び鉄道電話とする。

(申込み及び承認)

第3 滋賀県知事が、この協定による鉄道電報又は鉄道電話を使用する場合は、東海会社の通信設備設置箇所の長に対して、次の事項を申し出て承認を受けるものとする。

- (1) 使用する事由
- (2) 通信の内容
- (3) 発信者及び受信者

第4 東海会社の通信設備設置箇所の長は、前号による申し込みの内容が法第57条の規定に適合し、東海会社通信で到達可能と認めたときに、その使用を承認するものとする。

(取扱い順位)

第5 受付けた通信の取扱い順位は、当該通信の緊急性、通信の内容及び受付時刻の先後等を考慮して、東海会社において決定するものとする。

第6 東海会社の非常通話及び非常報と当該通信とが競合した場合は、東海会社通信が優先するものとする。

(通信の利用方)

第7 滋賀県知事が、東海会社の通信を利用するときは、原則として、発、受信者とも、最寄り駅(駅員無配置駅は除く。)の駅長事務室へ出向して行うものとする。

(免 責)

第8 東海会社の取扱いにより生じた当該通信の通信上の事故については、東海会社はその責任を負わないものとする。

(準用及びその周知)

第9 滋賀県内の市町村長が法第57条の規定に基づき当社の通信を使用する場合についても本協定を準用するものとし、その周知は、市町村長については、滋賀県知事で、駅長については東海会社社長において、それぞれ行うものとする。

付 則

1 この協定は昭和62年6月1日から昭和63年3月31日まで有効とする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに相方にいずれからも別段の意思表示がないときは、次の1ヶ年間この協定の効力は継続するものとする。その後においてもこの例による。

2 この協定の証として、協定書2通を作成し、双方がおのおの記名捺印して、各自その1通を保管する。

アマチュア無線による災害時応援協定

滋賀県（以下「県」という。）と社団法人日本アマチュア無線連盟滋賀県支部（以下「JARL県支部」という。）は、災害時における情報の収集および伝達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき滋賀県災害対策本部が設置された場合において、県が行う災害情報の収集および伝達に関して、JARL県支部と県が協力するために必要な事項について定めることを目的とする。

（通信活動の性格）

第2条 前条におけるJARL県支部が行う協力は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第1項第4号に規定する非常通信の範囲内で行うアマチュア無線通信で、ボランティア精神に基づく活動とする。

（定義）

第3条 この協定において、災害とは、災害対策基本法第2条第1項第1号に定めるものとする。

（協力の要請）

第4条 県は、災害時において、滋賀県防災行政無線、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難または不可能な場合で、災害情報の収集および伝達のため必要と認めるときは、JARL県支部に対し、災害情報の収集および伝達について、協力を要請することができる。

（災害情報の伝達および提供）

第5条 県および市町との既設の情報連絡網が機能しない場合、県からの要請によりその代替手段としてJARL県支部の会員は、JARL県支部および会員のアマチュア無線によって災害情報の伝達を行うものとする。

2 JARL県支部の会員は、県から協力の要請がない場合においても必要と思われる災害情報を、県に提供することができるものとする。

（連絡責任者）

第6条 第4条に掲げる協力要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡を迅速かつ確実に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出しておくこととする。

（連絡系統）

第7条 県とJARL県支部との連絡系統は、別表のとおりとする。

（災害情報収集伝達の訓練）

第8条 県とJARL県支部は、災害時における災害情報の収集および伝達を迅速かつ的確に行うため、毎年共同して訓練を行うものとする。

（市町との関係）

第9条 災害情報の収集および伝達は、市町においても必要であることからJARL県支部は、市町から要請があった場合はこれに協力するものとする。

2 前条の災害情報収集伝達の訓練は、市町の参加を得て行うことができる。

（協定の周知）

第10条 県およびJARL県支部は、県においては市町に、JARL県支部においては会員に、この協定が災害時に円滑に運用されるよう周知に努めるものとする。

（会員名簿の提供）

第11条 JARL県支部は毎年4月1日現在の会員名簿を県に提供し、県はJARL県支部会員の住所地の市町に当該名簿を送付することができる。

この場合、市町は、プライバシーに十分配慮するとともに当該名簿を災害情報の収集および伝達以外に

使用してはならない。

(雑則)

第12条 この協定に定めのない事項または規定している事項に疑義を生じた場合には、県とJARL県支部は協議の上決定するものとする。

付則 この協定は、平成18年4月6日から施行する。

県とJARL県支部は、この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上それぞれ1通を所有するものとする。

平成18年4月6日

大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 國 松 善 次

野洲市吉地382-1

社団法人 日本アマチュア無線連盟

滋賀県支部

支 部 長 南 出 勝

連絡責任者届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所

事業所名 社団法人日本アマチュア無線連盟

滋賀県支部

代表者名 滋賀県支部長 南 出 勝

連絡責任者及び連絡先等については、下記のとおりです。

記

1. 連絡責任者 ; 役職名・氏名 支部長 南 出 勝

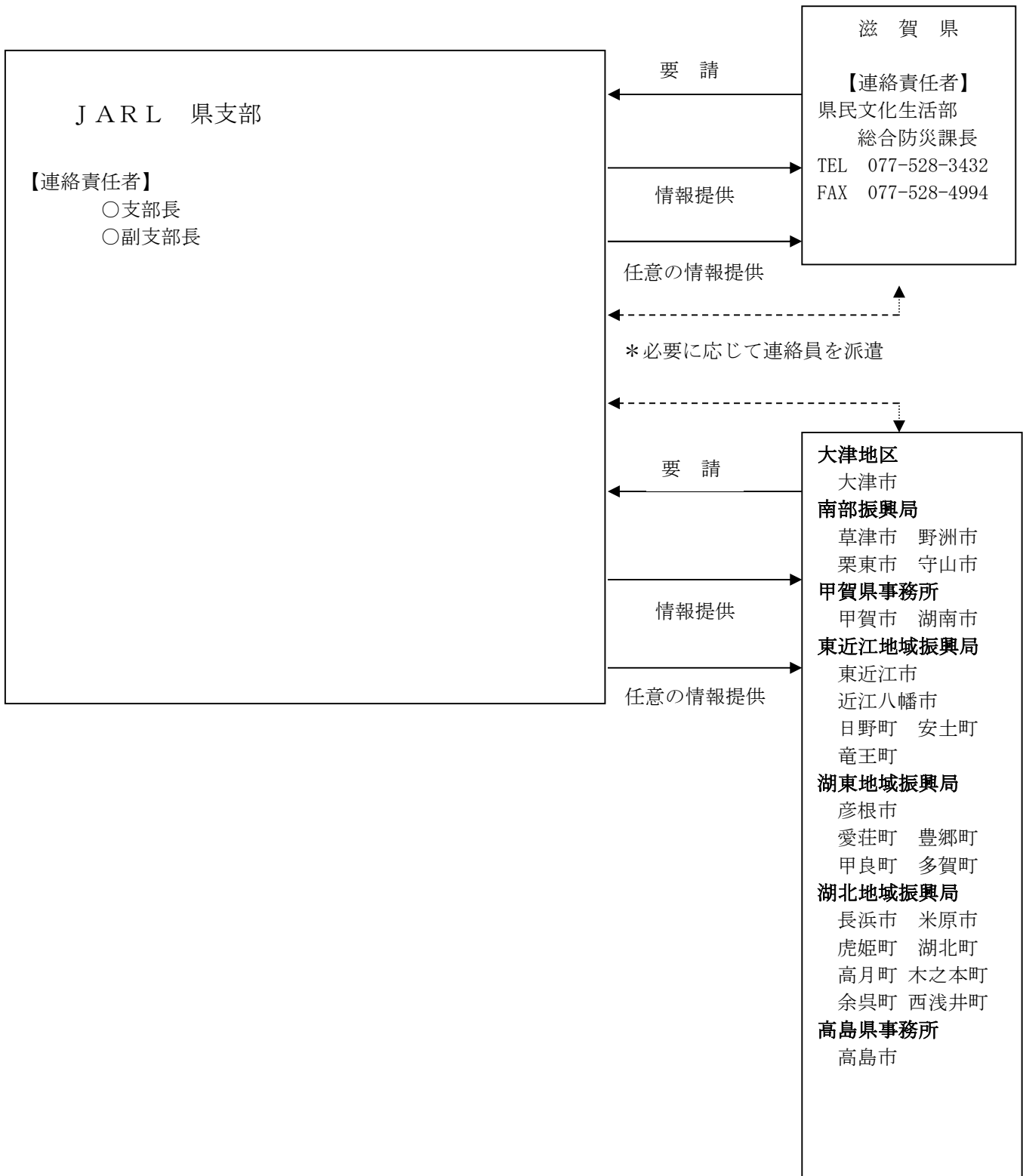
2. 時間外及び休日の場合の連絡先

(第1連絡先)

(第2連絡先)

氏 名		
T E L		
携 帯		
F A X		
E-mail		

連 絡 系 統 図



災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第57条の規定する放送要請に関して、滋賀県知事 武村正義(以下「甲」)
※滋賀県知事 稲葉 稔

日本放送協会 大津放送局長 大槻 正人
という。)と びわ湖放送株式会社代表取締役社長 諏訪 三郎 (以下「乙」という。)とは、災害対
株式会社近畿放送代表取締役社長 白 石 英 司
※株式会社エフエム滋賀代表取締役社長 小 林 徹
策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第22号の規定に基づき、次のとおり協定する。

(目 的)

第1条 この協定は災害対策基本法(以下「法」という。)第57条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うこ
とを求めるときの手続きを定めるものとする。

(要請の手続)

第2条 甲は法第57条の規定に基づき放送を求める場合は、乙に対し次の事項を明らかにして行うものと
する。

- (1) 放送を求める理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第3条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻および送信系統をそのつど決定
し、放送するものとする。

(連絡責任者)

第4条 第2条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、次
のとおり連絡責任者を定めるものとする。

甲の連絡責任者 滋賀県総務部広報課長

乙の連絡責任者 日本放送協会大津放送局放送部長

びわ湖放送株式会社業務部長

株式会社近畿放送テレビ本部テレビ実施局報道製作部長

※株式会社エフエム滋賀ソフト開発部長

(準 用)

第5条 滋賀県内の市町村長が、法第57条の規定に基づき、放送を要請する場合についても、本協定を準
用するものとする。

(雑 則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定めるものとする。

第7条 この協定は昭和54年6月20日から適用する。

この協定の証として、協定書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

昭和54年6月20日

※平成8年12月1日

甲 滋賀県知事

武 村 正 義

乙 日本放送協会大津放送局長

大 槻 正 人

びわ湖放送株式会社代表取締役社長

諏 訪 三 郎

株式会社近畿放送代表取締役

白 石 英 司

※株式会社エフエム滋賀代表取締役社長

小 林 徹

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定

滋賀県知事（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 57 条の規定に基づく放送要請に関して、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 22 条の規定に基づき、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

- 第 1 条 甲は、法第 55 条の規定に基づく通知または要請が緊急を要する場合において、他の通信手段によることが困難であり、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対し放送を行うことを求めることができる。
- 2 法第 56 条の規定に基づき市町長が行う警報の伝達および警告に関しては、滋賀県地域防災計画の定めるところにより、やむを得ない場合を除き、甲から行うものとする。

（要請の手続）

- 第 2 条 前条の要請は、「放送要請書」（別紙第 1 号様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、次の事項を明らかにして口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
- （1）放送を求める理由
 - （2）放送の内容
 - （3）希望する放送日時
 - （4）その他必要な事項
- 2 前項ただし書の場合においては、乙は甲の意思を確認のうえ、次条に定める措置をとるものとする。

（放送の実施）

- 第 3 条 乙は、第 1 条の要請を受けたときは、要請を受けた事項に関して、放送形式、内容、時刻および放送系統をその都度決定し、放送するとともに、その措置の状況を「放送報告書」（別紙第 2 号様式）により甲に提出するよう努める。

（費用）

- 第 4 条 前条の規定による放送に要する費用は、乙の負担とする。

（連絡責任者の報告）

- 第 5 条 甲および乙は、第 2 条第 1 項各号に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡を確実かつ円滑に行うため、本協定の運用に係る連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第 3 号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

- 第 6 条 本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

- 第 7 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間が満了する日の 30 日前までに甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、

この協定は有効期間が満了する日の翌日から 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その 1 通を保有するものとする。

平成 21 年 4 月 15 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県知事 嘉 田 由紀子

※ 1 次の放送事業者とそれぞれ協定を締結している。

乙 大阪府大阪市福島区福島一丁目 1 番 30 号
朝日放送株式会社
代表取締役社長 渡 辺 克 信

大阪府大阪市北区扇町二丁目 1 番 7 号
関西テレビ放送株式会社
代表取締役社長 福 井 澄 郎

大阪府大阪市北区茶屋町 17 番 1 号
株式会社毎日放送
代表取締役社長 河 内 一 友

大阪府大阪市中央区城見二丁目 2 番 33 号
讀賣テレビ放送株式会社
代表取締役社長 高 田 孝 治

放 送 要 請 書

平成 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇

代表

様

滋賀県知事

災害対策基本法に基づく放送要請について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条の規定により、下記のとおり要請します。
なお、協定書第3条の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

1 災害名および要請を必要とする状況

☐ _____

2 放送を求める理由

☐ 避難勧告、避難指示、警報等の周知徹底を図るため

☐ 災害時の混乱を防止するため

☐ _____（市町）長から依頼があったため

☐ その他、次の理由による。

・ _____

3 放送の内容

（要請者） 滋賀県知事 _____

（要請日時） _____年____月____日____時____分

（対象地域） _____

（本文） _____

4 希望する放送日時

☐ 速やかに ☐ ____月____日____時____分 ☐ その他 _____

5 その他必要な事項

（ 問い合わせ先
滋賀県
電話 — —
FAX — —
担当 ）

放 送 報 告 書

平成 年 月 日

(連絡責任者)

滋賀県 様

(連絡責任者)

〇〇〇〇〇〇〇〇

「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」(第3条)に基づき、当社の措置状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 ☐ 放送日時 ____月____日____時____分
☐ 放送形式 _____
☐ 放送系統 _____

2 放送の内容

概 要	
(要 請 者)	滋賀県知事 _____
(要請日時)	_____年_____月_____日_____時_____分
(対象地域)	_____
(本 文)	_____ _____ _____
その他	

(問い合わせ先
株式会社毎日放送
電話 — —
FAX — —
担当)

連 絡 責 任 者 届

【 甲：滋賀県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間：
- ・休日：

【 乙： ○○○○○○○○○ 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間：
- ・休日：

緊急警報放送の放送要請に関する覚書

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（昭和 54 年 6 月 20 日締結）第 6 条に基づき、滋賀県知事（以下「甲」という。）と日本放送協会大津放送局長（以下「乙」という。）は、電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 2 条第 1 項第 84 の 2 号に定める緊急警報信号により災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合について必要な事項を次のとおり定める。

（放送要請）

第 1 条 緊急警報放送の要請は、甲又は市町村長が災害に関し、次に掲げる事項を緊急に住民に周知徹底をする必要がある場合

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するための避難の勧告及び指示等
- (2) 住民に対し、災害に関する重要な情報の伝達ならびに予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、必要な指示等
- (3) 災害時における混乱を防止するための指示等
- (4) 前各号のほか、甲が特に必要と認める事項

（要請者）

第 2 条 甲又は市町村長が行う緊急警報放送の放送要請は、原則として甲が乙に行うものとする。

ただし、市町村と県との間が通信途絶等特別の事情がある場合は、市町村長が乙に対して直接要請できるものとし、要請後速やかに甲に対し通知するものとする。

（要請手続）

第 3 条 緊急警報放送の要請を行うときは、原則として滋賀県防災行政無線電話によるものとし、事後速やかに文書（別紙様式 1 号）を提出するものとする。

（連絡責任者）

第 4 条 緊急警報放送の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、甲及び乙は連絡責任者及び補助者を定め、当該者の職、氏名を連絡責任者通知書（別紙様式 2 号）により相互に通知するものとする。

（施行期日）

第 5 条 この覚書は、昭和 60 年 11 月 1 日より施行する。

この覚書の成立を証するため、本書 2 通を作成し当事者記名押印の上、各 1 通を保有する。

甲 滋賀県知事 武 村 正 義

乙 日本放送協会
大津放送局長 辻 亨

様式 1 号

発 信 者	
受 信 者	

年 月 日 時 分
滋賀県緊急警報放送要請
発第 号

日本放送協会
大津放送局長 殿

滋賀県知事
(市長村長)

緊急警報放送の放送要請について

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 57 条の規定により、次のとおり放送要請します。

1. 要請理由
- ① 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため

② 災害時の混乱を防止するため

③(市長村)長から依頼があったため

④
2. 放送事項.....について
3. その他

滋賀県知事

.....について、次のように緊急警報放送の要請がありましたのでお伝えします。

[illegible]

様式 2 号

連 絡 責 任 者 通 知 書

緊急警報放送の放送要請に関する覚書第 4 条の規定により連絡責任者及び補助者を下記のとおり通知する。

区 分	氏 名	所 属 及 び 住 所		電 話 番 号
連 絡 責 任 者		所 属		
		自 宅		
補 助 者		所 属		
		自 宅		

災害時等における報道要請に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、滋賀県知事（以下「甲」という。）が滋賀県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは災害警戒本部を設置した場合またはこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において滋賀県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲または滋賀県公安委員会（以下「乙」という。）と別表1に掲げる新聞社（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲または乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には、丙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令および伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告または指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童および生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設または設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制または緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御または拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

(要請の手続き)

第3条 甲または乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲または乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることをないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、別表2のとおり連絡責任者を置くこととする。

(適 用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協 議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合またはこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書12通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上それぞれ1通を保有する。

平成9年3月17日

(甲)	滋賀県知事	稲葉 稔
(乙)	滋賀県公安委員会委員長	宇野 淳一
(丙)	株式会社朝日新聞社大津支局長	中山 剛
	株式会社大阪読売新聞社大津支局長	長谷川 茂
	社団法人共同通信社大津支局長	石川 幹夫
	株式会社京都新聞社滋賀本社編修局長	栗津 征二郎
	株式会社産業経済新聞社大津支局長	平田 聡
	株式会社時事通信社大津支局長	望田 健作
	株式会社中日新聞社大津支局長	伊神 孝信
	株式会社日刊工業新聞社滋賀支局長	辻 總一郎
	株式会社日本経済新聞社大津支局長	松藤 政司
	株式会社毎日新聞大津支局長	長谷川 篤

別表 1 (第 1 条関係)

株式会社 朝 日 新 聞 社 大 津 支 局

株式会社 大 阪 読 売 新 聞 社 大 津 支 局

社団法人 共 同 通 信 社 大 津 支 局

株式会社 京 都 新 聞 社 滋 賀 本 社

株式会社 産 業 経 済 新 聞 社 大 津 支 局

株式会社 時 事 通 信 社 大 津 支 局

株式会社 中 日 新 聞 社 大 津 支 局

株式会社 日 刊 工 業 新 聞 社 滋 賀 支 局

株式会社 日 本 経 済 新 聞 社 大 津 支 局

株式会社 毎 日 新 聞 大 津 支 局

別表 2 (第 5 条関係)

甲 の 連 絡 責 任 者 滋 賀 県 広 報 課 長

滋 賀 県 生 活 環 境 部 消 防 防 災 課 長

乙 の 連 絡 責 任 者 滋 賀 県 警 察 本 部 警 務 部 総 務 課 長

滋 賀 県 警 察 本 部 交 通 部 交 通 規 制 課 長

丙 の 連 絡 責 任 者 株式会社 朝 日 新 聞 社 大 津 支 局 長

株式会社 大 阪 読 売 新 聞 社 大 津 支 局 長

社団法人 共 同 通 信 社 大 津 支 局 長

株式会社 京 都 新 聞 社 滋 賀 本 社 編 集 局 長

株式会社 産 業 経 済 新 聞 社 大 津 支 局 長

株式会社 時 事 通 信 社 大 津 支 局 長

株式会社 中 日 新 聞 社 大 津 支 局 長

株式会社 日 刊 工 業 新 聞 社 滋 賀 支 局 長

株式会社 日 本 経 済 新 聞 社 大 津 支 局 長

株式会社 毎 日 新 聞 大 津 支 局 長

災害時等における報道要請に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、滋賀県知事（以下「甲」という。）が滋賀県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは災害警戒本部を設置した場合またはこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において滋賀県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲または滋賀県公安

朝日放送株式会社
委員会（以下「乙」という。）と 関西テレビ放送株式会社 （以下「丙」という。）との間の
株式会社毎日放送
読売テレビ放送株式会社
必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲または乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には、丙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令および伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告または指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童および生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設または設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制または緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御または拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

(要請の手続き)

第3条 甲または乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲または乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることをないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととする。

甲の連絡責任者	滋賀県広報課長
	滋賀県生活環境部消防防災課長
乙の連絡責任者	滋賀県警察本部警務部総務課長
	滋賀県警察本部交通部交通規制課長
丙の連絡責任者	朝日放送株式会社報道局長
	関西テレビ放送株式会社報道局長
	株式会社毎日放送社会部長
	読売テレビ放送株式会社報道部長

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合またはこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書6通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月17日

(甲) 滋賀県知事

稲葉 稔

(乙) 滋賀県公安委員会委員長

宇野 淳一

(丙) 朝日放送株式会社代表取締役副社長

吉村 繁雄

関西テレビ放送株式会社報道局長

木下 肇

株式会社毎日放送社会部長

池口 和雄

読売テレビ放送株式会社報道部長

森岡 啓人

災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書

(目的)

第1条 関西広域連合（以下「甲」という。）とワタミ株式会社（以下「乙」という。）とは、地震発生等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる災害時帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、参画する府県及び政令市（甲の構成府県である滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県並びに甲に支援ステーションにかかる業務委託を行う三重県、奈良県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をいう。以下同じ。）とその区域に店舗が所在する乙が個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステーションの設置)

第3条 参画する府県及び政令市は、乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

- 2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以て協定の履行を求めるものとするが、甲及び参画する府県及び政令市は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 参画する府県及び政令市は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
- (2) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。
- 2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。
- 3 参画する府県及び政令市並びに乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により参画する府県及び政令市から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、参画する府県及び政令市が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、参画する府県及び政令市の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 乙は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回5月末日までに甲にその年度の必要数を報告し、甲から「支援ステーション・ステッカー」の提供を受けるものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 乙は、甲から前条の「支援ステーション・ステッカー」の提供を無償で受けるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び参画する府県及び政令市並びに乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定書締結日から1年間効力を生じるものとする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

2 この協定締結後、参画する府県及び政令市の中から甲に新たな協定締結を希望し、又は、協定の除外を希望した場合、甲乙で協議の上、これを定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年6月30日

(甲) 住 所 大阪府大阪市北区中之島5丁目3番51号
関西広域連合
連合長 井戸 敏三

(乙) 住 所 東京都大田区羽田1丁目1番3号
ワタミ株式会社
代表取締役 桑原 豊

災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書

(目的)

第1条 関西広域連合（以下「甲」という。）と※1〇〇〇〇（以下「乙」という。）

とは、地震発生等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる災害時帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、参画する府県及び政令市（甲の構成府県である滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県並びに甲に支援ステーションにかかる業務委託を行う三重県、奈良県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をいう。以下同じ。）とその区域に店舗が所在する乙が個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステーションの設置)

第3条 参画する府県及び政令市は、乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以て協定の履行を求めるものとするが、甲及び参画する府県及び政令市は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 参画する府県及び政令市は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
- (2) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 参画する府県及び政令市並びに乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により参画する府県及び政令市から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、参画する府県及び政令市が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、参画する府県及び政令市の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施すること

ができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 乙は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回5月末日までに甲にその年度の必要数を報告し、甲から「支援ステーション・ステッカー」の提供を受けるものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 乙は、甲から前条の「支援ステーション・ステッカー」の提供を無償で受けるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び参画する府県及び政令市並びに乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定書締結日から1年間効力を生じるものとする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

2 この協定締結後、参画する府県及び政令市の中から甲に新たな協定締結を希望し、又は、協定の除外を希望した場合、甲乙で協議の上、これを定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年9月22日

(甲) 住 所 大阪府大阪市北区中之島5丁目3番51号
関西広域連合
連合長 井戸 敏三

(乙) 住 所 ○○県○○市○○○○○○○○○○○○○○○○
株式会社○○○○○○○○
代表取締役社長 ○○ ○○

※ 1 次のコンビニエンスストア、外食事業者とそれぞれ協定を締結している。

株式会社ローソン
株式会社イデアプラス
株式会社ココストア
株式会社サークルKサンクス
サトレストラシテムズ株式会社
株式会社スギ薬局
株式会社ストロベリーコーンズ
株式会社セブン&アイ・フードシステムズ
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
株式会社ダスキン
チムニー株式会社
山崎製パン株式会社
株式会社ファミリーマート
株式会社ポプラ
ミニストップ株式会社
株式会社モスフードサービス
株式会社ユタカファーマシー
ロイヤルホールディングス株式会社
株式会社壺番屋
株式会社吉野家
国分グローサースチェーン株式会社
株式会社第一興商

災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

(目的)

第1条 関西広域連合（以下「甲」という。）と味の民芸フードサービス株式会社（以下「乙」という。）とは、地震発生等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる災害時帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、参画する府県及び政令市（甲の構成団体である滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市並びに甲に支援ステーションにかかる業務委託を行う三重県及び奈良県をいう。以下同じ。）とその区域に店舗が所在する乙が個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステーションの設置)

第3条 参画する府県及び政令市は、乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、店舗に最大限の努力を以て協定の履行を求めるものとするが、甲及び参画する府県及び政令市は、乙の店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 参画する府県及び政令市は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 参画する府県及び政令市並びに乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により参画する府県及び政令市から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、参画する府県及び政令市が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、参画する府県及び政令市の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 乙は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回5月末日までに甲にその年度の必要数を報告し、甲から「支援ステーション・ステッカー」の提供を受けるものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 乙は、甲から前条の「支援ステーション・ステッカー」の提供を無償で受けるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び参画する府県及び政令市並びに乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定書締結日から1年間効力を生じるものとする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

2 この協定締結後、参画する府県及び政令市の中から甲に新たな協定締結を希望し、又は、協定の除外を希望した場合、甲乙で協議の上、これを定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年11月22日

(甲) 住 所 大阪府大阪市北区中之島5丁目3番51号
関西広域連合
広域連合長 井戸 敏三

(乙) 住 所 東京都立川市錦町三丁目6番6号中村LKビル2階
味の民芸フードサービス 株式会社
代表取締役社長 鬼澤 修

災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

（目的）

第1条 関西広域連合（以下「甲」という。）と株式会社 サガミチェーン（以下「乙」という。）とは、地震発生等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる災害時帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（協定の効力）

第2条 この協定は、参画する府県及び政令市（甲の構成団体である滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市並びに甲に支援ステーションにかかる業務委託を行う三重県及び奈良県をいう。以下同じ。）とその区域に店舗が所在する乙が個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（支援ステーションの設置）

第3条 参画する府県及び政令市は、乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

- 2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以て協定の履行を求めるものとするが、甲及び参画する府県及び政令市は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第4条 参画する府県及び政令市は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- （1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
- （2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

- 2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

- 3 参画する府県及び政令市並びに乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第5条 乙は、前条の規定により参画する府県及び政令市から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、参画する府県及び政令市が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、参画する府県及び政令市の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 乙は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回5月末日までに甲にその年度の必要数を報告し、甲から「支援ステーション・ステッカー」の提供を受けるものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 乙は、甲から前条の「支援ステーション・ステッカー」の提供を無償で受けるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び参画する府県及び政令市並びに乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定書締結日から1年間効力を生じるものとする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

2 この協定締結後、参画する府県及び政令市の中から甲に新たな協定締結を希望し、又は、協定の除外を希望した場合、甲乙で協議の上、これを定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年11月22日

(甲) 住 所 大阪府大阪市北区中之島5丁目3番51号
関西広域連合
広域連合長 井戸 敏三

(乙) 住 所 愛知県名古屋市中区森孝一丁目1709番地
株式会社 サガミチェーン
代表取締役社長 鎌田 敏行

災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

(目的)

第1条 関西広域連合（以下「甲」という。）と株式会社オートバックスセブン（以下「乙」という。）とは、地震・風水害・その他大規模災害等（以下「災害時」という。）により交通が途絶した場合において、帰宅するのが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するための災害時帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 本協定は、甲の構成団体である滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市並びに甲に支援ステーションにかかる業務委託を行う三重県及び奈良県（以下「参画する府県及び政令市」という。）と乙が個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステーションの設置)

第3条 参画する府県及び政令市は、乙に対し、本協定に基づき乙の店舗（乙のフランチャイズチェーン加盟店を含む。以下「店舗」という。）に支援ステーションを設置することを依頼するものとする。

- 2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以て協定の履行を求めるものとするが、甲及び参画する府県及び政令市は、乙に支援ステーション設置を依頼する前提として、乙にはフランチャイズチェーン契約の制限から店舗に本協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾するものとする。

(支援の内容)

第4条 参画する府県及び政令市は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
- (2) 店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。
- 2 前項の規定において、店舗とは支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。
- 3 参画する府県及び政令市並びに乙は、第1項各号に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により参画する府県及び政令市から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、参画する府県及び政令市が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができない状況に陥ったときは、店舗は、参画する府県及び政令市の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 乙は、支援ステーションの取組みを広く住民に周知し、防災に対する意識啓発をするため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を店舗に掲出するものとする。

2 乙は、店舗に掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回5月末日までに甲にその年度の必要数を報告し、甲から「支援ステーション・ステッカー」の提供を受けるものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した乙又は店舗が負担するものとする。

2 乙は、甲から前条の「支援ステーション・ステッカー」の提供を無償で受けるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び参画する府県及び政令市並びに乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第9条 本協定は、協定書締結日から1年間効力を生じるものとする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、本協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定の各条項の解釈に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月17日

(甲) 住 所 大阪府大阪市北区中之島5丁目3番51号
関西広域連合
広域連合長 井戸 敏三

(乙) 住 所 東京都江東区豊洲五丁目6番52号
株式会社オートバックスセブン
代表取締役社長 湧田 節夫

災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

(目的)

第1条 関西広域連合（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン株式会社、AIRオートクラブ、同大阪・兵庫ブロック、同関西ブロック、同三重支部、及び同徳島支部（以下「乙」という。）とは、地震発生等（以下「災害時」という。）に交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するための災害時帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、参画する府県及び政令市（甲の構成団体である滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市並びに甲に支援ステーションにかかる業務委託を行う三重県をいう。以下同じ。）と乙が個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステーションの設置)

第3条 参画する府県及び政令市は、乙に対し、この協定に基づき乙の店舗に支援ステーションを設置することを依頼するものとする。

(支援の内容)

第4条 参画する府県及び政令市は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
 - (2) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。
 - (3) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、その他人道的に必要な支援を可能な限り行うこと。
- 2 前項の規定において、乙の店舗とは支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。
- 3 参画する府県及び政令市並びに乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により参画する府県及び政令市から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、参画する府県及び政令市が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、参画する府県及び政令市の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 乙は、広く住民へ支援ステーションの取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を乙の店舗に掲出するものとする。

- 2 乙は、乙の店舗に掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回5月末日までに甲にその年度の必要数を報告し、甲から「支援ステーション・ステッカー」の提供を受けるものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した乙又は乙の店舗が負担するものとする。

- 2 乙は、甲から前条の「支援ステーション・ステッカー」の提供を無償で受けるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び参画する府県及び政令市並びに乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定書締結日から1年間効力を生じるものとする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年9月23日

(甲) 住 所 大阪府大阪市北区中之島5丁目3番51号
関西広域連合
広域連合長 仁坂 吉伸

(乙) 住 所 東京都新宿区西新宿1丁目26番1号
損害保険ジャパン株式会社
取締役社長 西澤 敬一

東京都新宿区西新宿1丁目26番2号
AIRオートクラブ
会長 菱沼 進一

大阪・兵庫ブロック長 樽野 智幸

関西ブロック長 安田 三郎

三重支部長 三宅 正人

徳島支部長 橋口 哲也

災害時における応急生活物資の供給および帰宅困難者への支援に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給および交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者等（以下「帰宅困難者」という。）が徒歩で帰宅する際の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、滋賀県地域防災計画に基づき、甲が行う被災地等への物資調達および供給等の活動ならびに交通が途絶した場合において帰宅困難者が徒歩で帰宅する際の支援に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（物資の範囲）

第2条 この協定に係る物資とは、原則として食料品、日用品および生活雑貨とし、別表に定めるもののうち、甲から乙に対する要請時点で、乙が調達および製造可能な物資とする。

（協力要請）

第3条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 滋賀県内に災害が発生し、または発生するおそれがあり、物資の調達が必要と認められる際の物資の供給をすること。
- （2） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報を提供すること。
- （3） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等を提供すること。

2 前項に係る要請は、甲から乙に対し文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

3 第1項第2号および第3号に規定する店舗は、滋賀県内にあり、かつ、同項の事項の全部または一部について協力可能な店舗とする。

4 甲および乙は、同条第1項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（要請に伴う措置）

第4条 乙は、前条第1項の規定により同項第1号の事項について甲から協力要請を受けたときは、可能な範囲において物資の供給および運搬に積極的に協力するものとする。

2 前項の規定による協力の範囲は、乙による物資の調達、製造、運搬および供給のほか、連絡員として甲が設置する災害対策本部への乙による人員派遣も含むものとする。

3 乙は、前条第1項の規定により同項第2号および第3号の事項について甲から協力の要請を受けたときは、可能な範囲において帰宅困難者への支援を実施するものとする。ただし、前条第1項第2号および第3号の支援を実施しようとする場合であって、甲が乙に対し、通信の途絶により要請を行うことができないときは、乙は甲の要請を待たないで支援を実施することができる。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 第3条第1項の要請に基づく被災地への物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、乙は、その都度甲の指定する場所で甲の指定する者へ物資を引き渡すものとする。

2 乙による被災地への物資の運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法および引渡し場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。

（実績報告）

第6条 乙は、本協定に基づき物資を供給したときは、甲に対し、別に定める様式により実績報告を行うものとする。

（費用負担）

第7条 乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとし、その費用の算出は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様と見なし、原則として乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたる等、運搬に係る費用が乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱したと認められる場合は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。

3 乙が行った人員派遣に係る費用は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。

4 第3条第1項第2号および第3号に規定する支援に要した経費は、乙が負担するものとする。

(体制の整備)

第8条 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、物資供給および帰宅困難者への支援に支障を来さないよう、常に点検、改善に努めるものとする。

(実施要領)

第9条 この協定に係る様式および実施に係る細目等は、実施要領として別に定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定および前条の実施要領に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成16年11月30日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 國 松 善 次

乙 東京都豊島区東池袋4-26-10
株式会社ファミリーマート

代表取締役社長 上 田 準 二

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）の間に、災害救助に必要な物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙に加盟する生協（以下「会員生協」という。）の所有物資の供給について協力を要請することができる。

（1）滋賀県内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。

（2）滋賀県以外の災害救助のため、国または関係都道府県知事から、物資の調達のあつせんを要請されたとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

（1）別表1に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条に定める要請は、別紙2「緊急物資調達要請書」をもって行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は甲の意思を確認のうえ、第4条に定める措置をとるものとする。

3 甲から乙への要請経路は、別表3のとおりとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条による要請を受けたときは、乙は会員生協を通じ、所有物資の優先供給等に積極的に努めるものとする。

（価格）

第5条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議して定める。

2 物資の納入費用は、災害発生直前における適正な納入費用を基準として甲、乙協議して定める。

（引渡し）

第6条 物資の取引場所は甲が指定するものとし、運搬は甲または乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、当該指定場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町長に代行させることができる。

（連絡責任者）

第7条 第1条に基づく要請に関する事項の伝達および連絡責任者として、甲においては滋賀県県民文化生活部県民生活課長を、乙においては滋賀県生活協同組合連合会事務局長をそれぞれ指定するものとする。

2 甲と乙は、連絡責任者との連絡がとれない場合に備え、あらかじめ他の連絡方法、連絡体制等について協議し定めておくものとする。

（代金の支払い）

第8条 甲が引き取った物資の代金は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静した後、すみやかに支払うものとする。

（保護数量の報告）

第9条 乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の物資保有数量を別表4「物資保有数量報告書」により、甲に報告するものとする。

2 乙が、前項による物資を取り扱わなくなった場合は、すみやかに甲に報告するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第10条 乙および会員生協は、滋賀県以外を事業区域とする生協との間での連携を強化し、生協間相互支援協定等広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲は乙に対し必要な協力を行うものとする。

（補償）

第11条 第1条の規定により輸送に従事した者が、その責に帰することができない事由により死亡

し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例（昭和３８年３月２５日滋賀県条例第１０号）」の規定等によることとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

（連絡員の派遣）

第１２条 乙は、大規模な災害のため、電話等による通信が困難である場合等は、必要に応じ、甲が設置する災害対策本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

（連絡会議の設置）

第１３条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。

（協議）

第１４条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第１５条 この協定の有効期間は、平成１９年４月１日から平成２０年３月３１日までとする。期間満了の日の３０日前までに、甲または乙のいずれかからもこの協定を解除または改訂する意志表示がないときは、更に一年間有効期間を延長するものとし、以下同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成１９年１月１７日

甲 滋賀県大津市京町４丁目１番１号
滋賀県知事 嘉 田 由紀子

乙 滋賀県大津市京町３丁目４番２２号
滋賀県生活協同組合連合会
会 長 加 納 正 雄

別 表 1（供給要請物資一覧表）

主 食 レトルト食品（ご飯、赤飯）、切り餅

副 食 魚肉缶詰（イージーオープン）、インスタントラーメン・カップ麺

飲 料 お茶、水（ミネラルウォーター）、清涼飲料・ジュース類

日用品 石けん、歯ブラシ、歯磨き剤、トイレットペーパー、乾電池、使い捨てカイロ、マスク

緊急物資調達要請書

平成 年 月 日

滋賀県生活協同組合連合会会長 様

滋賀県知事 嘉 田 由紀子

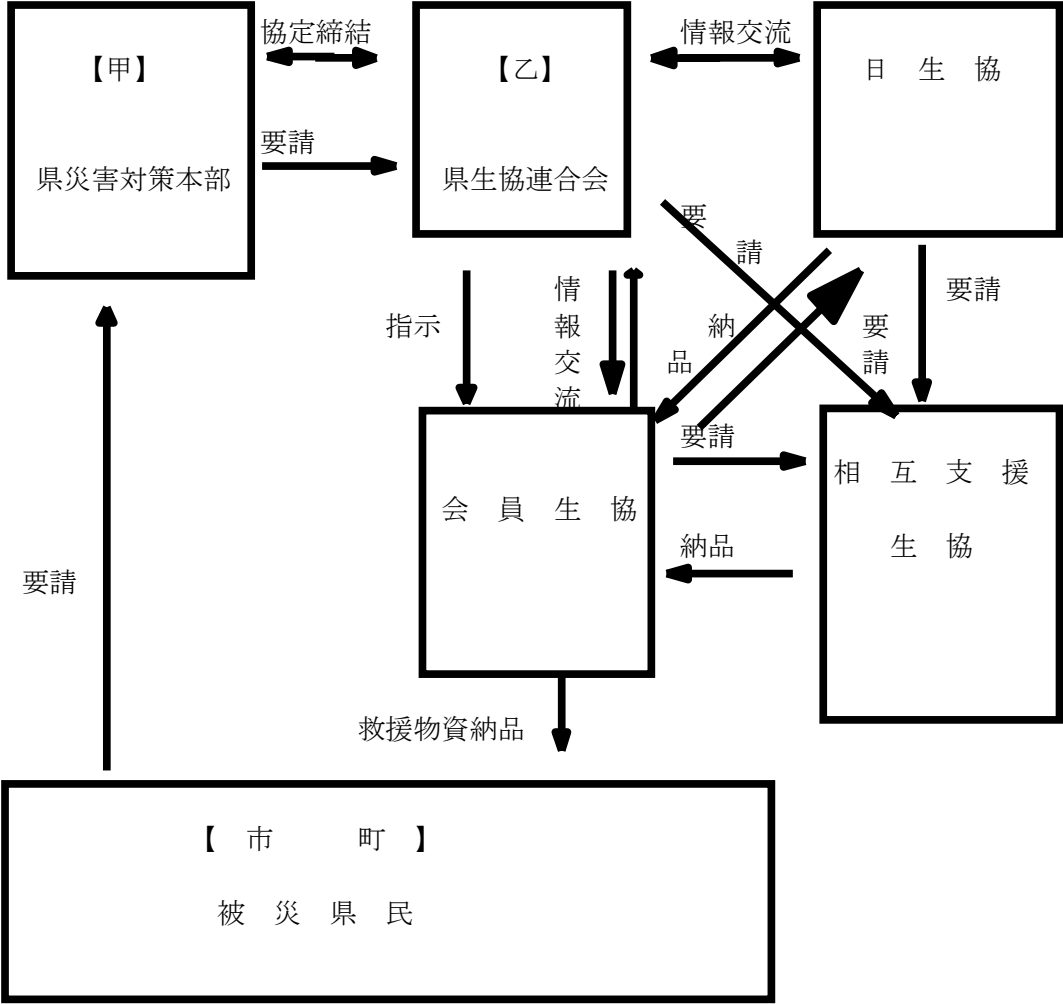
「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

- 1. 災害および応援を必要とする状況
- 2. 応援を必要とする物資の内容等

必要とする物資の内容	数量	物資の引取場所	運搬方法	備考

別 表 3 （災害時応急物資供給等の要請経路）



緊急保有数量報告書

(平成 年 月 日現在)

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子 様

所在地
名称
代表者
電話

下記のとおり物資保有数量を報告します。

記

品 名	数 量	品 名	数 量	備 考
(主食) レトルト食品 (ご飯、赤飯) 切り餅 (副食) 魚肉缶詰 (イージーオープン) インスタントラーメン カップ麺 (飲料) お茶 水 (ミネラルウォーター) 清涼飲料 ジュース類 (日用品) 石けん 歯ブラシ 歯磨き粉 トイレットペーパー 乾電池 使い捨てカイロ マスク	食 個 個 食 食 本 本 本 本 個 個 個 ロール 個 個 個			
【特記事項】				

(注) 保有数量のうち全てを供給できない事情があるときは、供給可能量を表示するなど、供給上の留意事項等を記入すること。

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

滋賀県知事（以下「甲」という。）と株式会社 西友（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第 1 条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは別表 1 に掲げる乙の滋賀県内の店舗に対し、その所有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 滋賀県内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 滋賀県以外の災害救助のため、国または関係都道府県知事から、物資の調達のあっせんを要請されたとき。

（調達物資の範囲）

第 2 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 別表 2 に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 3 条 第 1 条に定める要請は、別表 3 「緊急物資調達要請書」をもって行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は甲の意思を確認のうえ、第 4 条に定める措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第 4 条 第 1 条による要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価 格）

第 5 条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議して定める。

（引渡し）

第 6 条 物資の取引場所は甲が指定するものとし、運搬は甲または乙の指定する者が行なうものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

- 2 甲は、当該指定場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

（連絡責任者）

第 7 条 第 1 条に基づく要請に関する事項の伝達および連絡責任者として、甲においては滋賀県健康福祉部社会福祉課長を、乙においては別表 1 に掲げる各店ストアマネージャーをそれぞれ指定するものとする。

（代金の支払い）

第 8 条 甲が引き取った物資の代金は、引取後、すみやかに支払うものとする。

（保有数量の報告）

第 9 条 乙は、この協定の成立の日および毎年 4 月 1 日現在の物資保有数量を別表 4 「物資保有数量報告書」により、甲に報告するものとする。

- 2 乙が、前項による物資を取り扱わなくなった場合は、すみやかに甲に報告するものとする。

(連絡会議の設置)

第 10 条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。

(協 議)

第 11 条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

平成 8 年 3 月 29 日

甲 滋賀県大津市京町 4 丁目 1 番 1 号

滋賀県知事 稲 葉 稔

乙 東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号

株式会社 西友

代表取締役社長 藤 關 勝 宏

別 表 1

【 滋 賀 県 内 の 西 友 店 舗 一 覧 】

店 舗 名	電 話 番 号	住 所
石山店	0775-37-3001	大津市石山栄町 2-5
大津店	0775-25-4381	大津市長等 2-2-18
グリーンヒル店	0775-64-1637	草津市若草 5-13
草津店	0775-63-2151	草津市大路 2-1-38
長浜楽市店	0749-65-0111	長浜市八幡東町 9-1
フードプラザ店	0775-21-3444	大津市におの浜 2-3-1
水口店	0748-62-1045	甲賀郡水口町八光 1-6
守山店	0775-82-5345	守山市勝部町字出口 204
八日市店	0748-23-3133	八日市市緑町 9-30
(パナ西友桜ヶ丘店)	0775-63-1480	(草津市野路町アイズリ谷 1922-128)

別 表 2 (供給要請物資一覧表)

主 食	米、粉乳、パン、おにぎり、弁当
副 食	漬物・梅干し、佃煮、缶詰、レトルト食品、インスタント麺
調味料	味噌、醤油、塩
衣料等	毛布、シャツ、下着類、作業着、靴下、タオル、軍手、サラシ、 テント
日用品	雨具、おむつ（紙）、おむつカバー、生理用品、石けん、洗剤、 歯磨き、歯ブラシ、トイレトペーパー、ちり紙、鍋・飯合、やかん バケツ、皿、茶わん、はし・スプーン、哺乳ビン、マッチ・ライター 懐中電灯、乾電池、運動靴、ガムテープ、紙製食器、マスク
燃料等	L P ガス、L P ガス器具、カセットコンロ

緊急物資調達要請書

年 月 日

株式会社 西友 代表取締役 殿

滋賀県知事 稲 葉 稔

「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

1. 災害および応援を必要とする状況

2. 応援を必要とする物資の内容等

必要とする物資の内容	数 量	物資の取引場所	運 搬 方 法	備 考

物資保有数量報告書

(平成 年 月 日現在)

滋賀県知事 稲 葉 稔 殿

所在地
名 称
代表者
電 話

下記のとおり物資保有数量を報告します。

記

品 名	数 量	品 名	数 量	備考
(主食)		おむつ(紙)	枚	
米	t	おむつカバー	枚	
粉乳	kg	生理用品	袋	
パン	食	石けん	個	
おにぎり	食	洗剤	箱	
弁当	食	歯磨き	本	
(副食)		歯ブラシ	本	
漬物・梅干し	kg	トイレット	ロール	
佃煮	kg	ペーパー		
缶詰	kg	鍋・飯合	個	
レトルト食品	食	やかん	個	
インスタント食品	食	バケツ	個	
(調味料)		皿	枚	
味噌	kg	茶わん	個	
醤油	ℓ	はし・スプーン	本	
塩	kg	哺乳ビン	本	
(衣料等)		マッチ・	個	
毛布	枚	ライター		
シャツ	枚	懐中電灯	本	
下着類	組	乾電池	個	
作業着	着	運動靴	足	
靴下	足	ガムテープ	個	
タオル	枚	紙製食器	個	
軍手	双	マスク	個	
サラシ	反	(燃料等)		
テント	張	LP ガス	kg	
(日用品)		LP ガス器具	個	
雨具	着	カセットコンロ	個	
【特記事項】				

(注)保有数量のうち全てを供給できない事情があるときは、供給可能量を表示するなど、供給上の留意事項等を記入すること。

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

滋賀県知事（以下「甲」という。）と株式会社 平和堂（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第 1 条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは乙に対し、その所有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 滋賀県内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 滋賀県以外の災害救助のため、国または関係都道府県知事から、物資の調達のあっせんを要請されたとき。

（調達物資の範囲）

第 2 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 別表 1 に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 3 条 第 1 条に定める要請は、別表 2「緊急物資調達要請書」をもって行なうものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は甲の意思を確認のうえ、第 4 条に定める措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第 4 条 第 1 条による要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価 格）

第 5 条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議して定める。

（引渡し）

第 6 条 物資の取引場所は甲が指定するものとし、運搬は甲または乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

- 2 甲は、当該指定場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

（連絡責任者）

第 7 条 第 1 条に基づく要請に関する事項の伝達および連絡責任者として、甲においては滋賀県健康福祉部 社会福祉課長を、乙においては株式会社平和堂総務部総務課長をそれぞれ指定するものとする。

（代金の支払い）

第 8 条 甲が引き取った物資の代金は、引取後、すみやかに支払うものとする。

（保有数量の報告）

第 9 条 乙は、この協定の成立の日および毎年 4 月 1 日現在の物資保有数量を別表 3「物資保有数量報告書」により、甲に報告するものとする。

- 2 乙が、前項による物資を取り扱わなくなった場合は、すみやかに甲に報告するものとする。

(連絡会議の設置)

第 10 条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。

(協 議)

第 11 条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

平成 8 年 3 月 29 日

甲 滋賀県大津市京町 4 丁目 1 番 1 号

滋賀県知事 稲 葉 稔

乙 滋賀県彦根市小泉町 31

株式会社 平 和 堂

代表取締役社長 夏 原 平 和

別 表 1 (供給要請物資一覧表)

主 食	米、粉乳、パン、おにぎり、弁当
副 食	漬物・梅干し、佃煮、缶詰、レトルト食品、インスタント麺
調味料	味噌、醤油、塩
衣料等	毛布、シャツ、下着類、作業着、靴下、タオル、軍手、サラシ、 テント
日用品	雨具、おむつ（紙）、おむつカバー、生理用品、石けん、洗剤、 歯磨き、歯ブラシ、トイレットペーパー、ちり紙、鍋・飯合、やかん バケツ、皿、茶わん、はし・スプーン、哺乳ビン、マッチ・ライター 懐中電灯、乾電池、運動靴、ガムテープ、紙製食器、マスク
燃料等	L P ガス、L P ガス器具、カセットコンロ

緊急物資調達要請書

年 月 日

株式会社 平和堂 取締役社長 殿

滋賀県知事 稲 葉 稔

「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

1. 災害および応援を必要とする状況

2. 応援を必要とする物資の内容等

必要とする物資の内容	数 量	物資の取引場所	運 搬 方 法	備 考

物資保有数量報告書

(平成 年 月 日現在)

滋賀県知事 稲 葉

稔 殿

所在地

名 称

代表者

電 話

下記のとおり物資保有数量を報告します。

記

品 名	数 量	品 名	数 量	備考
(主食)		おむつ(紙)	枚	
米	t	おむつカバー	枚	
粉乳	kg	生理用品	袋	
パン	食	石けん	個	
おにぎり	食	洗剤	箱	
弁当	食	歯磨き	本	
(副食)		歯ブラシ	本	
漬物・梅干し	kg	トイレット	ロール	
佃煮	kg	ペーパー		
缶詰	kg	鍋・飯合	個	
レトルト食品	食	やかん	個	
インスタント食品	食	バケツ	個	
(調味料)		皿	枚	
味噌	kg	茶わん	個	
醤油	ℓ	はし・スプーン	本	
塩	kg	哺乳ビン	本	
(衣料等)		マッチ・	個	
毛布	枚	ライター		
シャツ	枚	懐中電灯	本	
下着類	組	乾電池	個	
作業着	着	運動靴	足	
靴下	足	ガムテープ	個	
タオル	枚	紙製食器	個	
軍手	双	マスク	個	
サラシ	反	(燃料等)		
テント	張	LP ガス	kg	
(日用品)		LP ガス器具	個	
雨具	着	カセットコンロ	個	
【特記事項】				

(注)保有数量のうち全てを供給できない事情があるときは、供給可能量を表示するなど、供給上の留意事項等を記入すること。

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

滋賀県知事(以下「甲」という。)とジャスコ株式会社近畿カンパニー(以下「乙」という。)との間に、災害救助に必要な物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは乙に対し、その所有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 滋賀県内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 滋賀県以外の災害救助のため、国または関係都道府県知事から、物資の調達のあっせんを要請されたとき。

(調達物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 別表1に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第3条 第1条に定める要請は、別表2「緊急物資調達要請書」をもって行なうものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書きの場合にあつては、乙は甲の意思を確認のうえ、第4条に定める措置をとるものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 第1条による要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(価 格)

第5条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格(引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については取引時の適正な価格)を基準として、甲、乙協議して定める。

(引渡し)

第6条 物資の取引場所は甲が指定するものとし、運搬は甲または乙の指定する者が行なうものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

- 2 甲は、当該指定場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

(連絡責任者)

第7条 第1条に基づく要請に関する事項の伝達および連絡責任者として、甲においては滋賀県健康福祉部社会福祉課長を、乙においてはジャスコ株式会社近畿カンパニー総務部長をそれぞれ指定するものとする。

(代金の支払い)

第8条 甲が引き取った物資の代金は、引取後、すみやかに支払うものとする。

(連絡会議の設置)

第9条 甲および乙は、この協議に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。

(車両優先通行の確保)

第10条 甲は、災害時において乙が物資を配送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(乙の営業)

第11条 災害が発生した場合で、乙が店舗施設の安全を確認した上で営業を再開するときは、甲のできうる限りの協力(販売許可の再開等)を受けることができる。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成10年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成 9 年 3 月 31 日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 稲 葉 稔

乙 大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番23号
ジャスコ株式会社近畿カンパニー
取締役支社長 山 中 千 敏

別 表 1 (調達物資の範囲)

主 食	米、粉乳、パン、おにぎり、弁当
副 食	漬物・梅干し、佃煮、缶詰、レトルト食品、インスタント麺
調味料	味噌、醤油、塩
衣料等	毛布、シャツ、下着類、作業着、靴下、タオル、軍手、サラシ、 テント
日用品	雨具、おむつ(紙)、おむつカバー、生理用品、石けん、洗剤、 歯磨き、歯ブラシ、トイレットペーパー、ちり紙、鍋・飯合、やかん バケツ、皿、茶わん、はし・スプーン、哺乳ビン、マッチ・ライター 懐中電灯、乾電池、運動靴、ガムテープ、紙製食器、マスク
燃料等	LP ガス、LP ガス器具、カセットコンロ、カセットコンロ用ボンベ

緊急物資調達要請書

年 月 日

ジャスコ株式会社近畿カンパニー

取 締 役 支 社 長 殿

滋賀県知事

「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

1. 災害および応援を必要とする状況

2. 応援を必要とする物資の内容等

必要とする物資の内容	数 量	物資の取引場所	運 搬 方 法	備 考

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

滋賀県知事(以下「甲」という。)と株式会社 草津近鉄百貨店(以下「乙」という。)との間に、災害救助に必要な物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは乙に対し、その所有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 滋賀県内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 滋賀県以外の災害救助のため、国または関係都道府県知事から、物資の調達のあっせんを要請されたとき。

(調達物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 別表1に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第3条 第1条に定める要請は、別表2「緊急物資調達要請書」をもって行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は甲の意思を確認のうえ、第4条に定める措置をとるものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 第1条による要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(価格)

第5条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格(引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については取引時の適正な価格)を基準として、甲乙協議して定める。

(引渡し)

第6条 物資の取引場所は甲が指定するものとし、運搬は甲または乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

- 2 甲は、当該指定場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町村に代行させることができる。

(連絡責任者)

第7条 第1条に基づく要請に関する事項の伝達および連絡責任者として、甲においては、滋賀県健康福祉部健康福祉政策課長を、乙においては株式会社草津近鉄百貨店総務部総務課長をそれぞれ指定するものとする。

(代金の支払い)

第8条 甲が引き取った物資の代金は、引取後、すみやかに支払うものとする。

(保有数量の報告)

第9条 乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の物資保有数量を別表3「物資保有数量報告書」により、甲に報告するものとする。

- 2 乙が、前項による物資を取り扱わなくなった場合は、すみやかに甲に報告するものとする。

(連絡会議の設置)

第10条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成14年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成13年5月22日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 國 松 善 次

乙 滋賀県草津市渋川1丁目1番50号
株式会社 草津近鉄百貨店
代表取締役社長 樫根 敬太郎

別 表 1 (供給要請物資一覧表)

主 食	米、粉乳、パン、おにぎり、弁当
副 食	漬物・梅干し、佃煮、缶詰、レトルト食品、インスタント麺
調味料	味噌、醤油、塩
衣類等	毛布、シャツ、下着類、作業着、靴下、タオル、軍手、サラシ、テント
日用品	雨具、おむつ(紙)、おむつカバー、生理用品、石けん、洗剤、歯磨き、歯ブラシ、 トイレットペーパー、ちり紙、鍋・飯合、やかん、バケツ、皿、茶わん、 はし・スプーン、哺乳ビン、マッチ・ライター、懐中電灯、乾電池、運動靴、 ガムテープ、紙製食器、マスク
燃料	L Pガス、L Pガス器具、カセットコンロ

緊急物資調達要請書

年 月 日

株式会社草津近鉄百貨店 代表取締役社長 様

滋賀県知事

「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

1. 災害および応援を必要とする状況

2. 応援を必要とする物資の内容等

必要とする物資の内容	数 量	物資の取引場所	運 搬 方 法	備 考

物資保有数量報告書

(平成 年 月 日現在)

滋賀県知事

所在地
名 称
代表者
電 話

下記のとおり物資保有数量を報告します。

記				
品 名	数 量	品 名	数 量	備考
(主食)		おむつ(紙)	枚	
米	t	おむつカバー	枚	
粉乳	kg	生理用品	袋	
パン	食	石けん	個	
おにぎり	食	洗剤	箱	
弁当	食	歯磨き	本	
(副食)		歯ブラシ	本	
漬物・梅干し	kg	トイレット	ロール	
佃煮	kg	ペーパー		
缶詰	kg	鍋・飯合	個	
レトルト食品	食	やかん	個	
インスタント麺	食	バケツ	個	
(調味料)		皿	枚	
味噌	kg	茶わん	個	
醤油	ℓ	はし・スプーン	本	
塩	kg	哺乳ビン	本	
(衣料等)		マッチ・	個	
毛布	枚	ライター		
シャツ	枚	懐中電灯	本	
下着類	組	乾電池	個	
作業着	着	運動靴	足	
靴下	足	ガムテープ	個	
タオル	枚	紙製食器	個	
軍手	双	マスク	個	
サラシ	反	(燃料等)		
テント	張	LP ガス	kg	
(日用品)		LP ガス器具	個	
雨具	着	カセットコンロ	個	
【特記事項】				

(注)保有数量のうち全てを供給できない事情があるときは、供給可能量を表示するなど、供給上の留意事項等を記入すること。

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

滋賀県知事(以下「甲」という。)と株式会社 ユーストア(以下「乙」という。)との間に、災害救助に必要な物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは乙に対し、その所有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 滋賀県内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 滋賀県以外の災害救助のため、国または関係都道府県知事から、物資の調達のあっせんを要請されたとき。

(調達物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 別表1に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第3条 第1条に定める要請は、別表2「緊急物資調達要請書」をもって行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は甲の意思を確認のうえ、第4条に定める措置をとるものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 第1条による要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(価格)

第5条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格(引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については取引時の適正な価格)を基準として、甲乙協議して定める。

(引渡し)

第6条 物資の取引場所は甲が指定するものとし、運搬は甲または乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

- 2 甲は、当該指定場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町村に代行させることができる。

(連絡責任者)

第7条 第1条に基づく要請に関する事項の伝達および連絡責任者として、甲においては、滋賀県健康福祉部健康福祉政策課長を、乙においては株式会社ユーストア水口店長をそれぞれ指定するものとする。

(代金の支払い)

第8条 甲が引き取った物資の代金は、引取後、すみやかに支払うものとする。

(保有数量の報告)

第9条 乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の物資保有数量を別表3「物資保有数量報告書」により、甲に報告するものとする。

- 2 乙が、前項による物資を取り扱わなくなった場合は、すみやかに甲に報告するものとする。

(連絡会議の設置)

第10条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成14年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成13年5月22日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号

滋賀県知事 國 松 善 次

乙 愛知県海部郡佐織町大字勝幡2267-1

株式会社 ユーストア

代表取締役社長 小谷 佳男

別 表 1 (供給要請物資一覧表)

主 食	米、粉乳、パン、おにぎり、弁当
副 食	漬物・梅干し、佃煮、缶詰、レトルト食品、インスタント麺
調味料	味噌、醤油、塩
衣類等	毛布、シャツ、下着類、作業着、靴下、タオル、軍手、サラシ、テント
日用品	雨具、おむつ(紙)、おむつカバー、生理用品、石けん、洗剤、歯磨き、歯ブラシ、 トイレットペーパー、ちり紙、鍋・飯合、やかん、バケツ、皿、茶わん、 はし・スプーン、哺乳ビン、マッチ・ライター、懐中電灯、乾電池、運動靴、 ガムテープ、紙製食器、マスク
燃料	L P ガス、L P ガス器具、カセットコンロ

緊急物資調達要請書

年 月 日

株式会社ユーストア 代表取締役社長 様

滋賀県知事

「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

1. 災害および応援を必要とする状況

2. 応援を必要とする物資の内容等

必要とする物資の内容	数 量	物資の取引場所	運 搬 方 法	備 考

物資保有数量報告書

(平成 年 月 日現在)

滋賀県知事

所在地
名 称
代表者
電 話

下記のとおり物資保有数量を報告します。

記				
品 名	数 量	品 名	数 量	備考
(主食)		おむつ(紙)	枚	
米	t	おむつカバー	枚	
粉乳	kg	生理用品	袋	
パン	食	石けん	個	
おにぎり	食	洗剤	箱	
弁当	食	歯磨き	本	
(副食)		歯ブラシ	本	
漬物・梅干し	kg	トイレット	ロール	
佃煮	kg	ペーパー		
缶詰	kg	鍋・飯合	個	
レトルト食品	食	やかん	個	
インスタント麺	食	バケツ	個	
(調味料)		皿	枚	
味噌	kg	茶わん	個	
醤油	ℓ	はし・スプーン	本	
塩	kg	哺乳ビン	本	
(衣料等)		マッチ・	個	
毛布	枚	ライター		
シャツ	枚	懐中電灯	本	
下着類	組	乾電池	個	
作業着	着	運動靴	足	
靴下	足	ガムテープ	個	
タオル	枚	紙製食器	個	
軍手	双	マスク	個	
サラシ	反	(燃料等)		
テント	張	LP ガス	kg	
(日用品)		LP ガス器具	個	
雨具	着	カセットコンロ	個	
【特記事項】				

(注)保有数量のうち全てを供給できない事情があるときは、供給可能量を表示するなど、供給上の留意事項等を記入すること。

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

滋賀県知事（以下「甲」という。）と NPO 法人 コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （1） 滋賀県内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- （2） 滋賀県以外の災害救助のため、国または関係都道府県知事から物資の調達のあっせんを要請されたとき、または甲が救助の必要があると認めたとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

- （1） 別表1に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条に定める要請は、「緊急物資調達要請書」（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあつては、乙は甲の意思を確認のうえ、第4条に定める措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資可能数量・措置の状況報告書」（別紙第2号様式）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該指定場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡しが終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。
 - （1） 引渡しの日時および場所
 - （2） 引渡しに係る物資の品目および数量

(費用)

第6条 乙が供給した物資の対価および引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については取引時の適正な価格）とする。

(費用の支払い)

第7条 甲が引き取った物資および乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後1箇月以内に、甲または甲の指定する地方自治体から乙指定口座に振込みにより支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬および供給する際には、車両を緊急または優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、この協定は有効期間が満了する日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成21年 1月15日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 嘉 田 由紀子

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1

NPO 法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一

別表 1（第 2 条関係）

供給を要請された際に調達可能な物資

①作業関係

作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ポケットコート、土のう袋、トン袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール、誘導灯

②日用品等

毛布、布団、マット、じゅうたん、畳、ござ、タオル、下着、靴下、乳児用衣類、おむつカバー、歯ブラシ、歯磨き粉、石けん、洗剤、防寒着、さらし、やかん、鍋、ほ乳瓶、食器、使い捨て食器、割箸、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、ポケットティッシュ、トイレットペーパー、ちり紙、紙おむつ（成人用・乳児用）、生理用品、絆創膏、綿花、ガーゼ、簡易ベッド、マスク、バケツ、水モップ、靴、スリッパ、デッキブラシ、雑巾、ゴミ袋、簡易ライター、使い捨てカイロ、ロープ、ガムテープ、カセットコンロ、カセットボンベ、マッチ、ろうそく

③水関係

飲料水、水缶

④冷暖房機器等

大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ、練炭、練炭コンロ、扇風機

⑤電気用品等

投光器、懐中電灯、乾電池、ラジオ、電気ストーブ、発電機、コードリール

⑥トイレ関係等

救急ミニトイレ

⑦その他

コンクリートブロック材、木材、鋼管材、大型テント、段ボール間仕切り板

緊急物資調達要請書

平成 年 月 日

NPO 法人 コメリ災害対策センター
理事長 様

滋賀県知事

災害救助に必要な物資の調達要請について

「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。
なお、協定書第4条の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

1. 災害および応援を必要とする状況

2. 応援を必要とする物資の内容

要請期日	必要とする物資の内容	数量	物資の取引場所	運搬方法	備考

※ 要請数量は、1日あたり数量とする。

問い合わせ先

滋賀県	健康福祉部	健康福祉政策課
電話	—	—
FAX	—	—
担当		

物資可能数量・措置の状況報告書

平成 年 月 日

滋賀県知事

様

NPO 法人 コメリ災害対策センター
理事長

「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」（第4条）に基づき、当社の（物資可能数量・措置の状況）を下記のとおり報告します。

記

1. 調達可能数量

品 名 (調達可能数量)	
①作業関係	④冷暖房機器等
作業シート ()	大型石油ストーブ ()
標識ロープ ()	木炭 ()
②日用品等	⑤電気用品等
毛布 ()	投光器 ()
タオル ()	懐中電灯 ()
③水関係	⑥トイレ関係等
飲料水 ()	救急ミニトイレ
水缶 ()	
※その他	
() ()	() ()
() ()	() ()
() ()	() ()

注：協定書第4条による報告は、調達可能数量の概数を記入する。

2. 物資の搬入場所・方法（いずれかに○をつける）

- ① 滋賀県災害対策本部まで搬入する。
 ② 当社の指定場所で滋賀県に引渡し。
 ③ その他（滋賀県が指定する場所で引渡し等）

搬入方法（陸路、空路、海路）

連 絡 責 任 者 届

【 滋賀県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【 NPO 法人 コメリ災害対策センター 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

滋賀県知事（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （1） 滋賀県内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- （2） 滋賀県以外の災害救助のため、国または関係都道府県知事から物資の調達のあっせんを要請されたとき、または甲が救助の必要があると認めたとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。ただし、甲より乙が要請を受けた時点で、乙は自己の加盟店もしくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約その他乙の関係者との契約等の制限、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙において物資の調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

- （1） 食料品
- （2） 飲料水
- （3） 日用品
- （4） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条に定める要請は、「物資発注書」（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、乙は甲の意思を確認のうえ、第4条に定める措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資可能数量・措置の状況報告書」（別紙第2号様式）により甲に提出するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該指定場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町に代行させることができる。

4 甲は、当該指定場所への物資運搬は、乙の指定業者が行うことを承諾する。

5 乙は、物資の引渡しが終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時および場所

(2) 引渡しに係る物資の品目および数量

(費用)

第6条 乙が供給した物資の対価および引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

(費用の支払い)

第7条 甲が引き取った物資および乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後1箇月以内に、甲または甲の指定する地方自治体から乙指定口座に振込みにより支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬および供給する際には、車両を緊急または優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない

い限り、この協定は有効期間が満了する日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成21年 1月15日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 嘉 田 由紀子

乙 東京都品川区大崎1丁目11番2号

株式会社ローソン

代表取締役社長 新 浪 剛

物 資 発 注 書

平成 年 月 日

株式会社ローソン
代表取締役社長 様
担当部署
ＣＣＯオフィス

滋賀県知事

災害救助に必要な物資の調達要請について

「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。
なお、協定書第 4 条の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

※ 要請数量は、1 日あたり数量とする。

問い合わせ先

滋賀県	健康福祉部	健康福祉政策課
電話	—	—
FAX	—	—
担当		

物資可能数量・措置の状況報告書

平成 年 月 日

滋賀県知事 様

会社名 株式会社ローソン

担当部署 CCOオフィス

「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」（第4条）に基づき、当社の（物資可能数量・措置の状況）を下記のとおり報告します。

記

1. 調達可能数量

発災直後		発災後3日以降	
品 名	調達可能数量	品 名	調達可能数量
（調理不要の食品）		（主食＋副食品）	
おにぎり		おにぎり	
弁 当		弁 当	
パ ン		パ ン	
飲料水（お茶等）		缶 詰	
その他		カップラーメン	
		カップ味噌汁	
		飲料水（お茶等）	
		その他	
下着類（ ） タオル（ ） 懐中電灯（ ） 乾電池（ ）			
軍手（ ） ちり紙（ ） ろうそく（ ） ウエットティッシュ（ ）			
カセットボンベ（ ）			
※その他			
（ ）（ ）		（ ）（ ）	
（ ）（ ）		（ ）（ ）	
（ ）（ ）		（ ）（ ）	

注：協定書第4条による報告は、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

2. 物資の搬入場所・方法（いずれかに○をつける）

- ① 滋賀県災害対策本部まで当社が搬入する。
- ② 当社指定場所で滋賀県に引渡し。
- ③ その他（滋賀県が指定する場所で引渡し等）

搬入方法（陸路、空路、海路）

連 絡 責 任 者 届

【 滋賀県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間：
- ・休日：

【 株式会社ローソン 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間：
- ・休日：

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

滋賀県知事（以下「甲」という。）と株式会社セブンーイレブン・ジャパン（以下「乙」という。）との間に、甲と乙との地域活性化包括連携協定第2条第1項第9号に基づき、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （1）滋賀県内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- （2）滋賀県以外の災害救助のため、国または関係都道府県知事から物資の調達のあっせんを要請されたとき、または甲が救助の必要があると認めたとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。ただし、甲より乙が要請を受けた時点で、乙は自己の加盟店もしくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約その他乙の関係者との契約等の制限、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙において物資の調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条に定める要請は、「物資発注書」（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、乙は甲の意思を確認のうえ、第4条に定める措置をとるものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資可能数量・措置の状況報告書」(別紙第2号様式)により甲に提出するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該指定場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町に代行させることができる。

4 甲は、当該指定場所への物資運搬は、乙の指定業者が行うことを承諾する。

5 乙は、物資の引渡しが終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時および場所

(2) 引渡しに係る物資の品目および数量

(費用)

第6条 乙が供給した物資の対価および引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格(災害発生前の取引については取引時の販売価格)とする。

(費用の支払い)

第7条 甲が引き取った物資および乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後1箇月以内に、甲または甲の指定する地方自治体から乙指定口座に振込みにより支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬および供給する際には、車両を緊急または優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、この協定は有効期間が満了する日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成21年 3月24日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事

嘉 田 由紀子

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブンーイレブン・ジャパン
代表取締役社長 COO 山 口 俊 郎

物 資 発 注 書

平成 年 月 日

株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長 COO 様
担当部署

滋賀県知事

災害救助に必要な物資の調達要請について

「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。
なお、協定書第 4 条の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

※ 要請数量は、1 日あたり数量とする。

問い合わせ先

滋賀県	健康福祉部	健康福祉政策課
電話	—	—
FAX	—	—
担当		

物資可能数量・措置の状況報告書

平成 年 月 日

滋賀県知事 様

会社名 株式会社セブン-イレブン・ジャパン
担当部署

「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」（第4条）に基づき、当社の（物資可能数量・措置の状況）を下記のとおり報告します。

記

1. 調達可能数量

発災直後		発災後3日以降	
品 名	調達可能数量	品 名	調達可能数量
（調理不要の食品）		（主食＋副食品）	
おにぎり		おにぎり	
弁 当		弁 当	
パ ン		パ ン	
飲料水（お茶等）		缶 詰	
その他		カップラーメン	
		カップ味噌汁	
		飲料水（お茶等）	
		その他	
下着類（ ） タオル（ ） 懐中電灯（ ） 乾電池（ ） 軍手 （ ） ちり紙（ ） ろうそく（ ） ウエットティッシュ（ ） カセットボンベ（ ） ※その他 （ ）（ ） （ ）（ ） （ ）（ ） （ ）（ ） （ ）（ ） （ ）（ ）			

注：協定書第4条による報告は、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

2. 物資の搬入場所・方法（いずれかに○をつける）

- ① 滋賀県災害対策本部まで当社が搬入する。
- ② 当社指定場所で滋賀県に引渡し。
- ③ その他（滋賀県が指定する場所で引渡し等）

搬入方法（陸路、空路、海路）

連 絡 責 任 者 届

【 滋賀県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【 株式会社セブシーイレブン・ジャパン 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と富士産業株式会社（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で、移動調理システムキッチンカーによる物資の供給を要請することができる。

- （1） 滋賀県内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- （2） 滋賀県以外の災害救助のため、国または関係都道府県知事から物資の調達のあつせんを要請されたとき、または甲が救助の必要があると認めたとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・供給が可能な物資とする。

- （1） 調理済食料品（温食を含む。）
- （2） 飲料水（供給場所で確保できる場合を除く。）

（要請の方法）

第3条 第1条に定める要請は、「物資発注書」（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、乙は甲の意思を確認のうえ、第4条に定める措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資可能数量・措置の状況報告書」（別紙第2号様式）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、供給）

第5条 物資の供給場所は、甲が指定するものとし、供給場所までの物資の運搬は乙が行うものとする。

- 2 甲は、当該指定場所に職員を派遣し、乙が供給する物資を確認するものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の供給が終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告す

るものとする。

- (1) 供給の日時および場所
- (2) 供給に係る物資の品目および数量

(費用)

第6条 乙が供給した物資の対価は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して定める。

3 前項の価格には、食材費のみ含むものとし、人件費、水道光熱費、車両関連費その他の費用は含まないものとする。

(費用の支払い)

第7条 前条の費用は、乙からの請求後1箇月以内に、甲または甲の指定する地方自治体から乙指定口座に振込みにより支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬および供給する際には、車両を緊急または優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、この協定は有効期間が満了する日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成23年3月7日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 嘉 田 由紀子

乙 東京都港区新橋五丁目32番7号（F I ビル）

富士産業株式会社

代表取締役社長 中 村 勝 彦

別紙第1号様式

物 資 発 注 書

平成 年 月 日

富士産業株式会社
代表取締役社長 様

滋賀県知事

災害救助に必要な物資の調達要請について

「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。
なお、協定書第4条の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期日	要請品目	要請数量	供給場所

※ 要請数量は、1日あたり数量とする。

問い合わせ先

滋賀県	健康福祉部	健康福祉政策課
電話	—	—
FAX	—	—
担当		

物資可能数量・措置の状況報告書

平成 年 月 日

滋賀県知事 様

富士産業株式会社
代表取締役社長

「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」（第 4 条）に基づき、当社の物資可能数量・措置の状況を下記のとおり報告します。

記

調達・供給可能数量

発災直後		発災後 3 日以降	
品 名	調達・供給可能数量	品 名	調達・供給可能数量

注：協定書第 4 条による報告は、被災がないと想定した場合の 1 日あたりの最大調達・供給可能数量の概数を記入する。

問い合わせ先

富士産業株式会社 ○○○ ○○○
電話 — —
FAX — —
担当

連 絡 責 任 者 届

【 滋賀県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【 富士産業株式会社 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

災害時における飲料の提供協力に関する協定書

滋賀県知事 嘉田由紀子（以下「甲」という。）と三笠コカ・コーラボトリング株式会社 取締役社長 末安剛明（以下「乙」という。）は、地震等による大規模災害の発生時（以下「災害時」という。）における飲料の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における被災者の応急救助に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が滋賀県災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって効力を生じるものとする。

（協力の内容）

第3条 乙は、災害時に甲から協力の要請を受けたときは、次の事項について協力するものとする。

- （1）被災者の応急救助が必要となった場合、乙の指定した物流拠点における飲料を提供する等、可能な限りの協力を行うこと。
- （2）乙が設置した災害対応型自動販売機（大型LEDメッセージボードにより情報発信ができ、災害時は遠隔操作により無償で飲料の提供が可能な自動販売機をいう。）の機内飲料を提供すること。

2 甲は、乙に前項に定めのない事項について、甲乙協議の上、協力を要請することができる。

（支援の要請手続き）

第4条 前条の規定による要請は、文書をもって協力要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって協力を要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡体制等）

第5条 甲および乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、予め定めておくものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条第1項第2号に規定する事項に要した経費は無償とし、同条第1項第1号および第2項に規定する事項に要した経費は第9条の定めるところに従うものとする。

（緊急物資）

第7条 第3条第1項第1号に規定する供給飲料物資（以下「物資」という。）は、発注時に取扱いのある全品目とし、乙の営業に支障のない範囲において、甲の発注により供給するものとする。

（物資の納入）

第8条 物資の納入は、甲乙協議の上、より迅速な手段で納入するものとする。

（物資の価格）

第9条 物資の価格は、災害が発生した日の前日の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 物資の納入費用は、災害が発生した日の前日の納入費用を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（検査等）

第10条 甲は、物資の納入を受けたときは、直ちに検査を行うものとする。この場合、発注票兼納入指示書に記載されている者またはその者の指揮監督に属する者が検査を行うものとする。

2 甲は、検査の結果、変質、変形等により不適當であると認めたときは、乙に対して他品との交換を求めることができるものとする。

(代金の支払)

第11条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静した後、速やかに支払うものとする。

(連絡先等の報告)

第12条 甲および乙は、それぞれの連絡先および取扱担当者を定めるものとし、毎年相手方に対して、4月1日現在の状況を報告するものとする。ただし、期間の途中において変更が生じた場合は、速やかに相手方に対し報告するものとする。

(履行義務の免除)

第13条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、その履行義務の一部または全部を免除することができる。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、平成19年7月17日から平成20年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲、乙が協議し、異議のないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(連絡責任者)

第15条 協定に関する連絡責任者は、甲においては滋賀県県民文化生活部防災危機管理局副局長、乙においては三笠コカ・コーラボトリング(株)総務部総務課長とする。

(補則、協議)

第16条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上各自1通を保有する。

平成19年7月17日

甲 大津市京町四丁目1番1号

滋 賀 県 知 事 嘉 田 由 紀 子

乙 奈良県天理市嘉幡町643番地
三笠コカ・コーラボトリング株式会社

取 締 役 社 長 末 安 剛 明

災害時における飲料の提供協力に関する協定運用要領

滋賀県知事 嘉田由紀子（以下「甲」という。）と三笠コカ・コーラボトリング株式会社 取締役社長 末安剛明（以下「乙」という。）が締結した、「災害時における飲料の提供協力に関する協定」（以下「協定」という。）については、次のとおり運用するものとする。

第1 甲が、乙に対し供給協力を要請した場合、乙は、要請時点において保有する飲料について最大限努力し、提供できるよう協力するものとする。

第2 乙は、飲料の提供協力について、別表1に定める乙の指定した物流拠点において、災害発生後、迅速・的確に実施できるよう体制整備を図るものとする。

第3 要請等の手続きに係る甲、乙の窓口については、別表2に定めるとおりとする。

2 前項の窓口に変更があった場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

第4 乙の指定した物流拠点からの飲料の運搬については、乙の協力を得て、より迅速な手段で行うものとする。

第5 協定により乙が協力する飲料の品目は、別表3に定めるとおりとする。

第6 災害時に災害対応型自動販売機の機内飲料を提供する場合については、甲は乙に支援の要請をした上で、甲が遠隔操作するものとする。

第7 災害時に災害対応型自動販売機のメッセージボードを活用する場合については、必要に応じて、甲が操作し、災害情報等を表示させるものとする。

2 平常時については、乙において時事ニュース等を表示させるものとし、甲は必要に応じて、行政情報の提供等に活用するものとする。

第8 甲、乙は、協定の運用が円滑に行われるよう、必要に応じて、協議を実施するものとする。

附 則

この要領は、平成19年7月17日から施行する。

災害時の燃料の供給および帰宅困難者支援に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県石油商業組合（以下「乙」という。）は、災害時における石油類燃料の供給および帰宅困難者支援における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（支援協力）

第1条 甲は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、乙に対し、支援協力を要請することができるものとする。

- （1）県内に大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- （2）その他知事が特に必要と認めるとき。

（支援協力の内容）

第2条 甲が乙に要請する支援協力は、次のとおりとする。

- （1）災害対応を実施する災害応急対策車両へ石油類燃料を優先的に供給すること。
 - （2）県の庁舎など、災害対応上の重要施設に石油類燃料を優先的に供給すること。
 - （3）道路情報の提供など、帰宅困難者への支援活動で実施可能なこと。
- 2 甲は、前項第1号および第2号に基づき供給を受ける災害応急対策車両および重要施設をあらかじめ指定し、前項の支援協力に必要な情報を乙に報告するものとする。
- 3 乙は、第1項に掲げる支援協力を行う給油所および小口燃料配送拠点の住所など必要な情報を甲に報告するものとする。

（要請の方法）

- 第3条 甲は、乙による支援協力を必要と認めるときは、文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭または電話等により要請し、事後速やかに要請文書を交付するものとする。
- 2 乙は、甲から支援協力の要請があったときは、速やかに給油所等に対して連絡し、支援協力を行うものとする。ただし、乙は通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たずに支援を実施することができるものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条第1項第1号または第2号に基づき供給を受ける石油類燃料の対価および運搬等の費用については当該石油類燃料の供給を受けた者が負担するものとし、その費用は、災害時における価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（連絡窓口）

- 第5条 この協定の連絡窓口は、甲にあつては滋賀県防災危機管理局、乙にあつては滋賀県石油商業組合事務局とする。
- 2 甲および乙は、本協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。
- 3 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届（別記様式）により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

（平時からの協力）

第6条 甲は、乙と協力し、平時から大規模災害発生時における燃料不足に伴う混乱が発生しないよう、県民に対する普及啓発を実施するものとする。

(秘密の保持)

第7条 甲および乙は、互いに、この協定に際し、知りえた相手方の秘密を第三者に漏らし、または利用してはならない。

(運用)

第8条 災害応急対策車両および重要施設の定義、運用方法等については、別に定める。

(疑義の処理)

第9条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して処理するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。

ただし、協定の有効期間が満了する30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力は継続されるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年12月15日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市浜大津四丁目1番1号
滋賀県石油商業組合
理事長 芝野 桂太郎

連 絡 責 任 者 届

【 滋賀県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【 滋賀県石油商業組合 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書

滋賀県（以下、甲という）と石油連盟（以下、乙という）は、地震・風水害等の大規模災害時において、甲の地域に存在する重要施設に対する燃料供給について、乙の会員会社である石油元売会社（以下、会員会社という）から直接供給を行う必要が生じた場合、通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な燃料供給（以下、非定形的な燃料供給という）を円滑に実施する為に、対象となる重要施設に関する所要の情報を、甲・乙において共有し有効に運用すべく、本覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、地震・風水害等の大規模災害が発生したことにより重要施設に対する燃料供給が困難な事態となり、石油の備蓄の確保等に関する法律（以下、石油備蓄法）第33条第1項の規定に基づく経済産業大臣からの災害時石油供給連携計画の実施の勧告がなされ、非定形的な燃料供給に政府が関与する場合において、その枠組みにおける甲の要請に基づく重要施設への円滑な燃料供給に資することを目的とする。

（大規模災害）

第2条 本覚書の対象とする「大規模災害」とは、石油備蓄法第33条第1項の規定に基づき、経済産業大臣が災害時石油供給連携計画を実施する勧告を行った災害をいう。

（重要施設）

第3条 本覚書の対象とする「重要施設」とは、災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、甲が別途指定して乙に提示した施設をいう。

（重要施設の設備等情報）

第4条 甲は、その指定した重要施設について、燃料供給に必要なものとして乙が定めた情報（以下、設備等情報という）を調査・収集して乙に提供する。甲は、乙に提供する設備等情報の正確性の確保に努めるものとする。

（設備等情報の追加・変更）

第5条 甲は、設備等情報について追加、変更があった場合は、速やかに、前条に基づいてこれを乙に提供する。

（設備等情報の更新）

第6条 甲は、設備等情報の最新性を確保する為に、毎年度1回以上、乙に提供した設備等情報の内容を実態と突き合わせて更新を行い、更新後の設備等情報を乙に提供する。

(設備等情報の展開・共有)

第7条 乙は、甲から提供された設備等情報を、会員会社に対して提供してこれを共有し、乙及び会員会社が本覚書の趣旨に沿った大規模災害時の対応計画の策定並びに災害時の円滑な対応の為に利用するものとし、甲はこれに同意する。

2. 甲は、乙が経済産業省から、政府の大規模災害時対応計画の策定並びに災害時の円滑な対応の為に利用するものとして、本覚書第4条の設備等情報の提供を求められた場合に、これを経済産業省に提供することについて同意する。

(設備等情報の管理)

第8条 乙及び会員会社は、甲から提供された設備等情報の適正管理に努める。

(設備等情報の利用)

第9条 本覚書に基づいて提供された設備等情報は、石油備蓄法第33条第1項の規定に基づく経済産業大臣からの災害時石油供給連携計画の実施の勧告がなされ、政府が関与して非定形的な燃料供給が実施されることとなった場合、並びにそのような事態に備えるための行動計画等の立案とその実施準備及び訓練に利用するものとし、乙及び会員会社は、第1条で定める本覚書の目的以外の用途のため、設備等情報を利用又は流用しないものとする。

(有効期間)

第10条 本覚書は、締結時から発効し、大規模災害時の非定形的な燃料供給について、石油備蓄法に基づく政府関与の制度が廃止されたときは、原則として終了する。但し、これに代わる制度的枠組みが成立する場合には、同様の覚書を締結することを考慮する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月7日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋 賀 県 知 事 三日月 大造

乙 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

石 油 連 盟

専 務 理 事 奥田 真弥

災害時における生活物資の供給協力に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）と株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して県民の生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で乙が調達可能な物資とする。

- （1）日用品等の生活必需品
- （2）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請の方法）

第4条 甲の乙に対する要請は、協力要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後において速やかに文書を交付するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給および運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、物資供給報告書（別記様式第2号）により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を緊急または優先車両として通行できるように支援するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が提供した生活物資の代金および運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 生活物資の代金および運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な請求書の提出があった時は、その日から起算して30日以内に乙の指定口座に振込みにより支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲および乙は、この協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して決定するものとする。

(災害時に備えた訓練への協力)

第11条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があった場合には、できる限り協力するよう努めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する30日前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 1 0 日

甲 滋賀県

大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋 賀 県 知 事 三 日 月 大 造

乙 株式会社カインズ

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目 2 番 1 号

代表取締役社長 土 屋 裕 雅

大規模広域災害時における救援物資の提供及び調達に関する協定書

関西広域連合（以下「甲」という。）とプロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、大規模広域災害時における災害救助に必要な救援物資の提供及び調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1）大規模広域災害 被害が複数の都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。
- （2）構成府県市 関西広域連合を構成する滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県並びに京都市、大阪市、堺市、神戸市をいう。
- （3）救援物資 大規模広域災害時に、日常生活に支障をきたした被災者に対して地方公共団体が提供する物資をいう。

（救援物資の種類）

第2条 乙が提供する救援物資の種類は、次のとおりとする。

- （1）乳幼児用紙おむつ（パンパース）
- （2）生理用品（ウイスペー）
- （3）その他、乙が提供可能として申し出たもの

（救援物資の提供）

第3条 乙は甲と調整のうえ、乙が希望する時期に救援物資を提供するものとする。

- 2 前項の提供は、文書（様式1）をもって行うものとする。
- 3 甲は、前項の報告を受け、構成府県市の希望数量及び受入場所等を調整し、文書（様式2）により乙に報告するものとする。

（救援物資の調達）

第4条 甲は、大規模広域災害時に、救援物資の調達の必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する救援物資の供給を要請することができる。

- 2 前項の要請は文書（様式3）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

- 3 乙は、甲からの調達の一請を受け、救援物資を納入することとし、その場合は文書（様式4）により甲に報告するものとする。
- 4 甲は、前項の報告を受け、構成府県市の希望数量及び受入場所等を調整し、文書（様式5）により乙に報告するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、甲の一請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

（救援物資の引き渡し）

第6条 乙は、第3条第3項及び第4条第4項に基づき、甲から報告のあったとおり物資を配送する。

- 2 構成府県市は、前項の受入場所に職員を派遣し、救援物資の仕様、数量等を確認のうえ、引き取るものとし、完了後、速やかに文書（様式6）により甲に報告するものとする。
- 3 構成府県市は、乙が手配する救援物資配送車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（救援物資の維持管理）

第7条 構成府県市は、乙から提供された救援物資の維持管理について、自らの責任と費用により適正に行うものとする。

（救援物資の使用目的）

第8条 構成府県市は、第3条第1項により、乙から提供された救援物資を原則、大規模広域災害時に被災地に送付することとする。ただし、受入後、救援物資の在庫状況により、社会福祉施設への寄贈等、構成府県市の判断で利用できるものとする。

（費用負担）

第9条 第3条第1項に定める救援物資の提供により発生した救援物資及び輸送費は、乙の負担とする。

- 2 第4条第1項に定める救援物資の調達に要した費用は、災害発生直前時における適正な卸価格を基準として、甲、乙協議して定める。

(不可抗力等)

第10条 大規模広域災害時における救援物資の提供であることを鑑み、乙が不可抗力等により、第4条第1項、第5条に定める乙の義務を履行できない場合であっても、乙はその責任を負わないものとする。

(代金の支払い)

第11条 第4条第1項の規定に基づき構成府県市が受け入れた救援物資の代金は、各構成府県市が、受入後、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第12条 甲及び乙は、平常時から救援物資の備蓄、活用状況、提供予定についての情報交換を密に行い、災害に備えるものとする。

2 甲及び乙は、大規模広域災害発生時にそれぞれが知り得た災害に関する情報及び救援物資に関する情報を互いに提供することに努めることとする

(担当部署)

第13条 この協定に関する担当部署は、甲については関西広域連合広域防災局災害対策課とし、乙についてはプロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社コミュニケーションズとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第15条 この協定は、協定が成立した日から有効とし、甲乙協議のうえ、廃止する場合を除き、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年2月25日

甲 関西広域連合
広域連合長

井 戸 敏 三

神戸市東灘区向洋町中1丁目17番地
乙 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社
代表取締役社長

奥 山 真 司

災害時等における段ボール製品の供給等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と西日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）は、滋賀県内等で地震、風水害その他による大規模な災害が発生しまたは発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）における段ボール製品（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対し協力を要請する物資の調達および供給を適切かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （1）滋賀県内に災害等が発生し、または発生するおそれがある場合
- （2）滋賀県外の災害等のため、国または関係都道府県知事から、物資のあっせんを要請された場合
- （3）その他甲が特に必要と認める場合

（物資の範囲）

第3条 第2条の規定により甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・供給が可能なものとする。

- （1）段ボール製簡易ベッド
- （2）段ボール製シート
- （3）段ボール製間仕切り
- （4）その他乙の組合員の取扱商品

（要請の方法）

第4条 甲は、災害時等において、乙の協力を必要と認めるときは、供給協力要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、要請を受けたときは、乙の組合員のうち、以下の条件を満たすものを選定する。

- （1）被災地の最寄りの場所に事業所を有するもの
- （2）生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有しているもの
- （3）甲の要請に優先的に対応することが可能なもの

2 乙は、前項の条件を満たす組合員を選定し、当該組合員の承諾を得たときは、甲に対して次の事項を連絡するものとする。

- (1) 組合員の名称および所在地
- (2) 連絡窓口および連絡方法
- (3) 物資の種類、数量および提供可能時期
- (4) その他必要な事項

3 乙から前項の連絡を受けた後、甲は、前項の承諾をした組合員（以下「組合員」という。）と物資の調達に必要な基本的条件について協議するものとする。ただし、甲および乙が合意した場合には、乙により甲と組合員との連絡調整を行うことができるものとする。

（運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所および引渡し日時は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として組合員が行うものとする。ただし、組合員の運搬が困難な場合は、甲または甲が指定する者が行うものとする。

2 組合員は、できる限り物資の組立等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めることとする。

3 組合員は、引渡し後、速やかに供給完了報告書（別記様式第2号）を甲に提出するものとする。

（物資の回収）

第7条 乙は、納品した物資の使用が終了し、甲から依頼があった場合、できる限り物資の回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

（費用の負担）

第8条 組合員が供給した物資の対価および引渡し場所までの運搬に係る費用は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

2 組合員が供給した物資の価格は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲および組合員が協議の上決定するものとする。

3 組合員は、第1項の費用を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲または甲の指定する地方自治体に請求するものとする。

4 甲または甲の指定する地方自治体は、前項の規定による適法な請求書の提出があった時は、その日から起算して30日以内に組合員の指定口座に振込みにより支払うものとする。

（車両の通行）

第9条 甲は、組合員が第6条の規定による運搬を行う場合は、当該運搬に使用する車両を緊急または優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(連絡責任者の報告)

第 10 条 甲および乙は、この協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。

- 2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届（別記様式第 3 号）により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

(情報の共有等)

第 11 条 甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡および調整を行うものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の組合員の生産能力および災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。
- 3 乙は、日頃より、本協定の趣旨および手続等についての組合員の理解を深めるよう努力するものとする。

(災害時に備えた訓練への協力)

第 12 条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があった場合には、できる限り協力するよう努めるものとする。

(他の協定との関係)

第 13 条 この協定は、甲または乙が別に締結し、または既に締結している協定を妨げるものではない。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間が満了する 30 日前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から 1 年間この協定は更新されるものとし、以降も同様とする。

(解約)

第 16 条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれかから書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年3月27日

甲 滋賀県
代表者
滋賀県大津市京町四丁目1-1
滋賀県知事 三日月 大造

乙 西日本段ボール工業組合
代表者
大阪府大阪市中央区森之宮中央1丁目16番16号
理事長 大坪 清

別記様式第1号（第4条関係）

供給協力要請書

年 月 日

西日本ダンボール工業組合

理事長

様

滋賀県知事

印

災害時等における段ボール製品の供給協力要請について

「災害時等における段ボール製品の供給等に関する協定書」第4条の規定に基づき、
下記のとおり要請します。

記

物資の種類	数量	搬送日	搬送場所	備考

（滋賀県担当者）

所属	
職氏名	
電話番号	
メールアドレス	

供給完了報告書

年 月 日

滋賀県知事 様

社名
代表者

「災害時等における段ボール製品の供給等に関する協定書」第6条の規定に基づき、
下記のとおり供給したことを報告します。

記

物資の種類	数量	搬送日	搬送場所	備考

（連絡担当者）

所属	
職氏名	
電話番号	
メールアドレス	

連 絡 責 任 者 届

【 滋賀県 】

1 連絡責任者

役職・氏名			
固定電話		携帯電話	
メールアドレス		FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
固定電話		
携帯電話		
メールアドレス		
FAX		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間 ：
- ・休日 ：

【 西日本段ボール工業組合 】

1 連絡責任者

役職・氏名			
固定電話		携帯電話	
メールアドレス		FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
固定電話		
携帯電話		
メールアドレス		
FAX		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間 ：
- ・休日 ：

災害時における物資の調達支援協力に関する協定書

滋賀県知事 三日月 大造（以下「甲」という）と中島商事株式会社 代表取締役社長 中島 智宏（以下「乙」という）は、災害の発生時（以下「災害時」という）における飲料水の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において飲料水を必要とする時は、乙に対し、その調達可能な範囲内で飲料水の提供を要請することができる。

- (1) 滋賀県内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合
- (2) 滋賀県以外の災害救助のため、国または関係都道府県知事から飲料水の調達のあっせんを要請されたとき、または甲が救助の必要があると認めたとき
- (3) 消防庁長官からの要請を受けて緊急消防援助隊滋賀県大隊をはじめとする救出救助機関等（以下「災害救助機関等」という）が救助にあたる時

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する飲料水は、要請時点で乙が調達または製造可能なミネラルウォーターとする。

（要請の方法）

第3条 甲の乙に対する要請は、協力要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭またはその他の方法をもって要請し、事後において速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあつては、乙は甲の意思を確認のうえ、第4条に定める措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資可能数量・措置の状況報告書」（別記第2号様式）により甲に提出するものとする。

（飲料水の運搬）

第5条 飲料水の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により飲料水を運搬する車両を災害時優先車両として通行できるように支援するものとする。

(飲料水の引渡し)

第6条 甲は、搬入場所に原則として甲の職員または甲の指定する者を派遣して飲料水の引渡しを確認のうえ、これを受領するものとする。

(報告)

第7条 乙は、物資の引渡し後速やかに、「物資可能数量・措置の状況報告書」(別記第2号様式)により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が甲に対して提供した飲料水の対価および引渡し場所までの運搬に係る費用について、第1条第1項または第2項に基づき要請した場合は、甲または甲が指定する地方自治体が負担するものとする。

2 乙が提供した飲料水の価格は、災害発生直前における乙の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 災害救助機関等に対する支援のために乙が協力に要した全ての費用について、第1条第3項に基づき要請した場合は、甲および乙が協議のうえ決定する。

(費用の支払い)

第9条 甲が引き取った飲料水および乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後1箇月以内に、甲または甲の指定する地方自治体から乙指定口座に振込みにより支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲および乙は、この協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

(防災活動への協力)

第11条 乙は、平常時における防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について可能な限り参加協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業

(2) 甲が実施する防災訓練

(3) その他、甲および乙が協同で実施する防災啓発事業および防災訓練

(情報交換)

第12条 本協定の運用が円滑に行われるよう、適宜甲乙が相互に情報交換する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して決定するものとする。

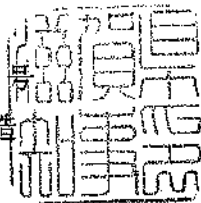
(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する30日前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 2年 7月21日

甲 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造



乙 東近江市宮荘町61-5

中島商事株式会社 代表取締役社長 中島 智宏



別記様式第1号（第3条関係）

協 力 要 請 書

年 月 日

中島商事株式会社
代表取締役社長 中島 智宏 様

滋賀県知事

「災害時における飲料水の提供協力に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する物資

要請日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

特記事項

問い合わせ先

担当部署

課

担当者

担当

電 話

—

—

F A X

—

—

メー ル

物資可能数量・措置の状況報告書

年 月 日

（あて先）
滋賀県知事

中島商事株式会社
担当部署

年 月 日付で要請のあった物資については、下記のとおり供給したので報告
します。

記

供給した物資

品 目	数 量	搬入場所	搬入日時・時刻
特記事項			
担 当 者			
所 属	氏 名	電話・FAX	メールアドレス

連絡責任者届

日

【滋賀県】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間および休日

- ・ 勤務時間：
- ・ 休 日：

【中島商事株式会社】

1 連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間および休日

- ・ 勤務時間：
- ・ 休 日：

災害時における物資の調達および供給に関する協定書

滋賀県知事 三日月 大造（以下「甲」という）と株式会社ファーストリテイリング 代表取締役会長兼社長 柳井 正（以下「乙」という）は、災害の発生時（以下「災害時」という）における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を必要とする時は、乙に対し、乙が供給することが可能な物資の提供を要請することができる。

- （1）滋賀県内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合
- （2）滋賀県以外の災害救助のため、国または関係都道府県知事から物資の調達のあっせんを要請されたとき、または甲が救助の必要があると認めたとき

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給することが可能な物資とする。なお、乙の子会社が販売する商品を含む。

- （1）衣料品
- （2）その他乙が供給できる物資のうち甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の乙に対する要請は、協力要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後において速やかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、乙は甲の意思を確認のうえ、第4条に定める措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資可能数量・措置の状況報告書」（別紙第2号様式）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬）

第5条 物資の引渡場所および引渡日時は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を災害時優先車両として通行で

きるように支援するものとする。

(物資の引渡し)

第6条 甲は、搬入場所に原則として甲の職員または甲の指定する者を派遣して物資の引渡しを確認のうえ、これを受領するものとする。

(報告)

第7条 乙は、物資の引渡し後速やかに、「物資可能数量・措置の状況報告書」(別記第2号様式)により甲に報告するものとする。

(費用)

第8条 乙が提供した物資の対価および引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲または甲が指定する地方自治体が負担するものとする。

2 乙または乙の指定する者が提供した物資の価格は、災害発生直前における乙または乙の指定する者の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲が引き取った物資および乙または乙の指定する者が行った運搬等の費用は、乙または乙の指定する者からの請求後1箇月以内に、甲または甲の指定する地方自治体から、乙または乙の指定する者に支払うものとする。支払い手数料は、甲の負担とする。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲および乙は、この協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

(防災活動への協力)

第11条 乙は、平常時における防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について可能な限り参加協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練
- (3) その他、甲および乙が協同で実施する防災啓発事業および防災訓練

(情報交換)

第12条 本協定の運用が円滑に行われるよう、適宜甲乙が相互に情報交換する。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する30日前までに甲乙いずれからでも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月1日

甲 滋賀県

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋 賀 県 知 事 三日月 大造

乙 株式会社ファーストリテイリング

山口県山口市佐山 10717-1

代表取締役会長兼社長 柳井 正

災害救助における必要な物資の調達に関する協定書

滋賀県知事 三日月 大造（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀フードトラック協会 代表理事 新田 日佐光（以下「乙」という。）および一般社団法人日本キッチンカー経営審議会 山口 純司（以下「丙」という。）は、災害の発生時（以下「災害時」という。）における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を必要とする時は、乙または丙に対し、その調達可能な範囲内で物資の提供を要請することができる。

- （1）滋賀県内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合
- （2）滋賀県以外の災害救助のため、国または関係都道府県知事から物資の調達のあっせんを要請されたとき、または甲が救助の必要があると認めたとき

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙または丙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙もしくは乙の会員または丙もしくは丙の会員が調達または製造が可能な物資とする。

- （1）避難所におけるキッチンカー等による炊き出しの実施
 - （2）避難所開設が困難な地域におけるキッチンカー等による炊き出しの実施
 - （3）その他乙もしくは乙の会員または丙もしくは丙の会員が供給できる物資のうち甲が指定する物資
- 2 乙もしくは乙の会員または丙もしくは丙の会員が前項の規定に基づき物資供給を実施する際には、特定原材料7品目および特定原材料に準ずるもの21品目について表示または利用者への通知等をし、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

（要請の方法）

第3条 甲の乙に対する要請は、協力要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後において速やかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、乙は甲の意思を確認のうえ、第4条に定める措置をとるものとする。
- 3 乙は甲から依頼を受けた際には丙と連携のもと、円滑な業務が実施できるよう調整を行う。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙は丙と連携のもとその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資可能数量・措置の状況報告書」(別記様式第2号)により甲に提出するものとする。

(物資の運搬)

第5条 物資の提供場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙、丙、乙または丙の指定する者が行うものとする。また、乙または丙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙または丙が前項の規定により物資を運搬する車両を災害時優先車両として通行できるように支援するものとする。

(物資の引渡し)

第6条 甲は、提供場所に原則として甲の職員または甲の指定する者を派遣して物資の引渡しを確認のうえ、これを受領するものとする。

(報告)

第7条 乙または乙の会員は丙または丙の会員と連携のもと、物資の提供後速やかに、「物資可能数量・措置の状況報告書」(別記様式第2号)により甲に報告するものとする。

(費用)

第8条 乙もしくは乙の会員または丙もしくは丙の会員が提供した物資の対価および引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲または甲が指定する地方自治体が負担するものとする。

2 乙もしくは乙の会員または丙もしくは丙の会員が提供した物資の価格は、災害発生直前における乙もしくは乙の会員または丙もしくは丙の会員の適正な価格を基準とし、甲と乙もしくは乙の会員と丙もしくは丙の会員が協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲が引き取った物資および乙もしくは乙の会員または丙もしくは丙の会員が行った運搬等の費用は、乙もしくは乙の会員または丙もしくは丙の会員からの請求後1箇月以内に、甲または甲の指定する地方自治体から乙指定口座に振込みにより支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲および乙は、この協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届（別記様式第3号）により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

（防災活動への協力）

第11条 乙および丙は、平常時における防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について可能な限り参加協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練
- (3) その他、甲および乙が共同で実施する防災啓発事業および防災訓練

（情報交換）

第12条 本協定の運用が円滑に行われるよう、適宜甲乙丙が相互に情報交換する。

（協議）

第13条 本協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議して定めるものとする。

（効力）

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日とする。ただし、有効期間が満了する30日前までに甲乙丙いずれからでも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和6年3月18日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市長等二丁目9番地6号
一般社団法人 滋賀フードトラック協会
代表理事 新田 日佐光

丙 東京都千代田区平河町1丁目7-5-802
一般社団法人 日本キッチンカー経営審議会
理事長 山口 純司

災害救助における必要な物資の調達に関する協定書

滋賀県知事 三日月 大造（以下「甲」という。）と株式会社橋本クロス 代表取締役社長 橋本 樹（以下「乙」という。）は、災害の発生時（以下「災害時」という。）における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を必要とする時は、乙に対し、その調達可能な範囲内で物資の提供を要請することができる。

- （1） 滋賀県内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合
- （2） 滋賀県内において新興感染症の発生およびまん延するおそれがある場合
- （3） 滋賀県以外の災害救助のため、国または関係都道府県知事から物資の調達のあっせんを要請されたとき、または甲が救助の必要があると認めたとき

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達または製造が可能な物資とする。

- （1） マスク
- （2） サージカルマスク
- （3） N95マスク
- （4） アイソレーションガウン
- （5） フェイスシールド
- （6） 非滅菌手袋
- （7） 除菌ウェットシート
- （8） その他乙が供給できる物資のうち甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の乙に対する要請は、協力要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後において速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあつては、乙は甲の意思を確認のうえ、第4条に定める措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資可能数量・措置の状況報告書」（別記様式第

2号)により甲に提出するものとする。

(物資の運搬)

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を災害時優先車両として通行できるように支援するものとする。

(物資の引渡し)

第6条 甲は、搬入場所に原則として甲の職員または甲の指定する者を派遣して物資の引渡しを確認のうえ、これを受領するものとする。

(報告)

第7条 乙は、物資の引渡し後速やかに、「物資可能数量・措置の状況報告書」(別記様式第2号)により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が提供した物資の対価および引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲または甲が指定する地方自治体が負担するものとする。

2 乙が提供した物資の価格は、災害発生直前における乙の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲が引き取った物資および乙または乙の指定する者が行った運搬等の費用は、乙または乙の指定する者からの請求後30日以内に、甲または甲の指定する地方自治体から乙または乙の指定する口座に振込みにより支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲および乙は、この協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

(防災活動への協力)

第11条 乙は、平常時における防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について可能な限り参加協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業

- (2) 甲が実施する防災訓練
- (3) その他、甲および乙が共同で実施する防災啓発事業および防災訓練

(情報交換)

第12条 本協定の運用が円滑に行われるよう、適宜甲乙が相互に情報交換する。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。
ただし、有効期間が満了する30日前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和6年3月18日

甲 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 長浜市南浜町976
株式会社橋本クロス
代表取締役社長 橋本 樹

災害救助における必要な物資の調達に関する協定書

滋賀県知事 三日月 大造（以下「甲」という）と東洋アルミエコープロダクツ株式会社 代表取締役社長 山口 正起（以下「乙」という）は、災害の発生時（以下「災害時」という）における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を必要とする時は、乙に対し、その調達可能な範囲内で物資の提供を要請することができる。

- （1）滋賀県内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合
- （2）滋賀県以外の災害救助のため、国または関係都道府県知事から物資の調達のあっせんを要請されたとき、または甲が救助の必要があると認めたとき

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達または製造が可能な物資とする。

- （1）紙容器
- （2）アルミ容器
- （3）その他乙が供給できる物資のうち甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の乙に対する要請は、協力要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後において速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は甲の意思を確認のうえ、第4条に定める措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資可能数量・措置の状況報告書」（別記様式第2号）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を災害時優先車両として通行できるように支援するものとする。

(物資の引渡し)

第6条 甲は、搬入場所に原則として甲の職員または甲の指定する者を派遣して物資の引渡しを確認のうえ、これを受領するものとする。

(報告)

第7条 乙は、物資の引渡し後速やかに、「物資可能数量・措置の状況報告書」(別記様式第2号)により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が提供した物資の対価および引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲または甲が指定する地方自治体が負担するものとする。

2 乙が提供した物資の価格は、災害発生直前における乙の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲が引き取った物資および乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後30日以内に、甲または甲の指定する地方自治体から乙指定口座に振込みにより支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲および乙は、この協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

(防災活動への協力)

第11条 乙は、平常時における防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について可能な限り参加協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練
- (3) その他、甲および乙が協同で実施する防災啓発事業および防災訓練

(情報交換)

第12条 本協定の運用が円滑に行われるよう、適宜甲乙が相互に情報交換する。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日とする。ただし、有効期間が満了する30日前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和6年9月19日

甲 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 大阪府大阪市西区西本町1丁目4-1
東洋アルミエコープロダクツ株式会社
代表取締役社長 山口 正起

災害用トイレ等に関する協定書

令和7年7月15日

滋賀県

スターライト工業株式会社

災害用トイレ等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）とスターライト工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時および平常時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙に対し、災害時等の災害用トイレ等の提供や平常時に甲が実施する啓発活動等に関する支援協力を求めるにあたって、必要な事項を定めることを目的とする。

（支援協力の要請）

第2条 甲は、乙の支援協力が必要であると認めるときは、乙に対して支援の協力を要請することができる。

（支援協力の範囲）

第3条 甲が乙に協力を要請できる内容は、次のとおりとする。

- （1）災害時における災害用トイレ等の提供および甲の指定する場所への運搬
- （2）平常時に甲が実施する防災にかかる訓練、出前講座その他啓発活動等への乙からの人員派遣等の協力
- （3）その他、甲乙が協議の上、定める事項

（支援協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受け、これを受諾したときは、速やかに対応するよう努めるものとする。

（要請の方法）

第5条 甲は、第2条の規定による協力が必要であると判断したときは、乙に対しあらかじめ定める協力要請書（別記様式1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請するものとし、事後に要請様式を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲において、当該要請に基づく支援を行うものとし、支援可能報告書（別記様式2号）により支援可能な内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の費用は、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、同条第1項第1号に基づき提供される災害用トイレ等の対価および運搬の費用については、災害発生の直前における価格を基準として、決定するものとする。

(支援報告)

第7条 乙は、支援終了後、完了報告書（別記様式第3号）により、速やかに甲に支援内容を報告するものとする。

(費用の支払)

第8条 乙は、第7条の規定による報告後、甲の認定を受けて第6条に定める費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく乙に支払うものとする。

(事故等)

第9条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書にて報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

(情報の共有)

第10条 甲および乙は、この協定に基づく支援の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するものとする。

(損害補償)

第11条 この協定に基づく支援に従事した者の負傷、疾病、障害または死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、甲乙協議の上、決定する。

(第三者への損害賠償責任)

第12条 乙は、この協定に基づく業務中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 乙がこの協定に基づく業務の実施中に天災等自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(連絡体制の確認)

第13条 甲および乙は、災害時等にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制についてあらかじめ定めるものとする。

2 前項に定める連絡体制については、年度始め等、年1回を目途に相互に確認するものとし、変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(取決めの見直し等)

第 14 条 甲および乙は、災害時等におけるこの協定の実行性を確保するため、年 1 回を目途に、取り決め内容を見直すものとする。

(疑義等の決定)

第 15 条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲および乙は協議の上、別途定めるものとする。

(適用)

第 16 条 協定の有効期間は協定締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
以後、甲、乙のいずれかの申し出のない時は、この協定の有効期限を 1 年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲乙押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 7 月 15 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県知事

乙 大阪府大阪市旭区大宮四丁目 23 番 7 号
スターライト工業株式会社
代表取締役社長

協力要請書

年 月 日

スターライト工業株式会社

様

滋賀県

「災害用トイレ等に関する協定書」第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 1 応援協力の内容
- 2 応援協力を必要とする場所
- 3 応援協力を要請する期間
- 4 応援協力を要請する人数
- 5 その他必要な事項

【担当者】

所属：
職氏名：
電話番号：
FAX：
E-mail：

支援可能報告書

年 月 日

滋賀県知事 様

スターライト工業株式会社
代表取締役社長

「災害用トイレ等に関する協定書」第5条第2項の規定に基づき、支援可能状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 応援協力の内容
- 2 応援協力を必要とする場所
- 3 応援協力を要請する期間
- 4 応援協力を要請する人数
- 5 その他必要な事項

【担当者】

所属：
職氏名：
電話番号：
FAX：
E-mail：

完了報告書

年 月 日

滋賀県知事 様

スターライト工業株式会社
代表取締役社長

「災害用トイレ等に関する協定」第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 支援協力期間
- 2 支援内容（トイレの種類・人員等）
- 3 責任者の氏名・連絡先
- 4 その他必要な事項

【担当者】

所属：
職氏名：
電話番号：
FAX：
E-mail：

災害時におけるヘリコプターの応援に関する協定書

滋賀県知事 國松 善次（以下「甲」という。）と株式会社ノエビア代表取締役社長大倉 昊（以下「乙」という。）とは、災害時における人員・物資の輸送等に必要なヘリコプターの応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、滋賀県内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、人員・物資の輸送等にヘリコプターの応援が必要であると認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして文書をもってその応援を要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは、甲は口頭でその応援を要請することができる。この場合、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況および応援を必要とする事由
- (2) 応援を必要とするヘリコプターの台数および人員
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする日時および輸送人員・物資等
- (5) その他必要な事項

（要請に対する乙の措置）

第2条 乙は、甲から前条による要請を受けたときは、可能な限り乙が所有するヘリコプターを甲に提供するとともに、その提供が可能なヘリコプターの台数、人員、期間を速やかに甲に回答するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき応援に従事した場合、次に掲げる事項を速やかに甲に報告するものとする。

- (1) 応援に従事したヘリコプターの台数、人員
- (2) 応援に従事した期間および輸送人員・物資等の内容
- (3) その他必要な事項

（運航に係る指示）

第3条 乙は、応援を実施する場合は、甲が別途定める者の指示に従うものとする。

（経費の負担）

第4条 応援に要した費用は、甲の負担とする。

なお、費用は甲乙協議の上定めるものとする。

（事故等）

第5条 乙は、そのヘリコプターの運航に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（損害の負担）

第6条 輸送業務等の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議の上定めるものとする。

（補償）

第7条 甲の要請により、この協定に基づいて輸送業務等に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、もしくは疾病にかかりまたは死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例（昭和38年3月25日滋賀県条例第10号）」の規定に準じて、甲が補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲と乙は、この協定に基づく応援に関し、要請または伝達等の連絡責任者を毎年4月1日現在で指定し、互いに報告するものとする。

なお、変更が生じた場合は、遅滞なくその旨を互いに報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上それぞれ1通を保有する。

平成17年 1月17日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 國 松 善 次

乙 兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目13番地の1
株式会社 ノエビア
代表取締役社長 大 倉 昊

災害時におけるヘリコプターの応援に関する実施要領

平成17年 1月17日付けで滋賀県知事 國松 善次（以下「甲という。」）と株式会社ノエビア代表取締役社長 大倉 昊（以下「乙」という。）が締結した「災害時におけるヘリコプターの応援に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、次のとおり実施要領を定める。

（要請）

第1条 協定書第1条の規定に基づく応援要請の業務範囲は、災害時において航空統制されている区域外で実施する次の業務とする。

- （1）医療従事者の搬送
- （2）医薬品、衛生材料等の輸送
- （3）飲食物、毛布等生活支援物資の輸送
- （4）被災状況確認調査

ただし、甲が航空統制されている被災地内で特に緊急かつ必要と認めた上で、別途、乙に対し応援要請し、乙が航空法第81条の2の規定の適用を受け応援活動する場合は、当該要請した業務範囲とする。

2 協定書第1条の規定に基づく甲の要請は、別紙様式1「物資輸送等要請書」により行うものとする。

（要請に対する乙の措置）

第2条 協定書第2条第1項の規定に基づく乙の回答は、別紙様式2「ヘリコプター提供報告書」により行うものとする。

2 協定書第2条第2項の規定に基づく乙の報告は、別紙様式3「物資輸送等実績報告書」により行うものとする。

（運航に係る指示）

第3条 協定書第3条に規定する甲が別途定める者は、別表「応援要請・伝達連絡責任者一覧表」のとおりとする。

- （1）乙は、ヘリコプターの提供に係る運航調整について滋賀県防災航空隊長の指示に従い「航空法（昭和27年7月15日法律第231号）」の規定に基づき運航手続きを行うものとする。なお、乙は、離着陸の場所に関して、あらかじめ滋賀県防災航空隊長と調整の上、航空法の規定に基づく許可手続きを行うものとする。
- （2）乙は、物資輸送等の業務について滋賀県健康福祉政策課長または滋賀県医務薬務課長の指示（別紙様式4「運航指示書」による）を受けて行うものとし、第1条第1項第2号および第3号の業務に就く場合にあっては、別紙様式5「災害救助物資引継書」とあわせて物資の引継ぎを行うものとする。
- （3）乙は、航空法第81条の2の規定の適用を受け運航する場合においても、第1号の規定によるものとする。

（経費の負担）

第4条 協定書第4条に規定する応援に要した費用は、次のとおりとする。

- （1）応援に従事したヘリコプターの燃料費とする。
 - （2）応援乗務員に係る手当（旅費等）とする。
 - （3）提供業務中に起因するヘリコプターの修理費および清掃費
- 2 前項各号に定める費用は、別紙様式6「応援に要した費用請求書」に基づき実費を支弁する。

（連絡責任者）

第5条 協定書第8条に規定する応援に係る要請又は伝達等の連絡責任者は、別表「応援要請・伝達連絡責任者一覧表」のとおりとする。

物資輸送等要請書

番 号
年 月 日

株式会社 ノエビア
代表取締役社長 大 倉 昊 様

滋賀県知事

「災害時におけるヘリコプターの応援に関する協定書」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 災害の状況および応援を必要とする事由

2 集結場所

3 応援内容等

(1) 輸送年月日

(2) 輸送場所

(3) ヘリコプターの台数

(4) 乗務員数

(5) 輸送人員・物資等の内容

4 その他必要な事項

ヘリコプター提供報告書

年 月 日

滋賀県知事 様

報告者 兵庫県神戸市中央区港島中町 6 丁目 1 3 番地の 1
株式会社 ノエビア
代表取締役社長 大 倉 昊 印

「災害時におけるヘリコプターの応援に関する協定書」第 2 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 提供物資等

(1) ヘリコプター台数

(2) 乗務員数

2 提供期間

3 提供場所

物資輸送等実績報告書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 様

兵庫県神戸市中央区港島中町 6 丁目 1 3 番地の 1
株式会社 ノエビア
代表取締役社長 大 倉 昊 印

下記のとおり物資輸送等を実施したので報告します。
記

輸送年月日	輸送場所	台 数	乗務員数	輸送人員・物資等の内容

- (その他参考事項)
- ・活動に要した燃料の数量
 - ・その他

別表

応援要請・伝達連絡責任者一覧表

(滋賀県)

年 月 日現在

物資輸送等項目名	責任者 (電話番号)	担当者名 (電話番号)
①応援要請（総合）	総合防災課長 (077-528-3430)	
②医療従事者の搬送	医務薬務課長 (077-528-3632)	
③医薬品等 (衛生材料等を含む) の輸送	医務薬務課長 (077-528-3634)	
④飲食物等物資輸送	健康福祉政策課長 (077-528-3512)	
⑤運航調整	防災航空隊長 (0748-52-6677)	

応援者連絡責任者一覧表

(株式会社ノエビア)

年 月 日現在

物資輸送等項目名	責任者 (電話番号)	担当者名 (電話番号)
①応援受諾（総合）	ノエビアの郷 総務グループ部長 (0748-23-6011)	
②ヘリコプター運航	運航部長 (0729-91-6461)	

運航指示書

年 月 日

(乙、物資輸送等の指示の受領) 責任者 様

(甲、指示) 責任者

物資輸送等業務に関して、下記のとおり指示します。

記

1. 要請する業務範囲 (左枠内に○印を付ける。)

☐	(1) 医療従事者の搬送
☐	(2) 医薬品、衛生材料の輸送
☐	(3) 飲食物、毛布等の生活支援物資の輸送
☐	(4) 被災状況確認調査

2. 活動内容

(1) 日時

(2) 活動場所 () → ()

(3) 輸送物資等 (種類と数量)

(4) その他

3. (甲、指示) 担当者

災害救助物資引継書

区 分	機 関 名	職 ・ 氏 名
払出者	滋 賀 県	
搬送者①		
搬送者②		
搬送者③		
搬送者④		
受領者		

災害救助物資を次のとおり引き継ぎます。

1 引継年月日 年 (年) 月 日

2 引継場所

3 救助物資の種類・数量

種 類	単位	払出数量	搬送数量	受領数量	備考

※ ・ 3 部複写、①は払出者（県）、②は最終搬送者、③は受領者で保管のこと。
 ・ 引継場所は、最終引継場所（輸送目的地）を記入のこと。

応援に要した費用請求書

年 月 日

滋賀県知事 様

請求者 兵庫県神戸市中央区港島中町 6 丁目 1 3 番地の 1
株式会社 ノエビア
代表取締役社長 大 倉 昊 印

年 月 日から 年 月 日までの間に「災害時におけるヘリコプターの応援に関する協定書」第 4 条に基づき、応援に要した費用を、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円也

明細添付

災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。）、関西広域連合並びに（事業者名）（以下「事業者」という。）は、災害等緊急時におけるヘリコプターの運航について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、豪雨、洪水、豪雪、高潮、地震その他異常気象により災害が発生した場合あるいは武力攻撃事態等の危機事象が発生した場合等緊急時（以下「災害等緊急時」という。）において、府県が事業者所有のヘリコプターを使用して応急対策に必要な物資又は人員の輸送等を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

（運航要請）

第2条 府県は、災害等緊急時において、事業者所有のヘリコプターを使用して応急対策に必要な物資又は人員の輸送等を行う必要があると認めた場合には、事業者に対してヘリコプターの運航を要請することができる。

2 前項の要請は文書によるものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 複数府県の同時被災等による運航要請の集中が予想される場合において、関西広域連合は、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定を踏まえ、府県間の運航要請の調整を行うものとする。

（運航要請に対する措置）

第3条 事業者は、前条の規定により要請を受けた場合は、通常業務、気象状況等により運航に支障がある場合を除き、速やかにヘリコプター及び操縦士を出動させるとともに、その対応状況について要請を行った府県（以下「要請府県」という。）に連絡するものとする。

（運航時間及び運航時の指揮）

第4条 運航は、要請府県の要請に基づき出動するヘリコプターが、現に駐機している定置場を出発した時に始まり、当該定置場に帰着した時に終わるものとする。

2 運航中のヘリコプターの飛行コースについては、要請府県が指示するものとする。ただし、操縦士がヘリコプターの運航上重大な支障があると認めるときは、この限りでない。

（運航時のヘリコプターの定置場）

第5条 運航時のヘリコプターの定置場は、要請府県が指定する地点とする。

（経費の負担）

第6条 第2条第1項の規定により出動したヘリコプターの運航費用については、要請府県の負担とする。

2 第1項に定める費用については、航空法第105条の規定により、事業者が国土交通大臣に届け出た運賃・料金とする。支払方法については、要請府県と事業者が別途契約等により定めるものとする。

（損害賠償責任）

第7条 運航中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、事業者がその賠償の責任を負う。ただし、当該損害が要請府県の責めに帰すべき理由によるものであるときは、要請府県がその賠償の責任を負う。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、府県が既に締結している協定を妨げるものではない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、関西広域連合、府県及び事業者が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成25年3月5日から適用する。

2 (※継続事業者分に関し記載) この協定の適用をもって、平成21年2月23日に締結した「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書11通を作成し、関西広域連合、府県及び事業者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年3月5日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

(事業者)

大阪府八尾市空港2丁目12

朝日航洋株式会社

西日本航空支社長 庄 島 広 孝

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地

中日本航空株式会社

代表取締役社長 國 光 幹 雄

香川県高松市兵庫町8番地1

四国航空株式会社

代表取締役社長 麻 生 稔

東京都江東区新木場四丁目7番15号

アカギヘリコプター株式会社

代表取締役社長 坂 本 純 一

東京都江東区新木場四丁目7番51号

東邦航空株式会社

代表取締役社長 宇田川 雅 之

兵庫県神戸市中央区神戸空港8

学校法人ヒラタ学園

理事長 平 田 勇

災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する細目協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。）と関西広域連合と（事業者名：別紙のとおり）（以下「事業者」という。）とは、平成 25 年 3 月 5 日をもって府県、関西広域連合及び事業者の間において締結した「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定」（以下「本協定」という。）第 9 条の規定に基づき、運航費用等に関して次のとおり細目協定を締結する。

（ヘリコプターの運航要請の方法）

第 1 条 本協定第 2 条第 1 項の規定による要請は、運航要請書（様式第 1 号）により行うものとする。

（ヘリコプターの運航実績の報告）

第 2 条 事業者は、本協定第 2 条第 1 項の規定により要請を受けた場合において、本協定に基づく業務を実施したときは、運航を要請した府県（以下「要請府県」という。）に運航実績報告書（様式第 2 号）を提出するものとする。

（ヘリコプターの運航費用）

第 3 条 要請府県は、前条に規定する運航実績報告書の内容を適当と認めたときは、ヘリコプターの運航費用を、事業者からの適正な請求書を受領した日から 30 日以内に事業者に支払うものとする。

2 前項の費用については、事業者が航空法第 105 条による国土交通大臣に届け出た提供機種の業務区分（空輸または作業）ごとの時間当たり単価に運航時間を乗じて得た金額（1 時間に満たない運航時間（分）は、時間当たり単価を 60 で除した額（1 分当たり単価）に、当該 1 時間に満たない運航時間（分）を乗じて得た金額）の合計額に当該合計額に係る消費税額及び地方消費税額を加えた額（以下「運航費用」という。）とする。

- 1) 空輸 要請府県の要請に基づき出動したヘリコプターが、現に駐機している空港又はヘリポートと、要請府県が指定するヘリポート間を移動する際の時間
- 2) 作業 要請府県の要請に基づき出動したヘリコプターが、要請府県の指示により指定するヘリポート間を移動する際の時間

3 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により、諸手続費用又は運航費用の 105 分の 5 に相当する額である。

（機種等の通知）

第 4 条 事業者は、保有するヘリコプターの機数、搭載可能人数及び搭載可能重量等について、毎年 3 月末日までに、保有するヘリコプターの概要通知書（様式第 3 号）により関西広域連合に通知するものとする。

2 関西広域連合は、前項の通知を受けた場合は、当該通知書の写しを府県に送付するものとする。

（疑義の解決）

第 5 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じた事項については、府県、関西広域連合及び事業者が協議してその都度定める。

この協定の締結を証するため本書 11 通を作成し、府県、関西広域連合及び事業者がそれぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 25 年 3 月 5 日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

(所在地) 別紙のとおり

(事業者名) 別紙のとおり

(代表者職・氏名) 別紙のとおり

年 月 日

運 航 要 請 書

様

印

「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。

運航年月日	年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分		
業 務 内 容	①概要 ②搭乗予定者数 人【搭乗者名簿添付】 ③積載物資の有無(寸法／重量) 有り (寸法 ／重量) 無し ④使用資器材		
集 結 地 等	名称: 住所: 緯度経度: 【ヘリポート概要図添付】	到着希望 時 刻	年 月 日 時 分
運 航 ル ー ト	【運航ルート図添付】		
気 象 状 況	天候: 風向: 風速: m/sec 気温: °C 視界: m 気象予報等(警報・注意報)		
連 絡 窓 口	府県窓口	TEL: /FAX:	
	防災航空事務所	TEL: /FAX:	
備 考			

運 航 実 績 報 告 書

様

印

「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定」に基づき業務を実施したので、下記のとおり報告します。

運航年月日	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分 〔所要時間: 時間 分〕		
業 務 内 容	①概要 ②搭乗者数 人【搭乗者名簿添付】 ③積載物資の有無(寸法／重量) 有り (寸法 / 重量) 無し ④使用資器材		
集 結 地 等		到着時刻	年 月 日 時 分
運 航 コース			
連 絡 窓 口	TEL: / FAX:		
備 考			

年 月 日

保有するヘリコプターの概要通知書

関西広域連合 宛

会社名

代表者名

印

「災害等緊急時におけるヘリコプターの運行に関する細目協定」に基づき、下記のとおり通知します。

組 織	本社所在地										
	支社・事業所等										
	免 許										
	協 定 の 窓 口	担当部署名									
		担当者職名・氏名									
		電話番号／FAX 番号									
		メールアドレス									
使用(保有)機種名		機数	主な本拠地						定員・搭載 可能重量	寸法	運賃・料金
合 計											

災害時における物資等の輸送に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県トラック協会（以下「乙」という。）は、災害時における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害等が発生し、甲が乙に対して要請する物資等の輸送に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続き等について定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定が対象とする事案は次のとおりとする。

- (1) 滋賀県内で滋賀県災害対策本部または滋賀県災害警戒本部が設置される地震、風水害その他の災害が発生したとき。
- (2) 滋賀県外で地震、風水害その他の災害が発生し、都道府県間での応援を実施するとき。
- (3) 滋賀県国民保護対策本部またはそれに準ずる本部が設置される武力攻撃事態等が発生したとき。
- (4) その他、知事が必要と認めるとき。

（物資の輸送に関する要請）

第3条 甲は、前条に掲げる事案が生じ物資等の輸送が必要と認めるときは、別記第1号様式により乙に対し物資等の輸送を要請する。ただし、文書により要請できないときは口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の輸送に関する協力）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、他の業務に優先してこれに協力し、物資等の輸送の業務を請け負う。この場合において、乙は物資等の輸送を乙の指定する会員事業者（以下「乙会員事業者」という。）に行わせるものとする。

（調整）

第5条 乙は、第3条の規定による要請により物資等の輸送の業務を請け負った場合は、県庁または甲が指定する場所へ乙もしくは乙が指定する者を派遣する。

- 2 前項の場合において、乙は県庁または甲が指定する場所に設置する輸送調整所にて、県その他関係機関との連絡および調整等を行い、輸送業務を行う。ただし、輸送調整所が設置されないときは甲の指示に従う。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定による要請により物資等の輸送を行った場合は、別記第2号様式により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告をするいとまが無いときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- 2 乙は、第5条の派遣を行った場合には、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。

- (1) 派遣した者の所属および氏名

(2) 派遣期間および派遣場所

(3) その他参考となる事項

(経費の負担)

第7条 物資等の輸送に要した費用は、甲が負担する。この場合において、運賃および料金等（以下、「運賃等」という。）の算出方法については、災害発生時直前において乙会員事業者の届出運賃、料金を参考として、甲乙協議して決定するものとする。

(運賃等の支払い)

第8条 乙は、前条の規定により甲が負担する費用を甲に請求するものとし、甲は、乙より請求があった場合には、速やかに支払うものとする。

(事故発生時の取扱い)

第9条 事故の発生により会員事業者による物資等の輸送の継続が困難な事由が発生した場合は、乙は速やかに別記第3号様式によりその状況を甲あて報告するとともに、会員事業者から代替する事業者を選定し、業務の継続に努めなければならない。

2 前項の場合において、乙の努力にかかわらず、なお物資等の輸送の継続が困難な場合は、乙は、速やかに別記第3号様式によりその状況を甲あて報告し、指示を受けなければならない。

3 第1項および第2項に規定する報告について、文書をもって報告するいとまが無いときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(損害の担保)

第10条 物資等の輸送により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙もしくは乙会員事業者の責めに帰する事由により生じた損害の負担は、乙もしくは乙会員事業者が負うものとする。

(補償)

第11条 甲の要請により、この協定に基づいて輸送業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかりまたは死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例(昭和38年3月25日滋賀県条例第10号)」の規定により、甲が補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(関係市町との連絡)

第12条 甲および乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するように努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲および乙は、本協定に基づく物資等の輸送に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任する。

2 甲および乙は、前項の規定により担当部署および連絡責任者を定めた場合は、相互に通知するものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 25 年 3 月 31 日までの間とする。
ただし、期間終了の日の 30 日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、さらに 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めがない事項または新たに必要となった事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(旧協定書の廃止)

第 16 条 平成 8 年 3 月 29 日に締結された「災害時における物資等の輸送に必要な事業用自動車の応援に関する協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保管する。

平成 25 年 3 月 15 日

甲 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 守山市木浜町 2298 番地の 4
社団法人滋賀県トラック協会 会長 岡田 博

災害時における物流業務に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人全国物流ネットワーク協会（以下「乙」という。）は、災害時における物資の物流業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害等が発生し、滋賀県地域防災計画で定める輸送計画に基づき甲が乙に対して要請する物資の輸送、受入れ、仕分け、保管および出庫等の物流業務（以下「物流業務」という。）に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続き等について定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定が対象とする事案は次のとおりとする。

- (1) 滋賀県内で滋賀県災害対策本部または滋賀県災害警戒本部が設置される地震、風水害その他の災害が発生したとき。
- (2) 滋賀県外で地震、風水害その他の災害が発生し、都道府県間での応援を実施するとき。
- (3) 滋賀県国民保護対策本部またはそれに準ずる本部が設置される武力攻撃事態等が発生したとき。
- (4) その他、知事が必要と認めるとき。

（物流業務の実施に関する要請）

第3条 甲は、前条に掲げる事案が生じ物資による救援等が必要と認めるときは、別記第1号様式により乙に対し物流業務の実施を要請する。ただし、文書により要請できないときは口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物流業務の実施への協力）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限りこれに協力し、物流業務を請け負うとともに、県庁および甲が指定する場所へ乙もしくは乙が指定する者を派遣する。

（輸送調整所）

第5条 第4条により甲から物流業務を請け負った乙は、物流業務を迅速かつ円滑に実施するため、関係機関との連絡、情報連携、調整等を行う輸送調整所を県庁もしくは甲が指定する場所に設置し運営する。

（運営）

第6条 第4条により甲から物流業務を請け負った乙は、物流業務を乙の指定する会員事業者（以下「乙会員事業者」という。）に行わせるとともに、第5条に規定する連絡調整所を通して、甲が災害時応援協定を締結する機関その他関係機関と情報連携および調整し、実施する。

（報告）

第7条 乙は、第3条の規定による要請により物流業務を行った場合は、別記第2号様式

により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告をするいとまが無いときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、第4条による要請により派遣を行った場合には、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。

- (1) 派遣した者の所属および氏名
- (2) 派遣期間および派遣場所
- (3) その他参考となる事項

(経費の負担)

第8条 物流業務に要した費用（調整所運営費用、輸送料、保管料、荷役料、その他特別に要した費用をいう。以下「物流業務費」という。）は、甲が負担する。この場合において、物流業務費は、災害発生時直前において乙会員事業者が定める料金等を参考として、その他要した費用は、甲乙協議して決定するものとする。

(物流業務費の支払い)

第9条 乙は、前条の規定により甲が負担する費用を甲に請求するものとし、甲は、乙より請求があった場合には、速やかに支払うものとする。

(事故発生時の取扱い)

第10条 事故の発生により会員事業者による物流業務の継続が困難な事由が発生した場合は、乙は速やかに別記第3号様式によりその状況を甲あて報告するとともに、会員事業者から代替する事業者を選定し、業務の継続に努めなければならない。

2 前項の場合において、乙の努力にかかわらず、なお物流業務の継続が困難な場合は、乙は、速やかに別記第3号様式によりその状況を甲あて報告し、指示を受けなければならない。

3 第1項および第2項に規定する報告について、文書をもって報告するいとまが無いときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

(損害の担保)

第11条 物流業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙もしくは乙会員事業者の責めに帰する事由により生じた損害の負担は、乙もしくは乙会員事業者が負うものとする。

(補償)

第12条 甲の要請により、この協定に基づいて物流業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかりまたは死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例(昭和38年3月25日滋賀県条例第10号)」の規定により、甲が補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(関係市町との連絡)

第13条 甲および乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第 14 条 甲および乙は、本協定に基づく物資の保管等に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任する。

2 甲および乙は、前項の規定により担当部署および連絡責任者を定めた場合は、相互に通知するものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 25 年 3 月 31 日までの間とする。ただし、期間終了の日の 30 日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、さらに 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めがない事項または新たに必要となった事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保管する。

平成 25 年 3 月 15 日

甲 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 東京都中央区新富二丁目 5 番 10 号
一般社団法人全国物流ネットワーク協会
会長 瀬戸 薫

災害時における物資の保管等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県倉庫協会（以下「乙」という。）は、災害時における物資の保管等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害等が発生し、甲が乙に対して要請する物資の受入れ、仕分け、保管および出庫（以下「物資の保管等」という。）に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続き等について定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定が対象とする事案は次のとおりとする。

- (1) 滋賀県内で滋賀県災害対策本部または滋賀県災害警戒本部が設置される地震、風水害その他の災害が発生したとき。
- (2) 滋賀県外で地震、風水害その他の災害が発生し、都道府県間での応援を実施するとき。
- (3) 滋賀県国民保護対策本部またはそれに準ずる本部が設置される武力攻撃事態等が発生したとき。
- (4) その他、知事が必要と認めるとき。

（物資の保管に関する要請）

第3条 甲は、前条に掲げる事案が生じ物資による救援等が必要と認めるときは、別記第1号様式により乙に対し物資の保管等を要請する。ただし、文書により要請できないときは口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の保管に関する協力）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限りこれに協力し、物資の保管等の業務を請け負う。この場合において、乙は物資の保管等を乙の指定する会員事業者（以下「乙会員事業者」という。）に行わせるものとする。

（調整）

第5条 乙は、第3条の規定による要請により物資の保管等の業務を請け負った場合は、県庁または甲が指定する場所へ乙もしくは乙が指定する者を派遣する。

- 2 前項の場合において、乙は県庁または甲が指定する場所に設置する輸送調整所にて、県その他関係機関との連絡および調整等を行い、物資の保管等の業務を行う。ただし、輸送調整所が設置されないときは甲の指示に従う。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定による要請により物資の保管等を行った場合は、別記第2号様式により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告をするいとまが無いときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- 2 乙は、第5条の派遣を行った場合には、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。

- (1) 派遣した者の所属および氏名

(2) 派遣期間および派遣場所

(3) その他参考となる事項

(経費の負担)

第7条 物資の保管等に要した費用（保管料、荷役料、その他特別に要した費用をいう。以下「保管料等」という。）は、甲が負担する。この場合において、倉庫に係る保管料等は、災害発生時直前において乙会員事業者が定める料金を参考として、甲乙協議して決定するものとする。

(保管料等の支払い)

第8条 乙は、前条の規定により甲が負担する費用を甲に請求するものとし、甲は、乙より請求があった場合には、速やかに支払うものとする。

(事故発生時の取扱い)

第9条 事故の発生により会員事業者による物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合は、乙は速やかに別記第3号様式によりその状況を甲あて報告するとともに、会員事業者から代替する事業者を選定し、業務の継続に努めなければならない。

2 前項の場合において、乙の努力にかかわらず、なお物資の保管等の継続が困難な場合は、乙は、速やかに別記第3号様式によりその状況を甲あて報告し、指示を受けなければならない。

3 第1項および第2項に規定する報告について、文書をもって報告するいとまが無いときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

(損害の担保)

第10条 物資の保管等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙もしくは乙会員事業者の責めに帰する事由により生じた損害の負担は、乙もしくは乙会員事業者が負うものとする。

(補償)

第11条 甲の要請により、この協定に基づいて物資の保管等の業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかりまたは死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例(昭和38年3月25日滋賀県条例第10号)の規定により、甲が補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(関係市町との連絡)

第12条 甲および乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲および乙は、本協定に基づく物資の保管等に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任する。

2 甲および乙は、前項の規定により担当部署および連絡責任者を定めた場合は、相互に通知するものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 25 年 3 月 31 日までの間とする。
ただし、期間終了の日の 30 日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、さらに 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めがない事項または新たに必要となった事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保管する。

平成 25 年 3 月 15 日

甲 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 大津市大萱一丁目 18 番 14 号
滋賀県倉庫協会会長 甲斐切 稔

災害時における物資等の輸送に必要な漁船の応援に関する協定書

滋賀県(以下「甲」という。)と滋賀県漁業協同組合連合会(以下「乙」という。)は、滋賀県内において地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害対策基本法に基づき、迅速かつ円滑な災害応急対策を行なうために必要な漁船の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、災害応急対策として、物資の輸送等に漁船を活用する必要があるときは、乙に対して、別表1「緊急物資等輸送要請書」により応援を要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害および応援を必要とする状況
- (2) 輸送する物資の種類および量
- (3) 応援を必要とする漁船数および規模(トン数)
- (4) 応援を必要とする区間
- (5) 応援を必要とする期間

(協 力)

第2条 乙は、甲から前条の規定により漁船の応援の要請があったときは、他に優先して、乙の所属会員が所有する漁船を甲の利用に供することができるようにするものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、当該法令の規定に従い必要な協力を行なうものとする。

2 甲の要請に基づき漁船を運行させるときは、甲と乙は協力して下記の状況を把握し、運行の可否を判断するものとする。

- (1) 被災地の港湾の損傷状況
- (2) 被災地までの航路状況
- (3) 船舶の損傷状況
- (4) 気象状況

(報 告)

第3条 乙は、前条に基づき協力した場合は、甲に対し、速やかに別表2「緊急物資等輸送実施報告書」により、次に掲げる事項を報告するものとする。

ただし、緊急を要するときは、電話等をもって報告し事後文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した漁船名および規模(トン数)、その所有者ならびに所属する漁協名
- (2) 応援に従事した期日、区間、人員
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第4条 漁船による輸送に要した費用は、甲の負担とし、その額については、災害発生時における通常取引事例を基準に、甲、乙協議して決定する。

(損害の負担)

第5条 業務の実施に伴い乙の責に帰することができない事由により、第三者に与えた損害は、甲がその責を負う。

(補 償)

第6条 甲の要請により、この協定に基づいて漁船輸送に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかりまたは死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例(昭和 38 年 3 月 25 日滋賀県条例第 10 号)」の規定により、甲が補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(連絡責任者)

第7条 第1条に掲げる要請に関する事項の伝達および連絡責任者として、甲においては滋賀県農林水産部水産課長を、乙においては、滋賀県漁業協同組合連合会専務理事をそれぞれ指定するものとする。

(通 知)

第8条 乙は、この協定の成立の日および毎年4月末日までに、別表3「災害時における物資等輸送協力漁船名簿」により、この協定の実施に協力できる漁船の所有者名、漁船名、その種類・規模(トン数)、係留漁港名を、甲に通知するものとする。

(連絡会議の設置)

第9条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成9年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続する。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成8年3月29日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 稲 葉 稔

乙 大津市におの浜4丁目4-23
滋賀県漁業協同組合連合会
会 長 松 田 繁 雄

別表 1

緊急物資等輸送要請書

年 月 日

滋賀県漁業協同組合連合会会長 殿

滋賀県知事 稲 葉 稔

「災害時における物資等の輸送に必要な漁船の応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1. 災害および応援を必要とする状況

2. 応援を必要とする漁船・輸送内容等

派遣期間	輸送区間	輸送物資の種類・量	必要な漁船数・規模	その他

緊急物資等輸送実施報告書

年 月 日

滋賀県知事 稲 葉 稔 殿

滋賀県漁業協同組合連合会会長

下記のとおり緊急物資を輸送しましたので報告します。

記

従事月日	所属漁協	所有者	漁 船 名 ・ 規 模	輸 送 区 間	従事者数	その他

別表 3

災害時における物資等輸送協力漁船名簿

【漁協名： 】

[illegible]

災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書

滋賀県(以下「甲」という。)と琵琶湖汽船株式会社(以下「乙」という。)は、滋賀県内に地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害対策基本法に基づき、迅速かつ円滑な災害応急対策を行なうために必要な客船等の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、災害応急対策として、負傷者の収容や搬送、物資の輸送等に客船等を活用する必要があるときは、乙に対して別表1「緊急輸送等応援要請書」により、次の事項を明らかにし、応援を要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害および応援を必要とする状況
- (2) 応援を必要とする客船等の数
- (3) 応援を必要とする内容および区間
- (4) 応援を必要とする期間

(協 力)

第2条 乙は、甲から前条の規定により客船等の応援要請があったときは、他に優先して、その所有する船舶を甲の利用に供するよう努めるものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、当該法令の規定に従い必要な協力を行なうものとする。

2 甲の要請に基づき客船等を運行させるときは、甲と乙は協力して下記の状況を把握し、運行の可否を判断するものとする。

- (1) 被災地の港湾の損傷状況
- (2) 被災地までの航路状況
- (3) 船舶の損傷状況
- (4) 気象状況

(報 告)

第3条 乙は、前条に基づき客船等を運行させた場合は、甲に対し、速やかに別表2「緊急輸送等応援実施報告書」により、次に掲げる事項を報告するものとする。

ただし、緊急を要するときは、電話等をもって報告し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した期間
- (2) 応援に従事した客船等の名称および規模(トン数)
- (3) 応援に従事した区間および内容
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第4条 客船等の運航に要した費用は、甲の負担とし、その額については、災害発生時における通常取引事例を基準に、甲、乙協議して決定する。

(損害の負担)

第5条 業務の実施に伴い、乙の責に帰することができない事由により、第三者に与えた損害は、甲がその責めを負う。

(補 償)

第6条 甲の要請により、この協定に基づいて客船等の輸送に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかりまたは死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例(昭和 38 年 3 月 25 日滋賀県条例第 10 号)の規定により、甲が補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(連絡責任者)

第7条 第1条に掲げる要請に関する事項の伝達および連絡責任者として、甲においては滋賀県生活環境部消防防災課長を、乙においては、琵琶湖汽船株式会社運航管理者をそれぞれ指定するものとする。

(通 知)

第8条 乙は、この協定の成立の日および毎年4月末日までに、別表3「災害時における輸送等応援客船名簿」により、この協定の実施に協力できる客船等の名称、種類、各船別の出入港可能な港湾を甲に提出するものとする。

(連絡会議の設置)

第9条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成9年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続する。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成8年3月29日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 稲 葉 稔

乙 滋賀県大津市島の関2番8号
琵琶湖汽船株式会社
取締役社長 長谷川 和 之

緊急輸送等応援要請書

年 月 日

琵琶湖汽船株式会社 取締役社長 殿

滋賀県知事

「災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1. 災害および応援を必要とする状況
- 2. 応援を必要とする客船・輸送内容等

応 援 期 間	応 援 従 事 区 間	応 援 従 事 内 容 等	必要な客船数等	必 要 な 人 員

別表 2

緊急輸送等応援実施報告書

年 月 日

滋賀県知事

殿

琵琶湖汽船株式会社 取締役社長

下記のとおり実施しましたので報告します。

記

応援期間	客船等の名称・規模	応援従事区間	応援内容等	その他

別表 3

災害時における輸送等応援客船名簿

【機関名】

客 船 等 の 名 称	種 類	従 事 可 能 人 員	出 入 港 可 能 な 港 湾 等

災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書

滋賀県(以下「甲」という。)と株式会社オーミマリン(以下「乙」という。)は、滋賀県内に地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害対策基本法に基づき、迅速かつ円滑な災害応急対策を行なうために必要な客船等の応援に関し次のとおり協定を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、災害応急対策として、負傷者の収容や搬送、物資の輸送等に客船等を活用する必要があるときは、乙に対して別表1「緊急輸送等応援要請書」により、次の事項を明らかにし、応援を要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害および応援を必要とする状況
- (2) 応援を必要とする客船の数
- (3) 応援を必要とする内容および区間
- (4) 応援を必要とする期間

(協 力)

第2条 乙は、甲から前条の規定により客船等の応援要請があったときは、他に優先して、その所有する船舶を甲の利用に供する努めるものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、当該法令の規定に従い必要な協力を行なうものとする。

2 甲の要請に基づき客船等を運航させるときは、甲と乙は協力して下記の状況を把握し、運航の可否を判断するものとする。

- (1) 被災地の港湾の損傷状況
- (2) 被災地までの航路状況
- (3) 船舶の損傷状況
- (4) 気象状況

(報 告)

第3条 乙は前条に基づき客船等を運航させた場合は、甲に対し、速やかに別表2「緊急輸送等応援実施報告書」により、次に掲げる事項を報告するものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭で報告し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した期間
- (2) 応援に従事した客船等の名称および規模(トン数)
- (3) 応援に従事した区間および内容
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第4条 客船等の運航に要した費用は、甲の負担とし、その額については、災害発生時における通常取引事例を基準に、甲、乙協議して決定する。

(災害の負担)

第5条 業務の実施に伴い、乙の責に帰することができない事由により、第三者に与えた損害は、甲がその責めを負う。

(補 償)

第6条 甲の要請により、この協定に基づいて客船等の輸送に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかりまたは死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例(昭和 38 年 3 月 25 日滋賀県条例第 10 号)」の規定により、甲が補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(連絡責任者)

第7条 第1条に掲げる要請に関する事項の伝達および連絡責任者として、甲においては滋賀県生活環境部消防防災課長を、乙においては、株式会社オーミマリン運航管理者をそれぞれ指定するものとする。

(通 知)

第8条 乙は、この協定の成立の日および毎年4月末日までに、別表3「災害時における輸送等応援客船名簿」により、この協定の実施に協力できる客船等の名称、種類、各船別の出入港可能な港湾を、甲に提出するものとする。

(連絡会議の設置)

第9条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成9年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意志表示をしない限り、その効力を持続する。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成8年3月29日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 稲 葉 稔

乙 滋賀県彦根市安清町11番12号
株式会社オーミマリン
代表取締役 甲斐田 保

緊急輸送等応援要請書

年 月 日

株式会社 オーミマリン 殿

滋賀県知事

「災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1. 災害および応援を必要とする状況
- 2. 応援を必要とする客船・輸送内容等

応 援 期 間	応 援 従 事 区 間	応 援 従 事 内 容 等	必要な客船数等	必 要 な 人 員

別表 2

緊急輸送等応援実施報告書

年 月 日

滋賀県知事

殿

株式会社 オーミマリン

下記のとおり実施しましたので報告します。

記

応援期間	客船等の名称・規模	応援従事区間	応援内容等	その他

別表 3

災害時における輸送等応援客船名簿

【機関名】

客 船 等 の 名 称	種 類	従 事 可 能 人 員	出 入 港 可 能 な 港 湾 等

災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県バス協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）における緊急のバスによる人員輸送の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対し協力を要請する緊急のバスによる人員輸送業務を適切かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（要請内容）

第2条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）被災者（滞留者を含む。）の輸送業務
- （2）ボランティアの輸送業務
- （3）災害応急対策に必要な人員の輸送業務
- （4）その他バスによる支援業務

（要請の方法）

第3条 甲は、災害時等において、バスによる緊急時の人員輸送を実施するにあたり、乙の協力を必要と認めるときは、協力要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙または乙の会員は、前条の規定により甲から人員輸送の要請を受けたときは、特段の事情がない限り、通常業務に優先して、人員輸送に努めるものとする。なお、甲は、乙の会員が行う人員輸送に使用するバスに対して、緊急車両の指定その他円滑な輸送の実施に必要な措置を講じるものとする。

（業務の報告）

第5条 乙または乙の会員は、前条の規定により人員輸送を実施したときは、業務の終了後速やかに報告書（別記様式第2号）によりその状況を報告するものとする。ただし、文書により報告する時間がないときは、電話その他の方法により報告し、事後において速やかに報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定により要請のあった人員輸送に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、乙の会員が道路運送法の規定により届け出た貸切バスの運賃および料金等を基準とし、甲と乙または乙の会員が協議して定めるものとする。
- 3 乙または乙の会員は、第1項の費用を甲に請求するものとし、甲は乙または乙の会員より請求があった場合は速やかに支払うものとする。

（事故等）

第7条 乙または乙の会員は、バスの故障やその他の事由により運行を中断したときは、速やかに代替バスを手配してその運行を継続するよう努めるものとする。

- 2 乙または乙の会員は、バスの運行に際し事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の賠償等)

第8条 甲は第3条の規定により人員輸送に従事した者が、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、または障害の状態となった場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例(昭和38年3月25日滋賀県条例第10号)の規定等により、その損害を補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れるものとする。

(資料の提供)

第9条 乙は、所属する会員のバス保有台数等の資料を、毎年4月末日までに甲に提出するものとする。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲および乙は、本協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

(連絡会議の設置)

第11条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。

ただし、協定の有効期間が満了する30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力は継続されたものとする。

(協 議)

第13条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年12月18日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 滋賀県守山市木浜町2298-4
一般社団法人滋賀県バス協会
会 長 中村 隆司

協 力 要 請 書

平成 年 月 日

一般社団法人滋賀県バス協会
様

滋賀県 印

災害時等における人員輸送の要請について

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。
記

1 協力要請を必要とする状況

2 協力要請の内容

協力の内容	輸送人員数	輸送期間	輸送区間

3 その他必要な事項

問 い 合 わ せ 先	
電 話	— —
FAX	— —
担 当	

報 告 書

平成 年 月 日

滋賀県 様

一般社団法人滋賀県バス協会

印

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第5条に基づき、実施した業務の内容を下記のとおり報告します。

記

1 実施した業務の内容

実施日 (期間)	事業者名	輸送人員数	輸送回数 (延べ数)	従事人員数	従事車両種別 および車両数

2 その他必要な事項

問 い 合 わ せ 先 電 話 — — F A X — — 担 当

連 絡 責 任 者 届

【 滋 賀 県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【 一般社団法人滋賀県バス協会 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「府県」という。）並びに関西広域連合（以下「広域連合」という。）と、福井県バス協会、三重県バス協会、滋賀県バス協会、京都府バス協会、大阪バス協会、兵庫県バス協会、奈良県バス協会、和歌山県バス協会、鳥取県バス協会及び徳島県バス協会（以下「府県バス協会」という。）は、大規模広域災害（被害が複数の府県にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合におけるバスによる緊急輸送に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、府県が府県バス協会の協力を得て、その会員のバスを使用して緊急輸送を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 府県は、大規模広域災害時において、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、府県バス協会又はその会員に対し協力を要請するものとし、府県バス協会の会員は、可能な限りこの要請に応じる。

- 2 前項の規定による要請は、文書により業務の内容及び期間等を指定して行う。ただし、その暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付する。
- 3 府県は、第1項の規定により、府県バス協会の会員に直接要請したときは、府県バス協会に対しその旨を報告する。
- 4 府県は、大規模広域災害時において、府県バス協会に対し協力を要請したときは、本協定に基づくものか否かに関わらず、広域連合に対しその旨を報告する。
- 5 府県は、他の府県のバス協会又はその会員に対し協力を要請する必要があるときは、広域連合に対し他の府県との調整を要請することができる。
- 6 広域連合は、前項の要請を受けたときは、各府県の避難計画等を踏まえ、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、被応援府県及び応援府県に通知する。なお、広域連合が行う他の府県との調整は、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第2条に基づく協議を踏まえて行う。
- 7 応援府県は、前項の通知を受けたときは、当該府県のバス協会又はその会員に対し協力を要請する。
- 8 第1項後段、第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（業務内容）

第3条 本協定により府県が府県バス協会又はその会員に対し協力を要請する業務は、次

のとおりとする。

- (1) 被災者（滞留者を含む。）の輸送業務
- (2) 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- (3) ボランティアの輸送業務
- (4) その他バスによる支援業務

（業務報告）

第4条 府県バス協会の会員は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、文書によりその業務内容を、要請を行った府県（以下「要請府県」という。）に報告する。

- 2 要請府県は、前項の規定により業務報告を受けたときは、府県バス協会に対しその旨を報告する。

（費用負担）

第5条 第2条の規定により、府県バス協会の会員が実施した業務に要した費用は、要請府県が負担する。

- 2 前項の費用は、当該業務を行うために要する通常の実費とし、要請府県と府県バス協会が協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第6条 府県バス協会の会員は、業務の終了後、当該業務に要した前項の費用について要請府県に請求する。

- 2 要請府県は、前項の請求があったときは、内容を確認し、当該府県の規定により、その費用を府県バス協会の会員に支払う。

（事故等）

第7条 府県バス協会の供給したバスが故障その他の理由により運行を中断したときは、府県バス協会は速やかに当該バスを交換してその供給を継続しなければならない。

- 2 府県バス協会は、バスの運行に際し事故が発生したときは、要請府県に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第8条 府県バス協会又はその会員は、バスの運行に際し、府県バス協会の責に帰する理由によりバスの利用者及び第三者に損害を与えたときはその賠償の責を負う。

(従事者の災害補償)

第9条 この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した府県バス協会の会員の従業員が、負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、府県は、次に掲げる場合を除き、当該府県の規定に準じて、その損害を補償する。

- (1) 当該損害が業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、府県バス協会及びその会員又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(支援体制の整備)

第10条 府県バス協会は、大規模広域災害時における広域的な連携を確保するため、広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努める。

(協力会員名簿の提出)

第11条 府県バス協会は、その会員の連絡先を記載した名簿と各会員が所有するバス車両台数の一覧を毎年度1回、府県及び広域連合に提出する。

(個別協定との関係)

第12条 この協定は、府県がバスによる緊急輸送に関して、府県バス協会と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む。）の効力を妨げるものではない。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、府県、広域連合、府県バス協会のいずれからも改廃の申し出がない場合は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、その都度、府県、広域連合、府県バス協会が協議して定める。

(雑則)

第15条 第12条の個別協定を締結していない府県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる（第2条第4項から同条第8項の規定を除く。）。

本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年12月 2日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 三 日 月 大 造

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥取県

鳥取県知事 平 井 伸 治

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

公益社団法人福井県バス協会
会長 天 谷 幸 弘

公益社団法人三重県バス協会
会長 雲 井 敬

一般社団法人滋賀県バス協会
会長 喜多村 樹美男

一般社団法人京都府バス協会
会長 脇 博 一

一般社団法人大阪バス協会
会長 塩 川 耕 士

公益社団法人兵庫県バス協会
会長 長 尾 真

公益社団法人奈良県バス協会
会長 中 村 憲 兒

公益社団法人和歌山県バス協会
会長 井 上 慎 治

一般社団法人鳥取県バス協会
会長 澤 志 郎

一般社団法人徳島県バス協会
会長 沼 守 則 幸

災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県タクシー協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）における緊急のタクシーによる人員輸送の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対し協力を要請する緊急のタクシーによる人員輸送業務を適切かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（要請内容）

第2条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）被災者等（移動困難者等滞留者を含む。）の輸送業務
- （2）災害応急対策に必要な人員の輸送業務
- （3）その他タクシーによる支援業務

（要請の方法）

第3条 甲は、災害時等において、乙の協力を必要と認めるときは、協力要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙または乙の会員は、前条の規定により甲から人員輸送の要請を受けたときは、通常業務に優先して、人員輸送に努めるものとする。この場合において、甲は、乙の会員が行う人員輸送に使用するタクシーに対して、緊急車両の指定等円滑な輸送の実施に必要な措置を講じるものとする。

（業務の報告）

第5条 乙または乙の会員は、前条の規定により人員輸送を実施したときは、業務の終了後に速やかに報告書（別記様式第2号）によりその状況を甲に報告するものとする。ただし、文書により報告する時間がないときは、電話その他の方法により報告し、事後において速やかに報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定により要請のあった人員輸送に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による認可運賃および料金等を基準とし、甲と乙または乙の会員が協議して定めるものとする。

- 3 乙または乙の会員は、第1項の費用を甲に請求するものとし、甲は、乙または乙の会員より請求があった場合は速やかに支払うものとする。

(事故等)

- 第7条 乙または乙の会員は、タクシーの故障やその他の事由により運行を中断したときは、速やかに代替タクシーを手配してその運行を継続するように努めるものとする。
- 2 乙または乙の会員は、タクシーの運行に際し事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の補償等)

- 第8条 甲は、第3条の規定により人員輸送に従事した者が、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、または障害の状態となった場合は、災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例（昭和38年滋賀県条例第10号）の規定により、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れるものとする。

(資料の提供)

- 第9条 乙は、その会員の毎年3月末時点のタクシー保有台数等の資料を、毎年4月末日までに甲に提出する。

(連絡責任者の報告)

- 第10条 甲および乙は、この協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。
- 2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届（別記様式第3号）により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

(連絡会議の設置)

- 第11条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。

(協定の有効期間)

- 第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間が満了する30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示がない場合は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協 議)

- 第13条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲および乙は協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月7日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県守山市木浜町2298-4

一般社団法人滋賀県タクシー協会

会 長 田畑 太郎

別記様式第1号（第3条関係）

協 力 要 請 書

年 月 日

一般社団法人滋賀県タクシー協会
様

滋賀県



災害時等における人員輸送要請について

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 協力要請を必要とする状況

2 協力要請の内容

協力の内容	輸送人員数	輸送期間	輸送区間

3 その他必要な事項

問い合わせ先

電話

FAX

担当

別記様式第2号（第5条関係）

報 告 書

年 月 日

滋賀県

様

一般社団法人滋賀県タクシー協会

印

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第5条に基づき、実施した業務の内容を下記のとおり報告します。

記

1 実施した業務の内容

実施日 (期間)	事業者名	輸送人員数	輸送回数 (延べ数)	従事人員数	従事車両数

2 その他必要な事項

問い合わせ先

電話

FAX

担当

別記様式第3号（第10条関係）

連絡責任者届

【 滋賀県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話		
携帯		
FAX		

3 勤務時間および休日

・勤務時間 :

・休日 :

【 一般社団法人滋賀県タクシー協会 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話		
携帯		
FAX		

3 勤務時間および休日

・勤務時間 :

・休日 :

災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と 社会福祉法人 高島市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）における福祉車両による人員輸送の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対し協力を要請する福祉車両による人員輸送業務を適切かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（要請内容）

第2条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）福祉避難所から広域福祉避難所への被災者の輸送業務
- （2）一般避難所から広域福祉避難所への被災者の輸送業務
- （3）その他福祉車両による被災者の輸送業務

（要請の方法）

第3条 甲は、災害時等において、乙の協力を必要と認めるときは、協力要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から人員輸送の要請を受けたときは、積極的に人員輸送に対する協力を行うよう努めるものとする。

- 2 甲は、前項の人員輸送に使用する福祉車両を緊急または優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、前条の規定により人員輸送を実施したときは、業務の終了後に速やかに報告書（別記様式第2号）によりその状況を甲に報告するものとする。ただし、文書により報告する時間がないときは、電話その他の方法により報告し、事後において速やかに報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定により要請のあった人員輸送に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、災害発生直前における乙の料金等を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 乙は、第1項の費用を甲に請求するものとし、甲は、適法な請求書の提出があった時は、その日から起算して30日以内に乙の指定口座に振込みにより支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、人員輸送に際し事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲および乙は、この協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

(資料の提供)

第9条 乙は、毎年3月末時点の福祉車両保有台数等の資料および連絡責任者届を、毎年4月末日までに甲に提出する。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間が満了する30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示がない場合は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(災害時に備えた訓練への協力)

第11条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があった場合には、できる限り協力するよう努めるものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲および乙は協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月20日

甲 滋賀県
代表者
滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 社会福祉法人 高島市社会福祉協議会
代表者
高島市勝野215番地

会 長 古 川 進

別記様式第1号（第3条関係）

協 力 要 請 書

年 月 日

様

滋賀県



災害時等における人員輸送要請について

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 協力要請を必要とする状況

2 協力要請の内容

協力の内容	輸送人員数	輸送期間	輸送区間

3 その他必要な事項

問い合わせ先

電話

FAX

担当

報 告 書

年 月 日

滋賀県

様

団体名
代表者名

印

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第5条に基づき、実施した業務の内容を下記のとおり報告します。

記

1 実施した業務の内容

実施日 (期間)	事業者名	輸送人員数	輸送回数 (延べ数)	従事人員数	従事車両数

2 その他必要な事項

問い合わせ先
電話
FAX
担当

別記様式第3号 (第8条、第9条関係)

連絡責任者届

【滋賀県】

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話		
携帯		
FAX		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間 :
- ・休日 :

【 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
電話		
携帯		
FAX		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間 :
- ・休日 :

災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と 特定非営利活動法人 外出支援ボランティアスマイル（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）における福祉車両による人員輸送の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対し協力を要請する福祉車両による人員輸送業務を適切かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（要請内容）

第2条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1） 福祉避難所から広域福祉避難所への被災者の輸送業務
- （2） 一般避難所から広域福祉避難所への被災者の輸送業務
- （3） その他福祉車両による被災者の輸送業務

（要請の方法）

第3条 甲は、災害時等において、乙の協力を必要と認めるときは、協力要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から人員輸送の要請を受けたときは、積極的に人員輸送に対する協力を行うよう努めるものとする。

- 2 甲は、前項の人員輸送に使用する福祉車両を緊急または優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、前条の規定により人員輸送を実施したときは、業務の終了後に速やかに報告書（別記様式第2号）によりその状況を甲に報告するものとする。ただし、文書により報告する時間がないときは、電話その他の方法により報告し、事後において速やかに報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定により要請のあった人員輸送に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、災害発生直前における乙の料金等を基準とし、甲と乙が協議して定めるも

のとする。

- 3 乙は、第1項の費用を甲に請求するものとし、甲は、適法な請求書の提出があった時は、その日から起算して30日以内に乙の指定口座に振込みにより支払うものとする。

(事故等)

- 第7条 乙は、人員輸送に際し事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

(連絡責任者の報告)

- 第8条 甲および乙は、この協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。
- 2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

(資料の提供)

- 第9条 乙は、毎年3月末時点の福祉車両保有台数等の資料および連絡責任者届を、毎年4月末日までに甲に提出する。

(協定の有効期間)

- 第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間が満了する30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示がない場合は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(災害時に備えた訓練への協力)

- 第11条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があった場合には、できる限り協力するよう努めるものとする。

(協 議)

- 第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲および乙は協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月20日

甲 滋賀県
代表者
滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 特定非営利活動法人 外出支援ボランティアスマイル
代表者
滋賀県蒲生郡竜王町大字橋本347番地

理事長 西村 明夫

別記様式第1号（第3条関係）

協 力 要 請 書

年 月 日

様

滋賀県



災害時等における人員輸送要請について

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 協力要請を必要とする状況

2 協力要請の内容

協力の内容	輸送人員数	輸送期間	輸送区間

3 その他必要な事項

問い合わせ先

電話

FAX

担当

報 告 書

年 月 日

滋賀県

様

団体名
代表者名

印

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第5条に基づき、実施した業務の内容を下記のとおり報告します。

記

1 実施した業務の内容

実施日 (期間)	事業者名	輸送人員数	輸送回数 (延べ数)	従事人員数	従事車両数

2 その他必要な事項

問い合わせ先
電話
FAX
担当

別記様式第3号 (第8条、第9条関係)

連絡責任者届

【 滋賀県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話		
携帯		
FAX		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間 :
- ・休日 :

【 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
電話		
携帯		
FAX		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間 :
- ・休日 :

災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と 社会福祉法人 米原市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）における福祉車両による人員輸送の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対し協力を要請する福祉車両による人員輸送業務を適切かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（要請内容）

第2条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）福祉避難所から広域福祉避難所への被災者の輸送業務
- （2）一般避難所から広域福祉避難所への被災者の輸送業務
- （3）その他福祉車両による被災者の輸送業務

（要請の方法）

第3条 甲は、災害時等において、乙の協力を必要と認めるときは、協力要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から人員輸送の要請を受けたときは、積極的に人員輸送に対する協力を行うよう努めるものとする。

- 2 甲は、前項の人員輸送に使用する福祉車両を緊急または優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、前条の規定により人員輸送を実施したときは、業務の終了後に速やかに報告書（別記様式第2号）によりその状況を甲に報告するものとする。ただし、文書により報告する時間がないときは、電話その他の方法により報告し、事後において速やかに報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定により要請のあった人員輸送に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、災害発生直前における乙の料金等を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 乙は、第1項の費用を甲に請求するものとし、甲は、適法な請求書の提出があった時は、その日から起算して30日以内に乙の指定口座に振込みにより支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、人員輸送に際し事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲および乙は、この協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

(資料の提供)

第9条 乙は、毎年3月末時点の福祉車両保有台数等の資料および連絡責任者届を、毎年4月末日までに甲に提出する。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間が満了する30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示がない場合は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(災害時に備えた訓練への協力)

第11条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があった場合には、できる限り協力するよう努めるものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲および乙は協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月20日

甲 滋賀県
代表者
滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 社会福祉法人 米原市社会福祉協議会
代表者
滋賀県米原市三吉570番地

会 長 吉 田 正 子

別記様式第1号（第3条関係）

協 力 要 請 書

年 月 日

様

滋賀県



災害時等における人員輸送要請について

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 協力要請を必要とする状況

2 協力要請の内容

協力の内容	輸送人員数	輸送期間	輸送区間

3 その他必要な事項

問い合わせ先

電話

FAX

担当

報 告 書

年 月 日

滋賀県

様

団体名
代表者名

印

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第5条に基づき、実施した業務の内容を下記のとおり報告します。

記

1 実施した業務の内容

実施日 (期間)	事業者名	輸送人員数	輸送回数 (延べ数)	従事人員数	従事車両数

2 その他必要な事項

問い合わせ先
電話
FAX
担当

別記様式第3号（第8条、第9条関係）

連絡責任者届

【 滋賀県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話		
携帯		
FAX		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間 :
- ・休日 :

【 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
電話		
携帯		
FAX		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間 :
- ・休日 :

災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と 特定非営利活動法人 友と遊（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）における福祉車両による人員輸送の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対し協力を要請する福祉車両による人員輸送業務を適切かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（要請内容）

第2条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）福祉避難所から広域福祉避難所への被災者の輸送業務
- （2）一般避難所から広域福祉避難所への被災者の輸送業務
- （3）その他福祉車両による被災者の輸送業務

（要請の方法）

第3条 甲は、災害時等において、乙の協力を必要と認めるときは、協力要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から人員輸送の要請を受けたときは、積極的に人員輸送に対する協力を行うよう努めるものとする。

- 2 甲は、前項の人員輸送に使用する福祉車両を緊急または優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、前条の規定により人員輸送を実施したときは、業務の終了後に速やかに報告書（別記様式第2号）によりその状況を甲に報告するものとする。ただし、文書により報告する時間がないときは、電話その他の方法により報告し、事後において速やかに報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定により要請のあった人員輸送に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、災害発生直前における乙の料金等を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 乙は、第1項の費用を甲に請求するものとし、甲は、適法な請求書の提出があった時は、その日から起算して30日以内に乙の指定口座に振込みにより支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、人員輸送に際し事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲および乙は、この協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

(資料の提供)

第9条 乙は、毎年3月末時点の福祉車両保有台数等の資料および連絡責任者届を、毎年4月末日までに甲に提出する。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間が満了する30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示がない場合は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(災害時に備えた訓練への協力)

第11条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があった場合には、できる限り協力するよう努めるものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲および乙は協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月20日

甲 滋賀県
代表者
滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 特定非営利活動法人 友と遊
代表者
滋賀県大津市長等2丁目4番24号

理事長 井上 欣憲

別記様式第1号（第3条関係）

協 力 要 請 書

年 月 日

様

滋賀県



災害時等における人員輸送要請について

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 協力要請を必要とする状況

2 協力要請の内容

協力の内容	輸送人員数	輸送期間	輸送区間

3 その他必要な事項

問い合わせ先

電話

FAX

担当

別記様式第2号（第5条関係）

報 告 書

年 月 日

滋賀県

様

団体名

代表者名

印

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第5条に基づき、実施した業務の内容を下記のとおり報告します。

記

1 実施した業務の内容

実施日 (期間)	事業者名	輸送人員数	輸送回数 (延べ数)	従事人員数	従事車両数

2 その他必要な事項

問い合わせ先

電話

FAX

担当

別記様式第3号（第8条、第9条関係）

連絡責任者届

【 滋賀県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話		
携帯		
FAX		

3 勤務時間および休日

・勤務時間 :

・休日 :

【 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話		
携帯		
FAX		

3 勤務時間および休日

・勤務時間 :

・休日 :

災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と 社会福祉法人 虹の会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）における福祉車両による人員輸送の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対し協力を要請する福祉車両による人員輸送業務を適切かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（要請内容）

第2条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）福祉避難所から広域福祉避難所への被災者の輸送業務
- （2）一般避難所から広域福祉避難所への被災者の輸送業務
- （3）その他福祉車両による被災者の輸送業務

（要請の方法）

第3条 甲は、災害時等において、乙の協力を必要と認めるときは、協力要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から人員輸送の要請を受けたときは、積極的に人員輸送に対する協力を行うよう努めるものとする。

- 2 甲は、前項の人員輸送に使用する福祉車両を緊急または優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、前条の規定により人員輸送を実施したときは、業務の終了後に速やかに報告書（別記様式第2号）によりその状況を甲に報告するものとする。ただし、文書により報告する時間がないときは、電話その他の方法により報告し、事後において速やかに報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定により要請のあった人員輸送に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、災害発生直前における乙の料金等を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 乙は、第1項の費用を甲に請求するものとし、甲は、適法な請求書の提出があった時は、その日から起算して30日以内に乙の指定口座に振込みにより支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、人員輸送に際し事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲および乙は、この協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

(資料の提供)

第9条 乙は、毎年3月末時点の福祉車両保有台数等の資料および連絡責任者届を、毎年4月末日までに甲に提出する。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間が満了する30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示がない場合は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(災害時に備えた訓練への協力)

第11条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があった場合には、できる限り協力するよう努めるものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲および乙は協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月20日

甲 滋賀県
代表者
滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 社会福祉法人 虹の会
代表者
滋賀県高島市新旭町北畑45番地

理事長 井上 四郎太夫

別記様式第1号（第3条関係）

協 力 要 請 書

年 月 日

様

滋賀県



災害時等における人員輸送要請について

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 協力要請を必要とする状況

2 協力要請の内容

協力の内容	輸送人員数	輸送期間	輸送区間

3 その他必要な事項

問い合わせ先

電話

FAX

担当

報 告 書

年 月 日

滋賀県

様

団体名
代表者名

印

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第5条に基づき、実施した業務の内容を下記のとおり報告します。

記

1 実施した業務の内容

実施日 (期間)	事業者名	輸送人員数	輸送回数 (延べ数)	従事人員数	従事車両数

2 その他必要な事項

問い合わせ先
電話
FAX
担当

別記様式第3号 (第8条、第9条関係)

連絡責任者届

【 滋賀県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話		
携帯		
FAX		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間 :
- ・休日 :

[]

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
電話		
携帯		
FAX		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間 :
- ・休日 :

災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書

滋賀県(以下「甲」という。)と 特定非営利活動法人 アザレア掛橋コネクション(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれのある場合(以下「災害時等」という。)における福祉車両による人員輸送の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対し協力を要請する福祉車両による人員輸送業務を適切かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(要請内容)

第2条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 福祉避難所から広域福祉避難所への被災者の輸送業務
- (2) 一般避難所から広域福祉避難所への被災者の輸送業務
- (3) その他福祉車両による被災者の輸送業務

(要請の方法)

第3条 甲は、災害時等において、乙の協力を必要と認めるときは、協力要請書(別記様式第1号)により要請するものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに協力要請書を提出するものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から人員輸送の要請を受けたときは、積極的に人員輸送に対する協力を行うよう努めるものとする。

- 2 甲は、前項の人員輸送に使用する福祉車両を緊急または優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(業務の報告)

第5条 乙は、前条の規定により人員輸送を実施したときは、業務の終了後に速やかに報告書(別記様式第2号)によりその状況を甲に報告するものとする。ただし、文書により報告する時間がないときは、電話その他の方法により報告し、事後において速やかに報告書を提出するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条の規定により要請のあった人員輸送に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、災害発生直前における乙の料金等を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 乙は、第1項の費用を甲に請求するものとし、甲は、適法な請求書の提出があった時は、その日から起算して30日以内に乙の指定口座に振込みにより支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、人員輸送に際し事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲および乙は、この協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

(資料の提供)

第9条 乙は、毎年3月末時点の福祉車両保有台数等の資料および連絡責任者届を、毎年4月末日までに甲に提出する。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間が満了する30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示がない場合は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(災害時に備えた訓練への協力)

第11条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があった場合には、できる限り協力するよう努めるものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲および乙は協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月20日

甲 滋賀県
代表者
滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 特定非営利活動法人 アザレア掛橋コネクション
代表者
滋賀県湖南市石部南一丁目1番59-108号

理 事 長 ・ 井 博

別記様式第1号（第3条関係）

協 力 要 請 書

年 月 日

様

滋賀県



災害時等における人員輸送要請について

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 協力要請を必要とする状況

2 協力要請の内容

協力の内容	輸送人員数	輸送期間	輸送区間

3 その他必要な事項

問い合わせ先

電話

FAX

担当

報 告 書

年 月 日

滋賀県

様

団体名
代表者名

印

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第5条に基づき、実施した業務の内容を下記のとおり報告します。

記

1 実施した業務の内容

実施日 (期間)	事業者名	輸送人員数	輸送回数 (延べ数)	従事人員数	従事車両数

2 その他必要な事項

問い合わせ先
電話
FAX
担当

別記様式第3号（第8条、第9条関係）

連絡責任者届

【 滋賀県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話		
携帯		
FAX		

3 勤務時間および休日

・勤務時間 :

・休日 :

【 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話		
携帯		
FAX		

3 勤務時間および休日

・勤務時間 :

・休日 :

災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と 特定非営利活動法人 比叡平・陽だまりの会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）における福祉車両による人員輸送の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対し協力を要請する福祉車両による人員輸送業務を適切かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（要請内容）

第2条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）福祉避難所から広域福祉避難所への被災者の輸送業務
- （2）一般避難所から広域福祉避難所への被災者の輸送業務
- （3）その他福祉車両による被災者の輸送業務

（要請の方法）

第3条 甲は、災害時等において、乙の協力を必要と認めるときは、協力要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から人員輸送の要請を受けたときは、積極的に人員輸送に対する協力を行うよう努めるものとする。

- 2 甲は、前項の人員輸送に使用する福祉車両を緊急または優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、前条の規定により人員輸送を実施したときは、業務の終了後に速やかに報告書（別記様式第2号）によりその状況を甲に報告するものとする。ただし、文書により報告する時間がないときは、電話その他の方法により報告し、事後において速やかに報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定により要請のあった人員輸送に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、災害発生直前における乙の料金等を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 乙は、第1項の費用を甲に請求するものとし、甲は、適法な請求書の提出があった時は、その日から起算して30日以内に乙の指定口座に振込みにより支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、人員輸送に際し事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲および乙は、この協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

(資料の提供)

第9条 乙は、毎年3月末時点の福祉車両保有台数等の資料および連絡責任者届を、毎年4月末日までに甲に提出する。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間が満了する30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示がない場合は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(災害時に備えた訓練への協力)

第11条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があった場合には、できる限り協力するよう努めるものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲および乙は協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月20日

甲 滋賀県
代表者
滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 特定非営利活動法人 比叡平・陽だまりの会
代表者
滋賀県大津市2丁目35番16号
「環境と福祉の家」内

理事長 笈田 昭

別記様式第1号（第3条関係）

協 力 要 請 書

年 月 日

様

滋賀県



災害時等における人員輸送要請について

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 協力要請を必要とする状況

2 協力要請の内容

協力の内容	輸送人員数	輸送期間	輸送区間

3 その他必要な事項

問い合わせ先

電話

FAX

担当

別記様式第2号（第5条関係）

報 告 書

年 月 日

滋賀県

様

団体名
代表者名

印

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第5条に基づき、実施した業務の内容を下記のとおり報告します。

記

1 実施した業務の内容

実施日 (期間)	事業者名	輸送人員数	輸送回数 (延べ数)	従事人員数	従事車両数

2 その他必要な事項

問い合わせ先
電話
FAX
担当

別記様式第3号 (第8条、第9条関係)

連絡責任者届

【滋賀県】

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話		
携帯		
FAX		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間 :
- ・休日 :

[illegible]

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
電話		
携帯		
FAX		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間 :
- ・休日 :

災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と 特定非営利活動法人 またあした（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）における福祉車両による人員輸送の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対し協力を要請する福祉車両による人員輸送業務を適切かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（要請内容）

第2条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）福祉避難所から広域福祉避難所への被災者の輸送業務
- （2）一般避難所から広域福祉避難所への被災者の輸送業務
- （3）その他福祉車両による被災者の輸送業務

（要請の方法）

第3条 甲は、災害時等において、乙の協力を必要と認めるときは、協力要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から人員輸送の要請を受けたときは、積極的に人員輸送に対する協力を行うよう努めるものとする。

- 2 甲は、前項の人員輸送に使用する福祉車両を緊急または優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、前条の規定により人員輸送を実施したときは、業務の終了後に速やかに報告書（別記様式第2号）によりその状況を甲に報告するものとする。ただし、文書により報告する時間がないときは、電話その他の方法により報告し、事後において速やかに報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定により要請のあった人員輸送に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、災害発生直前における乙の料金等を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 乙は、第1項の費用を甲に請求するものとし、甲は、適法な請求書の提出があった時は、その日から起算して30日以内に乙の指定口座に振込みにより支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、人員輸送に際し事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲および乙は、この協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

(資料の提供)

第9条 乙は、毎年3月末時点の福祉車両保有台数等の資料および連絡責任者届を、毎年4月末日までに甲に提出する。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間が満了する30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示がない場合は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(災害時に備えた訓練への協力)

第11条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があった場合には、できる限り協力するよう努めるものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲および乙は協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月20日

甲 滋賀県
代表者
滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 特定非営利活動法人 またあした
代表者
滋賀県守山市小島町1613-8

理 事 齋 藤 利 和

別記様式第1号（第3条関係）

協 力 要 請 書

年 月 日

様

滋賀県



災害時等における人員輸送要請について

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 協力要請を必要とする状況

2 協力要請の内容

協力の内容	輸送人員数	輸送期間	輸送区間

3 その他必要な事項

問い合わせ先

電話

FAX

担当

別記様式第2号（第5条関係）

報 告 書

年 月 日

滋賀県

様

団体名

代表者名

印

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第5条に基づき、実施した業務の内容を下記のとおり報告します。

記

1 実施した業務の内容

実施日 (期間)	事業者名	輸送人員数	輸送回数 (延べ数)	従事人員数	従事車両数

2 その他必要な事項

問い合わせ先

電話

FAX

担当

別記様式第3号 (第8条、第9条関係)

連絡責任者届

【 滋賀県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話		
携帯		
FAX		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間 :
- ・休日 :

【 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
電話		
携帯		
FAX		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間 :
- ・休日 :

災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と 社会福祉法人 ゆたか会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）における福祉車両による人員輸送の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対し協力を要請する福祉車両による人員輸送業務を適切かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（要請内容）

第2条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）福祉避難所から広域福祉避難所への被災者の輸送業務
- （2）一般避難所から広域福祉避難所への被災者の輸送業務
- （3）その他福祉車両による被災者の輸送業務

（要請の方法）

第3条 甲は、災害時等において、乙の協力を必要と認めるときは、協力要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から人員輸送の要請を受けたときは、積極的に人員輸送に対する協力を行うよう努めるものとする。

- 2 甲は、前項の人員輸送に使用する福祉車両を緊急または優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、前条の規定により人員輸送を実施したときは、業務の終了後に速やかに報告書（別記様式第2号）によりその状況を甲に報告するものとする。ただし、文書により報告する時間がないときは、電話その他の方法により報告し、事後において速やかに報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定により要請のあった人員輸送に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、災害発生直前における乙の料金等を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 乙は、第1項の費用を甲に請求するものとし、甲は、適法な請求書の提出があった時は、その日から起算して30日以内に乙の指定口座に振込みにより支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、人員輸送に際し事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲および乙は、この協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

(資料の提供)

第9条 乙は、毎年3月末時点の福祉車両保有台数等の資料および連絡責任者届を、毎年4月末日までに甲に提出する。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間が満了する30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示がない場合は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(災害時に備えた訓練への協力)

第11条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があった場合には、できる限り協力するよう努めるものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲および乙は協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月20日

甲 滋賀県
代表者
滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 社会福祉法人 ゆたか会
代表者
滋賀県高島市今津町南新保87-15

理事長 杉橋 研一

別記様式第1号（第3条関係）

協 力 要 請 書

年 月 日

様

滋賀県



災害時等における人員輸送要請について

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 協力要請を必要とする状況

2 協力要請の内容

協力の内容	輸送人員数	輸送期間	輸送区間

3 その他必要な事項

問い合わせ先

電話

FAX

担当

別記様式第2号（第5条関係）

報 告 書

年 月 日

滋賀県

様

団体名
代表者名

印

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第5条に基づき、実施した業務の内容を下記のとおり報告します。

記

1 実施した業務の内容

実施日 (期間)	事業者名	輸送人員数	輸送回数 (延べ数)	従事人員数	従事車両数

2 その他必要な事項

問い合わせ先
電話
FAX
担当

別記様式第3号 (第8条、第9条関係)

連絡責任者 届

【滋賀県】

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話		
携帯		
FAX		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間 :
- ・休日 :

[]

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第1 連絡先	第2 連絡先
役職・氏名		
電話		
携帯		
FAX		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間 :
- ・休日 :

災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と 社会福祉法人 志賀福社会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）における福祉車両による人員輸送の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対し協力を要請する福祉車両による人員輸送業務を適切かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（要請内容）

第2条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）福祉避難所から広域福祉避難所への被災者の輸送業務
- （2）一般避難所から広域福祉避難所への被災者の輸送業務
- （3）その他福祉車両による被災者の輸送業務

（要請の方法）

第3条 甲は、災害時等において、乙の協力を必要と認めるときは、協力要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から人員輸送の要請を受けたときは、積極的に人員輸送に対する協力を行うよう努めるものとする。

- 2 甲は、前項の人員輸送に使用する福祉車両を緊急または優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、前条の規定により人員輸送を実施したときは、業務の終了後に速やかに報告書（別記様式第2号）によりその状況を甲に報告するものとする。ただし、文書により報告する時間がないときは、電話その他の方法により報告し、事後において速やかに報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定により要請のあった人員輸送に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、災害発生直前における乙の料金等を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 乙は、第1項の費用を甲に請求するものとし、甲は、適法な請求書の提出があった時は、その日から起算して30日以内に乙の指定口座に振込みにより支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、人員輸送に際し事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲および乙は、この協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

(資料の提供)

第9条 乙は、毎年3月末時点の福祉車両保有台数等の資料および連絡責任者届を、毎年4月末日までに甲に提出する。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間が満了する30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示がない場合は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(災害時に備えた訓練への協力)

第11条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があった場合には、できる限り協力するよう努めるものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲および乙は協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月20日

甲 滋賀県
代表者
滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 社会福祉法人 志賀福祉会
代表者
滋賀県大津市南小松90番地

理事長 村田 隆

別記様式第1号（第3条関係）

協 力 要 請 書

年 月 日

様

滋賀県



災害時等における人員輸送要請について

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 協力要請を必要とする状況

2 協力要請の内容

協力の内容	輸送人員数	輸送期間	輸送区間

3 その他必要な事項

問い合わせ先

電話

FAX

担当

別記様式第2号（第5条関係）

報 告 書

年 月 日

滋賀県

様

団体名

代表者名

印

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第5条に基づき、実施した業務の内容を下記のとおり報告します。

記

1 実施した業務の内容

実施日 (期間)	事業者名	輸送人員数	輸送回数 (延べ数)	従事人員数	従事車両数

2 その他必要な事項

問い合わせ先

電話

FAX

担当

別記様式第3号（第8条、第9条関係）

連絡責任者届

【 滋賀県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話		
携帯		
FAX		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間 :
- ・休日 :

【 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
電話		
携帯		
FAX		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間 :
- ・休日 :

災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と 一般社団法人 大野木長寿村まちづくり会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）における福祉車両による人員輸送の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対し協力を要請する福祉車両による人員輸送業務を適切かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（要請内容）

第2条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）福祉避難所から広域福祉避難所への被災者の輸送業務
- （2）一般避難所から広域福祉避難所への被災者の輸送業務
- （3）その他福祉車両による被災者の輸送業務

（要請の方法）

第3条 甲は、災害時等において、乙の協力を必要と認めるときは、協力要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から人員輸送の要請を受けたときは、積極的に人員輸送に対する協力を行うよう努めるものとする。

- 2 甲は、前項の人員輸送に使用する福祉車両を緊急または優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、前条の規定により人員輸送を実施したときは、業務の終了後に速やかに報告書（別記様式第2号）によりその状況を甲に報告するものとする。ただし、文書により報告する時間がないときは、電話その他の方法により報告し、事後において速やかに報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定により要請のあった人員輸送に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、災害発生直前における乙の料金等を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 乙は、第1項の費用を甲に請求するものとし、甲は、適法な請求書の提出があった時は、その日から起算して30日以内に乙の指定口座に振込みにより支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、人員輸送に際し事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲および乙は、この協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

(資料の提供)

第9条 乙は、毎年3月末時点の福祉車両保有台数等の資料および連絡責任者届を、毎年4月末日までに甲に提出する。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間が満了する30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示がない場合は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(災害時に備えた訓練への協力)

第11条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があった場合には、できる限り協力するよう努めるものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲および乙は協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月20日

甲 滋賀県

代表者

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 一般社団法人 大野木長寿村まちづくり会

代表者

滋賀県米原市大野木1090番地

代 表 理 事 清 水 清 市

別記様式第1号（第3条関係）

協 力 要 請 書

年 月 日

様

滋賀県



災害時等における人員輸送要請について

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 協力要請を必要とする状況

2 協力要請の内容

協力の内容	輸送人員数	輸送期間	輸送区間

3 その他必要な事項

問い合わせ先

電話

FAX

担当

別記様式第2号（第5条関係）

報 告 書

年 月 日

滋賀県

様

団体名

代表者名

印

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第5条に基づき、実施した業務の内容を下記のとおり報告します。

記

1 実施した業務の内容

実施日 (期間)	事業者名	輸送人員数	輸送回数 (延べ数)	従事人員数	従事車両数

2 その他必要な事項

問い合わせ先

電話

FAX

担当

別記様式第3号（第8条、第9条関係）

連絡責任者届

【 滋賀県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話		
携帯		
FAX		

3 勤務時間および休日

・勤務時間：

・休日：

【 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話		
携帯		
FAX		

3 勤務時間および休日

・勤務時間：

・休日：

大規模広域災害時におけるフォークリフトの提供に関する協定

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市（以下「府県市」という。）及び関西広域連合（以下「広域連合」という。）とトヨタL&F近畿株式会社、トヨタL&F兵庫株式会社、トヨタL&F奈良株式会社、トヨタL&F和歌山株式会社、トヨタL&F岡山株式会社、トヨタL&F徳島株式会社（以下「事業者」という。）は、大規模広域災害の発生時におけるフォークリフトの提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模広域災害の発生時において、基幹的物資拠点（0（ゼロ）次物資拠点）及び府県市圏域の物資拠点、備蓄拠点及びこれらの代替施設の運営に必要なフォークリフトの提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 広域連合及び府県市は、事業者の所有するフォークリフトの提供が必要と認めるときは、事業者に対して、文書により、次に掲げる事項を明らかにし、要請するものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）提供を必要とするフォークリフトの種類及び台数
- （2）提供を必要とする期間及び場所
- （3）その他必要な事項

（提供）

第3条 事業者は、前条の規定によりフォークリフトの提供要請を受けたときは、特別の理由のない限り、要請を行った広域連合及び府県市（以下「要請団体」という。）にフォークリフトを提供するものとする。

2 この協定に基づいたフォークリフトの搬送については、提供を行う事業者（以下「提供事業者」という。）が行うものとする。

（報告）

第4条 提供事業者は、前条の規定に基づき提供を行った場合は、文書により、要請団体に対して、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）提供したフォークリフトの種類及び台数
- （2）提供した期間及び場所
- （3）その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 第3条の規定に基づき、提供事業者が要した費用については、原則として要請団体が負担するものとする。

2 前項の費用については、当該業務を行うために要する通常の実費とし、要請団体及び提供事業者が協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第6条 提供事業者は、フォークリフトの提供終了後、前条の費用について要請団体へ請求する。

2 要請団体は、前項の請求があったときは、同府県市が定める規定に準じて、その費用を提供事業者に支払う。

(損害の負担)

第7条 第3条の規定により提供を受けたフォークリフトの使用によって生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む)の負担は、要請団体が負うものとする。

2 前項の規定に関わらず、支援の開始前又は終了後の輸送時において生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む)の負担は、提供事業者が負うものとする。

(個別協定との関係)

第8条 この協定は、府県市がフォークリフトの提供等に関し、事業者と個別に締結している協定(この協定の適用日以降に締結するものを含む)の効力を妨げるものではない。

(適用)

第9条 この協定は、令和2年3月19日から適用する。

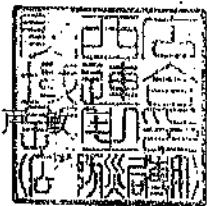
(疑義の処理)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し、疑義が生じたときは、府県市、広域連合及び事業者にて協議の上処理するものとする。

この協定の締結の証として本書を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月19日

関西広域連合
広域連合長 井



滋賀県
滋賀県知事 三



京都府
京都府知事 西脇



本へ請求

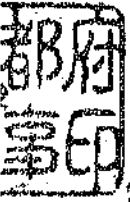
の費用を

害(第三

(第三者

害してい
ない。

府県市、



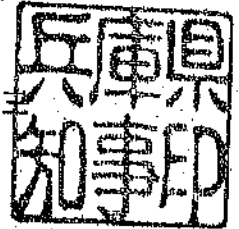
大阪府

大阪府知事 吉村 洋文



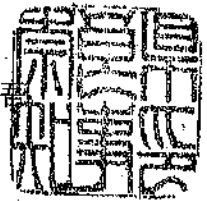
兵庫県

兵庫県知事 井戸 敏三



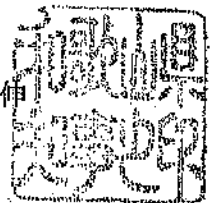
奈良県

奈良県知事 荒井 正善



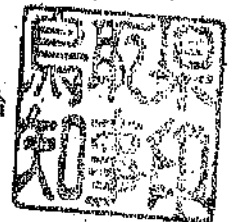
和歌山県

和歌山県知事 仁坂 吉伸



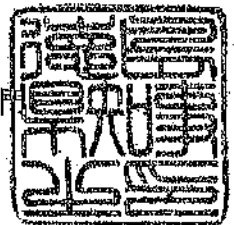
鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治



徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門



京都市

京都市長 門川 大





大阪市
大阪市長 松



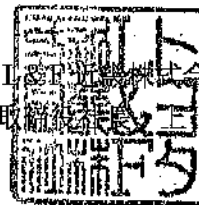
堺市
堺市長 永 藤



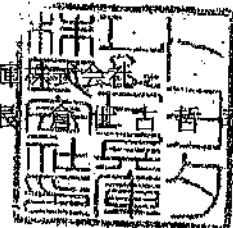
神戸市
神戸市長 久 野 喜 造



トヨタ L&F 光機株式会社
代表取締役社長 田 典 昭



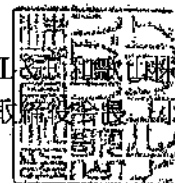
トヨタ L&F 兵庫株式会社
代表取締役社長 倉 世 古 哲 一



トヨタ L&F 奈良株式会社
代表取締役社長 菊 池 攻



トヨタ L&F 和歌山株式会社
代表取締役社長 川 至 弘



昭和

市印

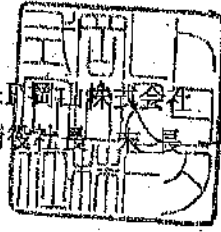
市印

昭

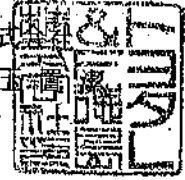
市印

弘

トヨタ L&F 岡山株式会社
代表取締役社長 長 範



トヨタ L&F 徳島株式会社
代表取締役社長 長 五



山と夕
新島

山と夕
新島

山と夕
新島

山と夕
新島

山と夕
新島

山と夕
新島

災害時等における環境性能車両の提供に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）と株式会社京滋マツダ（以下「乙」という。）は、災害時等における環境性能車両（以下「車両」という。）の貸与協力（以下「車両提供」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は災害時等における乙が所有する車両の甲への車両提供に関し、必要な事項を定めることにより被災地への滋賀県職員の派遣や物資輸送等を円滑に実施して災害時等の応急対策等に資することを目的とする。

（協力要請および提供車両）

第2条 甲は災害時等の応急対策等のために車両を必要とする時は、乙に対して車両提供を要請するものとする。

2 提供する車両は乙が所有するクリーンディーゼル車とし、甲は乙に提供可能な車両について確認の上、要請するものとする。甲は平時から乙に提供可能な車両を確認できるものとする。

（要請方法）

第3条 甲が乙に車両提供を要請するにあたっては、次に掲げる事項を「車両提供申込書」（以下、申込書）に記入し、乙の定める所管部署へ原則として FAX またはメールにて送付するものとする。ただし、電話等口頭で要請することも可能とし、その場合は、事後速やかに申込書を提出するものとする。なお、申込書の様式は別途定める。

車 両 要 請 事 項	(1) 要請を行った者の所属・役職・氏名	(5) 車両提供を必要とする場所
	(2) 管理担当者の所属・役職・氏名	(6) 車両提供の希望日および引渡し場所
	(3) 要請の理由	(7) その他必要とする事項
	(4) 要請する車種および台数	

（協力の実施）

第4条 乙が前条の要請を受けたときは、乙の公式ホームページに掲載する営業時間の可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。ただし、同時に提供する上限台数は3台とし、当該上限台数を超えて車両が必要な場合は、甲乙協議の上、提供台数を決定する。乙は要請承諾後速やかに提供車両を準備し、次に掲げる事項を記載した「提供車両明細書兼報告書」（以下、明細書）を甲に交付すると共に提供車両にも備え付けるものとする。明細書の様式については別途定める。

記 載 事 項	(1) 車種名	(4) 提供店舗	(7) 提供時走行距離
	(2) 登録番号	(5) 提供店舗連絡先	(8) 外観・室内の状態
	(3) 車台番号	(6) 提供日時	(9) 自動車保険補償内容

(車両提供の方法および運転)

第5条 甲の要請により乙が甲に提供する車両の引き渡し場所は甲が指定するものとし、引き渡し場所までの運搬は原則として乙が行うものとする。乙が提供車両を引き渡す際には燃料を満杯にした状態で、甲とともに外観および室内を明細書に基づき確認するものとする。

2 引き渡しを受けた車両の運転は、滋賀県職員に限るものとする。

(車両提供の期間)

第6条 車両提供の期間は、甲が車両の引き渡しを受けた日から起算して原則として1ヶ月間とする。

ただし、当該期間を超えて甲が車両を必要とする場合は、甲乙協議の上、期間の延長を行うことができるものとする。

(車両の返却)

第7条 提供した車両を返却する際には事前に甲は乙の所管部署および車両提供店舗に連絡を入れるものとする。車両の返却場所は、原則として車両を提供した店舗とする。ただし、乙の了承を得た場合は、甲は車両を提供した店舗以外の店舗・引き渡し場所において車両を返却できるものとする。

2 甲は、提供車両の燃料を満杯にし、外観および室内ともに提供時の状態で返却しなければならない。

甲は乙と共に返却時に提供車両の外観および室内を点検し、提供時の状態と異なる場合は第9条および第10条に基づき原状回復するものとする。

(報 告)

第8条 乙は、この協定に基づき車両提供し甲から車両を返却されたときは、提供車両を確認し次に掲げる事項を記載した明細書を甲に提出するものとする。

報告 事項	(1) 提供した車種および登録番号	(4) 提供した日数および走行距離
	(2) 協力した場所	(5) 返却時の車両の状態
	(3) 返却日時	(6) その他必要な事項

(事 故 等)

第9条 乙は提供する車両にあらかじめ対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険を付保するものとする。乙が加入する自動車保険の補償内容は以下の通りとし、甲は事故発生の際は速やかに乙の所管部署および提供店舗へ連絡するものとする。

(1) 対人賠償保険 1名につき無制限(自賠責含む)

(2) 対物賠償保険 1事故につき無制限(免責無し)

(3) 人身傷害保険 1名につき3,000万

(4) 車 両 保 険 自動車保険車両標準価格表に定める上限額(一般条件 免責5万円)

2 甲が業務に従事する提供車両の使用中に事故により他人に損害を与えた時は、乙は前項第1号から第3号の保険を適用するものとする。甲が提供車両の使用中に事故により運転者または同乗者に損害

を与えた時も同様とする。

- 3 甲が事故により提供車両に損害を与え、または滅失した時は、乙は第1項第4号の車両保険を適用し甲への費用請求は行わないものとする。同号の車両保険が適用されない場合は、第10条に定める甲の費用負担分を除き乙が損害等に係る費用の負担を行うものとする。ただし、運転者の故意または重大な過失、無免許運転、酒気を帯びた状態や麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転により提供車両に損害が発生した場合は、甲が費用負担するものとする。

(費用負担)

第10条 甲の要請に基づき乙が実施した車両提供に係る費用は無償とする。ただし、次に掲げる費用は甲が負担するものとする。

- (1) 提供中の燃料代等、業務に必要な費用
- (2) 返却時の原状回復に係る費用
- (3) 車両保険適用の際の免責金額（全損時は除く。）
- (4) 車両保険の免責金額内の修理費用

(所管部署)

第11条 本協定の所管部署を次の通り定める。甲は「知事公室防災危機管理局」、乙は「管理本部総務部」とする。所管部署に変更が生じた場合は別途定める「通知書」を用いて遅滞なく相手方に通知するものとする。

(担当者)

第12条 本協定に基づき車両の提供実務を担う甲ならびに乙の責任者および担当者は別途定めるものとする。責任者または担当者に変更が生じた場合は、別途定める「通知書」を用いて遅滞なく相手方に通知するものとする。

(実施細目)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議のうえ、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、実施細目に定めるもののほか甲乙協議の上、定めるものとする。

(期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する30日前までに甲乙双方から何ら意思表示がないときは、この協定は期間満了の日の翌日から1年間自動更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定締結の証として本書 2 通を作成し、それぞれに署名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 9 月 12 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 京都市南区吉祥院向田西町 1
株式会社京滋マツダ
代表取締役 津田 正樹

大規模災害時等における車両提供に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と株式会社 トヨタレンタリース滋賀（以下「乙」という。）は、大規模災害時等における車両の調達および供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「大規模災害」という。）等が発生したとき、または発生するおそれがあるときに、甲が車両の調達を行う必要が生じた場合において、乙が車両を甲に提供することに関して必要な事項を定めるものとする。

（要請内容および引渡し）

第2条 甲は、大規模災害時等において、車両の確保を図る必要があるときは、乙に対し、車両の提供を要請することができる。ただし、乙は、甲から要請があった場合において対応が可能な範囲で要請に応じるものとし、被災等により協力ができないときは、その旨を甲に通知するものとする。

2 甲および乙は、次の各号に定めるところにより、甲からの要請による車両の引渡しを行うものとする。

- （1） 乙は、甲からの車両の提供要請があったときは、できる限り速やかに必要な台数を整え、十分な保険を付した上で優先的に供給するものとする。
- （2） 車両の引渡しは、原則として甲の指定する場所に配車する。
- （3） 乙が甲に提供する車両は、甲が指定する車種であって、乙が提供可能なものとする。
- （4） 甲は、乙から車両を借り受けるときは、当該車両等に係る運転者の運転免許証を乙に提示するものとする。
- （5） 緊急を要する場合において、乙の営業時間外等に車両の引渡しを行うときは、引渡場所、方法等について、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（要請手続）

第3条 甲が乙に車両の要請をするときは、車両提供要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、e-mail、ファックス等により車両の提供を要請し、後日、速やかに車両提供要請書を提出するものとする。

（提供および実績報告）

第4条 乙は、前条の規定により、車両の提供を実施し、および終了したときは、その都度、車両提供報告書・実績報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づく車両提供に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する甲が負担すべき車両提供の価格等は、乙が事前に提供する料金表に基づくものとする。

(貸与期間)

第6条 車両の貸与期間は、車両の引渡し日から起算して1か月程度とする。ただし、貸与期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(車両の返却)

第7条 貸与者が甲に貸与した車両の返却時期および返却場所については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害賠償等)

第8条 業務実施に伴い、甲および乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合または提供車両に損害が生じた場合は、甲および乙は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により、甲は乙に報告し、その措置については、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 乙は提供する車両にあらかじめ対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険及び車両保険を付保するものとする。乙が加入する自動車保険の補償内容は以下の通りとし、甲は事故発生の際は速やかに乙の所管部署及び提供店舗へ連絡するものとする。

(1) 対人賠償保険 1名につき無制限(自賠責含む)

(2) 対物賠償保険 1事故につき無制限(免責5万)

(3) 人身傷害保険 1名につき3,000万

(4) 車 両 保 険 時価額(免責5万。ただしバスは免責10万)

(連絡責任者)

第9条 甲および乙は、連絡責任者を別途定めるものとする。ただし、連絡責任者等に変更が生じたときは、速やかに相手方へ報告するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日までに甲または乙から協定解除等の意思表示がない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間延長させるものとし、その後においても同様とする。

(取決めの見直し等)

第 11 条 甲および乙は、大規模災害時等における本協定の実行性の確保のため、年 1 回を目途とし、取り決め内容の見直しを図るものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関し疑義が生じた事項については、乙の貸渡約款に基づき、必要に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 6 月 1 5 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋 賀 県

知 事 三 日 月 大 造 印

乙 滋賀県草津市草津町 1862 番地 1

株式会社 トヨタレンタリース滋賀

代表取締役 岩 城 正 憲 印

様式第 1 号

年 月 日

車両提供要請書

株式会社 トヨタレンタリース滋賀 様

滋賀県知事

大規模災害時等における車両提供に関する協定書第 3 条の規定に基づき、車両提供を要請します。

要請日時	年 月 日		
要請理由			
要請車両の 車種・台数・期間	車種	台数	期間
			年 月 日 ~ 年 月 日迄
			年 月 日 ~ 年 月 日迄
			年 月 日 ~ 年 月 日迄
			年 月 日 ~ 年 月 日迄
			年 月 日 ~ 年 月 日迄
			年 月 日 ~ 年 月 日迄
			年 月 日 ~ 年 月 日迄
			年 月 日 ~ 年 月 日迄
			年 月 日 ~ 年 月 日迄
その他事項			
滋賀県担当連絡先	所 属		
	氏 名		
	e-mail		
	電 話		
	F A X		

様式第2号

年 月 日

車両提供報告書・実績報告書

滋賀県知事 様

株式会社 トヨタレンタリース滋賀

大規模災害時等における車両提供に関する協定書第4条の規定に基づき、車両提供の実施について報告します。

貸出車両の車種・登録番号・貸出期間・日数・走行Km

車種	登録番号	期間	日数	走行 Km
		年 月 日 ～ 年 月 日迄		
		年 月 日 ～ 年 月 日迄		
		年 月 日 ～ 年 月 日迄		
		年 月 日 ～ 年 月 日迄		
		年 月 日 ～ 年 月 日迄		
		年 月 日 ～ 年 月 日迄		
		年 月 日 ～ 年 月 日迄		
		年 月 日 ～ 年 月 日迄		
		年 月 日 ～ 年 月 日迄		
その他事項				
株式会社 トヨタレンタリース滋賀 担当連絡先	所 属			
	氏 名			
	e-mail			
	電 話			
	F A X			

災害時等における物資の輸送・荷役等に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）は、滋賀県域において大規模災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における物資の輸送・荷役等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等において、被災者に対して食料・生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者生活の安定を図ることを目的として、甲から乙に対して行う物資の輸送や荷役作業等の要請に関し、その手続等必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、物資の輸送や荷役作業等が必要であると認めるときは、乙に対して支援の協力を要請することができる。

（支援協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受け、これを受諾したときは、物資の輸送や荷役作業等について速やかに対応するよう努めるものとする。

2 前項の規定において、甲は、乙の会員運送事業者と取引先、委託先、加盟店等の関係者（以下、乙の会員事業者等という）との契約上の制限または業務上の制約等により乙の会員事業者等の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

3 甲は、乙および乙の会員事業者等による物資の輸送や荷役作業等が円滑に行われるよう、輸送ルート of 被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（支援協力の範囲）

第4条 甲が乙に協力を要請できる業務は、次のとおりとする。

- （1）物資等の輸送力の提供
- （2）荷役作業
- （3）物資の調達および供給
- （4）物資拠点の提供および運営

2 乙は、第1項の業務を円滑に実施するため、物資の輸送・荷役等に関する専門的な知識を有する者（以下「連絡調整員」という。）を県が指定する箇所に派遣する。

(要請の方法)

第5条 甲は、第2条の協力が必要であると判断したときは、乙に対しあらかじめ定める様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請するものとし、事後に要請様式を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲において、当該要請に基づく業務を行うものとする。

(業務報告)

第6条 乙は、業務終了後、あらかじめ甲が定める様式により、速やかに甲に業務内容を報告するものとする。

(事故等)

第7条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書にて報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

(情報の共有)

第8条 甲および乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するものとする。

(費用の負担)

第9条 本協定に基づき、乙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の支払)

第10条 乙は、第6条の規定による文書の提出後、甲の認定を受けて協力に要した経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

(損害補償)

第11条 本協定に基づく業務に従事した者の負傷、疾病、障害または死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、甲乙協議の上、決定する。

(第三者への損害賠償責任)

第 12 条 乙は、本協定に基づく業務中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の会員事業者等で協議の上、決定する。

3 乙および乙の会員事業者等が本協定に基づく業務の実施中に天災等自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(連絡体制等の確認)

第 13 条 甲および乙は、災害時等に本協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制等についてあらかじめ定めるものとする。

2 甲乙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとし、また年度始め等に年 1 回を目途に相互の連絡体制を確認するものとする。

(防災活動への協力)

第 14 条 乙は、平常時における甲の防災関連事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災訓練への参加協力
- (2) 甲が実施する防災啓発事業への協力
- (3) 甲が実施する関係団体間連携のための会議等への参加
- (4) その他、甲および乙が共同で実施する事業等への協力

2 上記協力の内容については別に定めるものとする。

(取決めの見直し等)

第 15 条 甲および乙は、災害時等における本協定の実行性の確保のため、年 1 回を目途とし、取り決め内容の見直しを図るものとする。

(疑義等の決定)

第 16 条 本協定について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(適用)

第 17 条 協定の有効期間は協定締結の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

以後、甲、乙のいずれかの申し出のない時は、本協定の有効期限を 1 年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年11月30日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県
滋賀県知事 三日月 大造

乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 鉄鋼ビル本館5階
一般社団法人AZ-COM 丸和・支援ネットワーク
理事長 和佐見 勝

マリーナ施設等の利用に関する災害時応援協定

滋賀県（以下「甲」という。）とヤンマーコーポレーション株式会社（以下「乙」という。）は、滋賀県域において大規模災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における乙が保有するマリーナ施設等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、琵琶湖を活用した速やかな輸送を行うことを目的として、甲から乙に対して行うマリーナ施設等の利用に係る要請に関し、その手続等必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、乙の所有するマリーナ施設等が必要であると認めるときは、乙に対して支援の協力を要請することができる。

（支援協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受け、これを受諾したときは、マリーナ施設等の提供について速やかに対応するよう努めるものとする。

（支援協力の範囲）

第4条 甲が乙に協力を要請できる内容は、次のとおりとする。

- （1）ヤンマーサンセットマリーナ（滋賀県守山市水保 1380 番地）の設備提供
- （2）同施設内における人員・物資輸送に係る事務への人的支援
- （3）保有する船舶の提供
- （4）その他、甲乙が協議の上定める事項

（要請の方法）

第5条 甲は、第2条の規定による協力が必要であると判断したときは、乙に対しあらかじめ定める様式（様式1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請するものとし、事後に要請様式を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲において、当該要請に基づく業務を行うものとし、報告書（様式2号）により支援可能な内容を報告するものとする。

（業務報告）

第6条 乙は、業務終了後、書面により、速やかに甲に業務内容を報告するものとする。

(事故等)

第7条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書にて報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

(情報の共有)

第8条 甲および乙は、この協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するものとする。

(費用の負担)

第9条 甲の要請に基づき乙が実施した支援に係る費用は無償とする。ただし、次に掲げる費用は甲が負担するものとする。

- (1) 提供中の船舶の燃料代等の業務に必要な費用
- (2) 返却時の原状回復に係る費用

(費用の支払)

第10条 乙は、第6条の規定による報告後、甲の認定を受けて第9条に定める経費を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

(損害補償)

第11条 この協定に基づく業務に従事した者の負傷、疾病、障害または死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによるもののほか、甲乙協議の上、決定する。

(第三者への損害賠償責任)

第12条 乙は、この協定に基づく業務中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

- 2 乙がこの協定に基づく業務の実施中に天災等自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(連絡体制の確認)

第13条 甲および乙は、災害時等にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制についてあらかじめ定めるものとする。

- 2 前項に定める連絡体制については、年度始め等、年1回を目途に相互に確認するものとし、変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(資料の提供)

第14条 乙は、第4条第3号の船舶について、毎年3月末時点の保有状況等に関する資料を、毎年4月末日までに甲に提出するものとする。

- 2 前項の保有状況に変更が生じたときは、乙はその都度甲に報告するものとする。

(防災活動への協力)

第15条 乙は、平常時における甲の防災関連事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災訓練への参加協力
- (2) 甲が実施する防災啓発事業への協力
- (3) その他、甲および乙が共同で実施する事業等への協力

- 2 前項各号の内容は別に定めるものとする。

(取決めの見直し等)

第16条 甲および乙は、災害時等におけるこの協定の実行性を確保するため、年1回を目途に、取り決め内容を見直すものとする。

(疑義等の決定)

第17条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲および乙は協議の上、別途定めるものとする。

(適用)

第18条 協定の有効期間は協定締結の日から令和7年3月31日までとする。
以後、甲、乙のいずれかの申し出のない時は、この協定の有効期限を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年10月23日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県

滋賀県知事 三日月 大造

乙 大阪府大阪市北区茶屋町1番32号
ヤンマーコーポレーション株式会社

専務取締役 柴田 研吾

【別紙】
マリーナ略図



(様式1号)第5条関係

年 月 日

災害時におけるマリナ施設等の利用に関する応援要請書

ヤンマーコーポレーション株式会社

滋賀県知事

マリナ施設等の利用に関する災害時応援協定第3条第2項の規定に基づき、次のとおり要請します。

要請元担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
口頭・電話等による要請日時	年 月 日 時 分
要請理由	
要請の種別	① ヤンマーサンセットマリーナの設備提供 ② 人員・物資輸送に係る事務への人的支援 ③ 保有する船舶の提供 ④ その他、甲乙が協議の上定める事項
要請の内容・規模	(協力を希望する内容、施設、人数、船舶数等を記載)
要請期間	年 月 日 ～ 年 月 日
その他必要な事項	

(様式 5 号)第 3 条関係

年 月 日

災害時におけるマリーナ施設等の利用に関する報告書

滋賀県知事

ヤンマーコーポレーション株式会社

マリーナ施設等の利用に関する災害時応援協定第 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
提供可能な支援の種別	① ヤンマーサンセットマリーナの設備提供 ② 人員・物資輸送に係る事務への人的支援 ③ 保有する船舶の提供 ④ その他、甲乙が協議の上定める事項
提供可能な支援と規模	 (支援の内容、施設、人数、船舶数等を記載)
支援可能な期間	年 月 日 ～ 年 月 日
他機関からの支援要請の有無	無 有 (要請元：) (要請内容：)
その他必要な事項	

災害救助法による救助等に関する委託契約書

最終改正 平成元年 8 月 9 日

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 32 条の規定に基づき、滋賀県知事（以下「甲」という。）の行うべき救助の一部を日本赤十字社滋賀県支部長（以下「乙」という。）に委託することについて次の契約を締結する。

（委託の範囲）

第 1 条 甲は乙に対して災害救助法による救助の程度、方法および期間（昭和 40 年滋賀県告示 251 号）に定めるもののうち、医療、助産および死体の処理に関する事項の実施について委託するものとする。

（救護の実施）

第 2 条 前条に掲げる救護実施については、必要に応じ乙は甲と協議の上行うものとする。

（経費の補償）

第 3 条 甲は第 1 条の規定により委託した事項を実施するため乙が支弁した費用に対し、その費用のための寄付金その他の収入を控除し、乙が實際上負担した額を補償するものとし、その範囲は次の各号の定めるところによる。

(1) 人 件 費

委託事項の実施に従事した救護員の旅費、役務提供の対価に相当する費用（日本赤十字社の有給職員を除く。）時間外手当および深夜手当として委託契約に定めた額とすること。

ただし、その定めのないときは、日本赤十字社旅費規則、同救護規則第 26 条の規定による費用弁償に関する規程、同時間外手当および深夜手当支給規程により、または準じて算定した額とすること。

(2) 救護所設置費

救護所設置のために使用した消耗器材費および建物等の借上料または損料の実費とすること。

(3) 救護諸費

ア 医療および助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具破損修理等の実費とすること。

イ 死体の洗浄、縫合、消毒等に要した費用として一体当たり 2,700 円以内の実費の額とすること。

(4) 輸送および人夫賃

医療、助産、死体の処理および救護所設置のために必要な輸送費および人夫賃についての当該地域における通常の実費とすること。

(5) その他の費用

前各号に該当しない費用であって、委託事項の実施のために使用した費用の実費とすること。

(6) 扶 助 金

委託事項の実施に従事した救護員（日本赤十字社の有給職員を除く。）が、業務上の理由により負傷し、疾病にかかりまたは死亡したとき、その者またはその者の遺族に対し、日本赤十字社法第 32 条の規定によって支給した扶助金の額とすること。

(7) 事 務 費

委託事項の実施のための事務処理に使用した文房具等の消耗品、通信費等の実費とすること。

（契約の変更）

第 4 条 この契約につき、変更の必要がある場合に、甲乙協議して行うものとする。

（契約の期間）

第 5 条 この契約の期間は契約の日から 1 年とする。ただし、双方に別段の意思表示のない限り、この契約は継続されるものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保持する。

昭和 54 年 4 月 1 日

甲 滋賀県知事

Ⓜ

乙 日本赤十字社滋賀県支部長

Ⓜ

災害時の医療救護活動に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（医療救護体制の整備）

第1条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町が行う医療救護について、地域医師会の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、地域医師会に対し、前項に定める市町の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、滋賀県地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施するうえで必要があると認めた場合は、乙に対して医療救護班の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、避難所または災害現場等の医療救護所等に派遣する。

（医療救護計画）

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動を円滑に実施するため、医療救護計画を策定し、これを甲に報告する。

2 前項の医療救護計画は、次に掲げる事項について定める。

- （1） 医療救護組織の編成
- （2） 医療救護組織の活動計画
- （3） 関係機関との通信連絡計画
- （4） 指揮命令系統
- （5） 医薬品および医療資機材の備蓄
- （6） 訓練計画
- （7） その他必要な事項

（医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、甲または市町が避難所または災害現場等に設置する医療救護所等において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1） 傷病者の傷病度の判定
- （2） 傷病者に対する応急処置
- （3） 傷病者の収容医療機関への搬送の要否および搬送優先順位の決定
- （4） 死亡の確認および死体検案の協力
- （5） その他医療救護に関すること

（医療救護班に対する指揮命令等）

第5条 乙が派遣する医療救護班に対する指揮命令および医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙が派遣する医療救護班の意見を尊重する。

（医療救護班の輸送）

第6条 乙が派遣する医療救護班は、乙が所有する緊急車両等により、自ら現地へ出動する。

なお、乙独自による現地への出動が困難である場合は、甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとる。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置をとる。

(医療費)

第8条 医療救護所において傷病者が受ける医療費は、無料とする。

2 傷病者が収容された医療機関における医療費は、原則として傷病者負担とする。

(訓練)

第9条 乙は、甲が実施する訓練に協力する。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に必要な次の費用は、甲が負担する。

- (1) 医療救護班の編成および派遣に必要な費用
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の医薬品等の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかりまたは死亡した場合の扶助金

(細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲および乙が協議して定める。

(協定の期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。

ただし、双方に別段意思表示のない限り、この協定は継続されるものとみなす。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、またはこの協定に定めのない事項に関し必要がある場合は、甲および乙が協議して決定するものとする。

(医療救護班の限界)

第14条 乙は、協定第2条の規定にかかわらず、災害が激甚であり、班員およびその周辺に危害またはそのおそれがある場合は、派遣の要請に応じないことができる。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ1通を所持するものとする。

平成19年3月6日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1-1
滋賀県
代表者 滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 滋賀県大津市におの浜四丁目4-1
社団法人 滋賀県医師会
代表者 会長 浅野 定弘

災害時の医療救護活動協定書実施細目

滋賀県（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県医師会（以下「乙」という。）は、平成19年3月6日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第11条に基づき双方協議の上、次の事項について合意する。

（医療救護班の派遣要請）

第1条 協定第2条第1項に規定する甲の乙に対する医療救護班の派遣要請は、甲の設置する滋賀県災害対策本部長から滋賀県医師会長に対して行うことを原則とする。

- 2 派遣要請は災害発生場所、日時および概要を明らかにした文書によって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。
- 3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は、医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護活動の報告）

第2条 乙は、協定第2条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各医療救護班ごとの「医療救護活動報告書」（第1号様式）、「医療救護班員名簿」（第2号様式）および「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、甲に報告する。

（事故報告）

第3条 乙は、協定書第2条の規定に基づく医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり、または死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により、速やかに甲に報告する。

（実費弁償の額等）

第4条 協定第10条第1項に規定する費用の額は、原則として「滋賀県災害救助法施行細則（昭和23年1月10日滋賀県規則第1号）」に定めるところによるものとする。

- 2 協定第10条第2項に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品に係る購入価格とする。
- 3 協定第10条第3項に規定する扶助金の支給については、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例（昭和38年3月25日滋賀県条例第10号）」に定めるところによるものとする。

（医療救護班にかかる実費弁償等の請求）

第5条 協定第10条第1項に規定する医療救護班にかかる費用については、乙が各医療救護班分を取りまとめ、「実費弁償請求書」（第5号様式）により甲に請求する。

- 2 協定第10条第3項に規定する扶助金については、「扶助金支給申請書」（第6号様式）により甲に請求する。

（支払い）

第6条 甲は、前条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに実費弁償等を乙に対して支払うものとする。

（医事紛争の処置）

第7条 医療救護班が医療救護所等において行った業務に関し、患者との間に医事紛争が生じた場合、甲は乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適切な措置を講じるものとする。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ1通を所持するものとする。

平成19年3月6日

- 甲 滋賀県大津市京町四丁目1-1
代表者 滋賀県知事 嘉田 由紀子
- 乙 滋賀県大津市におの浜四丁目4-1
社団法人 滋賀県医師会
代表者 会長 浅野 定弘

※ 滋賀県医師会のほか、滋賀県歯科医師会、滋賀県看護協会、滋賀県薬剤師会、滋賀県病院協会、県内災害拠点病院とそれぞれ協定を締結している。

災害時における医薬品等の供給に関する協定書

滋賀県知事 稲葉 稔（以下「甲」という。）と滋賀県医薬品卸協会長 川端 五兵衛（以下「乙」という。）との間に、災害発生に際し医薬品等の確保を図るため、次のとおり協定する。

（県の要請）

第1条 甲は、災害時における医薬品等の供給を図るため、必要があると認めたときまたは市町村より甲に対し供給の要請があったときは、乙に対し医薬品等の供給を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から要請を受けたときは、要請事項についてすみやかに措置するものとする。

（医薬品等の範囲）

第3条 供給する医薬品の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目および数量とする。

- （1） 医薬品
- （2） 衛生材料
- （3） その他甲が指定する品目

（供給要請の方法）

第4条 前条に掲げる医薬品等の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合は電話等によることができるものとする。

（緊急措置）

第5条 やむを得ない事情のため、前条による手続きがとれないときは、甲は直接乙の会員に対し供給要請することができるものとする。この場合甲はそれに伴う措置事項を、事後すみやかに乙に連絡するものとする。

（医薬品の引き取り）

第6条 医薬品等の引き取りの場所および配送の方法については、甲が指定するものとし、当該場所において甲または甲の指定する者が品目および数量を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（配送の緊急措置）

第7条 乙が配送のとき、一般車両の交通規制等の事情により困難な場合は、甲において必要な措置を講じるものとする。

（費用負担）

第8条 甲は、供給要請した医薬品等の代価については、病院等医療機関が支払うべき代価を除き、災害発生の直前における適正な価格で、供給業者に支払うものとする。

（協議事項）

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方が誠意ある協議を行うものとする。

(有効期限)

第 10 条 この協定の有効期限は、契約日からとし、甲乙いずれかの申し出がない場合は継続するものとする。

この協定を証するため本書を 2 通作成し、甲乙それぞれ 1 通を保有するものとする。なお、乙は乙の加入会員に周知するものとする。

平成 8 年 10 月 1 日

甲 大津市京町四丁目 1－1
滋賀県知事 稲 葉 稔

乙 近江八幡市中村町 2 0－1 1
株式会社協進近江八幡支店内
滋賀県医薬品卸協会長 川端 五兵衛

災害時における医療ガス等の供給に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と有限責任中間法人日本産業・医療ガス協会近畿地域本部滋賀県支部（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な医療ガス等の供給に関し次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、医療ガス等を調達する必要があると認めるときは、乙に加入する医療ガス販売業者（以下「会員販売業者」という。）の所有する医療ガス等の供給について、乙に対して協力を要請することができる。

- （1）滋賀県内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- （2）滋賀県以外の災害救助のため、国または関係都道府県知事から医療機器等の供給を要請されたとき。

（医療ガス等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する医療ガス等は、次に掲げるもののうち乙が保有する医療ガス等とする。

- （1）医療用酸素
- （2）その他甲が指定するもの

（要請の方法）

第3条 第1条に定める要請は、別紙1により行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭により要請することができる。

2 甲から乙への要請は、別紙2により行うものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙が第1条に定める要請を受けたときは、乙は、乙の会員販売業者の所有する医療ガス等を、甲に優先的に供給するよう積極的に努めるものとする。

（価格）

第5条 医療ガス等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、定めるものとする。

（引渡し）

第6条 医療ガス等の取引場所は、甲が指定するものとし、当該医療ガスの運搬は甲または乙の指定する者が行うものとする。

2 前項の場合において、甲は、甲が指定する取引場所に職員を派遣し、医療ガス等を確認した上で引き取るものとする。

（連絡責任者）

第7条 第1条に定める要請に関する連絡の責任者として、甲は 滋賀県健康福祉部 医務薬務課薬務室長を、乙は有限責任中間法人日本産業・医療ガス協会近畿地域本部滋賀県支部長をそれぞれ指定するものとする。

2 甲および乙は、それぞれの連絡の責任者との間で連絡がとれない場合に備え、あらかじめ他の連絡方法、連絡体制等について協議し、定めておくものとする。

(代金の支払い)

第8条 甲が引き取った医療ガス等の代金は、災害発生による混乱が沈静した後、速やかに支払うものとする。

(補償)

第9条 第1条に定める要請により輸送に従事した者が、その責に帰することができない事由により、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例（昭和38年3月25日滋賀県条例第10号）の規定により、甲が補償するものとする。

ただし、当該従事した者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(連絡員の派遣)

第10条 大規模な災害のため、電話等による通信が困難である場合等は、乙は、甲が設置する災害対策本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

(連絡会議の設置)

第11条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成21年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲または乙のいずれからも協定終了の意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成20年10月23日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1485
有限責任中間法人日本産業・医療ガス協会
近畿地域本部滋賀県支部
支部長 高橋 寛

別 紙 1

緊急用医療ガス等供給要請書

平成 年 月 日

有限責任中間法人日本産業・医療ガス協会
近畿地域本部滋賀県支部長 様

滋賀県知事 嘉 田 由紀子

「災害時における医療ガス等の供給に関する協定書」に基づき、下記のとおり医療ガス等の供給を要請します。

記

1 供給先

名 称			
所在地			
担当者		電 話	FAX

(注) 供給先の地図を添付すること。

2 必要な医療ガス等

品 目	規 格	数	備 考

災害時における医療機器等の供給に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と京都医療機器協会（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な医療機器等の供給に関し次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、医療機器等を調達する必要があると認めるときは、乙に加入する医療機器販売業者（以下「会員販売業者」という。）の所有する医療機器等の供給について、乙に対して協力を要請することができる。

- （1）滋賀県内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- （2）滋賀県以外の災害救助のため、国または関係都道府県知事から医療機器等の供給を要請されたとき。

（医療機器等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する医療機器等は、次に掲げるもののうち乙が保有する医療機器等とする。

- （1）医療機器
- （2）医療材料
- （3）衛生材料
- （4）その他甲が指定するもの

（要請の方法）

第3条 第1条に定める要請は、別紙1により行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭により要請することができる。

2 甲から乙への要請は、別紙2により行うものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙が第1条に定める要請を受けたときは、乙は、乙の会員販売業者の所有する医療機器等を、甲に優先的に供給するよう積極的に努めるものとする。

（価格）

第5条 医療機器等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、定めるものとする。

（引渡し）

第6条 医療機器等の取引場所は、甲が指定するものとし、当該医療機器の運搬は甲または乙の指定する者が行うものとする。

2 前項の場合において、甲は、甲が指定する取引場所に職員を派遣し、医療機器等を確認した上で引き取るものとする。

（連絡責任者）

第7条 第1条に定める要請に関する連絡の責任者として、甲は 滋賀県健康福祉部 医務薬務課薬務室長を、乙は京都医療機器協会長をそれぞれ指定するものとする。

2 甲および乙は、それぞれの連絡の責任者との間で連絡がとれない場合に備え、あらかじめ他の連絡方法、連絡体制等について協議し、定めておくものとする。

(代金の支払い)

第8条 甲が引き取った医療機器等の代金は、災害発生による混乱が沈静した後、速やかに支払うものとする。

(補償)

第9条 第1条に定める要請により輸送に従事した者が、その責に帰することができない事由により、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例（昭和38年3月25日滋賀県条例第10号）の規定により、甲が補償するものとする。

ただし、当該従事した者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(連絡員の派遣)

第10条 大規模な災害のため、電話等による通信が困難である場合等は、乙は、甲が設置する災害対策本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

(連絡会議の設置)

第11条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成21年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲または乙のいずれからも協定終了の意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成20年10月23日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 京都府京都市南区上鳥羽奈須野町1の1番地
京都医療機器協会
会長 佐野 康彦

別 紙 1

緊急用医療機器等供給要請書

平成 年 月 日

京都医療機器協会長 様

滋賀県知事 嘉 田 由紀子

「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、下記のとおり医療機器等の供給を要請します。

記

1 供給先

名 称			
所在地			
担当者		電 話	FAX

(注) 供給先の地図を添付すること。

2 必要な医療機器等

品 目	規 格	数	備 考

災害時における社団法人滋賀県柔道整復師会の協力に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県柔道整復師会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時において、市町からの要請に基づき乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙が行う協力の内容は、次の範囲（以下「業務」という。）のものとする。

- （1）負傷者に対する応急手当（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）の実施
- （2）負傷者に対する応急手当に必要な衛生材料の提供

（業務の提供者）

第3条 業務の提供者は、柔道整復師法に定める柔道整復師免許を有する者で、乙の会員とする。

（業務の提供を受けることができる者）

第4条 業務の提供を受けることができる者は、第2条に定める応急手当が必要であると認められる場合に限る。

（連絡体制）

第5条 甲および乙は、協力に関する連絡責任者をそれぞれ指定し、連絡責任者届（別記様式1）により相互に報告するものとする。

（要請の方法）

第6条 第1条に定める要請は、業務提供要請書（別記様式2）により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭により要請することができる。

（業務の提供および報告）

第7条 乙は、甲から前条に定める要請があったときは、可能な限り避難所等へ組合員を派遣するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、業務提供報告書（別記様式3）により甲に報告するものとする。

(支援の経費)

第8条 乙の業務の提供に係る経費は、原則として乙が負担するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項および疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

付 則

- 1 この協定の有効期間は、協定の日から平成24年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了する日の1か月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以降同様とする。
- 2 この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年11月30日

甲 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県
知 事 嘉田 由紀子

乙 大津市相模町2番地37号
社団法人滋賀県柔道整復師会
会 長 前田 敏一

様式1（第5条関係）

連 絡 責 任 者 届

【滋賀県】

	連 絡 責 任 者	連 絡 員
役職・氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX 番号		

【社団法人滋賀県柔道整復師会】

	連 絡 責 任 者	連 絡 員
役職・氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX 番号		

様式2（第6条関係）

滋 医 薬 第 号
平成 年（西暦年） 月 日

社団法人滋賀県柔道整復師会
会 長 様

滋 賀 県 知 事

業 務 提 供 要 請 書（第 報）

災害時における社団法人滋賀県柔道整復師会の協力に関する協定第6条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	職名： 氏名： 連絡先電話番号：
実 施 日 時	平成 年 月 日（ ） 時 分 から 時 分 まで
実 施 場 所	
備 考	

様式3（第7条関係）

第 号
年 月 日

滋賀県知事

社団法人滋賀県柔道整復師会
会 長



業 務 提 供 報 告 書

協力要請のあった業務に係る実績について、災害時における社団法人滋賀県柔道整復師会の協力に関する協定第7条の規定により、次のとおり報告します。

要請依頼書番号および 日時	年 月 日付け 第 号 (第 報)
実 施 日 時	平成 年 月 日 () 時 分 から 時 分 まで
実 施 場 所	
業務の提供を受けた人数	人
実施業務内容	
業務従事者名	
報 告 担 当 者	氏名： 連絡先電話番号：

災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と近畿臨床検査薬卸連合会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、医療救護活動に必要な臨床検査薬等を確保し、迅速かつ円滑に被災地へ供給するため、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時に医療救護活動を実施する上で必要と認めたときは、乙に対し、臨床検査薬等の供給を要請することができるものとする。

2 甲は、乙に臨床検査薬等の供給を要請するときは、災害時臨床検査薬等供給要請書（別記様式1）により行うものとする。ただし、急を要するときは、口頭または電話等で要請することができるものとする。

（臨床検査薬等の範囲）

第2条 臨床検査薬等は、災害時における医療救護活動に必要な臨床検査薬および臨床検査に必要とされる衛生材料とし、乙において措置可能な品目および数量とする。

（協力）

第3条 乙は、第1条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに臨床検査薬等の優先供給に対する協力に最大限努めるものとする。ただし、輸送手段が確保できないなどのやむを得ない事情により甲の要請を受け入れられないときは、速やかに甲に連絡するものとする。

2 乙は、要請事項に対する供給業務が完了したときは、臨床検査薬等供給状況報告書（別記様式2）により甲に報告するものとする。

（緊急措置）

第4条 やむを得ない事情のため、第1条による手続きがとれないときは、甲は直接乙の会員に対し要請をすることができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置事項を、事後すみやかに乙に連絡するものとする。

（臨床検査薬等の引渡し）

第5条 臨床検査薬等の引渡し場所および供給の方法は甲が指定するものとし、当該場所において、甲または甲が指定する者が品目および数量を確認のうえ、これを引き取るものとする。

(搬送に係る措置)

第6条 臨床検査薬等の搬送について、一般車両の交通規制等の事情によりその供給が困難な場合には、甲は乙の搬送経路の確保等必要な措置を講じるものとする。

(臨床検査薬等の供給体制)

第7条 乙は、甲から臨床検査薬等の供給の要請がある場合に備え、供給先へ迅速に供給できる体制整備を図るよう努めるものとする。

(臨床検査薬等の保有状況の報告)

第8条 甲は、必要と認めたときは、乙に対し、臨床検査薬等の保有状況について、報告を求めることができる。

(費用の負担)

第9条 甲の要請に基づき、乙が供給した臨床検査薬等の費用は、病院等医療機関が支払うべき費用を除き、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、災害発生直前における通常の単価により算出した額を基準として、甲および乙が協議のうえ定める。

(情報の収集および提供)

第10条 甲および乙は、災害時において、被災地の状況および被災者の救護状況ならびに救護所および医療機関等の臨床検査薬等に関するニーズの収集に努め、情報交換を行うものとする。

2 甲および乙は、平常時から相互の連絡体制および臨床検査薬等の供給体制について、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(補償)

第11条 甲の要請により、この協定に基づく臨床検査薬等の供給に係る業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例（昭和38年滋賀県条例第10号）」の規定により、甲が補償するものとする。ただし、当該従事した者が同条例以外の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(連絡責任者)

第12条 第1条の規定による要請に関する事項の伝達および連絡責任者として、甲においては滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課長を、乙においては近畿臨床検査薬卸連合会会長をそれぞれ指定するものとする。

(連絡員の派遣)

第13条 大規模な災害のため、電話等による通信が困難である場合等は、乙は甲が設置する災害対策本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

(協議事項)

第14条 この協定に定めのない事項および疑義が生じたときは、その都度、甲および乙が協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定の締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙いずれからも書面で何らかの申し出がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間この協定は延長されるものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年5月21日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大 造

乙 京都府宇治市槇島町落合121-2

近畿臨床検査薬卸連合会

会 長 湊 和 之

様式 1 （第 1 条関係）

平成 年 月 日

近畿臨床検査薬卸連合会
会長 様

滋賀県知事

災害時臨床検査薬等供給要請書

災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定第 1 条の規定に基づき、次のとおり供給を要請します。

臨床検査薬等品名	規 格	数 量	供 給 先 (引渡し場所)

様式 2－1（第 3 条第 2 項関係）

平成 年 月 日

滋賀県知事

様

近畿臨床検査薬卸連合会
会長

臨床検査薬等供給状況報告書

臨床検査薬を別紙のとおり供給しましたので、災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定第 3 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

様式 2 - 2 (第 3 条第 2 項関係)

臨床検査薬等供給状況報告書

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

平成 年 月 日に要請のあった臨床検査薬等を下記のとおり供給したので報告します。

記

年月日	臨床検査薬等品名	規 格	数 量	供 給 先 (引渡し場所)

原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「府県」という。）並びに関西広域連合（以下「広域連合」という。）と、福井県診療放射線技師会、三重県診療放射線技師会、滋賀県放射線技師会、京都府放射線技師会、大阪府放射線技師会、兵庫県放射線技師会、奈良県放射線技師会、和歌山県放射線技師会、鳥取県診療放射線技師会及び徳島県診療放射線技師会（以下「府県放射線技師会」という。）並びに日本診療放射線技師会は、原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する相互の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、府県、広域連合、府県放射線技師会及び日本診療放射線技師会が相互に協力して、原子力災害時の汚染スクリーニング等を円滑に実施することにより、住民等の放射線被ばくを防止し、住民等の安全を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 府県は、原子力災害時において、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、府県放射線技師会に対し協力を要請するものとし、府県放射線技師会は、可能な限りこの要請に応じる。

2 前項の規定による要請は、文書により業務の内容及び期間等を指定して行う。ただし、その暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付する。

3 府県は、原子力災害時において、府県放射線技師会に対し協力を要請したときは、本協定に基づくものか否かに関わらず、広域連合に対しその旨を報告する。

4 府県は、他の府県の放射線技師会に対し協力を要請する必要があるときは、広域連合に対し他の府県との調整を要請することができる。

5 広域連合は、前項の要請を受けたときは、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、被応援府県及び応援府県に通知するとともに、日本診療放射線技師会に府県放射線技師会に対する支援及び府県放射線技師会間の調整を要請する。なお、広域連合が行う他の府県との調整は、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第2条に基づく協議を踏まえて行う。

6 応援府県は、前項の通知を受けたときは、当該府県の放射線技師会に対し協力を要請する。

7 第1項後段及び第2項の規定は、前項の場合及び第5項により日本診療放射線技師会に要請する場合に準用する。

(業務内容)

第3条 この協定により府県が府県放射線技師会に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 住民等の汚染スクリーニング及び除染業務の指導並びに実施
- (2) 放射線に関する専門的見地からの助言
- (3) 医療現場における患者及び医療従事者の放射線被ばくの防止に関する業務
- (4) その他住民等の放射線被ばくの防止に関する業務

(協力事項)

第4条 府県、広域連合、府県放射線技師会及び日本診療放射線技師会は、前条の業務を円滑に実施するため、連絡担当者を定め、平時より相互に情報の共有に努めるとともに、次の事項について相互に協力して実施するよう努める。

- (1) 原子力災害時の汚染スクリーニング及び除染に備えた人材育成
- (2) 住民等に対する放射線被ばくに関する知識の普及
- (3) その他協定の目的の実現に資すること

(費用負担)

第5条 第2条の規定により、府県放射線技師会が実施した業務に要した費用は、要請を行った府県（以下、「要請府県」という。）が負担する。

- 2 前項の費用は、当該業務を行うために要する通常の実費とし、要請府県と府県放射線技師会が協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第6条 府県放射線技師会は、業務の終了後、当該業務に要した前項の費用について要請府県に請求する。

- 2 要請府県は、前項の請求があったときは、内容を確認し、当該府県の規定により、その費用を府県放射線技師会に支払う。

(従事者の災害補償)

第7条 この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した府県放射線技師会の会員が、負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、府県は、次に掲げる場合を除き、当該府県の規定に準じて、その損害を補償する。

- (1) 当該損害が業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、府県放射線技師会及びその会員が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(支援体制の整備)

第8条 府県放射線技師会は、原子力災害時における広域的な連携を確保するため、広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努める。

(協力会員名簿の提出)

第9条 府県放射線技師会は、その会員の名簿と所有する機材の一覧を毎年度1回、府県及び広域連合に提出する。

(個別協定との関係)

第10条 この協定は、府県が放射線被ばくの防止に関して、府県放射線技師会及び日本診療放射線技師会と個別に締結している協定(この協定の適用日以降に締結するものを含む)の効力を妨げるものではない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、府県、広域連合、府県放射線技師会及び日本診療放射線技師会のいずれからも改廃の申し出がない場合は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、その都度、府県、広域連合、府県放射線技師会及び日本診療放射線技師会が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年 8月17日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 三 日 月 大 造

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥取県

鳥取県知事 平 井 伸 治

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

公益社団法人福井県診療放射線技師会

会長 福 島 哲 弥

一般社団法人三重県診療放射線技師会

会長 山 田 隆 憲

公益社団法人滋賀県放射線技師会

会長 松 井 久 男

公益社団法人京都府放射線技師会

会長 轟 英 彦

公益社団法人大阪府放射線技師会

会長 牧 島 展 海

公益社団法人兵庫県放射線技師会

会長 清 水 操

公益社団法人奈良県放射線技師会

会長 高 嶋 敏 光

一般社団法人和歌山県放射線技師会

会長 川 合 久 之

一般社団法人鳥取県診療放射線技師会

会長 大 久 保 誠

一般社団法人徳島県診療放射線技師会

会長 藤 原 良 介

公益社団法人日本診療放射線技師会

会長 中 澤 靖 夫

災害時における高齢者福祉施設等への支援に関する基本協定

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県老人福祉施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害時において相互に協力し、被災した高齢者福祉施設の利用者や避難所で避難生活をする高齢者等の生活環境の確保および施設の安定的な運営を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが相互に協力して、被災した高齢者福祉施設（以下「被災施設」という。）の利用者や避難所で避難生活をする高齢者等の生活環境の確保および施設の安定的な運営を図ることを目的とする。

（情報の収集、交換等）

第2条 甲と乙は、災害時における被害状況等の情報について、積極的に収集に努めるとともに、速やかに情報の交換を行い、被災施設および被災施設利用者または被災地域の在宅要介護者等の受入施設への応援、協力（以下「応援等」という。）の対応等について協議するものとする。

（協定事項）

第3条 乙は、甲から要請を受けた場合または被災施設等への応援等の対応が必要であると認めた場合は、速やかに次の各号に掲げる事項について応援等するものとする。

- （1）被災施設利用者または被災地域の在宅要介護者等の一時的受入れのための施設の提供
- （2）被災施設や避難所等への食料、飲料水等の生活必需品、衣服、おむつ等の生活用品、ベッド、車いす等の備品などの供給
- （3）被災施設や避難所等への介護職員等の必要な職員の派遣
- （4）被災施設等の応急復旧等に必要な資機材の提供
- （5）高齢者の避難に必要な車両の提供と移送の協力
- （6）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（受入者数の決定）

第4条 前条第1号に規定する一時的受入れに当たっては、受入施設が過大な負担とならないために、施設規模に応じた受入者数となるよう配慮することとし、甲乙協議の上、受入者数を決定するものとする。

（要請の手続）

第5条 甲は、乙に対して応援等を要請する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにしてファクシミリまたは電話等により速やかに行うものとする。

- (1) 被災施設や避難所等の概要および被害等の状況
- (2) 応援等の種類
- (3) 応援等の具体的な内容および必要量
- (4) 応援等を希望する期間
- (5) 被災施設や避難所等への経路
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に必要な事項

(終了報告)

第6条 乙は、この協定に基づく応援等を終了したときは、甲に対し、文書により報告するものとする。

(費用負担)

第7条 この協定に基づく応援等に係る費用の負担については、甲と乙が協議の上、別途定めるものとする。

(訓練への参加)

第8条 乙は、甲との連携を円滑にするため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

(情報の交換)

第9条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から情報の交換を行うものとする。

(窓口の設置)

第10条 甲および乙は、本協定に定める連携および協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携および協力に関する事項の推進を図るものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間の満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからこの協定を更新しない旨の書面による通知がないときは、この協定の有効期間は1年間延長されるものとし、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 2 7 年 3 月 2 7 日

甲 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県知事

乙 草津市笠山七丁目 8 番 1 3 8 号

滋賀県老人福祉施設協議会

会 長



災害時におけるはり師およびきゅう師の業務の提供に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県鍼灸師会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における業務の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 災害時に開設された避難所における県民または滞在者（以下「住民」という。）の避難所生活が長期に渡ると予見された場合において、乙が業務を提供するにあたり必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難所生活における精神的負担軽減を図ることを目的とする。

（業務の内容）

第2条 乙が実施する業務の内容は、次の範囲のものとする。

- （1）避難所におけるはりおよびきゅうの施術
- （2）前号の施術に必要とされる衛生材料の提供

（業務の提供者）

第3条 業務の提供者は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）の規定に基づくはり師またはきゅう師の免許を有する者で、乙の会員または乙の会員が開設する施術所の従事者とする。

（業務の提供を受けることができる者）

第4条 業務の提供を受けることができる者は、避難所の住民とする。

（連絡体制）

第5条 甲および乙は、業務の提供に関する連絡責任者をそれぞれ指定し、連絡責任者届（別記様式1）により相互に報告するものとする。

（要請）

第6条 甲は、避難所において業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対して業務の提供を要請することができるものとする。

(要請の方法)

第7条 前条に定める要請は、業務提供要請書（別記様式2）により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭により要請することができる。

(業務の提供および報告)

第8条 乙は、甲から前条に定める要請があったときには、可能な限り人員等を調整して、はり師およびきゅう師を避難所に派遣するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、業務提供報告書（別記様式3）により甲に報告するものとする。

(支援の経費)

第9条 乙の業務の提供に係る経費については、原則として乙が負担することとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項および疑義が生じたときは、その都度、甲および乙が協議して決定するものとする。

付 則

1 この協定の有効期間は、協定の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期日の1か月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以降同様とする。

2 この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年12月1日

甲 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県

知事 三日月 大造



乙 東近江市栄町2番22号

一般社団法人滋賀県鍼灸師会

会長 飯塚 季也





災害時におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師およびきゅう師の
業務の提供に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県鍼灸マッサージ師会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における業務の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 災害時に開設された避難所における県民または滞在者（以下「住民」という。）の避難所生活が長期に渡ると予見された場合において、乙が業務を提供するにあたり必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難所生活における精神的負担軽減を図ることを目的とする。

（業務の内容）

第2条 乙が実施する業務の内容は、次の範囲のものとする。

- （1）避難所におけるあん摩、マッサージおよび指圧、はりならびにきゅうの施術
- （2）前号の施術に必要とされる衛生材料の提供

（業務の提供者）

第3条 業務の提供者は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）の規定に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師の免許を有する者で、乙の会員または乙の会員が開設する施術所の従事者とする。

（業務の提供を受けることができる者）

第4条 業務の提供を受けることができる者は、避難所の住民とする。

（連絡体制）

第5条 甲および乙は、業務の提供に関する連絡責任者をそれぞれ指定し、連絡責任者届（別記様式1）により相互に報告するものとする。

（要請）

第6条 甲は、避難所において業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対して業務の提供を要請することができるものとする。

(要請の方法)

第7条 前条に定める要請は、業務提供要請書（別記様式2）により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭により要請することができる。

(業務の提供および報告)

第8条 乙は、甲から前条に定める要請があったときには、可能な限り人員等を調整して、あん摩マッサージ指圧師、はり師およびきゅう師を避難所に派遣するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、業務提供報告書（別記様式3）により甲に報告するものとする。

(支援の経費)

第9条 乙の業務の提供に係る経費については、原則として乙が負担することとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項および疑義が生じたときは、その都度、甲および乙が協議して決定するものとする。

付 則

1 この協定の有効期間は、協定の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期日の1か月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以降同様とする。

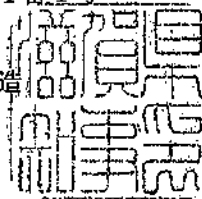
2 この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年12月1日

甲 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県

知事 三日月 大造



乙 大津市本丸町6番28号

一般社団法人滋賀県鍼灸マッサージ師会

会長 岳 東弘



大規模災害時の福祉避難所等における人的支援に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県介護福祉士会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時の福祉避難所等における人的支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、大規模な災害の発生により滋賀県内に福祉避難所等が設置された場合において、甲の依頼に基づき、乙が避難者等の介護支援等をするために、乙の会員を福祉避難所等に派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める風水害や地震等をいう。

2 この協定における支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉避難所等における生活において何らかの特別の配慮を必要とする者をいう。

（支援依頼）

第3条 甲は、災害時において、前条対象者に対する支援が必要と認めた場合、乙に対して、甲が指定する福祉避難所等での支援を依頼するものとする。

2 前項の依頼は、甲が乙に対し、文書または口頭（電話連絡含む）で行うものとする。

3 乙は、甲からの依頼に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（支援内容）

第4条 この協定における支援内容は以下のとおりとする。

（1）福祉避難所等での対象者の介護支援

（2）対象者の家族等に対するアドバイス

（支援期間等）

第5条 支援の期間は、甲の依頼時から、該当福祉避難所等の開設期間中とし、派遣する人数・時間帯については、甲乙が協議し決定する。

（個人情報の保護）

第6条 乙および支援者は、本協定による支援活動を実施するにあたって、知り得た対象者とその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては滋賀県災害対策本部における健康医療福祉部長、乙においては滋賀県介護福祉士会事務局長とする。

（有効期間）

第8条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から、当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定書に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年6月30日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 滋賀県草津市駒井沢町302番地
一般社団法人 滋賀県介護福祉士会
会長 村田 美穂子

大規模災害時の福祉避難所等における人的支援に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と公益社団法人滋賀県社会福祉士会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時の福祉避難所等における人的支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、大規模な災害の発生により滋賀県内に福祉避難所等が設置された場合において、甲の依頼に基づき、乙が避難者等の生活相談等をするために、乙の会員を福祉避難所等に派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める風水害や地震等をいう。

2 この協定における支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉避難所等における生活において何らかの特別の配慮を必要とする者をいう。

（支援依頼）

第3条 甲は、災害時において、前条対象者に対する支援が必要と認めた場合、乙に対して、甲が指定する福祉避難所等での支援を依頼するものとする。

2 前項の依頼は、甲が乙に対し、文書または口頭（電話連絡含む）で行うものとする。

3 乙は、甲からの依頼に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（支援内容）

第4条 この協定における支援内容は以下のとおりとする。

（1）福祉避難所等での対象者の生活相談および生活支援

（2）対象者の家族等に対するアドバイス

（支援期間等）

第5条 支援の期間は、甲の依頼時から、該当福祉避難所等の開設期間中とし、派遣する人数・時間帯については、甲乙が協議し決定する。

（個人情報の保護）

第6条 乙および支援者（乙の派遣した会員）は、本協定による支援活動を実施するにあたって、知り得た対象者とその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては滋賀県災害対策本部における健康福祉部長、乙においては滋賀県社会福祉士会副会長とする。

（有効期間）

第8条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から、当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

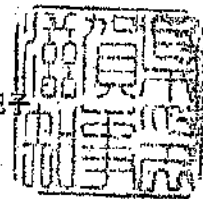
第9条 この協定書に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年3月28日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

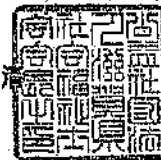
滋賀県知事 嘉田 由紀子



乙 滋賀県野洲市富波乙681番55号

公益社団法人 滋賀県社会福祉士会

会長 澤 和清



滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）、および一般社団法人滋賀県保育協議会（以下「乙」という。）は、滋賀県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項の規定に基づき、災害発生時の滋賀県災害派遣福祉チーム（以下「しが DWAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生直後から生じる福祉的課題にいち早く介入することにより、状態の重度化・災害関連死など二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう必要な支援を行うため、福祉専門職等で編成されるしが DWAT を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として締結する。

（活動内容）

第2条 しが DWAT の活動は、要綱第7条各号に定める通りとする。

（チーム員の登録）

第3条 乙は、自らの団体に加入する施設等の長および職員のうち、しが DWAT の構成員（以下「チーム員」という。）として参加が可能なものについて、甲に推薦する。

2 甲は、前項の推薦があった者のうち所定の研修を修了した者をチーム員として登録する。

（チームの編成、派遣）

第4条 甲は、要綱第5条に定める派遣基準に該当するときは、乙に対しチーム員の派遣を依頼する。

2 乙は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対し速やかに派遣の可否を報告する。

3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を決定し、乙およびチーム員に通知するとともに、しが DWAT を派遣する。

（費用負担）

第5条 しが DWAT の運営および活動等に関する費用負担については、要綱第10条に定めるもののほか、第1条の趣旨を踏まえ、甲および乙が協議の上、決定する。

（費用負担）

第6条 災害救助費の支弁対象となるしが DWAT の派遣に係る費用は、チーム員の所属する施設等の長からの請求により甲が支払う。

（情報の交換、研修および訓練）

第7条 甲および乙は、この協定後速やかに連絡責任者を定め、相手方に報告するものとする。

2 甲および乙は、災害時等においてしが DWAT が円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行う。

3 乙は、自らの団体に加入する施設等の長および職員をしが DWAT の活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修および訓練等に参加させるよう努めるものとする。

（秘密保持および専門性の尊重）

第 8 条 甲、乙および乙の所属会員は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

2 しが DWAT に参加する各チーム員は、それぞれの持つ職域の専門性、職業倫理および勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲および乙のいずれからも申し出がないときは、その後 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲および乙それぞれが記名押印のうえ、各 1 通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定内容について周知するものとする。

令和 2 年 2 月 6 日

甲

大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県知事 三日月 大造

乙

大津市京町四丁目 3 番 2 8 号

一般社団法人滋賀県保育協議会

会 長 中 西 健

滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）、および滋賀県介護サービス事業者協議会連合会（以下「乙」という。）は、滋賀県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項の規定に基づき、災害発生時の滋賀県災害派遣福祉チーム（以下「しが DWAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生直後から生じる福祉的課題にいち早く介入することにより、状態の重度化・災害関連死など二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう必要な支援を行うため、福祉専門職等で編成されるしが DWAT を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として締結する。

（活動内容）

第2条 しが DWAT の活動は、要綱第7条各号に定める通りとする。

（チーム員の登録）

第3条 乙は、自らの団体に加入する施設等の長および職員のうち、しが DWAT の構成員（以下「チーム員」という。）として参加が可能なものについて、甲に推薦する。

2 甲は、前項の推薦があった者のうち所定の研修を修了した者をチーム員として登録する。

（チームの編成、派遣）

第4条 甲は、要綱第5条に定める派遣基準に該当するときは、乙に対しチーム員の派遣を依頼する。

2 乙は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対し速やかに派遣の可否を報告する。

3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を決定し、乙およびチーム員に通知するとともに、しが DWAT を派遣する。

（費用負担）

第5条 しが DWAT の運営および活動等に関する費用負担については、要綱第10条に定めるもののほか、第1条の趣旨を踏まえ、甲および乙が協議の上、決定する。

（費用負担）

第6条 災害救助費の支弁対象となるしが DWAT の派遣に係る費用は、チーム員の所属する施設等の長からの請求により甲が支払う。

（情報の交換、研修および訓練）

第7条 甲および乙は、この協定後速やかに連絡責任者を定め、相手方に報告するものとする。

2 甲および乙は、災害時等においてしが DWAT が円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行う。

3 乙は、自らの団体に加入する施設等の長および職員をしが DWAT の活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修および訓練等に参加させるよう努めるものとする。

（秘密保持および専門性の尊重）

第 8 条 甲、乙および乙の所属会員は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

2 しが DWAT に参加する各チーム員は、それぞれの持つ職域の専門性、職業倫理および勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲および乙のいずれからも申し出がないときは、その後 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲および乙それぞれが記名押印のうえ、各 1 通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定内容について周知するものとする。

令和 2 年 2 月 6 日

甲

大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県知事 三日月 大造

乙

草津市笠山七丁目 8 番 138 号

滋賀県介護サービス事業者協議会連合会

会 長 西 村 武 博

滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）、および滋賀県児童成人福祉施設協議会（以下「乙」という。）は、滋賀県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項の規定に基づき、災害発生時の滋賀県災害派遣福祉チーム（以下「しが DWAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生直後から生じる福祉的課題にいち早く介入することにより、状態の重度化・災害関連死など二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう必要な支援を行うため、福祉専門職等で編成されるしが DWAT を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として締結する。

（活動内容）

第2条 しが DWAT の活動は、要綱第7条各号に定める通りとする。

（チーム員の登録）

第3条 乙は、自らの団体に加入する施設等の長および職員のうち、しが DWAT の構成員（以下「チーム員」という。）として参加が可能なものについて、甲に推薦する。

2 甲は、前項の推薦があった者のうち所定の研修を修了した者をチーム員として登録する。

（チームの編成、派遣）

第4条 甲は、要綱第5条に定める派遣基準に該当するときは、乙に対しチーム員の派遣を依頼する。

2 乙は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対し速やかに派遣の可否を報告する。

3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を決定し、乙およびチーム員に通知するとともに、しが DWAT を派遣する。

（費用負担）

第5条 しが DWAT の運営および活動等に関する費用負担については、要綱第10条に定めるもののほか、第1条の趣旨を踏まえ、甲および乙が協議の上、決定する。

（費用負担）

第6条 災害救助費の支弁対象となるしが DWAT の派遣に係る費用は、チーム員の所属する施設等の長からの請求により甲が支払う。

（情報の交換、研修および訓練）

第7条 甲および乙は、この協定後速やかに連絡責任者を定め、相手方に報告するものとする。

2 甲および乙は、災害時等においてしが DWAT が円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行う。

3 乙は、自らの団体に加入する施設等の長および職員をしが DWAT の活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修および訓練等に参加させるよう努めるものとする。

（秘密保持および専門性の尊重）

第 8 条 甲、乙および乙の所属会員は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

2 しが DWAT に参加する各チーム員は、それぞれの持つ職域の専門性、職業倫理および勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲および乙のいずれからも申し出がないときは、その後 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲および乙それぞれが記名押印のうえ、各 1 通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定内容について周知するものとする。

令和 2 年 2 月 6 日

甲

大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県知事 三日月 大造

乙

草津市笠山七丁目 8 番 138 号

滋賀県児童成人福祉施設協議会

会 長 山之内 洋

滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）、および滋賀県老人福祉施設協議会（以下「乙」という。）は、滋賀県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項の規定に基づき、災害発生時の滋賀県災害派遣福祉チーム（以下「しが DWAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生直後から生じる福祉的課題にいち早く介入することにより、状態の重度化・災害関連死など二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう必要な支援を行うため、福祉専門職等で編成されるしが DWAT を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として締結する。

（活動内容）

第2条 しが DWAT の活動は、要綱第7条各号に定める通りとする。

（チーム員の登録）

第3条 乙は、自らの団体に加入する施設の長および職員のうち、しが DWAT の構成員（以下「チーム員」という。）として参加が可能なものについて、甲に推薦する。

2 甲は、前項の推薦があった者のうち所定の研修を修了した者をチーム員として登録する。

（チームの編成、派遣）

第4条 甲は、要綱第5条に定める派遣基準に該当するときは、乙に対しチーム員の派遣を依頼する。

2 乙は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対し速やかに派遣の可否を報告する。

3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を決定し、乙およびチーム員に通知するとともに、しが DWAT を派遣する。

（費用負担）

第5条 しが DWAT の運営および活動等に関する費用負担については、要綱第10条に定めるもののほか、第1条の趣旨を踏まえ、甲および乙が協議の上、決定する。

（費用負担）

第6条 災害救助費の支弁対象となるしが DWAT の派遣に係る費用は、チーム員の所属する施設の長からの請求により甲が支払う。

（情報の交換、研修および訓練）

第7条 甲および乙は、この協定後速やかに連絡責任者を定め、相手方に報告するものとする。

2 甲および乙は、災害時等においてしが DWAT が円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行う。

3 乙は、自らの団体に加入する施設の長および職員をしが DWAT の活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修および訓練等に参加させるよう努めるものとする。

（秘密保持および専門性の尊重）

第 8 条 甲、乙および乙の所属会員は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

2 しが DWAT に参加する各チーム員は、それぞれの持つ職域の専門性、職業倫理および勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲および乙のいずれからも申し出がないときは、その後 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲および乙それぞれが記名押印のうえ、各 1 通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定内容について周知するものとする。

令和 2 年 3 月 31 日

甲

大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県知事 三日月 大造

乙

東近江市五個荘山本町 4 6 6

社会福祉法人六心会内

滋賀県老人福祉施設協議会

会 長 藤 居 眞

滋賀県災害派遣福祉チームの派遣調整に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、第2条第2項の規定に基づき、災害発生時の滋賀県災害派遣福祉チーム（以下「しが DWAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生直後から生じる福祉的課題にいち早く介入することにより、状態の重度化・災害関連死など二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう必要な支援を行うため、福祉専門職等で編成されるしが DWAT を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として締結する。

（活動内容）

第2条 しが DWAT の活動は、要綱第7条各号に定めるとおりとする。

（しが DWAT に係るチーム員の登録）

第3条 乙は、甲と協定を締結した団体（以下「協定締結団体」という。）の長から甲に対し推薦があった者に対し、しが DWAT の活動に必要な知識の習得を図るための研修を実施するとともに、当該研修を修了したものを、しが DWAT 登録員として登録する。

（研修および訓練の実施）

第4条 乙は、しが DWAT 登録員、協定締結団体に所属する施設の長および職員に対し、しが DWAT の活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修および訓練等を実施する。

2 乙は、しが DWAT 登録員の参加するしが DWAT の活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修および訓練等にかかる傷害保険に加入する。

（ネットワーク本部）

第5条 甲は、要綱第5条に定める派遣基準に該当するときは、災害福祉支援ネットワーク本部（以下「ネットワーク本部」という。）を危機管理センター内に設置する。

2 乙は、甲の業務を補助するため、ネットワーク本部に職員を派遣する。

（備品等の整備）

第6条 乙は、ネットワーク本部およびしが DWAT の運営および活動等に必要な備品等を整備する。

(費用の支払い)

第7条 災害救助費の支弁対象となるしがDWATの派遣に係る費用は、乙の請求により甲が支払う。

(秘密保持)

第8条 甲および乙は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲および乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年6月15日

甲

大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙

草津市笠山七丁目8番138号
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会
会 長 渡邊 光春

滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）、および公益社団法人滋賀県社会福祉士会（以下「乙」という。）は、滋賀県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）第 2 条第 1 項の規定に基づき、災害発生時の滋賀県災害派遣福祉チーム（以下「しが DWAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、大規模災害発生直後から生じる福祉的課題にいち早く介入することにより、状態の重度化・災害関連死など二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう必要な支援を行うため、福祉専門職等で編成されるしが DWAT を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として締結する。

（活動内容）

第 2 条 しが DWAT の活動は、要綱第 7 条各号に定める通りとする。

（チーム員の登録）

第 3 条 乙は、自らの団体に加入する者のうち、しが DWAT の構成員（以下「チーム員」という。）として参加が可能なものについて、甲に推薦する。

2 甲は、前項の推薦があった者のうち所定の研修を修了した者をチーム員として登録する。

（チームの編成、派遣）

第 4 条 甲は、要綱第 5 条に定める派遣基準に該当するときは、乙に対しチーム員の派遣を依頼する。

2 乙は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対し速やかに派遣の可否を報告する。

3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を決定し、乙およびチーム員に通知するとともに、しが DWAT を派遣する。

（費用負担）

第 5 条 しが DWAT の運営および活動等に関する費用負担については、要綱第 10 条に定めるもののほか、第 1 条の趣旨を踏まえ、甲および乙が協議の上、決定する。

（費用負担）

第 6 条 災害救助費の支弁対象となるしが DWAT の派遣に係る費用は、チーム員の所属する施設の長等からの請求により甲が支払う。

(情報の交換、研修および訓練)

第7条 甲および乙は、この協定後速やかに連絡責任者を定め、相手方に報告するものとする。

2 甲および乙は、災害時等においてしが DWAT が円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行う。

3 乙は、自らの団体に加入する者をしが DWAT の活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修および訓練等に参加させるよう努めるものとする。

(秘密保持および専門性の尊重)

第8条 甲、乙および乙の所属会員は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

2 しが DWAT に参加する各チーム員は、それぞれの持つ職域の専門性、職業倫理および勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲および乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定内容について周知するものとする。

令和3年4月1日

甲

大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙

草津市笠山七丁目8番138号
公益社団法人滋賀県社会福祉士会
会 長 高田 佐介

滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）、および一般社団法人滋賀県介護福祉士会（以下「乙」という。）は、滋賀県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）第 2 条第 1 項の規定に基づき、災害発生時の滋賀県災害派遣福祉チーム（以下「しが DWAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、大規模災害発生直後から生じる福祉的課題にいち早く介入することにより、状態の重度化・災害関連死など二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう必要な支援を行うため、福祉専門職等で編成されるしが DWAT を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として締結する。

（活動内容）

第 2 条 しが DWAT の活動は、要綱第 7 条各号に定める通りとする。

（チーム員の登録）

第 3 条 乙は、自らの団体に加入する者のうち、しが DWAT の構成員（以下「チーム員」という。）として参加が可能なものについて、甲に推薦する。

2 甲は、前項の推薦があった者のうち所定の研修を修了した者をチーム員として登録する。

（チームの編成、派遣）

第 4 条 甲は、要綱第 5 条に定める派遣基準に該当するときは、乙に対しチーム員の派遣を依頼する。

2 乙は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対し速やかに派遣の可否を報告する。

3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を決定し、乙およびチーム員に通知するとともに、しが DWAT を派遣する。

（費用負担）

第 5 条 しが DWAT の運営および活動等に関する費用負担については、要綱第 10 条に定めるもののほか、第 1 条の趣旨を踏まえ、甲および乙が協議の上、決定する。

（費用負担）

第 6 条 災害救助費の支弁対象となるしが DWAT の派遣に係る費用は、チーム員の所属する施設の長等からの請求により甲が支払う。

(情報の交換、研修および訓練)

第7条 甲および乙は、この協定後速やかに連絡責任者を定め、相手方に報告するものとする。

2 甲および乙は、災害時等においてしが DWAT が円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行う。

3 乙は、自らの団体に加入する者をしが DWAT の活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修および訓練等に参加させるよう努めるものとする。

(秘密保持および専門性の尊重)

第8条 甲、乙および乙の所属会員は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

2 しが DWAT に参加する各チーム員は、それぞれの持つ職域の専門性、職業倫理および勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲および乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定内容について周知するものとする。

令和3年4月1日

甲

大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙

草津市笠山七丁目8番138号
一般社団法人滋賀県介護福祉士会
会 長 口村 淳

災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書

滋賀県（以下、「甲」という。）と、公益社団法人滋賀県栄養士会（以下、「乙」という。）との間に、災害時における栄養・食生活支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、滋賀県地域防災計画に基づき、甲が行う保健活動のうち、栄養・食生活支援活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における栄養・食生活支援活動を実施するため、必要があると認めた場合は、災害時栄養・食生活支援活動要請書（様式1）により乙に対し協力を要請する。ただし、文書により要請する時間がないときは、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに要請書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに協力者名簿（様式2）を甲に提出し、甲が指定する被災地域に管理栄養士および栄養士を派遣するものとする。

（活動）

第4条 派遣する管理栄養士および栄養士（以下「派遣管理栄養士等」という。）が行う活動は、次のとおりとする。

- （1）被災者（要配慮者を含む）への巡回個別栄養相談
- （2）避難所での食事調査や衛生指導、栄養健康教育
- （3）特殊栄養食品の提供にかかる支援
- （4）その他必要な事項

2 乙は、移動や生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うこととする。

（指揮命令）

第5条 乙が派遣する派遣管理栄養士等に対する指揮命令は、甲が指定する者が行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、第4条に基づく活動を行ったときは、その状況を記録するとともに、活動終了後速やかに活動報告書（様式3）を甲に提出するものとする。

（費用弁償等）

第7条 甲の要請に基づき乙が第4条に基づく活動を実施した場合に要する次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- （1）派遣管理栄養士等の派遣に要する費用
- （2）派遣管理栄養士等が携行した特殊栄養食品等を使用した場合の実費
- （3）前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要し、甲が必要と認めたもの

（情報の収集および提供）

第8条 甲および乙は、災害時において、被災地の状況および被災者の救護状況ならびに避難所等の栄養・食生活に関するニーズの収集に努め、情報交換を行うものとする。

2 甲および乙は、平常時から相互の連絡体制について、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(補償)

第9条 甲の要請により、この協定に基づく栄養・食生活支援活動に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例（昭和38年滋賀県条例第10号）」の規定により、甲が補償するものとする。

ただし、当該従事した者が同条例以外の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(連絡責任者)

第10条 第2条の規定による要請に関する事項の伝達および連絡責任者をそれぞれ指定し、連絡責任者届（様式4）により、相互に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

(災害時に備えた訓練への協力)

第11条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があった場合には、できる限り協力するよう努めるものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項および疑義が生じたときは、その都度、甲および乙が協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定の締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙いずれからも書面で何らかの申し出がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間この協定は延長されるものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年10月22日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県守山市梅田町2番1号セルバ守山110
公益社団法人滋賀県栄養士会
会長 澤谷 久枝

滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）、および滋賀県訪問看護ステーション連絡協議会（以下「乙」という。）は、滋賀県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項の規定に基づき、災害発生時の滋賀県災害派遣福祉チーム（以下「しが DWAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生直後から生じる福祉的課題にいち早く介入することにより、状態の重度化・災害関連死など二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう必要な支援を行うため、福祉専門職等で編成されるしが DWAT を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として締結する。

（活動内容）

第2条 しが DWAT の活動は、要綱第9条各号に定める通りとする。

（チーム員の登録）

第3条 乙は、自らの団体に加入する施設等の長および職員のうち、しが DWAT の構成員（以下「チーム員」という。）として参加が可能なものについて、甲に推薦する。

2 甲は、前項の推薦があった者のうち所定の研修を修了した者をチーム員として登録する。

（チームの編成、派遣）

第4条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当するときは、乙に対しチーム員の派遣を依頼する。

2 乙は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対し速やかに派遣の可否を報告する。

3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を決定し、乙およびチーム員に通知するとともに、しが DWAT を派遣する。

（費用負担）

第5条 しが DWAT の運営および活動等に関する費用負担については、要綱第10条に定めるもののほか、第1条の趣旨を踏まえ、甲および乙が協議の上、決定する。

（費用負担）

第6条 災害救助費の支弁対象となるしが DWAT の派遣に係る費用は、チーム員の所属する施設等の長からの請求により甲が支払う。

（情報の交換、研修および訓練）

第7条 甲および乙は、この協定後速やかに連絡責任者を定め、相手方に報告するものとする。

2 甲および乙は、災害時等においてしが DWAT が円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行う。

3 乙は、自らの団体に加入する施設等の長および職員をしが DWAT の活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修および訓練等に参加させるよう努めるものとする。

（秘密保持および専門性の尊重）

第 8 条 甲、乙および乙の所属会員は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

2 しが DWAT に参加する各チーム員は、それぞれの持つ職域の専門性、職業倫理および勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲および乙のいずれからも申し出がないときは、その後 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲および乙それぞれが記名押印のうえ、各 1 通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定内容について周知するものとする。

令和 4 年 4 月 28 日

甲

大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県知事 三日月 大造

乙

野洲市八夫 2077

滋賀県訪問看護ステーション連絡協議会

会 長 駒 井 和 子

滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）、および一般社団法人滋賀県介護老人保健施設協会（以下「乙」という。）は、滋賀県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項の規定に基づき、災害発生時の滋賀県災害派遣福祉チーム（以下「しが DWAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生直後から生じる福祉的課題にいち早く介入することにより、状態の重度化・災害関連死など二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう必要な支援を行うため、福祉専門職等で編成されるしが DWAT を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として締結する。

（活動内容）

第2条 しが DWAT の活動は、要綱第9条各号に定める通りとする。

（チーム員の登録）

第3条 乙は、自らの団体に加入する施設等の長および職員のうち、しが DWAT の構成員（以下「チーム員」という。）として参加が可能なものについて、甲に推薦する。

2 甲は、前項の推薦があった者のうち所定の研修を修了した者をチーム員として登録する。

（チームの編成、派遣）

第4条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当するときは、乙に対しチーム員の派遣を依頼する。

2 乙は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対し速やかに派遣の可否を報告する。

3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を決定し、乙およびチーム員に通知するとともに、しが DWAT を派遣する。

（費用負担）

第5条 しが DWAT の運営および活動等に関する費用負担については、要綱第10条に定めるもののほか、第1条の趣旨を踏まえ、甲および乙が協議の上、決定する。

（費用負担）

第6条 災害救助費の支弁対象となるしが DWAT の派遣に係る費用は、チーム員の所属する施設等の長からの請求により甲が支払う。

（情報の交換、研修および訓練）

第7条 甲および乙は、この協定後速やかに連絡責任者を定め、相手方に報告するものとする。

2 甲および乙は、災害時等においてしが DWAT が円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行う。

3 乙は、自らの団体に加入する施設等の長および職員をしが DWAT の活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修および訓練等に参加させるよう努めるものとする。

（秘密保持および専門性の尊重）

第 8 条 甲、乙および乙の所属会員は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

2 しが DWAT に参加する各チーム員は、それぞれの持つ職域の専門性、職業倫理および勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲および乙のいずれからも申し出がないときは、その後 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲および乙それぞれが記名押印のうえ、各 1 通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定内容について周知するものとする。

令和 4 年 4 月 28 日

甲

大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県知事 三日月 大造

乙

大津市和邇中浜 370-1 二国屋ビル 3 階
一般社団法人滋賀県介護老人保健施設協会

代表理事 青木 裕彦

滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）、および滋賀県介護支援専門員連絡協議会（以下「乙」という。）は、滋賀県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）第 2 条第 1 項の規定に基づき、災害発生時の滋賀県災害派遣福祉チーム（以下「しが DWAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、大規模災害発生直後から生じる福祉的課題にいち早く介入することにより、状態の重度化・災害関連死など二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう必要な支援を行うため、福祉専門職等で編成されるしが DWAT を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として締結する。

（活動内容）

第 2 条 しが DWAT の活動は、要綱第 9 条各号に定める通りとする。

（チーム員の登録）

第 3 条 乙は、自らの団体に加入する者のうち、しが DWAT の構成員（以下「チーム員」という。）として参加が可能なものについて、甲に推薦する。

2 甲は、前項の推薦があった者のうち所定の研修を修了した者をチーム員として登録する。

（チームの編成、派遣）

第 4 条 甲は、要綱第 7 条に定める派遣基準に該当するときは、乙に対しチーム員の派遣を依頼する。

2 乙は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対し速やかに派遣の可否を報告する。

3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を決定し、乙およびチーム員に通知するとともに、しが DWAT を派遣する。

（費用負担）

第 5 条 しが DWAT の運営および活動等に関する費用負担については、要綱第 10 条に定めるもののほか、第 1 条の趣旨を踏まえ、甲および乙が協議の上、決定する。

（費用負担）

第 6 条 災害救助費の支弁対象となるしが DWAT の派遣に係る費用は、チーム員の所属する施設の長等からの請求により甲が支払う。

(情報の交換、研修および訓練)

第7条 甲および乙は、この協定後速やかに連絡責任者を定め、相手方に報告するものとする。

2 甲および乙は、災害時等においてしが DWAT が円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行う。

3 乙は、自らの団体に加入する者をしが DWAT の活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修および訓練等に参加させるよう努めるものとする。

(秘密保持および専門性の尊重)

第8条 甲、乙および乙の所属会員は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

2 しが DWAT に参加する各チーム員は、それぞれの持つ職域の専門性、職業倫理および勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲および乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定内容について周知するものとする。

令和4年4月28日

甲

大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙

草津市笠山七丁目8番138号
滋賀県介護支援専門員連絡協議会
会 長 鈴木 則成

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、滋賀県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅(以下「住宅」という。)の建設に関して、滋賀県(以下「甲」という。)が社団法人プレハブ建設協会(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。
(所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者(以下「丙」という。)のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとそする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲(甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。)の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては滋賀県土木部住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提出するものとし、部員及び会員に移動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第11条 この協定は平成8年3月25日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年3月25日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 稲 葉 稔

乙 東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番6号
社団法人 プレハブ建築協会
会 長 石 橋 穀 一

災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定書

滋賀県知事（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）との間において、滋賀県地域防災計画に基づく民間協力の一環として、次の条項により協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、滋賀県において地震等による災害（以下「震災等」という。）が発生した場合において、甲が震災等により住家を滅失し自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者の応急的な住宅として、民間賃貸住宅提供等の協力を乙に求めるときの基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、震災等が発生し、公的一時提供住宅および応急仮設住宅が十分確保できない場合において、乙に対し、一時提供住宅として利用可能な民間賃貸住宅の状況の情報提供および住宅提供等の協力を要請するものとする。

（協 力）

第3条 乙は、甲の第2条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供等について、甲に可能な限り協力するものとする。

（協 議）

第4条 この協定の実施に関し必要な事項等については、今後甲と乙が協議して定めるものとする。

（雑 則）

第5条 この協定は、平成16年12月24日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成16年12月24日

滋賀県大津市京町四丁目1番1号
甲 滋賀県知事 國 松 善 次

滋賀県大津市京町3丁目1番3号
社団法人 滋賀県宅地建物取引業協会
乙 会 長 田 中 一 郎

災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定書

滋賀県知事（以下「甲」という。）と社団法人全日本不動産協会滋賀県本部（以下「乙」という。）との間において、滋賀県地域防災計画に基づく民間協力の一環として、次の条項により協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、滋賀県において地震等による災害（以下「震災等」という。）が発生した場合において、甲が震災等により住家を滅失し自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者の応急的な住宅として、民間賃貸住宅提供等の協力を乙に求めるときの基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、震災等が発生し、公的一時提供住宅および応急仮設住宅が十分確保できない場合において、乙に対し、一時提供住宅として利用可能な民間賃貸住宅の状況の情報提供および住宅提供等の協力を要請するものとする。

（協 力）

第3条 乙は、甲の第2条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供等について、甲に可能な限り協力するものとする。

（協 議）

第4条 この協定の実施に関し必要な事項等については、今後甲と乙が協議して定めるものとする。

（雑 則）

第5条 この協定は、平成16年12月24日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成16年12月24日

滋賀県大津市京町四丁目1番1号
甲 滋賀県知事 國 松 善 次

滋賀県大津市梅林一丁目3番25号
社団法人全日本不動産協会滋賀県本部
乙 本部長 谷 口 宏 樹

災害時における生活衛生営業関係団体による支援に関する包括協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県生活衛生協会（以下「乙」という。）および財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター（以下「丙」という。）の三者は、滋賀県内において大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の被災者支援業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 災害時においては、帰宅困難者の発生や、多くの県民が長期間にわたり避難所等における避難生活を余儀なくされることが想定されることから、甲と生活衛生業界が連携し災害支援活動を行うにあたって、必要な事項を定め、帰宅困難者に対する支援と避難所等における公衆衛生の確保ならびに被災者の負担軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 前条に定める帰宅困難者とは、災害時に公共交通機関等が機能停止したことに伴い、帰宅が困難となったものをいう。また、長期にわたり避難所等における避難生活を余儀なくされる場合とは、避難生活が概ね2週間以上を経過し、かつその後も引き続き避難生活が継続されると認められる場合をいう。

（業務の内容および提供者）

第3条 業務の内容および提供者は、別表に揚げるとおりとし、詳細については別に定める。

（業務の提供を受けることができる者）

第4条 業務の提供を受けることができる者は、第2条に定める帰宅困難者または避難所等の住民に限る。ただし、別表の3の「井戸水の提供」についてはこの限りでない。

（要請）

第5条 甲は業務の必要があると認めるときは、乙および丙に対し支援業務提供要請書（別記様式1）により依頼するものとする。
2 丙は甲からの依頼を受けた際には乙と連携のもと、円滑な業務が実施できるよう調整を行う。

（連絡体制）

第6条 効率的かつ迅速に業務が実施できるよう、丙は毎年6月1日現在の甲、乙および丙の業務の提供に関する実施責任者の確認を行うとともに、支援体制連絡簿を作成して各々に配布するものとする。

（業務の提供および報告）

第7条 乙は、丙を経由して甲から第5条に定める要請があったときは、可能な限り関係団体の組合員等を避難所等へ派遣するものとする。
2 乙および丙は、業務が完了したときは、支援業務提供報告書（別記様式2）により甲に報告するものとする。

（業務の経費）

第8条 乙の業務の提供に係る経費については、原則として乙の負担とする。

(損害発生時の対応)

第9条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙および丙またはこれらの組合員等に損害を与えた場合は、乙および丙またはこれらの組合員等に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙および丙は業務の実施中に、自らの責に帰すべき事由により甲、乙および丙の組合員および第三者に損害を与えた場合は、速やかに書面をもって甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙および丙は、前項の賠償責任に対応するため、役務を伴う業務の実施前にボランティア保険に加入するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項および疑義が生じたときは、その都度、甲乙および丙が協議して決定するものとする。

付 則

1 この協定の有効期間は、協定の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が終了する日の1ヶ月前までに、甲乙丙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以降も同様とする。

2 この協定の締結を証するため、協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

3 平成21年5月26日付けで滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合と締結した「災害時における被災者に対する旅館・ホテルの入浴施設の提供に関する協定」、平成23年1月6日付けで滋賀県理容生活衛生同業組合と締結した「災害時における理容サービス業務の提供に関する協定」、平成23年1月6日付けで滋賀県美容業生活衛生同業組合と締結した「災害時における美容サービス業務の提供に関する協定」および平成23年2月3日付けで滋賀県喫茶飲食業生活衛生同業組合と締結した「災害時における被災者に対するボランティア喫茶サービスの提供に関する協定」は、この協定締結の日をもって本協定に引き継がれ、その効力を失うものとする。

平成25年(2013年) 3月8日

甲 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事

乙 滋賀県大津市打出浜13-22

社団法人滋賀県生活衛生協会

理事長

丙 滋賀県大津市打出浜13-22

財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター

理事長

別表(第3条関係)

	業務名称	内 容 詳 細
1	(トイレの提供) 生活衛生営業施設による帰宅困難者支援業務	対象者：帰宅困難に陥った者 内 容：災害発生直後に帰宅困難者が発生した際には、生衛業者店舗のトイレを徒歩等によって帰宅途中の人たちに対し開放する。 対応者：県内の9生活衛生同業組合に加盟する事業者が運営する施設。
2	(入浴サービス) 災害時における旅館等入浴施設の提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：対象者に旅館等施設の入浴施設を無償で開放する入浴サービスを実施する。 対応者：滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合および滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合の加入者が運営する施設。
3	(井戸水の提供) 災害時における生活用水等提供業務	対象者：一般県民 内 容：対応施設(井戸を所有し水を提供できる状態の施設)の井戸水を県からの要請に応じ地域住民等に提供する。 対応者：滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合の加入者が運営する施設であって、井戸水を提供することが出来る施設。
4	(喫茶サービス) 避難所における喫茶提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：避難所に出向き温かい香り豊かなコーヒー等を提供する。 対応者：滋賀県喫茶飲食業生活衛生同業組合に加入する組合員およびその従業員。
5	(炊き出し) 避難所における温かい食事提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：避難所に出向き温かい食事を提供する。 対応者：滋賀県食肉生活衛生同業組合、滋賀県すし・料理生活衛生同業組合、滋賀県喫茶飲食業生活衛生同業組合の各組合に加入する組合員およびその従業員。
6	(理髪サービス) 避難所における理容サービス提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：避難所に出向き、無償ボランティアにて理容サービス(理容師法第1条の2に規定する業務)の提供を行う。 対応者：滋賀県理容生活衛生同業組合の組合員およびその従業員で理容師免許を有するもの。
7	(美容サービス) 避難所における美容サービス提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：避難所に出向き、無償ボランティアにて美容サービス(美容師法第1条の2に規定する業務)を提供する。 対応者：滋賀県美容業生活衛生同業組合の組合員およびその従業員で美容師免許を有するもの。
8	(おしぼり提供) 避難所における適温おしぼり提供サービス	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：季節に応じた適温のおしぼりを持込み、避難者に提供する。 対応者：滋賀県クリーニング生活衛生同業組合の組合員。
9	(映画上映) 避難所における映画等興行サービス提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：避難所に出向き、憩いや笑顔をもたらすための無料映画上映会を開催する。 対応者：生活衛生同業組合滋賀県興行協会の組合員。

様式1（第5条関係）

滋 生 衛 第 号
平 成 年（西 暦 年） 月 日

社 団 法 人 滋 賀 県 生 活 衛 生 協 会 理 事 長
様
財 団 法 人 滋 賀 県 生 活 衛 生 営 業 指 導 セ ン タ ー 理 事 長

滋 賀 県 知 事

支 援 業 務 提 供 要 請 書 (第 報)

災害時における生活衛生営業関係団体による支援に関する包括協定第5条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所属： 職氏名： 連絡先電話番号：
要 請 内 容	別表の _____ 業務名称：
実 施 日 時	平成 年 月 日 () 時 分 から 時 分 まで
実 施 場 所	
備 考	

様式2（第7条関係）

第 年 月 日 号

滋賀県知事

社団法人滋賀県生活衛生協会

理 事 長 印 ○

財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター

理 事 長 印 ○

支 援 業 務 提 供 報 告 書

協力要請のあった業務に係る実績について、災害時における生活衛生営業関係団体による支援に関する包括協定第7条の規定により、次のとおり報告します。

要請依頼書番号および日時	平成 年 月 日付け滋生衛第 号（第 報）
実 施 日 時	平成 年 月 日（ ） 時 分 から 時 分 まで
実 施 場 所	
業務の提供を受けた人数	人
実 施 業 務 内 容	
業 務 従 事 者 名	
報 告 担 当 者	氏名： 連絡先電話番号：

災害時における生活衛生営業関係団体による支援に関する包括協定 の変更協定書

平成 25 年（2013 年）3 月 8 日付けで、滋賀県（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県生活衛生協会（以下「乙」という。）および財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター（以下「丙」という。）の三者の間に締結した滋賀県内において大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の被災者支援業務（以下「業務」という。）の提供に関する包括協定書の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

本文中、「社団法人滋賀県生活衛生協会」を「一般社団法人滋賀県生活衛生協会」に、「財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター」を「公益財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター」に改める。

第 1 条中「帰宅困難者の発生や、」の右に「要配慮者への対応、」を加える。

第 2 条中「認められる場合をいう。」の右に「なお、要配慮者とは、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児（小学校就学前）、要介護者（介護認定を受けている者）、病弱者および外国人等で一時避難所での生活に特別の配慮が必要な者をいう。」を加える。

第 4 条中「避難所等の住民に限る。」を「避難所等の住民および要配慮者に限る。」に改める。

別表（第 3 条関係）を別紙のように改める。

この協定の証として本書 3 通を作成し、当事者記名押印して、各自 1 通を原協定書とともに保有する。

令和元年(2019 年) 9 月 25 日

甲 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市打出浜 1 3－2 2

一般社団法人滋賀県生活衛生協会

理 事 長 玄 田 宗 七

丙 滋賀県大津市打出浜 1 3－2 2

公益財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター

理 事 長 片 岡 一 郎

別表(第3条関係)

	業務名称	内 容 詳 細
1	(トイレの提供) 生活衛生営業施設による帰宅困難者支援業務	対象者：帰宅困難に陥った者 内 容：災害発生直後に帰宅困難者が発生した際には、生衛業者店舗のトイレを徒歩等によって帰宅途中の人たちに対し開放する。 対応者：県内の10生活衛生同業組合に加盟する事業者が運営する施設。
2	(入浴サービス) 災害時における旅館等入浴施設の提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：対象者に旅館等施設の入浴施設を無償で開放する入浴サービスを実施する。 対応者：滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合および滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合の加入者が運営する施設。
3	(井戸水の提供) 災害時における生活用水等提供業務	対象者：一般県民 内 容：対応施設(井戸を所有し水を提供できる状態の施設)の井戸水を県からの要請に応じ地域住民等に提供する。 対応者：滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合の加入者が運営する施設であって、井戸水を提供することが出来る施設。
4	(喫茶サービス) 避難所における喫茶提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：避難所に出向き温かい香り豊かなコーヒー等を提供する。 対応者：滋賀県喫茶飲食業生活衛生同業組合および滋賀県社交飲食業生活衛生同業組合に加入する組合員およびその従業員。
5	(炊き出し) 避難所における温かい食事提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：避難所に出向き温かい食事を提供する。 対応者：滋賀県食肉生活衛生同業組合、滋賀県すし・料理生活衛生同業組合、滋賀県喫茶飲食業生活衛生同業組合および滋賀県社交飲食業生活衛生同業組合の各組合に加入する組合員およびその従業員。
6	(理髪サービス) 避難所における理容サービス提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：避難所に出向き、無償ボランティアにて理容サービス(理容師法第1条の2に規定する業務)の提供を行う。 対応者：滋賀県理容生活衛生同業組合の組合員およびその従業員で理容師免許を有するもの。
7	(美容サービス) 避難所における美容サービス提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：避難所に出向き、無償ボランティアにて美容サービス(美容師法第2条に規定する業務)を提供する。 対応者：滋賀県美容業生活衛生同業組合の組合員およびその従業員で美容師免許を有するもの。
8	(おしぼり提供) 避難所における適温おしぼり提供サービス	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：季節に応じた適温のおしぼりを持込み、避難者に提供する。 対応者：滋賀県クリーニング生活衛生同業組合の組合員。
9	(映画上映) 避難所における映画等興行サービス提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：避難所に出向き、憩いや笑顔をもたらすための無料映画上映会を開催する。 対応者：生活衛生同業組合滋賀県興行協会の組合員。

	業務名称	内 容 詳 細
10	(避難場所提供) 旅館等施設による帰宅困難者支援業務	対象者：帰宅困難に陥った者 内 容：災害発生直後に帰宅困難者が発生した際には、旅館ホテル等のロビー等を帰宅途中の人たちに対し開放する。 対応者：滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合に加盟する事業者が運営する施設。
11	(宿泊サービス) 災害時における旅館等施設の提供業務	対象者：要配慮者であって帰宅困難に陥った者 内 容：災害発生直後に移動が困難となった対象者に旅館等施設の宿泊施設を提供する。 対応者：滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合に加盟する事業者が運営する施設

災害時における相談業務の支援に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀自由業団体連絡協議会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、住民等に対する相談業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、滋賀県内で災害等が発生した場合において、甲が乙に対して要請する相談業務の支援に関し必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害発生時において、甲が必要と認める場合は、乙に対して、相談業務支援等要請書（別記第1号様式）により相談業務の支援を要請するものとする。

2 乙は、甲から支援要請を受けた場合は、速やかに相談業務従事者（以下「従事者」という。）を選定し、甲に対して支援要請等対応確認書（別記第2号様式）により必要な事項を報告するとともに、甲が指定する相談窓口 に当該従事者を派遣するものとする。

（実施期間）

第3条 甲の支援要請に基づき、乙が従事者を派遣する期間は、甲乙協議して定めるものとする。

（従事者の業務）

第4条 相談窓口において従事者の行う相談業務は、次の各号に定めるものとする。

- （1）法律相談
- （2）その他乙の構成団体が取り扱う業務に関する相談

（報告）

第5条 乙は、前条に規定する業務を実施した場合は、支援相談業務報告書（別記第3号様式）により、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

（連絡調整）

第6条 相談業務の実施に当たり、関係機関との連絡調整が必要となった場合、原則として甲がこれを行うものとする。

（経費負担）

第7条 第2条の規定に基づく従事者の派遣に要する費用は、乙の負担とする。

(損害補償)

第8条 この協定に基づく業務の実施において、乙および乙の会員に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了するまでに、甲または乙のいずれかが相手方に対して文書による協定終了の申出を行わないときは、当該有効期間を更に1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(甲乙の連携)

第10条 この協定に関する内容に変更があった場合は、相手方に対し、速やかにその旨を報告するものとし、日常からの情報交換に努めるものとする。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、この協議書を7通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年 8月23日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事
嘉田 由紀子

乙 滋賀自由業団体連絡協議会

滋賀県大津市末広町7-5
滋賀県土地家屋調査士会
会長
今井 充之

滋賀県大津市打出浜 2－1
滋賀県社会保険労務士会
会長
中岡 研二

滋賀県大津市中央三丁目 2－1
大津公証人会
会長
室田 源太郎

滋賀県大津市中央 4－5－2
近畿税理士会滋賀県支部連合会
会長
畠山 譲治

滋賀県大津市末広町 2－1
滋賀県行政書士会
会長
盛武 隆

滋賀県大津市末広町 7－5
滋賀県司法書士会
会長
村西 浩

相 談 業 務 支 援 等 要 請 書

平成 年 月 日

滋賀自由業団体連絡協議会

様

滋賀県知事

(事務担当)

滋賀県防災危機管理局

担当

電話

FAX

e メール

災害時における相談業務の支援に関する協定書第 2 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

要 請 業 務	
1 業務期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
2 期間内 業務時間	午前 午後 時 分 ～ 午前 午後 時 分
3 業務場所	
4 相談業務 従事者 必要人数	
5 業務内容	
6 その他 連絡事項	

支援要請等対応確認書

平成 年 月 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子 様

滋賀自由業団体連絡協議会

(事務担当)

担当

電話

FAX

eメール

災害時における相談業務の支援に関する協定書第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

確認内容		
要請への回答		相談業務支援等要請書のとおり実施します。
		下欄の項目について修正し協議を要請します。
1 業務期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
2 期間内 業務時間	午前 時 分 ～ 午後 時 分	
3 業務場所		
4 相談業務 従事者 必要人数		
5 業務内容		
6 その他 連絡事項		

支援相談業務報告書

平成 年 月 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子 様

滋賀自由業団体連絡協議会

(事務担当)

担当

電話

FAX

e メール

災害時における相談業務の支援に関する協定書第5条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

業 務 実 施 状 況	
1 業務期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
2 期間内 業務時間	午前 午後 時 分 ～ 午前 午後 時 分
3 業務場所	
4 相談業務 従事者数	
5 相談件数 及び内容	
6 相談業務 実施に係 る課題等	

災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害時における被災した県民の住宅の早期復興を支援するために、甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（情報の交換）

第1条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した県民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時適確に交換する。

- 一 住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- 二 被害状況、被災した県民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- 三 第7条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- 四 第7条に定める連絡窓口との連絡方法
- 五 その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

（住宅相談窓口開設）

第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した県民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、県民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

（職員の派遣）

第3条 乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

2 乙は、前条の相談への対応のほか、甲から県民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

（住宅ローン返済中の県民への支援）

第4条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した県民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

（周知）

第5条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第2条の「住宅相談窓口」の開設及び

前条の措置について、被災した県民に対して積極的に周知するものとする。

2 甲は、被災地の市町の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

(施策実施上の課題等の調整)

第6条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲がこれらの施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、被災した県民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲と乙が十分な協議の上、定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成27年2月17日から適用する。

なお、滋賀県知事と住宅金融公庫大阪支店長との間で締結した平成16年1月16日付け「滋賀県と公庫の災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年2月16日

甲 滋賀県
滋賀県知事 三日月 大造 印

乙 独立行政法人住宅金融支援機構
理事長 宍戸 信哉 印

大規模災害発生時における法律相談の実施に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀弁護士会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害発生時」という。）における、県民（県内に避難してきた被災者を含む。以下同じ。）を対象とした法律相談の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

- 第1条 甲は、大規模災害発生時において法律相談を実施する必要があると認める場合は、乙に対して、法律相談実施等要請書（別記第1号様式）により、法律相談会の開催を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受け、法律相談を実施する必要があると認める場合は、法律相談会を開催するものとする。
- 3 甲は、法律相談会の開催について、県内市町から甲に対し要請があったときは、乙と協議の上、当該県内市町で法律相談会を開催するため、必要な調整を行うものとする。

（法律相談担当者の選出および連絡）

- 第2条 乙は、前条第2項の法律相談会（以下「法律相談会」という。）を開催する場合、速やかに法律相談担当者を選出し、甲に対し、実施要請等対応確認書（別記第2号様式）および法律相談担当者の名簿を提出するものとする。ただし、緊急を要するなど事前に同名簿を提出することができない場合には、事後速やかに提出するものとする。
- 2 法律相談担当者は、原則として、乙の会員である弁護士とする。ただし、乙の会員のみによる対応が困難な場合は、乙は、乙の会員でない弁護士を選出することができる。

（法律相談会の場所の確保および広報）

- 第3条 甲は、乙が法律相談会を開催する場合には、その場所を確保するとともに、乙と協力しながら法律相談会を開催する旨の広報を行うものとする。

（報告）

- 第4条 乙は、法律相談会において実施した法律相談の件数、対象者、相談内容について、弁護士が法令上遵守すべき守秘義務に反しない範囲で、法律相談結果報告書（別記第3号様式）により、甲に報告するものとする。

（経費負担）

- 第5条 甲は、この協定に基づく法律相談の特殊性に鑑み、乙に対して法律相談会の実施に対する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

(損害補償)

第6条 甲および乙は、この協定に基づく法律相談の実施において乙の会員等を含む第三者に生じた損害の補償については、民法その他の法令に基づいて行うこととし、この協定を根拠に損害賠償責任を負うことはないものとする。

(平時における準備および連携)

第7条 甲および乙は、大規模災害発生時に備え、平時から、情報交換に務めるものとする。

(疑義等の解決)

第8条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれかから特段の意思表示がない場合は、更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各1通を保有する。

平成27年3月6日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大 造

乙 滋賀県大津市梅林一丁目3番3号
滋賀弁護士会
会 長 近 藤 公 人

法律相談実施等要請書

平成 年 月 日

滋賀弁護士会

会長

様

滋賀県知事

(事務担当)

滋賀県防災危機管理局

担当

電話

FAX

E-mail

大規模災害発生時における法律相談の実施に関する協定書第1条第1項の規定に基づき、
下記のとおり要請します。

記

要 請 の 概 要	
1 開催期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
2 期間内 開催時間	午前 午後 時 分 ～ 午前 午後 時 分
3 開催場所	
4 法律相談 従事者 必要人数	
5 業務内容	
6 その他 連絡事項	

実施要請等対応確認書

平成 年 月 日

滋賀県知事

様

滋賀弁護士会
会長

(事務担当)

担当

電話

FAX

E-mail

大規模災害発生時における法律相談の実施に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

確 認 内 容	
要請への回答	法律相談実施等要請書のとおり実施します。
	下欄の 項目について修正し協議を要請します。
1 開催期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
2 期間内 開催時間	午前 午前 午後 時 分 ～ 午後 時 分
3 開催場所	
4 法律相談 従事者 必要人数	
5 業務内容	
6 その他 連絡事項	

法律相談結果報告書

平成 年 月 日

滋賀県知事 様

滋賀弁護士会
会長

(事務担当)

担当

電話

FAX

E-mail

大規模災害発生時における法律相談の実施に関する協定書第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

実 施 結 果	
1 開催期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
2 期間内 開催時間	午前 午後 時 分 ～ 午前 午後 時 分
3 開催場所	
4 法律相談 従事者数	
5 相談件数 および内容	
6 法律相談 実施に係 る課題等	

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、滋賀県地域防災計画に基づく災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、滋賀県（以下「甲」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において、「住宅」とは、災害救助法第4条第1項第1号に規定するところのものをいう。

(要請の手続)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日およびその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は、前記文書を事後速やかに提出しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町長に委任した場合は、当該市町長。次条において同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担および支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては滋賀県土木交通部住宅課、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会建設部会とする。

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当指名簿および乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、担当者および会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

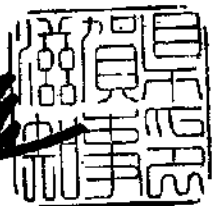
第11条 この協定は平成27年7月14日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

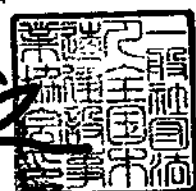
平成27年7月14日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事

乙 東京都中央区八丁堀3-4-10
一般社団法人全国木造建設事業協会
代表者 理事長



青木宏之



大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「府県」という。）並びに関西広域連合（以下「広域連合」という。）と、別記の宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）は、大規模広域災害（被害が複数の都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、府県が宅建協会に対し、民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 府県は、大規模広域災害時において、自府県内に避難している被災者のために、自府県に所在する宅建協会に対し、次に定める協力を要請できる。

- 一 被災者への利用可能な空き家情報の提供及び空き家情報に基づく住宅のあっせん
- 二 応急借上げ住宅（住宅を失った被災者の住居を早急に確保するため、府県が民間住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。）として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力

2 府県は、自府県以外の府県に所在する宅建協会に対し、前項に定める協力を要請する場合は、当該協会の所在する府県を通じて行うものとする。

3 前項の場合において、要請を受けた府県に所在する宅建協会では対応が困難であると判断されるときは、当該府県又は要請を行った府県は広域連合に対し、必要な府県間の調整を求めることができる。

4 広域連合は、前項の要請を受けたときは、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、関係府県に通知する。なお、他の府県との調整は、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第2条に基づく協議を踏まえて行う。

（協力）

第3条 宅建協会は、前条の規定に基づく府県からの要請があった場合、会員である宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、民間賃貸住宅に関するあっせん等及びその円滑な提供に向けて、府県に可能な限り協力する。

2 会員業者は、第2条第1項第1号の要請に係るあっせんを無報酬で行うよう努める。同条同項第2号の要請に係るあっせんの報酬については、府県並びに広域連合及び宅建協会の協議の上定める。

(府県の役割)

第4条 府県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 府県は、前項に掲げる業務の一部を、宅建協会その他府県の定める者に委託等することができる。

(宅建協会の役割)

第5条 宅建協会は、第3条に基づき府県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として府県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 府県から委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、府県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、宅建協会と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、府県並びに広域連合及び宅建協会の協議の上定める。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない府県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる（第2条第2項から同条第4項の規定を除く。）。

第9条 この協定は、平成27年 8月17日から適用する。

本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

(別記)

公益社団法人福井県宅地建物取引業協会
公益社団法人三重県宅地建物取引業協会
公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会
公益社団法人京都府宅地建物取引業協会
一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会
一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会
公益社団法人奈良県宅地建物取引業協会
公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会
公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会
公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会

平成 27 年 8 月 17 日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 三 日 月 大 造

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥取県

鳥取県知事 平 井 伸 治

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

公益社団法人福井県宅地建物取引業協会

会長 加 藤 信 一

公益社団法人三重県宅地建物取引業協会

会長 山 路 忠

公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会

会長 小 寺 和 之

公益社団法人京都府宅地建物取引業協会

会長 大 工 園 隆

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会

会長 阪 井 一 仁

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会

会長 山 端 和 幸

公益社団法人奈良県宅地建物取引業協会

会長 吉 村 岩 雄

公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会

会長 赤 間 淳 巳

公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会

会長 池 上 博 行

公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会

会長 木 村 正 美

大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「府県」という。）並びに関西広域連合（以下「広域連合」という。）と、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会（以下「ちんたい協会等」という。）は、大規模広域災害（被害が複数の都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、府県がちんたい協会等に対し、民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 府県は、大規模広域災害時において、自府県内に避難している被災者のために、ちんたい協会等に対し、次に定める協力を要請できる。

- 一 被災者への利用可能な空き室情報の提供及び空き室情報に基づく住宅のあっせん
- 二 応急借上げ住宅（住宅を失った被災者の住居を早急に確保するため、府県が民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。）として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力

2 府県からの要請が重複するときは、広域連合は、ちんたい協会等の求めに応じ、府県の要請の取りまとめ等必要な調整を行う。なお、調整にあたっては、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第2条に基づく協議を踏まえて行う。

（協力）

第3条 ちんたい協会等は、前条の規定に基づく府県からの要請があった場合、会員である家主、賃貸住宅管理業者及び宅地建物取引業者（以下「会員」という。）とともに、民間賃貸住宅に関するあっせん等及びその円滑な提供に向けて、府県に可能な限り協力する。

2 会員業者は、第2条第1項第1号の要請に係るあっせんを無報酬で行うよう努める。同条同項第2号の要請に係るあっせんの報酬については、府県並びに広域連合及びちんたい協会等の協議の上定める。

(府県の役割)

第4条 府県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 府県は、前項に掲げる業務の一部を、ちんたい協会等その他府県の定める者に委託等することができる。

(ちんたい協会等の役割)

第5条 ちんたい協会等は、第3条に基づき府県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として府県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 府県から委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、府県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、ちんたい協会等と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む。）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、府県並びに広域連合及びちんたい協会等の協議の上定める。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない府県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる（第2条第2項の規定を除く。）。

第9条 この協定は、平成27年 8月17日から適用する。

本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年 8月17日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 三 日 月 大 造

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥取県

鳥取県知事 平 井 伸 治

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会

会長 川 口 雄 一 郎

公益財団法人日本賃貸住宅管理協会

会長 末 永 照 雄

大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「府県」という。）並びに関西広域連合（以下「広域連合」という。）と、別記の全日本不動産協会府県本部（以下「不動産協会府県本部」という。）は、大規模広域災害（被害が複数の都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、府県が不動産協会府県本部に対し、民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 府県は、大規模広域災害時において、自府県内に避難している被災者のために、自府県に所在する不動産協会府県本部に対し、次に定める協力を要請できる。

- 一 被災者への利用可能な空き家情報の提供及び空き家情報に基づく住宅のあっせん
- 二 応急借上げ住宅（住宅を失った被災者の住居を早急に確保するため、府県が民間住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。）として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力

- 2 府県は、自府県以外の府県に所在する不動産協会府県本部に対し、前項に定める協力を要請する場合は、当該協会の所在する府県を通じて行うものとする。
- 3 前項の場合において、要請を受けた府県に所在する不動産協会府県本部では対応が困難であると判断されるときは、当該府県又は要請を行った府県は広域連合に対し、必要な府県間の調整を求めることができる。
- 4 広域連合は、前項の要請を受けたときは、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、関係府県に通知する。なお、他の府県との調整は、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第2条に基づく協議を踏まえて行う。

（協力）

第3条 不動産協会府県本部は、前条の規定に基づく府県からの要請があった場合、会員である宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、民間賃貸住宅に関するあっせん等及びその円滑な提供に向けて、府県に可能な限り協力する。

- 2 会員業者は、第2条第1項第1号の要請に係るあっせんを無報酬で行うよう努める。同条同項第2号の要請に係るあっせんの報酬については、府県並びに広域連合及び不動産協会府県本部の協議の上定める。

(府県の役割)

第4条 府県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 府県は、前項に掲げる業務の一部を、不動産協会府県本部その他府県の定める者に委託等することができる。

(不動産協会府県本部の役割)

第5条 不動産協会府県本部は、第3条に基づき府県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として府県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 府県から委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、府県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、不動産協会府県本部と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、府県並びに広域連合及び不動産協会府県本部の協議の上定める。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない府県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる（第2条第2項から同条第4項の規定を除く。）。

第9条 この協定は、平成27年 8月17日から適用する。

本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

(別記)

公益社団法人全日本不動産協会福井県本部

公益社団法人全日本不動産協会三重県本部

公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部

公益社団法人全日本不動産協会京都府本部

公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部

公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部

公益社団法人全日本不動産協会奈良県本部

公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部

公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部

公益社団法人全日本不動産協会徳島県本部

平成27年 8月17日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 三 日 月 大 造

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥取県

鳥取県知事 平 井 伸 治

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

公益社団法人全日本不動産協会福井県本部

本部長 吉 田 啓 司

公益社団法人全日本不動産協会三重県本部

本部長 東 辻 広 行

公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部

本部長 中 川 俊 寛

公益社団法人全日本不動産協会京都府本部

本部長 坊 雅 勝

公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部

本部長 三 本 皓 三

公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部

本部長 南 村 忠 敬

公益社団法人全日本不動産協会奈良県本部

本部長 梅 原 寛 克

公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部

本部長 坂 本 俊 一

公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部

本部長 三 橋 英 雄

公益社団法人全日本不動産協会徳島県本部

業務執行者

公益社団法人全日本不動産協会

理事長 原 嶋 和 利

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害が発生し、または発生するおそれがある場合等（以下「災害等」という。）の宿泊施設等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等において、避難所として宿泊施設等を提供するに当たり、甲から乙に協力を要請する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害等において、被災市町からの応援要請状況等を踏まえ、乙の組合員が営む旅館、ホテル等の宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）を避難所として利用する必要があると認めた場合は、乙に対し、有償での宿泊施設提供について協力を要請できるものとする。

2 前項による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等の通信手段により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（協力の承諾等）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとする。

2 乙は、前条第1項の規定による要請に応じる場合は、速やかに乙の組合員について調査を行い、協力が可能な宿泊施設名、人数、期間等を甲に文書で報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等の通信手段により報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（組合員へ協力を要請する内容）

第4条 乙は、乙の組合員に対して、第2条第1項の規定による要請に応じて避難所として提供する施設（以下「協力宿泊施設」という。）において、次に掲げる業務を可能な範囲で実施するよう要請するものとする。

- （1） 宿泊場所（部屋）、入浴施設、食事および食事場所の提供
- （2） 避難者の名簿管理
- （3） 県や市町等からの連絡や情報の窓口となる施設連絡責任者の設置
- （4） その他、甲乙の協議により必要と認める業務

（協力宿泊施設への利用申込）

第5条 協力宿泊施設の利用申込は、甲と被災市町が協議の上、被災市町が行うものとする。

(受入期間)

第6条 協力宿泊施設における避難者の受入期間は、避難者を受け入れたときから応急仮設住宅等が整備され、協力宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまでの期間とする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(費用負担)

第7条 協力宿泊施設の提供等に要する費用については、被災市町が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額および支払方法等は、甲、被災市町、乙および乙の組合員と協議のうえ、決定するものとする。

(取消料等損害賠償)

第8条 乙の組合員は、第5条の利用申込後に、その変更または取消しが発生した場合であっても、被災市町に対して、取消料等の損害賠償の請求は行わないものとする。

(移送)

第9条 この協定に基づき協力宿泊施設を利用する避難者を移送する必要がある場合は、原則、被災市町が移送を行う。ただし、被災市町において移送が著しく困難な場合は、乙の組合員は可能な範囲で移送に協力するものとする。

2 前項の移送に要する費用は、被災市町が負担するものとし、その額は燃料費等の実費を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(実績報告)

第10条 乙は、協力宿泊施設の提供が終了したときは、甲に対し、文書により実績報告を行うものとする。

(連絡責任者および連絡体制)

第11条 甲および乙は、第2条第1項に規定する協力要請に関する連絡の責任者について、本協定締結後、速やかに文書により相手方に報告するものとし、この報告事項に変更があった場合についても、速やかに相手方へ報告するものとする。

2 甲および乙は、災害等において、協力宿泊施設の提供が円滑に行えるよう、平時から連絡体制の整備に努めるものとする。

(秘密の確保)

第12条 乙および乙の組合員は、この協定に基づく業務にて知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。

(災害救助法が適用されない災害への準用)

第 13 条 災害救助法が適用されない災害において市町から協力要請があった場合、甲は乙に対し、宿泊施設の利用についての協力を要請することができるものとする。この場合において、費用は当該市町が負担するものとし、費用の額および支払い方法等は当該市町と乙や乙の組合員の協議により決定するものとする。

(実施細目)

第 14 条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間が終了する 1 か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定終了の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降もまた同様とする。

(他の協定との関係)

第 16 条 この協定は、甲または乙が別に締結し、または既に締結している協定を妨げるものではない。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義や変更の必要性が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙、記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 1 0 月 5 日

甲 滋賀県大津市京町 4 丁目 1 番 1 号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市打出浜 13 番地 22
滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合
理事長 前川 為夫

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）、滋賀三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）および三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、滋賀県内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙および丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙および丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙または丙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) プラグインハイブリッド EV
- (2) 電気自動車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙または丙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合（滋賀県内市町から要請があった場合を含む。）は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙または丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙または丙のうち電動車両等の貸与を行う者（以下、「貸与者」という。）に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。

3 貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類および数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

(電動車両等の引渡し等)

第4条 貸与者は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭または電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書(様式2号)を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期および返却場所については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的または人的損害、もしくは電

動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰

責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険および任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第 10 条 甲、乙および丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第 11 条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、滋賀県内で使用する。
- (3) 故障または何らかの原因により使用できなくなったときは、第 14 条第 3 項の規定により、貸与者に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第 12 条 甲は、第 4 条に定める引渡しから第 6 条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 13 条 甲、乙および丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式 3 号）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第 14 条 乙および丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

- 2 甲は、乙および丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙および丙に提供するものとする。
- 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙および丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第 15 条 甲、乙および丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

- 2 乙および丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。
- 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第 16 条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令
・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災そ

の他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲、乙または丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 10 月 31 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県知事
三日月 大造

乙 滋賀県栗東市蜂屋 9 6 3 番地 1
滋賀三菱自動車販売株式会社
取締役社長兼 C O O
小林 康

丙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
三菱自動車工業株式会社
代表執行役
加藤 隆雄

災害時における住家被害認定調査等に関する協定書

令和 7 年 8 月 20 日

滋賀県

公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会

災害時における住家被害認定調査等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、滋賀県域において大規模災害が発生した場合等（以下「災害時等」という。）における、甲および滋賀県内の市町（以下「市町」という。）が実施する災害対応等について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対し、支援協力を求めるに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の内容）

第2条 甲が乙に要請する支援の内容は、次のとおりとする。

- （1） 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づく調査方法や調査体制等に係る技術的な助言
- （2） 市町が実施する住家の被害認定調査業務
- （3） 市町の職員等を対象とする住家被害認定調査に関する研修の実施（平時において開催する研修等を含む）
- （4） その他、甲が必要と認める活動

（協力要請の方法）

第3条 甲は、前条の支援が必要と認めるときまたは市町から甲に対して前条の支援にかかる要請があったときは、第1号様式により書面で乙に対して支援協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等書面による要請が困難な場合は、電話等の通信手段または口頭により要請できるものとし、その場合は事後速やかに書面を乙に提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに上部団体である公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会並びに一般社団法人近畿不動産鑑定士協会連合会と連携のうえ、乙の会員等を動員することとし、第2号様式により書面で甲に協力体制を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合等書面による報告が困難な場合は、電話等の通信手段または口頭により報告できるものとし、その場合は事後速やかに書面を甲に提出するものとする。

- 2 乙は甲の要請に基づき業務に従事した場合、その活動内容について、活動終了後速やかに第3号様式により書面で甲に報告するものとする。
- 3 市町からの要請により、甲が乙に対し支援協力を要請した場合において、甲

は前2項の報告を受けたときは、速やかに当該市町に通知するものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条に定める支援協力の実施に要する経費に関しては、次の各号のとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げる業務を実施するための乙の会員の派遣に関する経費は、甲の負担とし、日当および交通費については下記のとおりとする。

日当	設計業務委託技術者単価(国土交通省)に定める測量業務(測量主任技師)の基準日額とする
交通費	実費

- (2) 第2条各号に掲げる業務を実施するに当たり会場の使用料等が生じる場合は、甲の負担とする。

- 2 経費の負担について、前項によりがたいときは、甲および乙が協議して定めるものとする。

(損害補償)

第6条 この協定に基づく支援活動に従事した者が、本活動を起因として負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の補償については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、この協定に基づき実施する支援協力活動において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。これについては、当該活動を終了した後も同様とする。

(連絡体制の確認)

第8条 甲および乙は、災害時等にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制についてあらかじめ定めるものとする。

- 2 前項に定める連絡体制については、年度始め等年1回を目途に第4号様式により相互に確認するものとし、変更が生じた場合は、その都度相互に連絡するものとする。
- 3 乙は、前項の内容に加え、支援協力に関する乙の組織図および会員名簿、その他必要と認められるものについて、併せて報告するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲および乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定を締結するため、本協定書2通を作成し、甲および乙が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年8月20日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事

乙 滋賀県大津市中央三丁目1番8号 大津第一生命ビル10階
公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会 会長

応 援 協 力 要 請 書

年 月 日

公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会
会長

様

滋賀県知事

「災害時における住家被害認定調査等に関する協定」第3条の規定に基づき、次のとおり応援協力を要請します。

記

- 1 応援協力の内容
- 2 応援協力を必要とする場所
- 3 応援協力を要請する期間
- 4 応援協力を要請する人数
- 5 その他必要な事項

【問合せ先】

所属:

担当:

電話:

FAX:

E-mail :

協 力 体 制 報 告 書

年 月 日

滋賀県知事

様

公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会
会長

「災害時における住家被害認定調査等に関する協定」第4条第1項の規定に基づき、次のとおり協力体制を報告します。

記

1 応援協力期間

2 対応可能人数

3 現地対応責任者の氏名・連絡先

4 その他必要な事項

【問合せ先】

所属:

担当:

電話:

FAX:

E-mail :

業 務 報 告 書

年 月 日

滋賀県知事

様

公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会
会長

「災害時における住家被害認定調査等に関する協定」第4条第1項に基づき、実施した業務の内容を下記のとおり報告します。

記

- 1 応援協力期間
- 2 対応人数
- 3 現地対応責任者の氏名・連絡先
- 4 応援業務の内容
- 5 その他必要な事項

【問合せ先】

所属:

担当:

電話:

FAX:

E-mail :

連絡責任者届

【 滋賀県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話(FAX)	
携帯	
E-mail	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話(FAX)		
携帯		
E-mail		

3 勤務時間および休日

・勤務時間：

・休日：

【 公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話(FAX)	
携帯	
E-mail	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話(FAX)		
携帯		
E-mail		

3 勤務時間および休日

・勤務時間：

・休日：

災害時における被災した住宅の応急修理および障害物の除去に関する協定書

滋 賀 県

滋 賀 県 建 築 組 合

災害時における被災した住宅の応急修理および障害物の除去に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、滋賀県地域防災計画に基づく災害時における被災した住宅の応急修理（以下「応急修理」という。）および被災した住宅の障害物の除去（以下「障害物の除去」という。）の実施に関して、滋賀県（以下「甲」という。）が滋賀県建築組合（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 応急修理 災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第7号に規定するものをいう。
- (2) 障害物の除去 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条第2号に規定するものをいう。
- (3) 応急修理業者 乙の組合員であって応急修理を行おうとする者をいう。
- (4) 障害物の除去業者 乙の組合員であって障害物の除去を行おうとする者をいう。

(要請の手続)

第3条 甲は、応急修理および障害物の除去の実施に当たっては、被災後速やかに、住宅の被災状況、応急修理および障害物の除去の実施方針その他必要な事項を乙に連絡し、協力要請を行うものとする。なお、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、被災後も対応可能な応急修理業者および障害物の除去業者のあつせんその他必要な協力について、可能な限り協力するものとする。

(応急修理および障害物の除去)

第5条 応急修理業者は、甲（甲が応急修理を市町長に委任した場合は、当該市町長。次条において同じ。）の指示に従い応急修理を行うものとする。
2 障害物の除去業者は、甲（甲が障害物の除去を市町長に委任した場合は、当該市町長。次条において同じ。）の指示に従い障害物の除去を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 応急修理業者および障害物の除去業者が前条の応急修理および障害物の除去に要した費用（別途定める限度額の範囲内に限る。）は、甲が負担するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては滋賀県土木交通部住宅課、乙においては滋賀県建築組合とする。

(名簿の提供)

第8条 乙は、応急修理および障害物の除去に係る業務担当者名簿および乙の組合員（応急修理および障害物の除去を行うことができる者に限る。）の名簿を毎年1回甲に提供するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、1年間とする。ただし、この協定の有効期間が終了する1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定終了の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降もまた同様とする。

(協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第11条 この協定は令和7年12月24日から適用する。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲および乙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年12月24日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造（署名）

乙 滋賀県大津市中央三丁目3番29号

滋賀県建築組合
組合長 富田 忠夫（署名）

無償団体救援協定書（災害一般廃棄物の収集運搬）

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時におけるし尿、浄化槽汚泥その他災害に伴って発生する一般廃棄物（以下「災害一般廃棄物」という。）の収集運搬に関して、滋賀県（以下「甲」という。）が滋賀県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の要請手続き）

第2条 甲は、被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）から災害一般廃棄物の収集運搬について協力要請があるときは、乙に支援協力を要請するものとする。

（被災市町村との協議等）

第3条 被災市町村と乙は、支援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

（経費負担）

第4条 支援協力は無償で行うものとし、乙は甲に支援協力を要する一切の経費負担を求めないものとする。

（連絡窓口）

第5条 この協定の取扱い窓口は、甲において滋賀県琵琶湖環境部廃棄物対策課、乙においては滋賀県環境整備事業協同組合事務局とする。

（その他）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

（適用）

第7条 この協定は、平成16年 1月19日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年 1月19日

甲 滋賀県

代表者 滋賀県知事 國松 善次

乙 滋賀県環境整備事業協同組合

代表者 理事長 北川 光明

無償団体救援協定書（災害一般廃棄物の収集運搬）

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時におけるし尿、浄化槽汚泥その他災害に伴って発生する一般廃棄物（以下「災害一般廃棄物」という。）の収集運搬に関して、滋賀県（以下「甲」という。）が湖北環境協同組合（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の要請手続き）

第2条 甲は、被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）から災害一般廃棄物の収集運搬について協力要請があるときは、乙に支援協力を要請するものとする。

（被災市町村との協議等）

第3条 被災市町村と乙は、支援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

（経費負担）

第4条 支援協力は無償で行うものとし、乙は甲に支援協力を要する一切の経費負担を求めないものとする。

（連絡窓口）

第5条 この協定の取扱い窓口は、甲において滋賀県琵琶湖環境部廃棄物対策課、乙においては湖北環境協同組合事務局とする。

（その他）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

（適用）

第7条 この協定は、平成16年 1月19日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年 1月19日

甲 滋賀県

代表者 滋賀県知事 國松 善次

乙 湖北環境協同組合

代表者 理事長 堀川 吉孝

災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、災害時における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、滋賀県内に災害が発生した場合に、甲が乙に対し災害廃棄物の処理等の協力を要請するに当たって必要な事項を定めることにより、災害廃棄物を速やかに撤去し、被災地の早期復旧と生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害をいう。

（2）災害廃棄物

地震、台風等の災害により倒壊、焼失した建物等の解体撤去に伴って発生した木くず、コンクリート塊、金属くず等およびこれらの混合物ならびに災害に伴い発生した緊急に処理を要する廃棄物（し尿および浄化槽汚泥を除く。）をいう。

（3）処理等

災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処理、処分およびこれらを行うに当たり必要な作業をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、滋賀県内の市町および一部事務組合（以下「市町等」という。）が実施する災害廃棄物の処理等について、市町等からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を様式第1号により乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知する。

（1）協力を要請する市町等名

（2）被災の状況

（3）協力要請の内容（作業内容、必要な人員、車両・資機材の数量等）

（4）その他必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第4条 乙は、甲から第3条の協力要請があったときは、乙の会員の中から協力可能な人員、車両、資機材等を手配し、災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする

2 乙が実施する災害廃棄物の処理等は、要請を行った市町等との協議に基づくものとする。

3 災害廃棄物の処理等に必要な仮置き場等については、要請を行った市町等が確保するものとする。

4 乙は、災害廃棄物の処理等を実施する会員に対し、次の各号に掲げる事項に留意するよう周知するものとする。

(1) 労働災害および交通事故の未然防止に万全を期すること。

(2) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(3) 災害廃棄物の再利用および再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

第5条 甲は、乙に災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、被災市町等との連絡体制の整備に努めるとともに、被災・復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、甲から第3条の協力要請があったときは、災害廃棄物の処理等に関し、協力可能な会員の状況等必要な情報を甲へ提供するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、第3条に規定する要請に基づき乙の会員が災害廃棄物の処理を実施したときは、次の各号に掲げる事項を様式第2号により甲に報告するものとする。

(1) 実施市町等名

(2) 実施内容

(3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 第3条の要請により乙の会員が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担については、原則として、要請を行った市町等が負担するものとし、その額等は災害発生直前における適正な価格を基準として、協力要請を行った被災市町等と当該乙の会員とが協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、甲および要請を行った市町等の責に帰さない事由により、災害廃棄物の処理等の実施に伴い第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて災害廃棄物の処理等に従事した乙の会員の者が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、または疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法その他法令によるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課、乙においては一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会事務局とする。

(協会の状況等の報告)

第11条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、必要に応じ、会員の協力可能な人員、車両、資機材等の状況を調査し、把握しておくこと。

2 甲は必要と認めた場合、乙に前項の調査情報の提供を求めることができる。

(他都道府県への支援)

第12条 甲は、被災した他の都道府県に対して災害廃棄物の処理等について応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においては、乙はこの協定に準じ、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年 8月27日

甲 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 大津市梅林一丁目3番30号

一般社団法人 滋賀県産業廃棄物協会
会 長 竹之内 實

様式第 1 号

災害時における災害廃棄物の処理等にかかる協力要請書

第 号
年 月 日

一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会会長 様

滋賀県知事 嘉田 由紀子

「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」第 3 条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1. 協力を要請する市町等名

2. 被災の状況

3. 協力要請の内容

①予定期間

②作業内容

③作業場所

④必要な人員、車両・資機材の数量等

4. その他必要な事項

①市町等担当者名（所属、氏名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス）

②その他

様式第2号

災害時における災害廃棄物の処理等にかかる実施報告書

第 号
年 月 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会会長

「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」第6条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施市町等名

2. 実施内容

①実施期間

②実施した作業内容

③実施場所

④従事した人員、車両・資機材の数量等

⑤費用

3. その他必要な事項

①協会担当者名（所属、氏名、電話番号、FAX番号、E-mail アドレス）

②その他

災害時における被災建築物等の解体撤去等の協力に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県解体工事業協会（以下「乙」という。）とは、滋賀県域において地震等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、緊急時の人員、車両および資機材等の調達、ならびに被災した建築物その他工作物（以下、被災建築物等という。）の解体撤去等の協力を円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（被災建築物等の解体撤去等の協力要請）

- 第1条 甲は、滋賀県内の市町および一部事務組合（以下「市町等」という。）が実施する被災建築物等の解体撤去等に、市町等からの要請に基づいて、乙に必要な協力を要請できるものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受けた場合は、必要な人員、車両および資機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲で応ずるものとする。

（その他の協力要請）

- 第2条 甲は、資機材労力等を活用する必要があるときは、乙に必要な協力を要請できるものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受けた場合は、必要な人員、車両および資機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲で応ずるものとする。

（協力要請手続）

- 第3条 甲は、第1条または第2条の規定に基づく乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、様式第1号による要請書により、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。
- ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。
- (1) 協力を要請する市町等名
 - (2) 被災の状況
 - (3) 協力要請の内容
 - (4) その他必要な事項

（解体撤去等の実施）

- 第4条 乙は、解体撤去等の実施にあたり、次に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 周辺の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
 - (2) 災害廃棄物の再利用および再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

（情報の提供）

- 第5条 甲は、乙による解体撤去等が円滑に行われるよう、乙に対し、県内の被災状況、復旧状況、その他必要な情報を提供するものとする。
- 2 乙は、解体撤去等に関し、協力可能な乙の会員の状況を甲に提供するものとする。

（実施報告）

- 第6条 乙は、第3条の規定に基づき協力を行った場合は、様式第2号による報告書により、速やかに文書をもって報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまのないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- (1) 実施内容

(2) その他必要な事項

(訓練の参加)

第7条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加について可能な限り協力するものとする。

(費用の負担)

第8条 第1条に基づき実施した協力に要した費用については、協力を要請した市町等が負担するものとする。なお、解体撤去等に要した費用については、災害時直前における適正価格を基準として、乙と協力を要請した市町等で協議するものとする。

2 第2条に基づき実施した協力に要した費用については、災害時直前における適正価格を基準として、甲と乙で協議するものとする。

(損害補償)

第9条 この協定に基づき実施した協力に伴って、乙の会員および第三者に生じた損害の補償は、乙の責任において行うものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する甲における連絡窓口は、第1条に基づく要請にあつては滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課とし、第2条に基づく要請にあつては滋賀県知事公室防災危機管理局とする。

2 乙においては、一般社団法人滋賀県解体工事業協会事務局とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲または乙が各相手に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は期間満了の翌日から1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(疑義等)

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年11月21日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事

三日月 大造

乙 滋賀県東近江市五個荘小幡町68番地30

一般社団法人滋賀県解体工事業協会

会長

土田 真也

様式第 1 号

災害時における被災建築物等の解体撤去等の協力要請書

第 号
年 月 日

一般社団法人滋賀県解体工事業協会会長 様

滋賀県知事 ○○○ ○○

「災害時における被災建築物等の解体撤去等の協力に関する協定」第 1 条または第 2 条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1. 協力を要請する市町等名

2. 被災の状況

3. 協力要請の内容

①予定期間

②作業内容

③作業場所

④必要な人員、車両・資機材の数量等

4. その他必要な事項

①市町等担当者名（所属、氏名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス）

②その他

様式第 2 号

災害時における被災建築物等の解体撤去等の実施報告書

第 号
年 月 日

滋賀県知事 ○○○ ○○

一般社団法人滋賀県解体工事業協会会長

「災害時における被災建築物等の解体撤去等の協力に関する協定」第 1 条または第 2 条の規定に基づき要請があったことについて、下記のとおり実施しましたので、報告します。

記

1. 実施市町等名

2. 実施内容

①実施期間

②実施した作業内容

③実施場所

④従事した人員、車両・資機材の数量等

3. その他必要な事項

① 協会担当者名（所属、氏名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス）

② その他

災害時等における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定書

滋賀県知事（以下「甲」という。）とドライアイスメーカー会（以下「乙」という。）および全日本ドライアイスディーラー会（以下「丙」という。）は、災害時等における遺体保存用ドライアイスの供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、次に掲げる場合における遺体保存用ドライアイスの供給について必要な事項を定め、業務の適性かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害が発生した場合
- （2）武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等および緊急対処事態が発生した場合

（要請）

第2条 甲は、災害時等に遺体保存用ドライアイスの供給について、必要があると認めた場合は、乙および丙に対し、協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙および丙は前項の規定により要請を受けたときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（搬送体制の確保）

第4条 ドライアイスの搬送については、丙が行うものとする。なお、甲は、丙によるドライアイスの搬送が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（報告）

第5条 乙および丙が、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、丙は代表して甲に速やかに実施内容を報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙および丙が実施した第2条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙および丙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、丙が代表して甲に一括請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙および丙から経費の支払請求があった場合は、速やかに丙に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害時直前における適正価格を基準にして、甲乙丙が協議して決定するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙丙協議の上、別に定める。

(協定の期間および継続)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。

ただし、有効期間の満了する日の30日前までに甲乙丙いずれからも継続をしない旨の書面による通知がない場合は、有効期間の満了する日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項または、この協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年1月20日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 東京都港区新橋四丁目23番4号
ドライアイスメーカー会
会長 岩本 満

丙 東京都港区西新橋一丁目16番7号
全日本ドライアイスディーラー会
会長 鯛島 洋三

災害時等における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定（以下「協定」という。）第10条の規定により、協定の実施について必要な手続その他の事項を定めるものとする。

(連絡体制)

第2条 甲、乙および丙は、協定の実施責任者をそれぞれ指定し「実施責任者届」（別記様式1）により相互に報告するものとする。

2 乙および丙は、協定第2条に掲げる業務に協力するために、毎年3月末までに構成員の名簿を提出するものとする。

(要請手続)

第3条 協定第2条に規定する甲から乙および丙への要請は、次の事項を明らかにし、「協力要請書」（別記様式2）により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行う者の職および氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日または期間
- (6) その他必要事項

(報告)

第4条 協定第5条に規定する丙から甲への報告は、次に掲げる事項を口頭により行い、事後、速やかに「実績報告書」（別記様式3）を提出するものとする。

- (1) 遺体保存用ドライアイスの供給量
- (2) 履行の場所
- (3) 履行の期日または期間
- (4) その他必要な事項

(経費の請求方法)

第5条 協定第6条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(付則)

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同じとする。

様式1（第2条関係）

実 施 責 任 者 届

【滋賀県】

	実 施 責 任 者	連 絡 員
役職・氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX 番号		

【ドライアイスメーカー会】

	実 施 責 任 者	連 絡 員
役職・氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX 番号		

【全日本ドライアイスディーラー会】

	実 施 責 任 者	連 絡 員
役職・氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX 番号		

様式2（第3条関係）

滋 生 衛 第 号
平成 年(西暦年) 月 日

ドライアイスメーカー会長
全日本ドライアイスディーラー会長 } 様

滋 賀 県 知 事

協 力 要 請 書 (第 報)

災害時等における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定第2条の規定により、
次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	職名： 氏名： 連絡先電話番号
口頭による要請の 日時	年 月 日 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 場 所	
履行の期日または 期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

(注) 要請内容の欄には、ドライアイスの必要量を記載すること。

様式3（第4条関係）

第 年 月 日 号

滋賀県知事

全日本ドライアイスディーラー会
会 長



実 績 報 告 書

協力要請のあった業務に係る実績について、災害時等における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定第5条の規定により、次のとおり報告します。

要請依頼書番号 および日時	年 月 日付け 第 号（第 報）
実 施 業 務 内 容	
従 事 者 氏 名	
履 行 の 場 所	
履行の期日または 期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
報 告 担 当 者	氏名： 連絡先電話番号
備 考	

（注）業務実施内容の欄には、ドライアイスの供給量を記載すること。

災害時における棺および葬祭用品の供給等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）とは、災害時における棺および葬祭用品の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合における棺および葬祭用品の供給等について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に次の業務について、必要があると認めた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

- （1）棺および葬祭用品の供給ならびに作業等の役務の提供
- （2）遺体安置施設等の提供
- （3）遺体の搬送
- （4）その他、必要とする事項

（協力）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、乙のできる範囲において、前条に掲げる業務を実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙が実施した第2条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、業務が完了したときは、協会員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第7条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

（価格の決定）

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害時等の直前における適正価格を基準として甲乙が協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制整備および情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続その他の事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項および疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

附 則

- 1 この協定の有効期間は、協定の日から平成24年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の満了する日の30日前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間満了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。
- 2 この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所有する。

平成23年3月24日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 東京都港区新橋一丁目18番16号
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 杉山 雄吉郎

災害時における棺および葬祭用品の供給等に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における棺および葬祭用品の供給等に関する協定（以下「協定」という。）第10条の規定により、協定の実施について必要な手続その他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(葬祭用品等の範囲)

第2条 協定に規定する甲が供給を要請する棺等葬祭用品の範囲は次のとおりとする。

- (1) 棺および納棺に必要な資材
- (2) ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
- (3) 骨つぼ等その他必要な用品

(連絡体制)

第3条 甲および乙は、協定の実施責任者をそれぞれ指定し「実施責任者届」（別記様式1）により相互に報告するものとする。

2 乙は、協定第2条に掲げる業務に協力するために、毎年3月末までに構成員の名簿を提出するものとする。

(要請手続)

第4条 協定第2条に規定する甲から乙への要請は、次の事項を明らかにし「協力要請書」（別記様式2）により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行う者の職、氏名
 - (2) 要請理由
 - (3) 要請内容
 - (4) 履行の場所
 - (5) 履行の期日または期間
 - (6) その他必要事項
- 2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

(連携協力)

第5条 乙は、甲との連携を円滑にすすめるため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

(報告書)

第6条 協定第4条に規定する乙から甲への報告は、次に掲げる事項を口頭により行い、

事後、速やかに実績報告書(別記様式3)を提出するものとする。

- (1) 棺および葬祭用品の供給数、遺体を搬送した車両台数
- (2) 履行の場所
- (3) 履行の期日または期間
- (4) その他必要事項

(経費の請求方法)

第7条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

附 則

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同じとする。

（目的） 第1条 本協定は、次に掲げる場合における乙および丙（以下「乙等」という。）による甲に対する棺および葬祭用品の供給ならびに遺体の搬送等の協力について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。 （1）災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される災害が発生した場合。 （2）その他大規模な事件、事故により甚大な被害が生じ滋賀県がその対応を行う必要が生じた場合。		（価格の決定） 第8条 甲が負担する経費の価格は、災害時等の直前における適正価格を基準として甲と乙等が協議して決定するものとする。
（要請） 第2条 甲は、災害時等に次の業務について、市町からの要請があり、必要と認めた場合は、乙等に対し協力を要請するものとする。 （1）棺および葬祭用品の供給ならびに作業等の役務の提供 （2）遺体安置施設等の提供 （3）遺体の搬送 （4）その他、必要とする事項		（支援体制の整備） 第9条 乙等は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制および情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。
（協力） 第3条 乙等は、甲の要請を受けたときは、連携の上、乙等のできる範囲において、他の業務に優先して前条に掲げる業務を実施するものとする。		（実施細目） 第10条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、別に定めるものとする。
（報告） 第4条 乙等は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。		（協議） 第11条 この協定に定めのない事項および疑義が生じたときは、その都度、甲と乙等が協議して決定するものとする。
（経費の負担） 第5条 甲は、乙等が実施した第2条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。		附 則 1 この協定の有効期間は、協定の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の満了する日の30日前までに、甲、乙等いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間満了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。 2 この協定の締結を証するため、協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を所有する。
（経費の請求） 第6条 乙等は、業務が完了したときは、乙等の構成員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。		平成24年11月20日
（経費の支払） 第7条 甲は、前条の規定に基づき、乙等からの請求を受けて経費を支払うものとする。		甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県知事
		乙 滋賀県彦根市西今町939番地 滋賀県葬祭事業協同組合 理事長
		丙 東京都港区港南二丁目4番12号 全日本葬祭業協同組合連合会 会 長

災害時における棺および葬祭用品の供給ならびに遺体の搬送等に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における棺および葬祭用品の供給ならびに遺体の搬送等に関する協定（以下「協定」という。）第10条の規定により、協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(葬祭用品等の範囲)

第2条 協定第2条第1号に規定する甲が供給を要請する棺等葬祭用品の範囲は次のとおりとする。

- (1) 棺および納棺に必要な資材
- (2) ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
- (3) 骨つぼ等その他必要な用品

(連絡体制)

第3条 甲および乙等は、協定の実施責任者をそれぞれ指定し「実施責任者届」（別記様式1）により相互に報告するものとする。

2 乙等は、協定第2条に掲げる業務に協力するために、毎年3月末までに乙等の構成員の名簿を提出するものとする。

(要請手続)

第4条 協定第2条に規定する甲から乙等への要請は、次の事項を明らかにし「協力要請書」（別記様式2）により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行う者の職、氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日または期間
- (6) その他必要事項

2 甲が乙等に対し協力を要請するに際し、やむを得ない事情により乙等に連絡が取れない場合においては、甲は直接乙等の会員に対し協力を要請できるものとする。

3 甲は、乙等の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度、乙等に通知するものとする。

(連携協力)

第5条 乙等は、甲との連携を円滑にすすめるため、甲が実施する訓練等に参加の要請があった際には可能な限り参加するものとする。

(報告書)

第6条 協定第4条に規定する乙等から甲への報告は、次に掲げる事項を口頭により行い、事後、速やかに実績報告書(別記様式3)を提出するものとする。

- (1) 棺および葬祭用品の供給数、遺体を搬送した車両台数
- (2) 履行の場所
- (3) 履行の期日または期間
- (4) その他必要事項

(経費の請求方法)

第7条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

附 則

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同じとする。

様式 1 （第 3 条関係）

平成 年 月 日

実 施 責 任 者 届

【滋賀県】

	実 施 責 任 者	連 絡 員
役職・氏名	生活衛生課長	生活衛生課
電話番号	077-528-3641	077-528-3641
携帯番号		
FAX 番号	077-528-4860	077-528-4860

【滋賀県葬祭事業協同組合】

	実 施 責 任 者	連 絡 員
役職・氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX 番号		

【全日本葬祭業協同組合連合会】

	実 施 責 任 者	連 絡 員
役職・氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX 番号		

様式2（第4条関係）

滋 生 衛 第 号
平成 年(西暦年) 月 日

滋賀県葬祭事業協同組合理事長 } 様
全日本葬祭業協同組合連合会会長 }

滋 賀 県 知 事

協 力 要 請 書 (第 報)

災害時等における棺および葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関する協定第2条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	職名： 氏名： 連絡先電話番号
口頭による要請の 日時	年 月 日 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 場 所	
履行の期日または 期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

(注) 要請内容の欄には、棺および葬祭用品の必要数、遺体搬送用車輛の必要台数等を記載すること。

様式3（第6条関係）

第 年 月 日 号

滋賀県知事

団体名
代表者名

印

実 績 報 告 書

協力要請のあった業務に係る実績について、災害時等における棺および葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関する協定第4条の規定により、次のとおり報告します。

要請依頼書番号 および日時	年 月 日付け 第 号（第 報）
実 施 業 務 内 容	
従 事 者 氏 名	
履 行 の 場 所	
履行の期日または 期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
報 告 担 当 者	氏名： 連絡先電話番号
備 考	

（注）業務実施内容の欄には、棺および葬祭用品の提供数、遺体搬送用車輛の提供台数等を記載すること。

災害時における応急救援活動への応援に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県建設業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害対策基本法に基づき迅速かつ円滑な応急救援活動を行なうために必要な応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第 1 条 甲は、災害応急救援活動として、公共土木建築施設の応急復旧、人命救助および応急仮設住宅の建設・被災住宅の応急修理等に、土木資機材労力等を活用する必要があるときは、乙に必要な協力を要請することができる。

（協 力）

第 2 条 乙は、第 1 条による要請があったときは、その趣旨に従い乙の所属会員が所有する土木資機材労力等の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、当該法令の規定に従い必要な協力を行なうものとする。

（経費の負担）

第 3 条 第 2 条に基づく応援に要した費用は、甲の負担とし、その額については災害発生時における地域の通常の取引事例を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

（損害の負担）

第 4 条 甲の要請により、乙が協力する業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

（補 償）

第 5 条 甲の要請により、この協定に基づいて応援業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかりまたは死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例(昭和 38 年 3 月 25 日滋賀県条例第 10 号)」の規定により、甲が補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

（連絡責任者）

第 6 条 第 1 条に掲げる要請に関する事項の伝達および連絡責任者として、甲においては滋賀県生活環境部消防防災課長を、乙においては社団法人滋賀県建設業協会事務局長をそれぞれ指定するものとする。

（連絡会議の設置）

第 7 条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。

（細目協定の締結）

第 8 条 甲および乙は、的確な応急救援活動を行なうために必要な細部の事項について、別途細目協定を締結するものとする。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続する。

（その他）

第 10 条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

平成 8 年 3 月 29 日

甲 滋賀県大津市京町 4 丁目 1 番 1 号
滋賀県知事 稲 葉 稔

乙 滋賀県大津市におの浜 1 丁目 1 番 18 号
社団法人 滋賀県建設業協会
会 長 奥 和 男

災害時における応急救援活動への応援に関する細目協定書

「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書(平成8年3月29日締結)」

第8条に定めるところにより、滋賀県(以下「甲」という。)と社団法人滋賀県建設業協会(以下「乙」という。)とは、次のとおり細目協定を締結する。

(要請の手続き)

第1条 甲は、応急救援活動を実施するため乙の応援を要請する必要があると判断した時は、協定書第6条に規定する甲の連絡責任者は乙の連絡責任者に対し、「災害応急救援活動要請書(様式1)」により必要な事項を明記し要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は口頭により要請することができるものとする。

(協力体制)

第2条 乙は、前条の要請を受けた場合は、当該要請内容、応援区域等を勘案し協定書第2条に規定する乙の所属会員(以下「丙」という。)に対して当該協力要請があった旨を連絡するものとする。

(応急救援活動の指示)

第3条 前条により要請を受けた丙は当該応急救援活動の内容に応じて、次に掲げる者の指示を受けて迅速に活動にあたるものとする。

- 1) 人命救助のための土木資機材・労力の提供にかかる調整については活動場所を管轄する県事務所長
- 2) 公共土木建築施設の応急復旧工事等は工事施行場所を管轄する土木事務所長
- 3) 応急仮設住宅にかかる敷地整備については、土木部住宅課長

(応急救援活動の実施等)

第4条 応急救援活動の実施にあたっては、次により行うものとする。

- 1) 乙は、人命救助のための土木資機材・労力の提供にあたっては、甲の要請事項を的確に把握し、迅速に対応するものとする。
- 2) 公共土木建築施設の応急復旧工事および応急仮設住宅にかかる敷地整備については、甲と丙において工事請負契約を締結して行うものとする。

ただし、緊急を要する時、甲は口頭で指示し、すみやかに契約締結を行うものとする。

(情報の提供等)

第5条 甲は、応急救援活動が迅速・的確に遂行されるよう、乙に対して常に必要な情報の提供に努めるものとする。

(実施報告)

第6条 第4条の工事を実施した丙は、その状況を速やかに甲に報告するものとする。

なお、人命救助のための土木資機材労力の報告は様式2「土木資機材労力等応援完了報告」により、報告するものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭で報告し、事後文書で提出するものとする。

(その他)

第7条 この細目協定に定めのない事項および疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

2 この協定は平成9年8月1日から適用する。

3 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成9年8月1日

甲 大津市京町四丁目1-1

滋賀県知事 稲 葉 稔

乙 大津市におの浜一丁目1-18

社団法人 滋賀県建設業協会

会 長 奥 和 男

第 号
平成 年 月 日

災害応急救援活動要請書

社団法人 滋賀県建設業協会会長 殿

滋賀県知事 稲葉 稔

「災害時における応急救援活動への応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1. 応援の区分

- (1) 人名救助のための土木資機材労力
- (2) 公共土木建築施設の応復旧
- (3) 応急仮設住宅にかかる敷地整備

2. 災害の状況および応援を必要とする事由

3. 応援要請内容

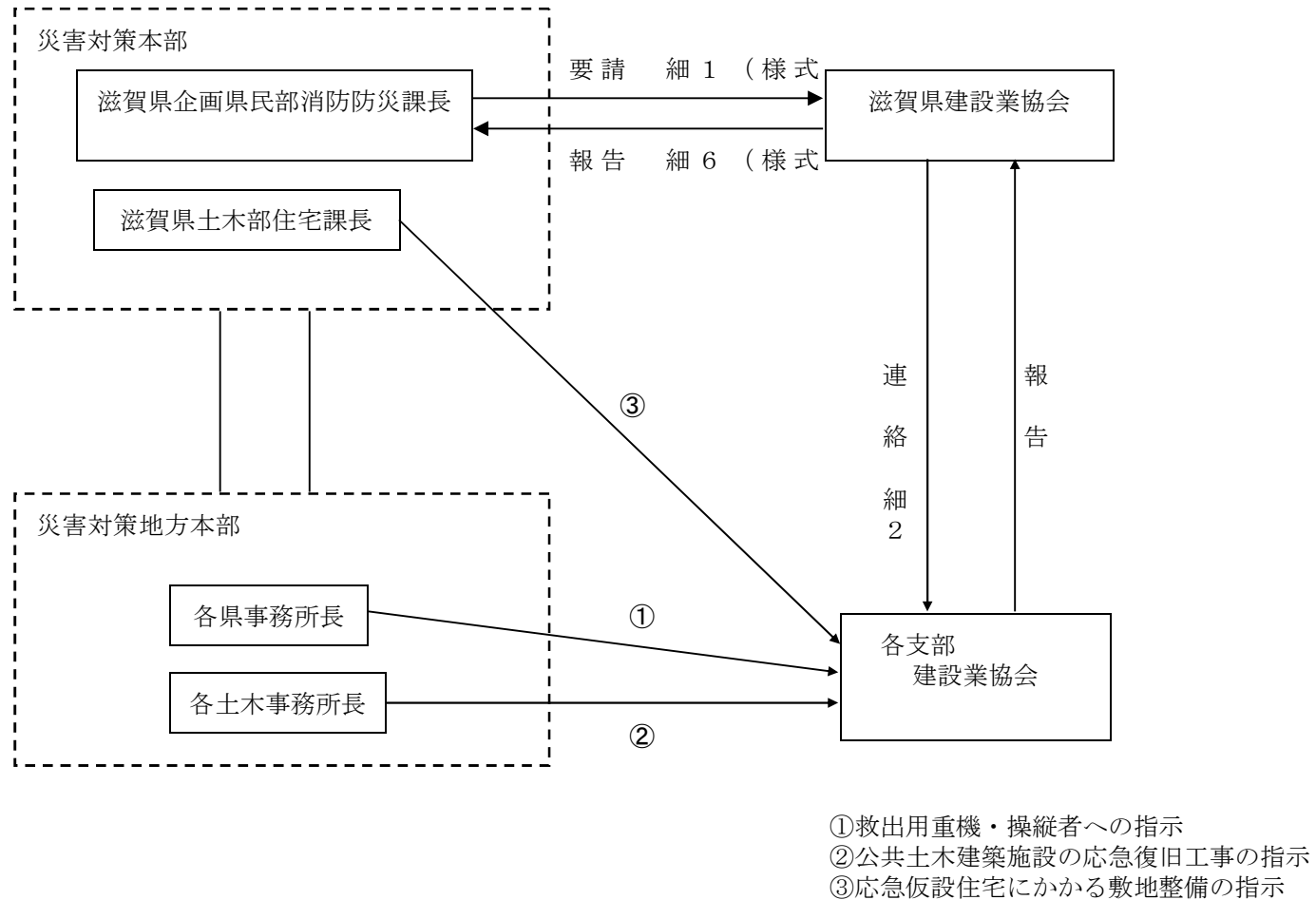
区 分	内 容
活 動 内 容	
活 動 時 期	
活 動 場 所	
資 材 の 種 類 、 数 量	
資 材 の 種 類 、 数 量	
労 力 の 内 容	
そ の 他	

4. その他参考となる事項

様式 2

土 木 資 機 材 労 力 等 応 援 完 了 報 告 書	
作 業 内 容	
応 援 場 所	
応 援 期 間	
応援機械の種類、数量	
応援資材等の種類、数量	
応援労力等の職種、人数	
備 考 上記のとおり完了したので届けます。 平成 年 月 日 滋賀県知事 殿 滋賀県建設業協会 支部 (印)	

応援要請に対するフロー図



災害時における応急対策活動への応援に関する協定書

滋賀県(以下「甲」という。)と滋賀県塗装工業協同組合(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、迅速かつ円滑な応急対策活動を行うために必要な応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、県有施設等の汚泥等の洗浄業務、物資・資機材の協力、その他甲が必要と認める業務を、乙に対して必要な協力を要請することができるものとする。

(協 力)

第2条 乙は、前条の規定による要請があったときは、その趣旨に従い乙の所属組合員が所有する資機材および労力の提供について可能な限り甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第3条 前条の規定に基づく協力を要した費用は甲の負担とする。

(損害の負担)

第4条 乙がこの協定による応援に係る業務の実施に伴い他人に損害を与えたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定めるものとする。

(補 償)

第5条 甲の要請により、この協定に基づく乙の応援に係る業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例(昭和38年滋賀県条例第10号)」の規定により、甲が補償するものとする。ただし、当該従事した者が同条例以外の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(連絡責任者)

第6条 第1条の規定による要請に関する事項の伝達および連絡責任者として、甲においては滋賀県防災危機管理局副局長を、乙においては滋賀県塗装工業組合理事長をそれぞれ指定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続する。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年3月3日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 滋賀県大津市南郷5丁目2-14
滋賀県塗装工業協同組合
理事長 藤本 忠志

災害時における応急対策活動への応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における応急対策活動への応援に関する協定(以下「協定」という。)第8条の規定に基づき、滋賀県(以下「甲」という。)と滋賀県塗装工業協同組合(以下「乙」という。)との協定の実施に必要な事項を定める。

(要請の手続き)

第2条 甲は、協定第1条の規定による要請は、様式1により行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに同様式を交付することができる。

(応急対策活動の実施)

第3条 乙は、資機材および労力の提供に当たっては、甲の要請事項を的確に把握し、迅速に対応するものとする。

(情報の提供)

第4条 甲は、協定に基づく応援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対して必要な情報の提供に努めるものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、協定に基づく応援が完了したときは、様式2により甲にその実績を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに同様式により報告することができる。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項またはこの実施細目の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

付 則

この実施細目は、平成26年3月3日から施行する。

様式1

第 号
平成 年 月 日

災害応急対策活動要請書

滋賀県塗装工業協同組合
理事長 様

滋賀県知事

災害時における応急対策活動への応援に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況および要請の事由

2 応援要請内容

区 分	内 容
活 動 期 間	
活 動 場 所	
資機材の種類、数量	
労 力 の 内 容	
そ の 他	

3 その他参考となる事項

様式2

災 害 応 急 救 対 策 活 動 完 了 報 告 書	
活 動 期 間	
活 動 場 所	
資機材の種類、数量	
労力の内容	
そ の 他	
上記のとおり完了したので届けます。 年 月 日 滋賀県知事 様 滋賀県塗装工事工業協同組合 理事長	

災害時における滋賀県所管施設の緊急災害対策業務に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と、一般社団法人全国地質調査業協会連合会関西地質調査業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における滋賀県所管施設の緊急的な災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、地震・風水害等異常な自然現象および予期できない災害等が発生した場合において、甲が管理または委託管理する施設等（工事中の施設を含め、以下「所管施設等」という。）において発生した災害の緊急的な応急対策調査を実施するにあたり、甲および乙は協力して被害の拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、甲の所管施設等における災害発生箇所とする。

（業務の内容）

- 第3条 甲は所管施設等が被災し、必要と認めるときは業務要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに業務要請書を提出するものとする。
- 2 乙の会員は、甲からの出動要請を受けた乙の指示に基づき、できる限り速やかに所管施設等の被災状況を把握し、当該災害の応急対策調査を実施するものとする。
- 3 乙または乙の会員は、前項の規定により業務を実施したときは、業務の終了後速やかに業務報告書（別記様式第2号）によりその状況を報告するものとする。ただし、文書により報告する時間がないときは、電話その他の方法により報告し、事後において速やかに業務報告書を提出するものとする。
- 4 乙は、災害応急対策調査を迅速に遂行できるよう日頃から体制の整備や必要な技術者等の確保に努めるとともに、乙の会員による連絡系統図および連絡一覧表からなる実施体制表を作成しておくものとする。

（業務の実施体制）

第4条 前条第4項に定める所管施設等の災害応急対策調査の実施体制表はあらかじめ、乙から甲に提出しておくものとする。

なお、実施体制表に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条に基づく業務費用は、甲が負担するものとする。

(有効期限)

第6条 この協定の期間は、協定締結日から平成26年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を期間の満了の日より1年間継続するものとする。

また、締結後、甲乙いずれかの申し出により本協定は、廃止することができる。

(損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い甲、乙または乙の会員双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、または派遣した技術者等並ならびに各種資機材に損害が生じた場合には、乙または乙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告するものとし、その措置については甲と乙または乙の会員が協議して定めるものとする。

(賠償等)

第8条 甲は第3条の規定による業務に従事した者が、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、または障害の状態となった場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例（昭和38年3月25日滋賀県条例第10号）の規定により、その損害を補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れるものとする。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲および乙は、本協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届（別記様式第3号）により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項、または本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定書は2通作成し、甲乙が各1通を保有する。

平成26年3月25日

(甲) 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事

嘉田 由紀子

(乙) 大阪府大阪市西区靱本町一丁目14-15

一般社団法人全国地質調査業協会連合会

関西地質調査業協会理事長 荒木 繁幸

業 務 要 請 書

一般社団法人全国地質調査業協会連合会
関西地質調査業協会理事長 様

滋賀県知事

災害時における滋賀県所管施設の緊急災害対策業務に関する協定書に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 災害の状況および要請の事由

2. 応援要請内容

区 分	内 容
活 動 期 間	
活 動 場 所	
資材の種類、数量	
労 力 の 内 容	
そ の 他	

3. その他参考となる事項

平成 年 月 日

業 務 報 告 書

滋賀県知事 様

一般社団法人全国地質調査業協会連合会
関西地質調査業協会理事長

災害時における滋賀県所管施設の緊急災害対策業務に関する協定書に基づき、実施した業務の内容を下記のとおり報告します。

記

1. 実施した業務の内容

区 分	内 容
活 動 期 間	
活 動 場 所	
資材の種類、数量	
労 力 の 内 容	
そ の 他	

2. その他参考となる事項

連 絡 責 任 者 届

【 滋賀県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間：
- ・休日：

【 一般社団法人全国地質調査業協会連合会 関西地質調査業協会 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間：
- ・休日：

災害時における土木施設の応急復旧に係る初動活動等への応援協力に関する協定書

滋賀県大津土木事務所長（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部長（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲の所管する土木施設の迅速かつ円滑な被害状況の把握および応急復旧に係る初動活動を行うために必要な応援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第 1 条 甲は所管する土木施設に対し、次に掲げる要件を満たし、かつ、第 3 条に定める応援協力が必要であると判断したときは、乙に必要な協力を要請することができる。

- (1) 第 3 条第 1 号から第 3 号で規定する応援協力の要請については、管内で土木施設に大規模な被害の発生が予想され管内土木施設の被害状況の把握が必要となるとき。
- (2) 第 3 条第 4 号および第 5 号で規定する応援協力については、管内の土木施設に被害が確認され緊急に復旧を要するとき。

（協力）

第 2 条 乙は、甲から前条の規定に基づき次条に掲げる応援協力の要請があったときは、その趣旨に従い乙に所属する協会員（以下「協会員」という。）が所有する土木資機材労力等の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。

- 2 次条第 4 号および第 5 号に掲げる応援協力については、滋賀県と一般社団法人滋賀県建設業協会が締結している「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（平成 8 年 3 月 29 日締結）」第 1 条の規定に基づく要請がなされた場合は、これによるものとする。
- 3 前 2 項の協力を行うにあたり、被害が大規模であるなど乙の協会員のみでの対応が困難な場合、乙は一般社団法人滋賀県建設業協会の本部を通じて、他の支部へ応援協力依頼ができるものとする。
- 4 次条第 1 号および第 2 号の応援協力については、甲からの要請がない場合であっても安全と思われる範囲で甲の被害情報収集に協力するものとする。

（応援協力の内容）

第 3 条 第 1 条の規定に基づく応援協力の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の被害状況の把握および甲への連絡
- (2) 施設供用の支障となる軽易な支障物の除去等
- (3) 協会員が保有する応急復旧に協力できる資材、機材および労働力についての情報提供
- (4) パトロールおよび応急復旧工事を実施できる協会員の選定
- (5) パトロールおよび応急復旧工事の実施

（経費の負担）

第 4 条 前条第 1 号から第 4 号までに掲げる応援協力の実施に要する経費は、乙が負担する。

- 2 前条第 4 号による乙からの報告に基づき行う前条第 5 号のパトロールおよび応急復旧工事は、工事請負契約等を締結して行うものとする。

（損害の負担）

第 5 条 甲の要請により、乙が協力する業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

(補償)

第 6 条 甲の要請により、この協定に基づいて応援業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、もしくは疾病にかかりまたは死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例(昭和38年 3月25日滋賀県条例第10号)」の規定により、滋賀県が補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(甲、乙等の責務)

第 7 条 甲は、第 3 条第 1 号から第 4 号までに掲げる乙の応援協力が、無償による社会貢献活動であることを理解し、その活動に対し過度な負担とならないよう十分な配慮をするものとする。

2 第 3 条第 1 号および第 2 号に掲げる応援協力が当たる協会の編成および現場での業務の遂行は、乙の責任において行い、応援協力が迅速かつ効果的に実施できるよう努めるものとする。

3 協会員は、社員を応援協力活動に従事させる場合、補償保険制度等の活用に関して、万一の事態に備えるとともに、応援協力に従事する者は、危険が伴う業務であることを十分認識し、事故防止に細心の注意をはらい従事するものとする。

4 甲は、乙および協会員が第 3 条第 1 号から第 4 号までに掲げる応援協力に参加したことをもって、乙および協会員に対し請負等の契約に基づく工事の発注を約束するものではないものとする。

(連絡責任者)

第 8 条 第 1 条による要請に係る事項の伝達のため連絡責任者として、甲においては次長(技術)を、乙においては乙の指名する者をそれぞれ指定するものとする。

(連絡担当者)

第 9 条 甲および乙は、第 3 条第 1 号から第 4 号に掲げる応援協力の実施に当たり、詳細な指示、協議、途中報告などの情報伝達を行うために連絡担当者を選任するものとする。

2 甲および乙の連絡担当者は大津土木事務所に常駐してその任務に当たることを原則とする。

(連絡会議の設置)

第10条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。

(細目協定の締結)

第11条 甲および乙は、的確な初動活動を行うために必要な細部の事項について、別途細目協定を締結するものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期限は、締結の日から、平成27年 3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から 1年間有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書 2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その 1通を保有する。

平成26年3月11日

甲 滋賀県大津市松本一丁目2番1号
滋賀県大津土木事務所

所 長 樋口 洋一

乙 滋賀県大津市島ノ関12番2号
一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部

支部長 奥村 昇

※その他、各土木事務所等（南部土木事務所、甲賀土木事務所、東近江土木事務所、湖東土木事務所、長浜土木事務所、長浜土木事務所木之本支所、高島土木事務所）と（一社）滋賀県建設業協会各支部で同様の協定を締結している。

災害時における土木施設の応急復旧に係る初動活動等への応援協力に関する細目協定書

「災害時における土木施設の応急復旧に係る初動活動等への応援協力に関する協定書（平成26年3月11日締結）」（以下「協定書」という。）第11条に定めるところにより、滋賀県大津土木事務所長（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部長（以下「乙」という。）とは、次のとおり細目協定を締結する。

（要請の手続き）

第1条 甲は、協定書第1条に規定する応援協力を要請する必要があると判断したときは、協定書第8条に規定する甲の連絡責任者は乙の連絡責任者に対し、「災害時初動活動応援協力要請書（様式-1）」により必要な事項を明記し、要請するものとする。

ただし、協定書第3条第1号から第4号に掲げる応援協力を要請するに当たり、緊急を要する場合は口頭により要請することができるものとする。

（応援協力に係る報告）

第2条 乙は、甲から協定書第1条の規定に基づく応援協力の要請を受けた場合は、所属する協会員（以下「協会員」という。）に対して当該要請があった旨を連絡するとともに、当該要請の内容を勧案のうえ、迅速な対応が可能な協会員や資機材等を速やかに甲に報告するものとする。

（初動活動の指示）

第3条 協定書第3条第1号または第2号に掲げる応援協力は、甲の要請により活動に当たるものとするが、土木施設の被害状況等により要請内容を満足できない場合には、甲と協議の上、その活動に当たるものとする。

2 前項の甲からの要請や甲との協議については、連絡担当者を通じ行うことを基本とする。やむを得ず甲と協会員の間で直接やり取りを行った際には、事後速やかに連絡担当者にその内容について報告するものとする。

（情報の提供等）

第4条 甲は、初動活動が迅速かつ的確に遂行されるよう、連絡担当者を通じ乙に対して常に必要な情報の提供に努めるものとする。

（報告）

第5条 協定書第3条第1号から第4号に掲げる初動活動を実施した乙は、その状況を速やかに「災害時初動活動報告書（様式-2）」により甲に報告するものとする。

この場合において、土木施設の供用に支障をきたすような被害を発見した際には、速報として甲に報告するものとする。

（資機材等の情報提供）

第6条 乙は、協会員が保有する資材、機材および労働力についての情報を把握しておくとともに、甲に対し更新時に定期的に報告するものとする。

（連絡担当者）

第7条 協定書第9条に規定する連絡担当者は各1名を基本とするが、災害の規模等に応じ複数名選任することができるものとする。

2 連絡担当者については、初動活動期間により途中交代することができるものとする。

（その他）

第8条 この細目協定に定めのない事項および疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その 1通を保有する。

平成26年3月11日

甲 滋賀県大津市松本一丁目2番1号
滋賀県大津土木事務所

所長

樋口 洋一

乙 滋賀県大津市島ノ関12番2号
一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部

支部長

奥村 昇

※その他、各土木事務所等（南部土木事務所、甲賀土木事務所、東近江土木事務所、湖東土木事務所、長浜土木事務所、長浜土木事務所木之本支所、高島土木事務所）と（一社）滋賀県建設業協会各支部で同様の細目協定を締結している。

災害時初動活動応援協力要請書

一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部長 様

滋賀県大津土木事務所長

「災害時における土木施設の応急復旧に係る初動活動等への応援協力に関する協定書」に基づき、下記のとおり応援協力を要請します。

記

1. 災害の状況および応援を必要とする事由

2. 応援協力要請内容

区 分	内 容
活 動 内 容	
活 動 時 期	
活 動 場 所	
そ の 他	

3. その他参考となる事項

(2. 応援協力要請内容について、内容が複数にわたる場合には別紙により記載することができる。)

災害時初動活動報告書

滋賀県大津土木事務所長

一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部長

「災害時における土木施設の応急復旧に係る初動活動等への応援協力に関する協定書」に基づき、平成 年 月 日付け滋 第 号で要請のあった災害時初動活動について下記のとおり報告します。

記

河川・路線名等	
区 間	
実 施 時 期	平成 年 月 日() 〇:〇 ~ 平成 年 月 日() 〇:〇
施 設 状 況 (被 害 状 況)	
そ の 他	

- ・施設状況(被害状況)については、必要に応じて位置図・写真等を別途添付する
- ・複数箇所を報告する際には、適宜様式を修正するものとする

災害時初動活動報告書

滋賀県大津土木事務所長

一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部長

「災害時における土木施設の応急復旧に係る初動活動等への応援協力に関する協定書」に基づき、平成 年 月 日付け滋 第 号で要請のあった保有資機材労力等について別添一覧のとおり報告します。

災害時初動活動報告書

滋賀県大津土木事務所長

一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部長

「災害時における土木施設の応急復旧に係る初動活動等への応援協力に関する協定書」に基づき、平成 年 月 日付け滋 第 号で要請のあった災害時初動活動について下記のとおり報告します。

記

河川・路線名等	
応 急 復 旧 箇 所	
選 定 協 会 員	
保 有 資 機 材 等	別添「保有資機材等個表」参照
そ の 他	

・複数箇所を報告する際には、適宜様式を修正するものとする

災害時における応急救援活動への応援に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県造園協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、迅速かつ円滑な応急救援活動を行うために必要な応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時に応急救援活動に関し、人命救助および支障物の撤去のため乙の資機材および労力を活用する必要があるとき、ならびに倒木等の被害状況について調査を行うため乙の協力が必要なときは、乙に対して必要な協力の要請を行うことができるものとする。

（協力）

第2条 乙は、前条の規定による要請があったときは、その趣旨に従い乙の所属会員が所有する資機材および労力の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。

（費用の負担）

第3条 この協定に基づく応援に要した費用のうち、人命救助および支障物の撤去に係る費用であって、災害発生時における地域の通常取引事例を基準として甲乙協議して決定する額に相当する部分については甲の負担とし、その他の費用については乙の負担とする。

（損害の負担）

第4条 乙がこの協定に基づく応援に係る業務の実施に伴い他人に損害を与えたときは、その賠償の責について、甲乙協議して決定するものとする。

（補償）

第5条 甲の要請により、この協定に基づく乙の応援に係る業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例（昭和38年滋賀県条例第10号）」の規定により、甲が補償するものとする。

ただし、当該従事した者が同条例以外の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において、甲は、補償の責を免れる。

(連絡責任者)

第6条 第1条の規定による要請に関する事項の伝達および連絡責任者として、甲においては滋賀県防災危機管理局副局長を、乙においては社団法人滋賀県造園協会事務局長をそれぞれ指定するものとする。

(連絡会議)

第7条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に進めるため、関係者の連絡会議を開催し、情報交換に努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を継続する。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年5月7日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 滋賀県大津市京町三丁目1番3号
社団法人 滋賀県造園協会

災害時における応急救援活動への応援に関する協定実施細目

（趣旨）

第1条 この実施細目は、災害時における応急救援活動への応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、滋賀県（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県造園協会（以下「乙」という。）との協定の実施に必要な事項を定める。

（要請の手続き）

第2条 甲は、協定第1条の規定による要請は、様式1により行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに同様式を交付することができる。

（応急救援活動の実施等）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、協力できる資機材および労力の内容を様式2により甲に報告するものとする。

ただし、書面をもって報告するいとまがないときは、当該事項を口頭で報告し、その後、速やかに同様式を提出することができる。

2 乙は、前条に定める要請時に甲が連絡する現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示に従い協定に基づく応援を実施するものとする。

（情報の提供）

第4条 甲は、協定に基づく応援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対して必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第5条 協定に基づく応援は、現場指揮者が終了を告げたとき、または乙の事情により活動の続行が不可能になったときに終了するものとし、乙は、様式3により速やかに甲に実績を報告するものとする。

（その他）

第6条 この実施細目に定めのない事項またはこの実施細目の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成20年5月7日から施行する。

様式1

番 号
年 月 日

災 害 応 急 救 援 活 動 要 請 書

社団法人滋賀県造園協会

会長 様

滋賀県知事

災害時における応急救援活動への応援に関する協定に基づき下記のとおり要請します。

記

1. 応援の区分

- (1) 人命救助のための資機材、労力
- (2) 支障物撤去のための資機材、労力
- (3) 倒木等の被害状況調査

2. 災害の状況および応援を必要とする事由

3. 応援要請内容

区 分		内 容
活 動 内 容		
活 動 時 期		
活 動 場 所		
資材の種類 ・ 数量		
重機の種類 ・ 数量		
労 力 の 内 容		
現場指揮者の 所属、職、氏 名、連絡先	所 属	
	職	
	氏 名	
	連絡先	

4. その他参考となる事項

様式 2

災 害 応 急 救 援 活 動 状 況 報 告 書	
作 業 内 容	
活 動 時 期	
活 動 場 所	
資材の種類・数量	
重機の種類・数量	
労力等の職種・人数	
備 考	
上記のとおり応急救援活動の応援ができますので報告いたします。 年 月 日 滋賀県知事 様 社団法人滋賀県造園協会 会長	

様式 3

災 害 応 急 救 援 活 動 完 了 報 告 書	
作 業 内 容	
活 動 時 期	
活 動 場 所	
資材の種類・数量	
重機の種類・数量	
労力等の職種・人数	
備 考	
上記のとおり完了したので届けます。 年 月 日 滋賀県知事 様 社団法人滋賀県造園協会 会長	

災害時における応急救援活動への応援に関する協定書

滋賀県(以下「甲」という。)と社団法人滋賀県電業協会(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、迅速かつ円滑な応急救援活動を行うために必要な応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、災害応急救援活動として、市町が指定する県有施設の避難所等に係る電気設備の応急修理および仮設工事に乙の資材および労力を活用する必要があるときは、乙に対して必要な協力を要請することができるものとする。

(協 力)

第2条 乙は、前条の規定による要請があったときは、その趣旨に従い乙の所属会員が所有する資材および労力の提供について可能な限り甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第3条 前条の規定に基づく提供に要した費用のうち、資材の費用であって災害発生時における地域の通常取引事例を基準として甲乙協議して決定する額に相当する部分については甲の負担とし、その他の費用については乙の負担とする。

(損害の負担)

第4条 乙がこの協定による応援に係る業務の実施に伴い他人に損害を与えたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定めるものとする。

(補 償)

第5条 甲の要請により、この協定に基づく乙の応援に係る業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例(昭和38年滋賀県条例第10号)」の規定により、甲が補償するものとする。

ただし、当該従事した者が同条例以外の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(連絡責任者)

第6条 第1条の規定による要請に関する事項の伝達および連絡責任者として、甲においては滋賀県県民文化生活部防災危機管理局副局長を、乙においては社団法人滋賀県電業協会事務局長をそれぞれ指定するものとする。

(連絡会議の設置)

第7条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続する。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年3月11日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 嘉田由紀子

乙 滋賀県大津市大江七丁目7番37号
社団法人 滋賀県電業協会
会長 中島 鹿三

49 (6) 災害時における応急救援活動への応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における応急救援活動への応援に関する協定(以下「協定」という。)第9条の規定に基づき、滋賀県(以下「甲」という。)と社団法人滋賀県電業協会(以下「乙」という。)との協定の実施に必要な事項を定める。

(要請の手続き)

第2条 甲は、協定第1条の規定による要請は、様式1により行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに同様式を交付することができる。

(応急救援活動の実施)

第3条 乙は、資材および労力の提供にあたっては、甲の要請事項を的確に把握し、迅速に対応するものとする。

(情報の提供)

第4条 甲は、協定に基づく応援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対して必要な情報の提供に努めるものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、協定に基づく応援が完了したときは、様式2により甲にその実績を報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに同様式により報告することができる。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項またはこの実施細目の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成20年3月11日から施行する。

様式1

第 号
年 月 日

災害応急救援活動要請書

社団法人 滋賀県電業協会
会 長 様

滋賀県知事

災害時における応急救援活動への応援に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 災害の状況および要請の事由

2. 応援要請内容

区 分	内 容
活 動 期 間	
活 動 場 所	
資材の種類、数量	
労 力 の 内 容	
そ の 他	

3. その他参考となる事項

様式2

災 害 応 急 救 援 活 動 完 了 報 告 書	
活 動 期 間	
活 動 場 所	
資材の種類、数量	
労力の内容	
そ の 他	
上記のとおり完了したので届けます。 年 月 日 滋賀県知事 様 社団法人 滋賀県電業協会 会 長	

災害時における応急救援活動への応援に関する協定書

滋賀県(以下「甲」という。)と滋賀県電気工事工業組合(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、迅速かつ円滑な応急救援活動を行うために必要な応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、災害応急救援活動として、市町が指定する県有施設の避難所等に係る電気設備の応急修理および仮設工事に乙の資材および労力を活用する必要があるときは、乙に対して必要な協力を要請することができるものとする。

(協 力)

第2条 乙は、前条の規定による要請があったときは、その趣旨に従い乙の所属組合員が所有する資材および労力の提供について可能な限り甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第3条 前条の規定に基づく提供に要した費用のうち、資材の費用であって災害発生時における地域の通常取引事例を基準として甲乙協議して決定する額に相当する部分については甲の負担とし、その他の費用については乙の負担とする。

(損害の負担)

第4条 乙がこの協定による応援に係る業務の実施に伴い他人に損害を与えたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定めるものとする。

(補 償)

第5条 甲の要請により、この協定に基づく乙の応援に係る業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例(昭和38年滋賀県条例第10号)」の規定により、甲が補償するものとする。ただし、当該従事した者が同条例以外の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(連絡責任者)

第6条 第1条の規定による要請に関する事項の伝達および連絡責任者として、甲においては滋賀県防災危機管理局副局長を、乙においては滋賀県電気工事工業組合事務局長をそれぞれ指定するものとする。

(連絡会議の設置)

第7条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続する。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年3月13日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 滋賀県草津市青地町 299 番地 1
滋賀県電気工事工業組合
理事長 鹿野 敏夫

災害時における応急救援活動への応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における応急救援活動への応援に関する協定(以下「協定」という。)第9条の規定に基づき、滋賀県(以下「甲」という。)と滋賀県電気工事工業組合(以下「乙」という。)との協定の実施に必要な事項を定める。

(要請の手続き)

第2条 甲は、協定第1条の規定による要請は、様式1により行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに同様式を交付することができる。

(応急救援活動の実施)

第3条 乙は、資材および労力の提供に当たっては、甲の要請事項を的確に把握し、迅速に対応するものとする。

(情報の提供)

第4条 甲は、協定に基づく応援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対して必要な情報の提供に努めるものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、協定に基づく応援が完了したときは、様式2により甲にその実績を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに同様式により報告することができる。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項またはこの実施細目の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

付 則

この実施細目は、平成24年3月13日から施行する。

様式1

第 号
平成 年 月 日

災害応急救援活動要請書

滋賀県電気工事工業組合
理事長 様

滋賀県知事

災害時における応急救援活動への応援に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況および要請の事由

2 応援要請内容

区 分	内 容
活 動 期 間	
活 動 場 所	
資材の種類、数量	
労 力 の 内 容	
そ の 他	

3 その他参考となる事項

様式2

災 害 応 急 救 援 活 動 完 了 報 告 書	
活 動 期 間	
活 動 場 所	
資材の種類、数量	
労力の内容	
そ の 他	
上記のとおり完了したので届けます。 年 月 日 滋賀県知事 様 滋賀県電気工事工業組合 理事長	

地震災害時における流域下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県下水道管路維持協会（以下「乙」という。）は、地震災害により流域下水道管渠施設（以下「管渠施設」という。）が被災した場合において、甲の行う応急対策に対する乙の支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、被災した管渠施設の機能を速やかに復旧するため、乙の支援協力を得て、緊急対応を円滑に実施することを目的とする。

（支援協力の内容等）

第2条 この協定において、乙が行う支援協力は、滋賀県地域防災計画（震災対策編）に定める緊急点検、緊急調査および緊急措置とし、甲の指示に従い実施する。

2 支援協力の期間は、1週間程度とする。

（要請）

第3条 甲は、地震災害により管渠施設が被災した場合において、必要と認めるときは、別記様式第一の要請書により乙に支援協力を要請する。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り必要な人員、資機材等を調達し、支援協力を行う。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき支援協力を実施したときは、別記様式第二の実施報告書により甲に報告する。

（費用負担）

第5条 この協定に基づき実施した支援協力の費用は、乙が負担する。

（災害補償）

第6条 この協定に基づく支援協力に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、もしくは疾病にかかりまたは死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例（昭和38年滋賀県条第10号）」の規定に準じて、甲が補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたときは、甲は、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れるものとする。

(連絡体制)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては滋賀県琵琶湖環境部下水道課、乙においては社団法人滋賀県下水道管路維持協会事務局とする。

2 第3条に規定する支援協力要請の連絡責任者は、甲においては滋賀県琵琶湖環境部下水道課長の、乙においては社団法人滋賀県下水道管路維持協会事務局長の職にある者とする。

(広域災害)

第8条 甲が管轄する地域において「下水道事業における災害時支援に関するルール」(平成19年6月改定)(社団法人日本下水道協会作成)に基づく下水道対策本部(以下「対策本部」という。)を甲が設置した場合には、乙は対策本部の指揮による活動を優先し、これに従うものとする。

(被災した市町への支援協力)

第9条 甲が、甲の管轄する地域内の市町から応急対策の支援協力を要請されたため、乙に支援協力を要請した場合にも、乙は、可能な限り協力するものとする。なお、この市町の支援協力時に生じた災害補償については、市町が負担する。

(情報提供)

第10条 乙は、年度当初に支援協力可能な人員および資機材の保有状況を甲に報告する。

(協議)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙両者が協議して定める。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成20年3月25日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙の一方から文書により協定を更新しない旨の意思表示を行わない限り、さらに一年延長するものとし、その効力を持続する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年 3 月25日

(平成24年 2 月10日一部変更)

甲 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

乙 大津市大江二丁目 1 番 8 号

社団法人滋賀県下水道管路維持協会
会長 平 尾 吉 一

年 月 日

地震災害時における応急対策業務の支援要請書

社団法人滋賀県下水道管路維持協会長 様

滋賀県知事

「地震災害時における流域下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定」に基づき、次のとおり支援を要請します。

区 分	内 容
災害等が発生した場所	
被害の状況	
応急対策業務の支援内容	
必要な資機材および人員	
支援要請期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
その他参考となる事項	

年 月 日

地震災害時における応急対策業務の実施報告書

滋賀県知事 様

社団法人滋賀県下水道管路維持協会長

「地震災害時における流域下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定」
に基づく支援が下記のとおり終了したので報告します。

区 分	内 容
被災場所	
被害の状況	
応急対策業務の支援内容	
必要な資機材および人員	
支援期間	
その他参考となる事項	

年 月 日

地震災害時における応急対策業務の支援要請書

社団法人滋賀県下水道管路維持協会長 様

滋賀県知事

「地震災害時における流域下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定」に基づき、次のとおり支援を要請します。

区 分	内 容
災害等が発生した場所	
被害の状況	
応急対策業務の支援内容	
必要な資機材および人員	
支援要請期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
その他参考となる事項	

年 月 日

地震災害時における応急対策業務の実施報告書

滋賀県知事 様

社団法人滋賀県下水道管路維持協会長

「地震災害時における流域下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定」
に基づく支援が下記のとおり終了したので報告します。

区 分	内 容
被災場所	
被害の状況	
応急対策業務の支援内容	
必要な資機材および人員	
支援期間	
その他参考となる事項	

災害時における水道施設の応急復旧の応援に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県管工事業協同組合連合会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、水道施設の応急復旧（以下「応急復旧」という。）を行うために必要な応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、滋賀県地域防災計画に基づき、被災市町等（以下「市町等」という。）から災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条第1項の規定により応急復旧の応援要請があった場合には、乙に応援を要請することができる。

2 甲は、乙に応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、別紙様式1「災害時における水道施設の応急復旧の応援要請」によって行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 応援要請市町等
- (2) 災害等が発生した場所
- (3) 被害の状況
- (4) 応急復旧の応援内容
- (5) 必要な資機材および人員
- (6) 応援が必要な期間
- (7) その他、応援に関して参考となる事項

3 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立の上、可能な限り甲に協力するものとする。

4 前項の規定により出動した乙の会員および所属員は、市町等の指示により応急復旧に従事するものとする。

（報告）

第2条 乙は、応急復旧の応援が終了した場合は、甲に別紙様式2「災害時における水道施設の応急復旧の応援終了報告」を提出するものとする。

（費用負担）

第3条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧の応援に要した費用については、災害等の発生直前における適正な価格を基準として、災害対策基本法第92条第1項に定めるところにより市町等が負担するものとする。

（災害補償）

第4条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧により生じた災害補償については、乙と市町等で協議するものとする。

（被災した他の都道府県への応援）

第5条 甲が、被災した他の都道府県から応急復旧の応援要請があったため、乙に協力を要請した場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

（連絡体制等）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては滋賀県県民文化生活部生活衛生課、乙においては滋賀県管工事業協同組合連合会事務局とする。

2 第1条および第5条の要請に関する連絡責任者として、甲においては滋賀県県民文化生活部生活衛生課長を、乙においては滋賀県管工事業協同組合連合会専務理事をそれぞれ指名するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、またはこの協定に定めのない事項に関し必要がある場合は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年3月27日

甲 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 嘉 田 由紀子

乙 草津市草津三丁目10番19号

滋賀県管工事業協同組合連合会

会 長 鈴 木 正 信

年 月 日

災害時における水道施設の応急復旧の応援要請

滋賀県管工事業協同組合連合会 様

滋賀県知事

「災害時における水道施設の応急復旧の応援に関する協定」に基づき、下記のとおり 応援を要請します。

記

区 分	内 容
応援要請市町等	
災害等が発生した場所	
被害の状況	
応急復旧の応援内容	
必要な資機材および人員	
応援が必要な期間	
その他、参考となる事項	

年 月 日

災害時における水道施設の応急復旧の応援終了報告

滋賀県知事

滋賀県管工事業協同組合連合会

「災害時における水道施設の応急復旧の応援に関する協定」に基づく応援が、下記の とおり終了したので報告します。

記

応援市町等	応援期間	応 援 内 容 等	その他

災害時等における相互協力に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社（以下「乙」という。）との間に、災害時等における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、次に掲げる場合における応急対策および復旧業務の実施にあたり相互協力に必要な事項を定め、これらの業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを 目的とする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合
- （2） 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等および緊急対処事態が発生した場合
- （3） 前2号に定めるもののほか、県民および滞在者の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合
- （4） 消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項の規定に基づき、市町等から甲に航空消防隊等による救急・救助活動等の支援を求められた場合

（協力の内容）

第2条 甲および乙は、次の各号に掲げる措置について相手方から要請された場合には、自らが行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

- （1） 公共土木施設の土工部、橋梁部およびトンネル部等の大規模構造物の異常、変形および損傷等の調査および復旧に対する技術的支援
- （2） 高速道路通行止め区間および緊急開口部を活用した車両の通行
- （3） 情報等の提供および派遣連絡員の受け入れ
- （4） 応急対策および復旧業務の実施に必要な資機材、物資、通信機器、敷地および施設の提供
- （5） その他措置の実施に必要と認められる事項

2 前項第2号の車両の通行については原則として通行者の責により実施するものとし、他の各号の措置については原則として被要請者の責により実施するものとする。

（協力の要請）

第3条 前条に定める要請は、協力要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく措置)

第4条 甲および乙は、要請を受けた措置を実施するとともに、履行した措置の内容を報告書（別記様式第2号）により相手方に提出するものとする。

(費用の負担)

第5条 要請を受けた措置の実施に要する費用は実費とし、協力を要請した甲または乙が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第1条第2号に定める場合においては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第164条に定めるところによるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号に定める通行においては、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第24条第1項ただし書に規定する緊急自動車その他政令で定める車両は費用負担の対象から除外するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号の実施に係る費用については、被要請者の負担とする。

5 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号および第5号の実施に係る費用については、甲および乙の協議により負担割合を定める。

(連絡責任者の報告)

第6条 甲および乙は、本協定にかかる連絡責任者を本協定締結後速やかに連絡責任者届（別記様式第3号）により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項および疑義の生じた事項については、その都度、甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２２年　３月１０日

甲　　滋賀県大津市京町四丁目１番１号
　　　滋賀県知事　　嘉　田　由　紀　子

乙　　大阪府茨木市岩倉町１番１３号
　　　西日本高速道路株式会社
　　　関西支社長　　牧　浦　信　一

別記

様式第 1 号（第 3 条関係）

協力要請書

平成 年 月 日

協力者

様

要請者

災害時等における協力要請について

「災害時等における相互協力に関する協定書」第 3 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 1 災害等および協力要請を必要とする状況
- 2 必要とする協力の内容

要請期日	必要とする協力の内容	数量	要請の場所	備考

問い合わせ先

電話 — —

FAX — —

担当

報告書

平成 年 月 日

要請者

様

協力者

「災害時等における相互協力に関する協定書」第 4 条に基づき、
履行した措置の内容を下記のとおり報告します。

記

履行した措置の内容

期日	履行した措置の内容	数量	履行の場所	備考

（ 問い合わせ先
電話 ー ー
FAX ー ー
担当 ）

連 絡 責 任 者 届

【 滋賀県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職 氏名				
T E L				
携 帯				
F A X				

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【 西日本高速道路株式会社 関西支社 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先	第 3 連絡先	第 4 連絡先
役職 氏名				
T E L				
携 帯				
F A X				

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

「災害時等における相互協力に関する協定書」に係る確認書

平成 22 年 3 月 10 日付「災害時等における相互協力に関する協定書」（以下「協定」という。）の実施について、滋賀県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社（以下「乙」という。）は、次のとおり確認する。

（情報等の提供）

第 1 条 協定第 2 条第 1 項第 3 号に規定する「情報等の提供」は、次の内容とする。また、甲および乙は災害状況の把握に努め、遅滞なく相手方に災害情報を提供することにより、甲および乙の情報の共有に努めるものとする。

- （１） 甲または乙が管理する道路の通行規制情報および応急復旧情報
- （２） 前号のほか、災害復旧活動等に影響を及ぼすと考えられる情報

（資機材等の提供）

第 2 条 協定第 2 条第 1 項第 4 号に規定する「資機材、物資、通信機器」（以下「資機材等」という。）の円滑な提供を目的として、必要に応じ、甲および乙は各者が保有する資機材等の種類および所在を相互に通知するものとする。

（その他措置の実施に必要と認められる事項）

第 3 条 協定第 2 条第 1 項第 5 号に規定する「その他措置の実施に必要と認められる事項」とは、甲および乙の協議により、被災者の安全の確保および被災地の早期復旧を第一義として実施する措置をいう。

- 2 前項の措置に必要となる関係機関への意見聴取および協議については、被要請者が実施するものとし、要請者は必要に応じ被要請者に協力するものとする。

この確認書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 22 年 3 月 10 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県防災危機管理監 瀬 古 良 勝

乙 大阪府茨木市岩倉町 1 番 13 号

西日本高速道路株式会社 関西支社
保全サービス事業部長 南 大 津 等

災害時等における相互協力に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と中日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）との間に、甲と乙との包括的連携協定（平成 22 年 2 月 8 日締結）第 2 条の規定に基づき、災害時等における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、次に掲げる場合における応急対策および復旧業務の実施にあたり相互協力に必要な事項を定め、これらの業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを 目的とする。

- （１） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合
- （２） 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等および緊急対処事態が発生した場合
- （３） 前2号に定めるもののほか、県民および滞在者の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合
- （４） 消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項の規定に基づき、市町等から甲に航空消防隊による救急・救助活動等の支援を求められた場合

（協力の内容）

第 2 条 甲および乙は、次の各号に掲げる措置について相手方から要請された場合には、自らが行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

- （１） 公共土木施設の土工部、橋梁部およびトンネル部等の大規模構造物の異常、変形および損傷等の調査および復旧に対する技術的支援
- （２） 高速道路通行止め区間および緊急開口部を活用した車両の通行
- （３） 情報等の提供および派遣連絡員の受け入れ
- （４） 応急対策および復旧業務の実施に必要な資機材、物資、通信機器、敷地および施設の提供
- （５） その他措置の実施に必要と認められる事項

2 前項第 2 号の車両の通行については原則として通行者の責により実施するものとし、他の各号の措置については原則として被要請者の責により実施するものとする。

（協力の要請）

第 3 条 前条に定める要請は、協力要請書（別記様式第 1 号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するもの

とする。

(要請に基づく措置)

第4条 甲および乙は、要請を受けた措置を実施するとともに、履行した措置の内容を報告書（別記様式第2号）により相手方に提出するものとする。

(費用の負担)

第5条 要請を受けた措置の実施に要する費用は実費とし、協力を要請した甲または乙が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第1条第2号に定める場合においては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第164条に定めるところによるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号に定める通行においては、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第24条第1項ただし書に規定する緊急自動車その他政令で定める車両は費用負担の対象から除外するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号の実施に係る費用については、被要請者の負担とする。

5 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号および第5号の実施に係る費用については、甲および乙の協議により負担割合を定める。

(連絡責任者の報告)

第6条 甲および乙は、本協定にかかる連絡責任者を本協定締結後速やかに連絡責任者届（別記様式第3号）により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項および疑義の生じた事項については、その都度、甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２２年　３月１０日

甲　　滋賀県大津市京町四丁目１番１号
　　　滋賀県知事　　嘉　田　由　紀　子

乙　　愛知県名古屋市中区錦二丁目１８番１９号
　　　中日本高速道路株式会社
　　　名古屋支社長　岩　田　久　志

別記

様式第 1 号（第 3 条関係）

協力要請書

平成 年 月 日

協力者

様

要請者

災害時等における協力要請について

「災害時等における相互協力に関する協定書」第 3 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 1 災害等および協力要請を必要とする状況
- 2 必要とする協力の内容

要請期日	必要とする協力の内容	数量	要請の場所	備考

（ 問い合わせ先
電話 — —
FAX — —
担当 ）

報告書

平成 年 月 日

要請者

様

協力者

「災害時等における相互協力に関する協定書」第 4 条に基づき、
履行した措置の内容を下記のとおり報告します。

記

履行した措置の内容

期日	履行した措置の内容	数量	履行の場所	備考

（ 問い合わせ先
電話 ー ー
FAX ー ー
担当 ）

連 絡 責 任 者 届

【 滋賀県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先	第1連絡先	第2連絡先
役職 氏名				
T E L				
携 帯				
F A X				

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【 中日本高速道路株式会社 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先	第3連絡先	第4連絡先
役職 氏名				
T E L				
携 帯				
F A X				

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

「災害時等における相互協力に関する協定書」に係る確認書

平成 22 年 3 月 10 日付「災害時等における相互協力に関する協定書」（以下「協定」という。）の実施について、滋賀県（以下「甲」という。）と中日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり確認する。

（情報等の提供）

第 1 条 協定第 2 条第 1 項第 3 号に規定する「情報等の提供」は、次の内容とする。また、甲および乙は災害状況の把握に努め、遅滞なく相手方に災害情報を提供することにより、甲および乙の情報の共有に努めるものとする。

- （1） 甲または乙が管理する道路の通行規制情報および応急復旧情報
- （2） 前号のほか、災害復旧活動等に影響を及ぼすと考えられる情報

（資機材等の提供）

第 2 条 協定第 2 条第 1 項第 4 号に規定する「資機材、物資、通信機器」（以下「資機材等」という。）の円滑な提供を目的として、必要に応じ、甲および乙は各者が保有する資機材等の種類および所在を相互に通知するものとする。

（その他措置の実施に必要と認められる事項）

第 3 条 協定第 2 条第 1 項第 5 号に規定する「その他措置の実施に必要と認められる事項」とは、甲および乙の協議により、被災者の安全の確保および被災地の早期復旧を第一義として実施する措置をいう。

- 2 前項の措置に必要となる関係機関への意見聴取および協議については、被要請者が実施するものとし、要請者は必要に応じ被要請者に協力するものとする。

この確認書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 22 年 3 月 10 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県防災危機管理監 瀬 古 良 勝

乙 愛知県名古屋市中区錦二丁目 18 番 19 号
中日本高速道路株式会社 名古屋支社

保全・サービス事業部長 原 口 信 彦

自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本下水道施設業協会（以下「乙」という。）とは、自然災害発生時における下水道機械・電気設備復旧のための緊急工事（以下「緊急工事」という。）に関し、次の通り協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、甲が管理する下水道機械・電気設備の緊急工事を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、緊急工事を実施する必要があると認めたときは、乙に必要な協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、その要請の趣旨に従い甲に協力するものとする。

（会員との協定）

第3条 甲の下水道課長は、緊急工事を円滑に実施するために、乙の会員と、甲乙協議のうえ別途定めた協定を予め締結しておくものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から平成27年3月31日までとする。

但し、期間満了の30日前までに甲又は乙の一方から本協定を終了させる意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（補 則）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 7月14日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 東京都中央区新川二丁目6番16号
一般社団法人日本下水道施設業協会
会 長 松木 晴雄

災害時における被災建築物応急危険度判定に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と公益社団法人滋賀県建築士会（以下「乙」という。）は、大規模地震等で被災した建築物が余震等により倒壊するなど、二次災害の発生の恐れがある場合の被災建築物の応急危険度判定の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、滋賀県地域防災計画に基づき大規模地震等の発生後、その後に発生する余震などによる被災建築物の倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒など、人命にかかわる二次的災害を防止するため、実施する判定活動の協力を求めることにより、乙に所属する会員（以下「会員」という。）の社会貢献活動としての応援協力を得るにあたって、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、次の各項に掲げる用語の定義はそれぞれ次の各項に定めるところによる。

- (1) 滋賀県被災建築物応急危険度判定士とは、滋賀県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第2条に定める滋賀県被災建築物応急危険度判定士（以下、「判定士」という。）のうち、県および市町等の職員を除く民間の判定士をいう。
- (2) 応急危険度判定コーディネーター（以下、「判定コーディネーター」という。）とは、判定の実施にあたり、判定実施本部および支援本部と応急危険度判定士との連絡調整にあたる判定業務に精通した者をいう。

（事前準備）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく応急対策業務が円滑に行われるよう、随時、次の資料を提供又は交換するものとする。

- (1) 滋賀県地域防災計画
- (2) 連絡担当者及び補助員の職、氏名並びに連絡方法等
- (3) 判定士名簿及び連絡網

（協力の要請）

第4条 甲は、県内において大規模地震等が発生し、判定の実施のために応援協力が必要と判断したときは、乙に対し文書により応援協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後、遅滞なく文書を交付するものとする。

（協力）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、第3条の判定士連絡網に基づき判定士への連絡に協力するものとする。

2 乙の会員である判定士は、判定士の派遣および判定コーディネーターの派遣について、可能な限り甲に協力するものとする。

3 乙の会員である判定士等の派遣について、地震発生時に電話等の通信が困難な状況においても、実施できるよう取り組むものとする。

(災害時における補償)

第6条 前条第2項における判定士業務に伴う災害補償については、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度に基づく補償とする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては滋賀県土木交通部建築課建築指導室、乙においては公益社団法人滋賀県建築士会とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書をもって協定終了の意思表示をしない限りは、さらに1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(準用)

第9条 次の各項に掲げる場合にあっては、第4条から第7条の規定を準用する。

- (1) 甲が判定の他都道府県への支援、協力が必要と判断したとき
- (2) 甲が訓練のために判定士に連絡を行う必要があるとき

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年(2014年) 7月 1日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 嘉田由紀子

乙 滋賀県大津市におの浜一丁目1番18号
公益社団法人 滋賀県建築士会

会長 山本 勝義

災害時における調査等の相互協力に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）と公益社団法人土木学会関西支部（以下「乙」という。）は、災害時における調査等の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震・大雨等の異常な自然現象や予測できない災害等により、甲が管理または管理委託する土木施設等（工事中の施設を含め、以下「所管施設」という。）が被災したとき、所管施設の被災現象が複雑で、学術的な領域における専門性および高度な知見が必要な場合の調査、判断、提言等（以下「調査等」という。）に関する相互協力の方法を定め、もって、被害拡大の防止、被害施設の早期復旧および防災技術の向上に資することを目的とする。

（調査等の実施範囲）

第2条 調査等の実施範囲は、甲の所管施設における災害発生箇所等とする。

（協力の内容）

- 第3条 甲は、第2条の範囲において、学術的な領域における専門性および高度な知見に基づく調査等が必要と認めるときは、乙に協力要請できるものとする。
- 2 乙は、前項に定める要請があったときは、可能な範囲で協力するものとし、調査等の実施の可否を甲に回答する。なお、実施可能なときは、速やかに調査団を結成して被災状況を調査し、甲へ報告するものとする。
- 3 乙は、第2条の範囲において、自らが自律的に被災状況を調査する必要があると認めるときは、甲に被災状況の調査等に関する協力を要請するものとし、調査を実施したときは、その結果について甲へ報告するものとする。
- 4 甲は、前項に定める要請があったときは、乙の実施する調査等に対して可能な範囲で協力するものとする。
- 5 甲は、第2項および第3項の結果を踏まえ、被災した所管施設の復旧・復興への技術的判断や提言を乙に求めることができるものとする。
- 6 乙は、前項に定める要求があったときは、学術的な専門性や高度な知見に基づき判断、提言を甲に行うものとする。

（要請の手続き）

- 第4条 甲および乙は、第3条に定めるところにより協力を要請するときは、要請する旨の文書（以下「要請書」という。）を要請先に送付するものとする。
- 2 甲および乙が要請を行うときは、別紙に示す要請書（様式-1）によるものとする。

(連絡体制)

第5条 第3条第1項および第3項の要請に係る事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙それぞれの連絡体制を定め、相互に共有しておくものとする。

- 2 甲および乙は、連絡体制に変更があった場合は、相手方に対して速やかに報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条第1項に基づき乙が実施する調査等において、費用が伴う場合には、甲は乙に対してその費用を支払うものとする。

- 2 第3条第3項に基づき乙が実施する調査の費用は、乙の負担とする。

(成果の公表および使用)

第7条 第3条に定める調査等の成果について、甲および乙がその成果を公表する場合には、甲、乙が相互に確認したうえで行うものとし、使用する場合は、甲乙それぞれの判断により行うものとする。

(実施範囲の特例)

第8条 甲が特に必要として第2条に定める範囲以外において、調査等の実施を要請した場合は、乙は可能な限りこれに応じるものとする。

- 2 乙が特に必要として第2条に定める範囲以外において、第3条第3項に定める協力を甲に要請した場合は、甲は乙の実施する調査等に対して可能な範囲で協力するものとする。

(損害の負担)

第9条 調査等の実施に伴い甲および乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合には、乙は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により甲に報告するものとする。

- 2 前項の損害に対する処置については、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までの期間とする。

- 2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙のいずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を期間の満了日より1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。
- 3 本協定締結後、甲乙いずれかの申し出により甲乙協議のうえ、本協定は廃止することができる。

(その他)

第 11 条 本協定に定めのない事項、または本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 27 年 2 月 6 日

甲 滋賀県知事

三 日 月 大 造

乙 公益社団法人 土木学会 関西支部 関西支部長

森 昌 文

(様式-1)

平成 年 月 日

土木学会 関西支部長
〇〇 〇〇 様

滋賀県知事 〇〇 〇〇

災害時における調査等の相互協力に関する要請書

「災害時における調査等の相互協力に関する協定」第4条および同条第2項に基づき、次のとおり要請します。

1. 被災場所	〇〇市〇〇町〇〇番地 地先
2. 被災概要	延長： 施設名： 概要：
3. 要請者	要請者所属： 要請者氏名： 電 話： F A X： E-mail：
4. 要請日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇：〇〇
5. 要請内容	
6. 要請期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
7. その他	

災害時における通行妨害車両等の排除活動に関する

覚 書

滋 賀 県 警 察 本 部

社団法人 日本自動車連盟関西本部滋賀支部

災害時における通行妨害車両等の排除活動に関する覚書

滋賀県警察本部（以下「甲」という。）と社団法人日本自動車連盟関西本部滋賀支部（以下「乙」という。）は、災害発生時における通行妨害車両等の排除の活動に関し、次のとおり覚書を交換する。

平成17年6月17日

甲 滋賀県警察本部長

永 野 賢 治

乙 社団法人日本自動車連盟

関西本部滋賀支部

支部長 福 永 宣 弘

（定義）

第1条 この覚書において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の被害をいう。
- (2) 通行禁止区域等 災害対策基本法第76条第1項の規定により滋賀県公安委員会が緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行う区域又は道路の区間をいう。
- (3) 通行妨害車両等 通行禁止区域等において、緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると警察官が認める車両その他の物件のうち、その占有者、所有者又は管理者が災害対策基本法第76条の3第1項の規定により警察官が命じた措置をとらず、又はこれらの者が現場にいないため当該措置をとることを命ずることができないものをいう。
- (4) 通行妨害車両等の排除 災害対策基本法第76条の3第2項の規定により警察官が通行妨害車両等に対してとる道路外の場所への移動その他の必要な措置をいう。

（協力要請）

第2条 甲は、県内で災害が発生した場合において必要があるときは、乙に対し、次の事項を通知して、通行妨害車両等の排除について協力を要請するものとする。

- (1) 災害が発生した日時、場所及び災害の状況
- (2) 通行妨害車両等の種別、台数等
- (3) 現場指揮官の官職及び氏名
- (4) 連絡方法その他必要な事項

(排除活動)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、甲の現場指揮官の指示に従い、乙の保有する車両、装備等の範囲内において、甲に協力して通行妨害車両等の排除の活動を行うものとする。

(費用負担)

第4条 この覚書に基づく通行妨害車両等の排除の活動により乙に生じた費用については、乙の負担とする。

(災害補償)

第5条 この覚書に基づく通行妨害車両等の排除の活動により乙の要員、装備等が被災した場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

(損失補償)

第6条 この覚書に基づく通行妨害車両等の排除の活動により乙が第三者に生じさせた損失（災害対策基本法第82条第1項の規定により補償されるものを除く。）の補償については、乙の責任において行うものとする。

(疑義の協議)

第7条 この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。

附 則

この覚書は、平成17年6月17日から施行する。



災害時における応急活動への応援に関する協定書

平成19年 3月

滋 賀 県

有限責任中間法人
滋賀県道路建設協会

災害時における応急活動への応援に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と、有限責任中間法人滋賀県道路建設協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、雪害その他の災害が発生した場合において、災害対策基本法に基づき、迅速かつ円滑な応急活動を行うために必要な応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、道路災害応急活動として、乙に次の事項について必要な協力を要請することができる。

- 1) 道路路面の崩壊土の取除き。路面の陥没、段差、亀裂等の舗装復旧工事。
- 2) ライフライン（上下水道、ガス、電気等）の寸断による占用補修工事区間の舗装復旧工事。
- 3) 豪雪時の除雪、排雪、路面凍結防止対策等の作業
- 4) 道路被災箇所の補修工法選定等の技術アドバイザーの派遣。

（協力）

第2条 乙は、第1条による要請があったときは、その趣旨に従い乙の所属会員が所有する舗装機械、資材、労力等の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。
ただし、災害救助法が適用された場合は、当該法令の規定に従い必要な協力を行うものとする。

（経費の負担）

第3条 第2条に基づく応援に要した費用は、甲の負担とし、その額については災害発生時における地域の通常取引事例を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

（損害の負担）

第4条 甲の要請により、乙が協力する業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第5条 甲の要請により、この協定に基づいて応援業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかりまたは死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例（昭和38年3月25日滋賀県条例第10号）」の規定により、甲が補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故につ

いては、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(連絡責任者)

第6条 第1条に掲げる要請に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては滋賀県土木交通部道路課長を、乙においては有限責任中間法人滋賀県道路建設協会事務局長をそれぞれ指定するものとする。

(連絡会議の設置)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。

(細目協定の締結)

第8条 甲及び乙は、的確な応急救援活動を行うために必要な細部の事項について、別途細目協定を締結するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から、平成20年3月27日までとする。
ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続する。

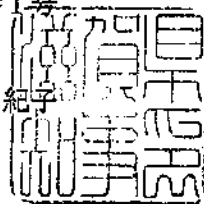
(その他)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定める。
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成19年3月27日

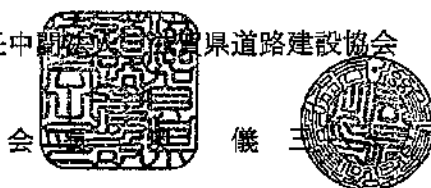
甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号

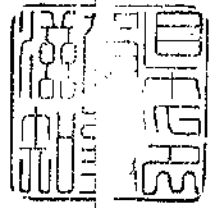
滋賀県知事 嘉田 由紀子



乙 滋賀県大津市島の関1番10号

有限責任中間法人 滋賀県道路建設協会





災害時における応急活動への応援に関する細目協定書

平成19年 3月

滋 賀 県

有限責任中間法人
滋賀県道路建設協会



災害時における応急活動への応援に関する細目協定書

「災害時における応急活動への応援に関する協定書(平成 9 年 3 月 7 日締結)」

第 8 条に定めるところにより、滋賀県（以下「甲」という。）と有限責任中間法人滋賀県道路建設協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり細目協定を締結する。

(要請の手続き)

第 1 条 甲は応急活動を実施するため乙の応援を要請する必要があると判断した時は、協定書第 6 条に規定する甲の連絡責任者は乙の連絡責任者に対し、「災害応急活動要請書（様式 1）」により必要な事項を明記し要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は口頭により要請することができるものとする。

(協力体制)

第 2 条 乙は、前条の要請を受けた場合は、当該要請内容、応援区域等を勘案し協定書第 2 条に規定する乙の所属会員（以下「丙」という。）に対して当該協力要請があった旨を連絡するものとする。

(応急活動の指示)

第 3 条 前条により要請を受けた丙は応急活動を実施する場所を管轄する地域振興局建設管理部長及び大津土木事務所長の指示を受けて迅速に活動にあたるものとする。

(応急活動の実施等)

第 4 条 応急活動の実施にあたっては、甲と丙において工事請負契約を締結して行う。

ただし、緊急を要する時は、甲は口頭で指示し、すみやかに契約締結を行うものとする。

(情報の提供等)

第 5 条 甲は、応急活動が迅速・的確に遂行されるよう、乙に対して常に必要な情報の提供に努めるものとする。

(実施報告)

第6条 第4条の工事を実施した丙は、その状況を速やかに様式2「舗装機械、資材、労力等応援完了報告書」により、甲に報告するものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭で報告し、事後文書で提出するものとする。

(その他)

第7条 この細目協定に定めのない事項および疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

2 この協定は平成19年〇月〇7日から適用する。

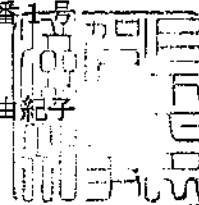
3 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成19年〇月〇7日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号

滋賀県知事

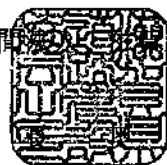
嘉田 由紀子



乙 滋賀県大津市島の関1番10号

有限責任中間法人滋賀県道路建設協会

会



儀



災害時における水利等の供給支援協力に関する協定書

滋賀県土木交通部長(以下「甲」という。)と大津生コンクリート協同組合理事長、湖東生コン協同組合理事長および湖北生コンクリート協同組合理事長(以下「乙」という。)は、災害時の支援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、滋賀県内において大規模な災害が発生した場合において、災害時における支援の一環として、甲が乙に対し、清掃等のために応急に水が必要な場合に協力を求める際の、必要な事項を定めるものである。

(協力要請等)

第2条 甲は災害が発生し、応急の措置をとる必要が生じたときは、乙に対し、清掃のための水の供給、その他必要な業務(以下「要請業務」という。)の協力を要請することができる。

2 乙は、要請業務の協力要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、ただちに甲の指示による応急措置を行うものとする。

(協力要請の手続き)

第3条 甲は、協力要請する必要があると判断したとき、第8条に規定する甲の連絡責任者から乙の連絡責任者に対し、「協力要請書(様式-1)」により必要な事項を明記し、要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請することができるものとする。

(協力要請に係る報告)

第4条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、所属する組合員(以下「組合員」という。)に対して当該協力要請があった旨を連絡するとともに、要請業務の内容を勘案のうえ、迅速な対応が可能な組合員を速やかに甲に報告するものとする。

2 乙は、要請業務を完了したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙が行う要請業務の実施に要する経費は、乙が負担する。

(損害の負担)

第6条 甲の協力要請により、乙が行う要請業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

(甲、乙等の責務)

第7条 甲は、乙の支援協力が、無償による社会貢献活動であることを理解し、要請業務が過度な負担とならないよう十分な配慮をするものとする。

2 要請業務に当たる組合員の編成については、乙の責任において選定する。

3 現場での業務の遂行に当たっては、甲が指定する職員を水利等の搬入場所に派遣し、その職員の指示のもと作業を行うものとする。

4 組合員は、社員を要請業務に従事させる場合、補償保険制度等の活用に関して、万一の事態に備えるとともに、要請業務に従事する者は、指定した場所への輸送時に危険が伴うと判断した場合は、その

危険を回避することができるものとする。

(連絡責任者)

第 8条 支援協力の要請に係る事項の伝達のため連絡責任者として、甲においては監理課技術管理室長を、乙においては大津生コンクリート協同組合事務局長を充てる。

(有効期間)

第 9条 この協定の有効期間は、締結の日から、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙からの文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から 1年間有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書 2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その 1通を保有する。

平成28年1月8日

甲 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県土木交通部長
桑山 勝則

乙 滋賀県大津市浜町 9 番 3 2 号
大津生コンクリート協同組合理事長
村井 攻一

滋賀県東近江市建部下野町 1 6 番
湖東生コン協同組合理事長
奥 宗樹

滋賀県長浜市八幡東 8 4 番 6 号
湖北生コンクリート協同組合理事長
本庄 浩二

協力要請書

大津生コンクリート協同組合理事長
 湖東生コン協同組合理事長
 湖北生コンクリート協同組合理事長

} 様

滋賀県土木交通部長

「災害時における水利等の供給支援協力に関する協定書」に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1. 災害の状況および協力を必要とする事由

2. 協力要請内容

区 分	内 容
活 動 内 容	
活 動 時 期	
活 動 場 所	
そ の 他	

3. その他参考となる事項

(2. 協力要請内容について、内容が複数にわたる場合には別紙により記載することができる。)

第 号
平成 年(20 年) 月 日

業務報告書

滋賀県土木交通部長

大津生コンクリート協同組合理事長
湖東生コン協同組合理事長
湖北生コンクリート協同組合理事長

「災害時における水利等の供給支援協力に関する協定書」に基づき、平成 年 月 日付け滋●●第号で要請のあった業務について下記のとおり報告します。

記

路 線 名 等	
区 間	
実 施 時 期	平成 年 月 日() 〇:〇 ~ 平成 年 月 日() 〇:〇
業 務 内 容	
そ の 他	

- ・業務内容については、必要に応じて位置図・写真等を別途添付する
- ・複数箇所を報告する際には、適宜様式を修正するものとする

災害時における滋賀県公共土木施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書

滋賀県知事(以下「甲」という。)と一般社団法人滋賀県測量設計技術協会会長(以下「乙」という。)
とは、災害時における滋賀県公共土木施設等の緊急的な災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定
を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震・風水害等異常な自然現象および予測できない災害等が発生した場合において、
甲が管理する公共土木施設(工事中の施設を含め、以下「所管施設」という。)等において発生した災
害の緊急的な応急対策のための測量・調査・設計を実施するにあたり、甲および乙は協力して被害拡大
の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(業務の実施範囲)

第2条 業務の実施範囲は、甲の所管施設等における災害発生箇所とする。

(業務の内容)

- 第3条 甲は所管施設等が被災し必要と認めるときは、乙に出動を要請することができるものとする。
- 2 乙の会員は、甲からの出動要請を受けた乙の指示に基づき、できる限り速やかに所管施設等の被害状
況を把握し、必要に応じて「被害箇所状況調査票」(様式-2)および「被害状況報告書」(様式-3)を
作成して、甲の所掌する事務所等の長(以下「事務所長等」という。)に結果を報告するよう努める
ものとする。
- 3 乙の会員は、甲または事務所長等の指示により当該災害の応急対策のための測量・調査・設計を実施
するよう努めるものとする。
- 4 乙は、前二項の被害状況の把握や災害応急対策のための測量・調査・設計業務を迅速に遂行できるよ
う日頃から体制の整備や必要な技術者等の確保に努めるとともに、乙の会員による連絡系統図および
連絡一覧表からなる実施体制表を作成しておくものとする。

(業務の実施体制)

第4条 前条第2項に定める被害状況の把握および前条第3項に定める災害応急対策のための測量・調
査・設計業務の実施体制表は、あらかじめ、乙から甲に提出しておくものとする。
なお、実施体制表に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条第2項に掲げる被害状況の把握に要する経費は乙が負担する。

2 第3条第3項の実施に際しては、出動した乙の会員と遅滞なく土木設計業務等委託契約を締結するも
のとする。

(甲、乙等の責務)

第6条 甲は、第3条第2項に掲げる乙の業務が、無償による社会貢献活動であることを理解し、その活
動に対し過度な負担とならないよう十分な配慮をするものとする。

2 第3条第2項および第3項に掲げる業務に当たる協会の編成および現場での業務の遂行は、乙の責
任において行い、業務が迅速かつ効果的に実施できるよう努めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から、平成29年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を期間の満了の日より1年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

3 本協定は、甲乙いずれかから申し出があった場合、双方の協議により廃止することができる。なお、申し出は、廃止しようとする日の30日前までに書面により行わなければならない。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い甲または事務所長等、乙または乙の会員双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、または派遣した技術者等ならびに各種資機材に損害が生じた場合には、乙または乙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲または事務所長等に報告するものとし、その措置については甲または事務所長等と乙または乙の会員が協議して定めるものとする。

(関係機関・関連団体等との調整)

第9条 甲が別途要請する関係機関や関連団体等と連携して業務を遂行する場合は、常に相互の立場を尊重して効率的に対応するものとする。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲および乙は、本協定後すみやかに連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届(様式-4)により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項、または本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定書は2通作成し、甲乙が各1通を保有する。

平成28年6月24日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事

三日月 大造

乙 滋賀県大津市打出浜3番7号
一般社団法人滋賀県測量設計技術協会
会長

田中 伸明

様式－１【協定書第３条第１項】

第 号
平成 年 月 日

一般社団法人滋賀県測量設計技術協会
会長

〇〇 〇〇 様

滋賀県知事 〇〇 〇〇

被害状況調査要請書

平成〇年〇月〇日付けで貴協会と締結している「災害時における滋賀県公共土木施設等の緊急災害応
急対策業務に関する協定書」第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり、被害状況調査を要請します。

記

1. 要 請 日：平成 年 月 日
2. 調査箇所： 〇〇土木事務所管内 〇〇地区
3. 調査内容：被害箇所状況調査

被害箇所状況調査票 平成 年 月 日 時現在	
路線・河川名等	
場 所	
(写真)	

第 号
平成 年 月 日

滋賀県知事 様
(〇〇土木事務所長あて報告)

一般社団法人滋賀県測量設計技術協会
会員

(株) 〇〇設計事務所

被害状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で当協会長あて出動要請のあった被害状況調査について、業務が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 路線・河川名等 〇〇
- 2 場所 〇〇市〇〇町〇〇地先
- 3 被害箇所状況 別添様式－２「被害箇所状況調査票」のとおり
- 4 連絡先
一般社団法人滋賀県測量設計技術協会
会員 (株) 〇〇設計事務所
担当 〇〇〇〇
電話
メール

連絡責任者届

【滋賀県】

１ 連絡責任者

役職・氏名	土木交通部 監理課 技術管理室 ○○○○
T E L	０７７－５２８－４１１８（所属）
F A X	０７７－５２４－０９４３

２ 時間外および休日の場合の連絡先

	第１連絡先	第２連絡先
役職・氏名	○○○○	●●●●
T E L		
携帯		

３ 勤務時間および休日

勤務時間：８：３０～１７：１５

休 日：土日、祝日および年末年始（１２／２９～１／３）

連絡責任者届

【一般社団法人滋賀県測量設計技術協会】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携帯	
F A X	

2 時間外および休日の場合の連絡先

	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携帯		
F A X		

3 勤務時間および休日

勤務時間：●：●～●：●

休 日：土日、祝日および年末年始（12/29～1/3）

災害時における滋賀県公共土木施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書

滋賀県知事(以下「甲」という。)と一般社団法人滋賀県建設コンサルタント協会会長(以下「乙」という。)とは、災害時における滋賀県公共土木施設等の緊急的な災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震・風水害等異常な自然現象および予測できない災害等が発生した場合において、甲が管理する公共土木施設(工事中の施設を含め、以下「所管施設」という。)等において発生した災害の緊急的な応急対策のための測量・調査・設計を実施するにあたり、甲および乙は協力して被害拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(業務の実施範囲)

第2条 業務の実施範囲は、甲の所管施設等における災害発生箇所とする。

(業務の内容)

第3条 甲は所管施設等が被災し必要と認めるときは、乙に出動を要請することができるものとする。

2 乙の会員は、甲からの出動要請を受けた乙の指示に基づき、できる限り速やかに所管施設等の被害状況を把握し、必要に応じて「被害箇所状況調査票」(様式-2)および「被害状況報告書」(様式-3)を作成して、甲の所掌する事務所等の長(以下「事務所長等」という。)に結果を報告するよう努めるものとする。

3 乙の会員は、甲または事務所長等の指示により当該災害の応急対策のための測量・調査・設計を実施するよう努めるものとする。

4 乙は、前二項の被害状況の把握や災害応急対策のための測量・調査・設計業務を迅速に遂行できるよう日頃から体制の整備や必要な技術者等の確保に努めるとともに、乙の会員による連絡系統図および連絡一覧表からなる実施体制表を作成しておくものとする。

(業務の実施体制)

第4条 前条第2項に定める被害状況の把握および前条第3項に定める災害応急対策のための測量・調査・設計業務の実施体制表は、あらかじめ、乙から甲に提出しておくものとする。

なお、実施体制表に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条第2項に掲げる被害状況の把握に要する経費は乙が負担する。

2 第3条第3項の実施に際しては、出動した乙の会員と遅滞なく土木設計業務等委託契約を締結するものとする。

(甲、乙等の責務)

第6条 甲は、第3条第2項に掲げる乙の業務が、無償による社会貢献活動であることを理解し、その活動に対し過度な負担とならないよう十分な配慮をするものとする。

2 第3条第2項および第3項に掲げる業務に当たる協会の編成および現場での業務の遂行は、乙の責任において行い、業務が迅速かつ効果的に実施できるよう努めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から、平成29年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を期間の満了の日より1年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

3 本協定は、甲乙いずれかから申し出があった場合、双方の協議により廃止することができる。なお、申し出は、廃止しようとする日の30日前までに書面により行わなければならない。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い甲または事務所長等、乙または乙の会員双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、または派遣した技術者等ならびに各種資機材に損害が生じた場合には、乙または乙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲または事務所長等に報告するものとし、その措置については甲または事務所長等と乙または乙の会員が協議して定めるものとする。

(関係機関・関連団体等との調整)

第9条 甲が別途要請する関係機関や関連団体等と連携して業務を遂行する場合は、常に相互の立場を尊重して効率的に対応するものとする。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲および乙は、本協定後すみやかに連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届(様式-4)により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項、または本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定書は2通作成し、甲乙が各1通を保有する。

平成28年6月24日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事

三日月 大造

乙 滋賀県大津市打出浜3番7号
一般社団法人滋賀県建設コンサルタント協会
会長

石居 宏氏

様式－１【協定書第３条第１項】

第 号
平成 年 月 日

一般社団法人滋賀県建設コンサルタント協会
会長

〇〇 〇〇 様

滋賀県知事 〇〇 〇〇

被害状況調査要請書

平成〇年〇月〇日付けで貴協会と締結している「災害時における滋賀県公共土木施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書」第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり、被害状況調査を要請します。

記

1. 要 請 日：平成 年 月 日
2. 調査箇所： 〇〇土木事務所管内 〇〇地区
3. 調査内容：被害箇所状況調査

被害箇所状況調査票 平成 年 月 日 時現在	
路線・河川名等	
場 所	
(写真)	

滋賀県知事 様
(〇〇土木事務所長あて報告)

一般社団法人滋賀県建設コンサルタント協会
会員

(株) 〇〇設計事務所

被害状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で当協会長あて出動要請のあった被害状況調査について、業務が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 路線・河川名等 〇〇
- 2 場所 〇〇市〇〇町〇〇地先
- 3 被害箇所状況 別添様式－２「被害箇所状況調査票」のとおり
- 4 連絡先
一般社団法人滋賀県建設コンサルタント協会
会員 (株) 〇〇設計事務所
担当 〇〇〇〇
電話

メール

連絡責任者届

【滋賀県】

１ 連絡責任者

役職・氏名	土木交通部 監理課 技術管理室 ○○○○
TEL	０７７－５２８－４１１８（所属）
FAX	０７７－５２４－０９４３

２ 時間外および休日の場合の連絡先

	第１連絡先	第２連絡先
役職・氏名	○○○○	●●●●
TEL		
携帯		

３ 勤務時間および休日

勤務時間：８：３０～１７：１５

休 日：土日、祝日および年末年始（１２／２９～１／３）

連絡責任者届

【一般社団法人滋賀県建設コンサルタント協会】

１ 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携帯	
F A X	

２ 時間外および休日の場合の連絡先

	第１連絡先	第２連絡先
役職・氏名		
T E L		
携帯		
F A X		

３ 勤務時間および休日

勤務時間：●：●～●：●

休 日：土日、祝日および年末年始（12/29～1/3）

災害時における災害応急対策業務及び 建設資材調達に関する包括的協定書

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）並びに福井県知事、滋賀県知事、京都府知事、大阪府知事、兵庫県知事、奈良県知事、和歌山県知事、京都市長、大阪市長、堺市長、神戸市長、独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社長、中日本高速道路株式会社名古屋支社長、中日本高速道路株式会社金沢支社長、西日本高速道路株式会社関西支社長、阪神高速道路株式会社代表取締役社長及び本州四国連絡高速道路株式会社代表取締役社長（以下これらを総称して「乙」という。）並びに一般社団法人日本建設業連合会関西支部長（以下「丙」という。）は、災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震・大雨等の異常な自然現象等による災害の発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に行う、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に係る業務（以下「災害応急対策業務」という。）に関する必要な事項を定め、甲、乙及び丙の協力による円滑な業務の実施に資することを目的とする。

（業務等の対象）

第2条 本協定の対象は、災害応急対策業務及び建設資材調達（以下「災害応急対策業務等」という。）であって、甲若しくは甲の所掌する事務所及び管理所（以下「甲の事務所等」という。）の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関及び事務所等（以下「乙の地方機関等」という。）の長が、管理又は施工中の国土交通省が所管する公共土木施設（河川、道路、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、港湾、海岸、下水道及び公園）に係るものとする。

なお、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社にあっては料金徴収施設、サービスエリア及びパーキングエリアを含むものとする。

2 前項に規定する対象外であっても、乙又は乙の地方機関等の長が、特に必要と判断し、第3条又は第4条の規定により、丙に災害応急対策業務等を要請した場合は、丙及び丙の会員は、特別な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

（災害応急対策業務）

第3条 甲又は乙は、災害時等に必要と認めるときは、丙に災害応急対策業務を要請できるものとする。

- 2 甲又は乙は、前項の要請を行おうとする時は、別に定める様式により、丙に会員の使用可能な建設機械、資材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「資機材及び人員に関する情報」という。）の収集及び報告を要請するものとする。
- 3 丙は、前項の要請を受けたときは、速やかに会員の資機材及び人員に関する情報を収集し、当該要請者に報告するものとする。ただし、近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）で震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は、前項の要請を待たずに、資機材及び人員に関する情報の収集を開始するものとする。
- 4 前項の報告を受けた甲又は乙は、資機材及び人員に関する情報により、災害応急対策業務を実施する丙に出動を要請するものとする。
- 5 丙は、前項の規定により出動要請を受けたときは、災害応急対策業務に対応可能な会員を選定し、当該要請者に報告する。甲又は乙は、丙からの報告をもとに災害応急対策業務に対応する会員を決定し、丙及び当該会員に通知するものとする。
- 6 丙の会員は、甲又は乙から前項の通知があった場合、速やかに甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示を受け、災害応急対策業務を実施するものとする。

（建設資材調達）

- 第4条 甲又は乙は、災害時等に必要と認めるときは、別に定める様式にて、丙に建設資材調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。
- 2 丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに建設資材の在庫情報を収集し、甲及び当該要請をした乙に報告するものとする。
 - 3 甲又は乙は、前項の規定により報告される建設資材の在庫情報により、丙に調達の具体的な内容を指示するものとする。
 - 4 丙は、前項の規定により調達の指示を受けたときは、速やかに甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示する場所に調達を実施するものとする。

（連絡体制の整備等）

- 第5条 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制（丙の会員への緊急時の連絡体制を含む。）を整えるものとし、その連絡体制表を共有するものとする。
- 2 丙は、会員への連絡体制及び会員が有する技術者、建設機械、建設資材等（以下「技術者及び建設資機材等」という。）の数を把握し、また、災害時等における技術者及び建設資機材等の確保及び運搬方法並びに動員の方法（人員参集等）について定め、速やかに甲及び乙に報告するものとする。

なお、本協定の有効期限を延長した場合、丙は、技術者及び建設資機材等についてその年の4月末時点において更新し、5月末までに報告するものとする。

- 3 丙は、災害時等において迅速に業務等ができるよう、会員に対し技術者及び建設資機材等の確保を促し、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は速やかに甲及び乙に報告するものとする。

（大規模災害時等の場合）

第6条 甲は、複数の府県又は政令指定都市にわたるなど広域的、大規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時等」という。）に、第3条及び第4条の規定にかかわらず、乙が行う丙への要請（第2条第1項に定める業務等に関するものに限る）に対して、秩序ある災害応急対策業務の遂行のため必要な調整を行うことができるものとする。

この場合、甲は丙と協議し、第3条及び第4条の規定により乙が行う丙への要請は、甲を通じて一元的に行うものとし、甲は、一元的に要請する旨を乙に連絡するものとする。

- 2 前項の規定により、甲が一元的に要請する乙の業務等については、乙又は乙の地方機関等の長が、第3条第6項並びに第4条第3項及び第4項の指示を行うものとする。

（本協定の効力）

第7条 本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等と丙が締結する同じ目的の協定を妨げるものではないが、大規模災害時等においては、本協定を優先するものとする。

また、本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等が、丙以外その他団体と同じ目的の協定（災害応急対策業務等に関する協定）を締結することを妨げるものではない。

（契約の締結）

第8条 甲若しくは甲の事務所等の長及び乙若しくは乙の地方機関等の長は、第3条の規定により丙の会員に出動を要請したときは、遅滞なく、当該会員と出動の内容に係る契約を締結するものとし、第4条の規定により丙に調達を要請したときは、遅滞なく、丙又は丙の会員と当該調達の内容に係る契約を締結するものとする。

- 2 第6条の規定により甲が一元的に丙に要請した乙の業務等については、業務等を必要とした乙若しくは乙の地方機関等の長が、遅滞なく、当該出動の内容に係る契約を丙の会員と締結するものとし、当該調達の内容に係る契約については丙又は丙の会員と契約を締結するものとする。

（訓練の実施）

第9条 甲、乙及び丙は、互いに防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加

するものとし、相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

（有効期限）

第10条 本協定の有効期限は、平成29年3月31日とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙及び丙のいずれからも申出のないときは、本協定の有効期限を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（損害の報告）

第11条 丙又は丙の会員は、業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は人員及び建設資機材等に損害が生じた場合は、その事実の発生後、遅滞なく、書面により、その状況について、当該業務等を指示した機関に報告するとともに、その措置については同機関と協議して、定めるものとする。ただし、第6条の規定により、甲が一元的に丙に要請した乙の業務等については、丙又は丙の会員は当該業務等を必要とした乙又は乙の地方機関等の長と協議して定めるものとする。

（その他）

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の証として、本書19通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成29年 2月 20日

甲 国土交通省 近畿地方整備局長

池 田 豊 人

乙 福 井 県 知 事

西 川 一 誠

滋 賀 県 知 事

三日月 大 造

京 都 府 知 事

山 田 啓 二

大 阪 府 知 事

松 井 一 郎

兵 庫 県 知 事

井 戸 敏 三

奈 良 県 知 事

荒 井 正 吾

和 歌 山 県 知 事

仁 坂 吉 伸

京 都 市 長

門 川 大 作

大 阪 市 長

吉 村 洋 文

堺 市 長

竹 山 修 身

神 戸 市 長

久 元 喜 造

独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社長 森 川 幹 夫

中日本高速道路株式会社 名古屋支社長 近 藤 清 久

中日本高速道路株式会社 金沢支社長 久保田 修

西日本高速道路株式会社 関西支社長 村 尾 光 弘

阪神高速道路株式会社 代表取締役社長 幸 和 範

本州四国連絡高速道路株式会社 代表取締役社長 三 原 修 二

丙 一般社団法人 日本建設業連合会 関西支部長 村 上 考 司

(2 府 5 県、 4 政令指定都市、水資源機構関西・吉野川支社、
N E X C O 中名古屋・金沢支社、N E X C O 西関西支社、阪神高速、
本四高速 の 1 7 者の長)

災害時における機械設備の応急業務に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県空調衛生設備工業協会（以下「乙」という。）は、地震・風水害・その他の災害等（以下「災害」という。）が発生し、災害対策本部が設置された場合において、県の災害対応の拠点となる施設等に係る給排水・衛生・空調設備（以下「機械設備」という。）を対象として、乙が社会貢献活動の一環として実施する機能保全および復旧等の応急対策に関わる業務（以下「応急業務」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲の災害対応体制確立に係る機械設備の早期復旧に乙が協力することにより、県民の安全・安心を確保することを目的として、甲が乙に応援要請を行うために必要となる事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 応急業務の対象とする施設は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部設置庁舎（危機管理センター）
- (2) 災害対策各地方本部設置庁舎（大津土木事務所を除く各土木事務所）
- (3) 大津土木事務所
- (4) 成人病センターおよび小児保健医療センター

（応急業務の内容）

第3条 応急業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 機械設備に関する被害状況の調査
- (2) 機械設備に関する応急対策工事（ただし、応急対策工事とは、当該設備を使用上支障のない程度に回復させることであり、本格的な復旧工事は含まない。）
- (3) その他甲が必要と認める機械設備に関する応急業務

（応援要請）

第4条 甲は、乙に応援を要請する場合には、次の事項を明らかにして文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援を要する場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応急業務の内容
- (4) その他必要な事項

（報 告）

第5条 乙は、前条の要請に基づき応急業務を実施したときは、甲に対し、速やかに次に掲げる事項を文書により報告するものとする。

- (1) 実施した業務の内容および場所
- (2) 業務に要した人員および期間
- (3) 業務に使用した機材および稼働期間
- (4) 消費した資機材、燃料
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 この協定に基づく応急業務の実施に伴う経費のうち、第3条第1号については乙の負担とし、第2号および第3号については、原則として甲の負担とする。

(費用の積算)

第7条 応急業務に要した費用の積算は、乙から提出のあった報告書に基づき、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲が積算するものとする。

(契約の締結)

第8条 甲は、第3条第2号および第3号の応援を要請したときは、応急業務にあたる乙の会員と別途契約を締結するものとする。

(災害補償)

第9条 第4条の要請に基づき応急業務に従事した者が、当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合におけるその者の損害については、甲はその責任を負わないものとする。

(連絡窓口)

第10条 乙は甲に対し、甲が応援要請する場合の緊急連絡先を書面により提出するものとし、それに変更があった場合は、速やかに報告するものとする。甲が応援要請を行う窓口は、防災危機管理局とする。

(協定の期間および更新)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙のいずれから別段の申し出がなされないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間更新されるものとする。

(雑 則)

第12条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

平成29年11月1日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大 造

乙 滋賀県大津市松山町9番11号

一般社団法人滋賀県空調衛生設備工業協会
会 長 大 崎 裕 士

滋賀県・日本下水道事業団災害支援協定

滋賀県（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- 二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、別記に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

(災害支援の実施)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

(災害支援の完了の報告)

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- 一 甲の事務局 琵琶湖環境部 下水道課
- 二 乙の事務局 近畿総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和6年9月30日までとする。

(現況届の提出)

- 第11条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。
- 2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。
- 3 甲は、前2項に規定する現況届に基づき、当該協定を締結した日から起算して1年を経過するごとに、その間の経過を速やかに乙に報告するものとする。
- 4 第1項及び第2項に定める現況届は、様式によるものとする。

(その他)

- 第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和 3年 10月 1日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県

滋賀県知事 三 日 月 大 造

乙 東京都文京区湯島二丁目31番27号

日本下水道事業団

理事長 森 岡 泰 裕

(別記)

協定下水道施設

1. 終末処理場

- 一 湖南中部浄化センター
- 二 湖西浄化センター
- 三 東北部浄化センター
- 四 高島浄化センター

2. ポンプ場（マンホールポンプは除く。）

- 五 守山ポンプ場
- 六 橋本ポンプ場
- 七 南大萱ポンプ場
- 八 安土ポンプ場
- 九 北里ポンプ場
- 十 宮井ポンプ場
- 十一 石部ポンプ場
- 一二 衣川ポンプ場
- 十三 清水ポンプ場
- 十四 木戸ポンプ場
- 十五 姉川中継ポンプ場
- 十六 近江中継ポンプ場
- 十七 長浜中継ポンプ場
- 十八 宇曽川中継ポンプ場
- 十九 須川中継ポンプ場
- 二十 マキノポンプ場
- 二十一 今津ポンプ場
- 二十二 安曇川ポンプ場
- 二十三 高島ポンプ場

様式

令和 年 月 日

日本下水道事業団 理事長 殿

災害支援協定に係る現況届

〇〇市・日本下水道事業団災害支援協定第 11 条に基づき現況届を提出します。

市町村名				
担当部署名				
担当者役職及び氏名①				
担当者役職及び氏名②				
災害時 緊急連絡先	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
維持管理 委託先	業者名			
	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
対象施設名				
		ルート図	一般平面図	水位関係図
最新図面作成年月日				
		設備フロー図	施設平面図	断面図
最新図面作成年月日				
留意事項				

- ※1 ご担当者様は2名以上ご登録願います。
- ※2 災害時緊急連絡先が複数ある場合は「,」で区切ってご記入願います。
- ※3 維持管理委託先がない場合は、「維持管理委託先」欄をご記入いただく必要はありません。
維持管理委託先が複数ある場合は、行を増やしてご記入願います。
- ※4 「対象施設名」欄は、対象施設ごとに対象施設名及び最新の図面の作成年月日を記載してください。また、施設が複数ある場合は別紙を作成するか、行を増やしてご記入願います。
- ※5 「留意事項」欄は、災害支援時に留意すべきことがあればご記入願います。

災害時等における相互協力に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と、独立行政法人水資源機構琵琶湖開発総合管理所（以下「乙」という。）との間に、災害時等における相互協力に関し、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、次に掲げる場合における応急対策および復旧業務の実施にあたり相互協力に必要な事項を定め、これらの業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害が発生した場合
- （2） 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等および緊急対処事態が発生した場合
- （3） 前2号に定めるもののほか、県民および滞在者の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれのある緊急の事態が発生した場合

（協力の内容）

第2条 甲および乙は、次の各号に掲げる措置について相手方から要請された場合には、自らが行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

- （1） 甲が管理する港湾施設の使用(別図)
- （2） 乙が管理する揚陸施設等の使用(別図)
- （3） 前2号に定めるもののほか、応急対策および復旧業務の実施に必要となる資機材、物資、通信機器、敷地および施設の提供
- （4） その他措置の実施に必要と認められる事項

2 前各号に掲げる措置を実施するために必要となる関係機関等への意見聴取および協議については、要請者が実施するものとし、被要請者は必要に応じ要請者に協力するものとする。

（協力の要請）

第3条 前条に定める要請は、協力要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 甲および乙は、要請を受けた措置を実施するとともに、履行した措置の内容を報告書（別記様式第2号）により相手方に提出するものとする。

(費用の負担)

第5条 要請を受けた措置の実施に要する費用は実費とし、協力を要請した甲または乙が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第1条第2号に定める場合においては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第164条の定めるところによるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第2条第4号の実施に係る費用については、甲および乙の協議により負担割合を定める。

(損害の負担)

第6条 第2条に掲げる措置の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲および乙は、本協定にかかる連絡責任者を、本協定締結後速やかに連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項および疑義の生じた事項については、その都度、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年3月11日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市堅田二丁目1番10号
独立行政法人水資源機構
琵琶湖開発総合管理所長 宮川 省三

別記

様式第 1 号（第 3 条関係）

協 力 要 請 書

年 月 日

協力者

様

要請者

「災害時等における相互協力に関する協定書」第 3 条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害等および協力要請を必要とする状況

2 必要とする協力の内容

要請期日	必要とする協力の内容	数量	要請の場所	備考

問い合わせ先

電話 — —
FAX — —
担当

別記

様式第 2 号（第 4 条関係）

報 告 書

年 月 日

要請者

様

協力者

「災害時等における相互協力に関する協定書」第 4 条の規定に基づき、履行した措置の内容を、下記のとおり報告します。

記

1 履行した措置の内容

期日	履行した措置の内容	数量	履行の場所	備考

問い合わせ先

電話 — —
FAX — —
担当

別記

様式第3号（第7条関係）

連絡責任者届

【 滋賀県 】

1 連絡責任者

役職	
T E L	
携帯(公用)	
F A X	

2 時間外および休日の場合の連絡先

	第1連絡先	第2連絡先	第3連絡先	第4連絡先
役職				
T E L				
携帯(公用)				
F A X				

【 独立行政法人水資源機構 琵琶湖開発総合管理所 】

1 連絡責任者

役職	
T E L	
携帯(公用)	
F A X	

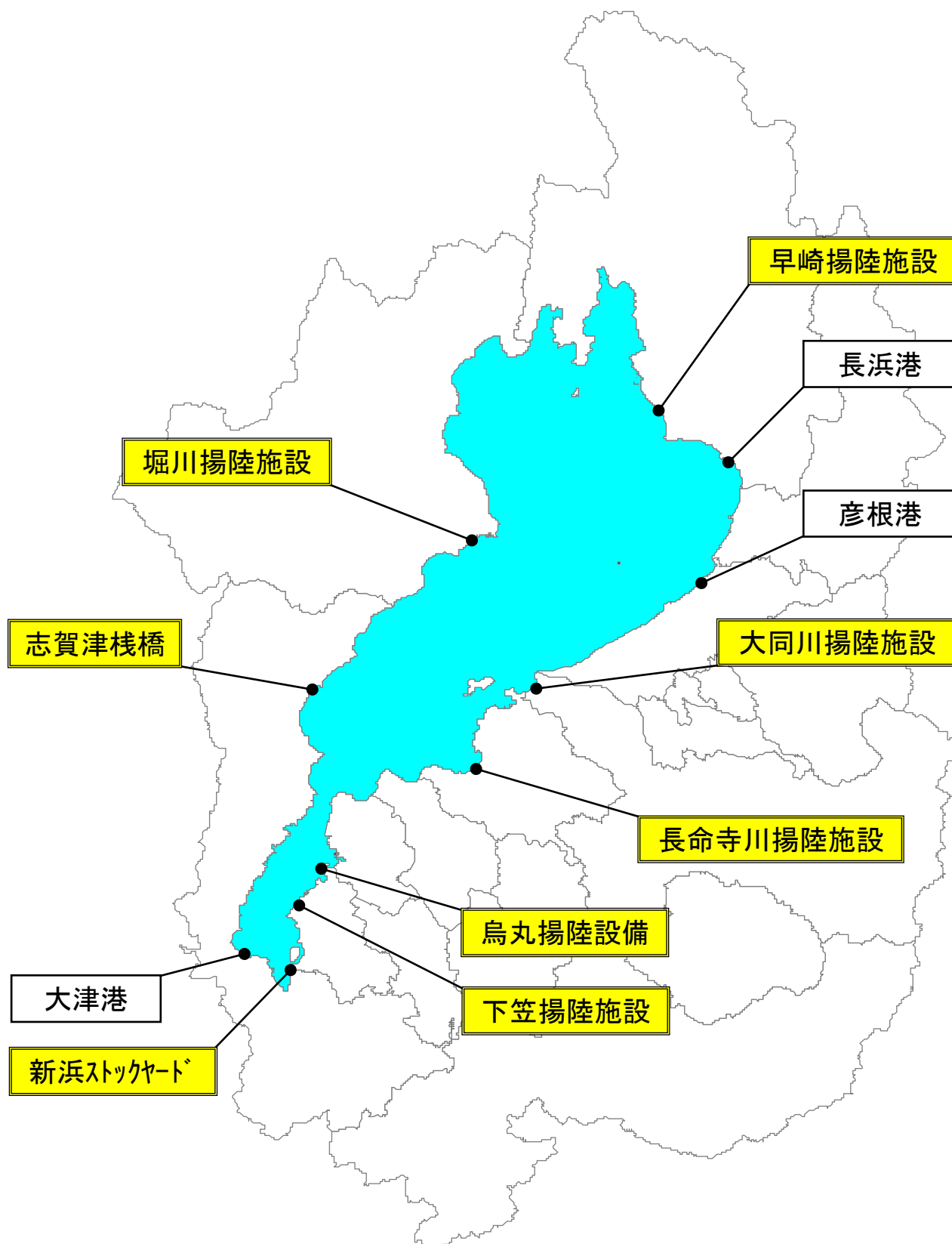
2 時間外および休日の場合の連絡先

	第1連絡先	第2連絡先	第3連絡先	第4連絡先
役職				
T E L				
携帯(公用)				
F A X				

別図 滋賀県が管理する港湾施設および水資源機構が管理する揚陸施設等

滋賀県が管理する港湾施設

水資源機構が管理する揚陸施設等



大規模断水時における情報共有および役割分担に係る協定

滋賀県知事（以下「甲」という。）と公益社団法人日本水道協会滋賀県支部長（以下「乙」という。）は、大規模断水対策の円滑な実施と県域の関係災害対策との調整に資するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模断水が発生した場合における甲乙双方の役割分担および甲乙双方が情報を共有すべきことを明確にし、大規模断水対策の円滑な実施を図るために必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、大規模断水とは、地震その他の自然災害および事故等により発生し、その被害を受けた水道事業者もしくは水道用水供給事業者が、自ら単独で応急給水、応急復旧等の対応ができない規模の断水、濁水等をいう。

（情報共有）

第3条 乙は、大規模断水の発生により、公益財団法人日本水道協会が定める「地震等緊急対応の手引き（以下、「手引き」という。）」に基づき、公益社団法人日本水道協会関西地方支部との間において伝達し、または、入手した情報（伝達および入手する情報には、双方とも応援要請等を含む）については、速やかに甲と共有するものとする。

2 甲は、大規模断水の発生により県内水道事業者との間において伝達し、又は入手した情報については、速やかに乙と共有するものとする。

（事後対策における情報共有）

第4条 復旧対策の内容や被害軽減措置等の事後対策について、甲と乙の間で情報共有すべき事象があると一方が認めた場合は、当該情報を他方に伝達するものとする。

（役割分担）

第5条 大規模断水が発生した場合の応急給水および応急復旧等の応援要請を含む大規模断水対策にかかる総合調整の役割については、次の各号による。

- （1）県内で発生し、県外の水道事業者に応援要請を要しない場合は、主として甲が担う。
- （2）県内で発生し、県外の水道事業者に応援要請を要する場合は、主として乙が担う。
- （3）県外で発生した場合は乙が担う。

(4) 前3号で判断し難い場合は、その都度協議の上決定する。

(総合調整の引継ぎ)

第6条 県内で大規模断水が発生し、甲が、県外の水道事業者に対し、応急給水および応急復旧等の応援を要請する必要があると認めたときは、速やかに、その旨を、乙に通知した上で、大規模断水対策にかかる総合調整を乙に引継ぐものとする。

2 県内で大規模断水が発生し、乙が、県外の水道事業者に対し、応急給水および応急復旧等の応援を要請する必要があると認めたときは、速やかに、その旨を、甲に通知した上で、大規模断水対策にかかる総合調整にあたるものとする。

(雑則)

第7条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項について疑義が生じたときは、両方で協議の上で決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和元年7月1日

(甲) 大津市京町四丁目1-1
滋賀県知事 三日月 大 造

(乙) 大津市御陵町3-1
公益社団法人日本水道協会滋賀県支部
支部長 大津市長 越 直 美

災害時等における滋賀県所管施設の災害等緊急対策業務に関する協定書

滋賀県(以下「甲」という。)と滋賀県建築設計監理事業協同組合(以下「乙」という。)とは、災害時等における滋賀県が管理する建築物等の緊急的な災害等対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震・風水害等の自然災害、火事・漏水等の災害、その他建築物にかかる事故など(以下「災害等」という。)において、甲が管理する建築物等における緊急対策のための調査・設計・監理業務を実施するにあたり、甲および乙は協力することにより建築物等の被害状況の把握、被害拡大の防止および安全対策の実施ならびに早期使用に資することを目的とする。

(業務の対象範囲)

第2条 業務の対象範囲は、甲が管理する建築物および付属工作物(建築設備を含む。以下「所管施設」という。)とする。

(業務の内容)

第3条 甲は所管施設に災害等による被害等が発生し緊急対策が必要と認めるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請を受けたときは、できる限り速やかに所管施設の状況を把握し、必要に応じて「災害等状況調査票」(様式-2)および「災害等状況報告書」(様式-3)を作成して、所管施設の管理者および営繕主務課長(以下「管理者等」という。)に結果を報告するよう努めるものとする。

3 乙は、甲または管理者等の要請により災害等における緊急対策のための調査・設計・監理業務を実施するよう努めるものとする。

4 乙は、前二項の災害等の状況把握や緊急対策のための調査・設計・監理業務を迅速に遂行できるよう日頃から体制の整備や必要な技術者等の確保に努めるとともに、乙の組合員による連絡系統図および連絡一覧表からなる実施体制表を作成しておくものとする。

(業務の実施体制)

第4条 前条第2項に掲げる災害等の状況把握および前条第3項に掲げる災害等における緊急対策のための調査・設計・監理業務の実施体制表は、あらかじめ、乙から甲に提出しておくものとする。

なお、実施体制表に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条第2項に掲げる状況の把握および結果の報告に要する経費は乙が負担する。

2 第3条第3項の実施に際しては、甲の負担により甲は乙と遅滞なく測量・設計業務等委託契約を締結するものとする。

(甲、乙等の責務)

第6条 甲は、第3条第2項に掲げる乙の業務が、無償による社会貢献活動であることを理解し、その活動に対し過度な負担とならないよう十分な配慮をするものとする。

2 第3条第2項および第3項に掲げる業務にあたる乙の組合員の編成および現場での業

務は、乙の責任において遂行し、業務が迅速かつ効果的に実施できるよう努めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から、令和2年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を期間の満了の日より1年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

3 本協定は、甲乙いずれかから申し出があった場合、双方の協議により廃止することができる。なお、申し出は、廃止しようとする日の30日前までに書面により行わなければならない。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い甲または管理者等、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、または派遣した技術者等および各種資機材に損害が生じた場合には、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲または管理者等に報告するものとし、その措置については甲または管理者等と乙が協議して定めるものとする。

(関係機関・関連団体等との調整)

第9条 甲が別途要請する関係機関や関連団体等と連携して業務を遂行する場合は、常に相互の立場を尊重して効率的に対応するものとする。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲および乙は、本協定後すみやかに連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届(様式-4)により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項、または本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定書は2通作成し、甲乙が各1通を保有する。

令和元年12月25日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市三丁目4番28号

滋賀県建築設計監理事業協同組合

理事長 野田 芳朗

様式-1（協定書第3条第1項）

〇〇第〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

滋賀県建築設計監理事業協同組合
理事長 〇〇 〇〇 様

滋賀県知事 〇〇 〇〇

被害状況調査要請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴組合と締結している「災害時等における滋賀県所管施設の災害等緊急対策業務に関する協定書」第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり、被害状況調査を要請します。

記

1. 要 請 日 〇〇年〇〇月〇〇日
2. 調査施設名 〇〇
3. 調 査 場 所 〇〇市〇〇町〇〇
4. 調 査 内 容 被害箇所状況調査
5. 連 絡 先 〇〇部〇〇課 〇〇・〇〇
TEL 〇〇-〇〇-〇〇
FAX 〇〇-〇〇-〇〇
メール 〇〇@〇〇

※所管施設の管理者から協力要請する場合は事前に建築課あて連絡する。

様式-2（協定書第3条第2項）

被害箇所状況調査票	
〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時現在	
調査施設名	〇〇
調査場所	〇〇市〇〇町〇〇
被害状況	(写真等を用いて被害状況を示す)
対応についての意見	

様式-3（協定書第3条第2項）

〇〇第〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

滋賀県知事 様
（所管施設の管理者および営繕主務課長あて報告）

滋賀県建築設計監理事業協同組合
組合員
株式会社〇〇設計事務所

被害状況報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で当組合理事長あて協力要請のあった被害
状況調査について、業務が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 調査施設名 〇〇
2. 調査場所 〇〇市〇〇町〇〇
3. 被害箇所状況 別添様式-2「被害箇所状況調査票」のとおり
4. 連絡先 滋賀県建築設計監理事業協同組合
組合員 株式会社〇〇設計事務所

担 当 〇〇 〇〇
T E L 〇〇-〇〇-〇〇
F A X 〇〇-〇〇-〇〇
メー ル 〇〇@〇〇

様式-4（協定書第10条第2項）（甲）

〇〇第〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

連絡責任者届

【滋賀県】

1. 連絡責任者

役職・氏名	〇〇部〇〇課 〇〇・〇〇
T E L	〇〇-〇〇-〇〇
F A X	〇〇-〇〇-〇〇

2. 時間外および休日の場合の連絡先

	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名	〇〇・〇〇	〇〇・〇〇
T E L	〇〇-〇〇-〇〇	〇〇-〇〇-〇〇
F A X	〇〇-〇〇-〇〇	〇〇-〇〇-〇〇

3. 勤務時間および休日

勤務時間：8時30分～17時15分

休 日：土日祝日および年末年始（12月29日～1月3日）

様式-4（協定書第10条第2項）（乙）

〇〇第〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

連絡責任者届

【滋賀県建築設計監理事業協同組合】

1. 連絡責任者

役職・氏名	〇〇・〇〇
T E L	〇〇-〇〇-〇〇
F A X	〇〇-〇〇-〇〇

2. 時間外および休日の場合の連絡先

	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名	〇〇・〇〇	〇〇・〇〇
T E L	〇〇-〇〇-〇〇	〇〇-〇〇-〇〇
F A X	〇〇-〇〇-〇〇	〇〇-〇〇-〇〇

3. 勤務時間および休日

勤務時間：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

休 日：土日祝日および年末年始（〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日）

災害時におけるクレーン等の供給に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人全国クレーン建設業協会 滋賀支部（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害が発生した場合における移動式クレーンおよび運転士（以下「クレーン等」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害が発生した場合において、甲が乙の斡旋する事業者の有するクレーン等を活用して迅速に対策を実施するため、甲から乙に対して行う応急対策業務の応援要請に関して必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 乙が、クレーン等の供給により実施する応援は次のとおりとする。

- （1）道路上の障害物（落石・倒木・車両等）の除去
- （2）上水道・下水道施設の障害物の撤去
- （3）県有公共施設等の応急復旧業務
- （4）応急仮設住宅の建設および被災住宅の応急修理等
- （5）人命救助での障害物（倒壊家屋・土砂等）の除去（警察・消防・自衛隊等が従事する業務は除く。）
- （6）その他災害発生に伴う必要な業務

（応援の要請）

第3条 甲は、応援を要請する場合は、乙に対し次の事項を示して行うものとする。

- （1）被害の状況
- （2）実施場所
- （3）実施内容
- （4）その他必要な事項

2 甲は、前項に基づき乙に応援を要請するときは、応援要請書（別紙1）により行う。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭により要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（実施）

第4条 乙は、前条の要請があったときは、特別の理由がない限り協力するものとする。協力する場合は、乙の会員の中から建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により国土交通大臣の許可を受けた者のうち、滋賀県内に主たる営業所を有する建設業者および滋賀県知事の許可

を受けた建設業者を担当会員として定め、応援業務応諾書（別紙2）を甲により報告する。ただし、災害の状況等やむを得ない事情により、乙が対応できない場合においては、その義務を負わない。

- 2 乙は、前項による業務が完了したときは、速やかに甲に対し業務完了報告書（別紙3）により報告するものとする。

（応援体制の確保）

第5条 甲および乙は、あらかじめ応援要請に関する連絡窓口（別紙4）を定める。なお、連絡窓口に変更があった場合には、その都度相手方に文書で通知する。

- 2 乙は災害時に応援を速やかに実施できる体制を平時から確保するものとし、乙は乙の会員名簿を甲に提出する。
- 3 会員においてクレーン等の確保が困難な場合は、乙は一般社団法人全国クレーン建設業協会の協力を得られるよう努めるものとする。

（費用）

第6条 第3条の要請に基づき乙の斡旋する事業者が実施したクレーン等の供給に要する費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用については、災害発生時における地域の通常取引事例を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。
- 3 甲と乙の斡旋する事業者とは、甲の費用負担とする応援業務を実施するときには、速やかに契約を締結するものとする。

（損害補償）

第7条 この協定に基づき、乙の斡旋する事業者が実施する業務に従事した者が本業務において死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または心身に障害がある状態となった場合の災害補償については、原則として、乙の斡旋する事業者の責任において行うものとする。ただし、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例（昭和38年3月25日滋賀県条例10号）」が適用される場合は、甲が補償する。

（協定の期間および更新）

第8条 この協定の有効期間は、令和2年3月17日から令和2年3月31日までとする。

- 2 期間満了の日の1ヶ月前までに、甲または乙のいずれから別段の申し出がなされないときは、引き続き同一条件で、この協定を一年間更新させるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じたとき、または定めのない事項で、協定実施について必要な事項は、甲と乙で協議して定めることとする。

(適用)

第10条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上各自1通を所持する

令和2年3月17日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県犬上郡豊郷町八町803

一般社団法人全国クレーン建設業協会 滋賀支部

滋賀支部長 土沢 健一

自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県内の１９市町（以下「乙」という。）および一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会（以下「丙」という。）は、甲および乙の所管する流域下水道管渠施設および公共下水道管渠施設（以下「下水道管渠施設」という。）が地震、大雨等の自然災害により被災した場合に関して、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１５条の２の規定に基づく協定を締結する。

なお、甲および丙との間で締結した「地震災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定書（平成２４年２月１０日変更）」は本協定に置き換えるものとする。

（目的）

第１条 この協定は、丙による甲および乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、円滑な復旧支援の実施を図り、災害等により被災した下水道管渠施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（対象）

第２条 この協定の対象となる災害は、次に掲げるものとする。

- （１）地震、暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑りその他異常な自然現象
- （２）その他甲および乙と丙の協議により定めるもの

（復旧支援協力の要請）

第３条 甲および乙は、第２条に記載の対象について、丙に対し次の業務の支援を要請することができる。

- （１）下水道事業における「災害時支援に関するルール解説（公益社団法人日本下水道協会）」に定める緊急点検、緊急調査および緊急措置
- （２）被災した下水道管渠施設の応急復旧のために必要な業務
- （３）その他、甲、乙および丙間で協議し必要とされる業務

２ 甲および乙の丙に対する支援協力要請は、第１０条に規定する甲の事務局が甲および乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、別紙様式第１の要請書により第１０条に規定する丙の事務局へ要請する。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

(復旧支援の実施)

第4条 丙は、第3条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって復旧支援協力を行うものとする。

- 2 災害の規模が甚大等の場合において、丙が人員、機材等を調達するために相当の時間を要すると認められる場合にあっては、支援の実施は、甲、乙および丙による協議の上で決定する。

(費用)

第5条 甲および乙が丙に対し要請した復旧支援協力に係る費用は、支援を受けた甲および乙の個々による負担とする。なお、地震災害により甲が丙に第3条(1)の支援要請をした際に要した費用は丙が負担する。

(報告)

第6条 丙は、前条の規定に基づき支援協力を実施したときは、別紙様式第2の実施報告により甲および乙に報告する。

(情報の保護)

第7条 甲、乙および丙は、この協定による活動を行うため、個人情報および行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(災害補償)

第8条 この協定に基づく支援協力に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、もしくは疾病にかかりまたは死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例(昭和38年滋賀県条例第10号)」等の規定に準じて、甲および乙が補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたときは、甲および乙は、同一事故についてはこれらの額の限度において補償の責を免れるものとする。

(広域災害)

第9条 甲および乙が管轄する地域において公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部(以下「対策本部」という。)が設置された場合、丙は対策本部の指揮による活動を優先し、これに従うものとする。

- 2 甲または乙は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会および他の協会、業者等に支援要請した範囲と丙へ支援要請する範囲は明確に区別を行うものとする。

(事務局および連絡体制)

第10条 甲および丙の復旧支援協力に係る事務局および連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、滋賀県琵琶湖環境部下水道課とする。
- (2) 丙の連絡窓口は、一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会とする。
- (3) その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。
- (4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、乙および丙に伝えることとする。

(合同訓練)

第11条 甲、乙および丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙および丙の協議により定める。

(協定の有効期間)

第12条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙または丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙および丙による協議の上で決定するものとする。この協定に定めのある事項について、疑義が生じたときも、また同様とする。

2 甲、乙および丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙および丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。また、乙は甲および丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和2年4月17日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市御陵町 3 番 1 号
大津市公共下水道管理者
大津市公営企業管理者 山極 正勝

滋賀県彦根市元町 4 番 2 号
彦根市長 大久保 貴

滋賀県長浜市八幡東町 6 3 2 番地
長浜市長 藤井 勇治

滋賀県近江八幡市桜宮町 2 1 4 番地 1 0
近江八幡市公共下水道管理者
近江八幡市長 小西 理

滋賀県東近江市八日市緑町 1 0 番 5 号
東近江市長 小椋 正清

滋賀県草津市草津三丁目 1 3 番 3 0 号
草津市長 橋川 渉

滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 2 2 号
守山市公共下水道管理者
守山市長 宮本 和宏

滋賀県栗東市安養寺一丁目 1 3 番 3 3 号
栗東市長 野村 昌弘

滋賀県甲賀市水口町水口 6 0 5 3 番地
甲賀市公共下水道管理者
甲賀市長 岩永 裕貴

滋賀県野洲市小篠原 2 1 0 0 番地 1
野洲市長 山仲 善彰

滋賀県湖南市中央一丁目 1 番地
湖南市長 谷畑 英吾

滋賀県高島市新旭町北畑 5 6 5 番地
高島市公共下水道事業
高島市長 福井 正明

滋賀県米原市下多良三丁目 3 番地
米原市長 平尾 道雄

滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目 1 番地
日野町公共下水道管理者
日野町長 藤澤 直広

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口 3 番地
竜王町公共下水道管理者
竜王町長 西田 秀治

滋賀県愛知郡愛荘町愛知川 7 2 番地
愛荘町公共下水道管理者
愛荘町長 有村 国知

滋賀県犬上郡豊郷町石畑 3 7 5 番地
豊郷町長 伊藤 定勉

滋賀県犬上郡甲良町在土 3 5 3 番地 1
甲良町公共下水道管理者
甲良町長 野瀬 喜久男

滋賀県犬上郡多賀町多賀 3 2 4 番地
多賀町公共下水道管理者
多賀町長 久保 久良

丙 滋賀県大津市大江二丁目 1 番 8 号
一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会
会長 田中 健晴

同意書

●●市（町）は、一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会との
「自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に
関する協定」を、令和 年 月 日をもって締結し、
発効させることに同意します。

令和 年 月 日

〇〇市（〇〇町）公共下水道管理者

〇〇 〇〇

別表

市町名	部署名	担当者	電話	F A X	Email

年 月 日

自然災害時における応急対策業務の支援要請書

一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会長 様

滋賀県知事
〇〇市（町）長

「自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定書」に基づき、次のとおり支援を要請します。

区 分	内 容
災害等が発生した場所	
被害の状況	
応急対策業務の支援内容	
必要な資機材および人員	
支援要請期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
その他参考となる事項	

滋賀県知事 様
〇〇市（町）長 様

「自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定書」に基づく支援が下記のとおり終了したので報告します。

区 分	内 容
被災場所	
被害の状況	
応急対策業務の支援内容	
必要な資機材および人員	
支援期間	
その他参考となる事項	

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県内の１９市町（以下「乙」という。）および公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）は、地震、大雨等の自然災害により、甲および乙が管理する下水道管路施設が被災した場合に広域的な支援として行う復旧支援協力に関して、以下のとおり協定を締結する。

なお、本協定の対象となる下水道管路施設とは、甲および乙の管理する下水道法上の下水道管路施設および集落排水の管路施設であり、下水道法に定められた施設については、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１５条の２の規定に基づくものとし、その他についてもそれに準じるものとする。

（目的）

第１条 この協定は、丙による甲および乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、円滑な復旧支援の実施を図り、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（対象）

第２条 この協定の対象となる災害は、次に掲げるものとする。

- （１）地震、暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑りその他異常な自然現象
- （２）その他甲および乙と丙の協議により定めるもの

（復旧支援協力の要請）

第３条 甲および乙は、災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し、各々では十分な緊急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援協力を要請することができる。

- （１）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃および修繕）
- （２）その他、甲、乙および丙の間で協議し必要とされる業務

２ 甲および乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第１１条に規定する甲の事務局が甲および乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により第１１条に規定する丙の事務局へ要請する。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

(復旧支援の実施)

第4条 丙は、第3条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって復旧支援協力を行うものとする。

- 2 災害の規模が甚大等の場合において、丙が人員、機材等を調達するために相当の時間を要すると認められる場合にあっては、支援の実施は、甲、乙および丙による協議の上で決定する。

(費用)

第5条 甲および乙が丙に対し要請した復旧支援協力に要する費用は、支援を受けた甲および乙の個々による負担とする。

(報告)

第6条 丙は、甲および乙の要請により行った復旧支援協力の業務が終了したときは、速やかに要請した者に対し、書面をもって報告を行うものとする。

- 2 丙は、災害時の支援に備えて、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器および人員等について、甲の事務局に報告するものとする。また、その内容に変更があった場合には、適宜、甲の事務局に書面で報告するものとし、甲の事務局は乙に対し、書面で通知するものとする。

(下水道台帳データの提供)

第7条 甲および乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、丙に提供する。甲および乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合には、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

- 2 丙は、甲および乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

(下水道台帳データの開示)

第8条 丙は、甲および乙から復旧支援協力要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し、甲および乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

- 2 支援出動する丙の会員は、甲および乙から開示された電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

(情報の保護)

第9条 甲、乙および丙は、この協定による活動を行うため、個人情報および行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(広域被災)

- 第10条 甲および乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合、丙は、下水道対策本部による活動を優先するものとする。
- 2 甲または乙は、一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会および他の協会、業者等に支援要請した範囲と丙へ支援要請する範囲は明確に区別を行うものとする。

(事務局および連絡体制)

- 第11条 甲および丙の復旧支援協力に係る事務局および連絡体制は、次のとおりとする。
- (1) 甲の事務局は、滋賀県琵琶湖環境部下水道課とする。
- (2) 丙の連絡窓口は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関西支部とする。
- (3) その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。
- (4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、乙および丙に伝えることとする。

(合同訓練)

- 第12条 甲、乙および丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。
- 2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙および丙の協議により定める。
- 3 第1項の合同訓練を実施する場合も、第8条第1項および第2項を準用する。

(協定の有効期間)

- 第13条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙または丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

- 第14条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙および丙による協議の上で決定するものとする。この協定に定めのある事項について、疑義が生じたときも、また同様とする。
- 2 甲、乙および丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙および丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。また、乙は甲および丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和2年4月17日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市公共下水道管理者
大津市公営企業管理者 山極 正勝

滋賀県彦根市元町4番2号
彦根市長 大久保 貴

滋賀県長浜市八幡東町632番地
長浜市長 藤井 勇治

滋賀県近江八幡市桜宮町214番地10
近江八幡市公共下水道管理者
近江八幡市長 小西 理

滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
東近江市長 小椋 正清

滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市長 橋川 渉

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号
守山市公共下水道管理者
守山市長 宮本 和宏

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号
栗東市長 野村 昌弘

滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市公共下水道管理者
甲賀市長 岩永 裕貴

滋賀県野洲市小篠原 2 1 0 0 番地 1

野洲市長 山仲 善彰

滋賀県湖南市中央一丁目 1 番地

湖南市長 谷畑 英吾

滋賀県高島市新旭町北畑 5 6 5 番地

高島市公共下水道管理者

高島市長 福井 正明

滋賀県米原市下多良三丁目 3 番地

米原市長 平尾 道雄

滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目 1 番地

日野町公共下水道管理者

日野町長 藤澤 直広

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口 3 番地

竜王町公共下水道管理者

竜王町長 西田 秀治

滋賀県愛知郡愛荘町愛知川 7 2 番地

愛荘町公共下水道管理者

愛荘町長 有村 国知

滋賀県犬上郡豊郷町石畑 3 7 5 番地

豊郷町長 伊藤 定勉

滋賀県犬上郡甲良町在土 3 5 3 番地 1

甲良町公共下水道管理者

甲良町長 野瀬 喜久男

滋賀県犬上郡多賀町多賀 3 2 4 番地

多賀町公共下水道管理者

多賀町長 久保 久良

丙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長 長谷川 健司

同意書

●●市（町）は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会との
「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」
を、令和 年 月 日をもって締結し、
発効させることに同意します。

令和 年 月 日

〇〇市（〇〇町）公共下水道管理者

〇〇 〇〇

※ただし、農業集落排水施設および林業集落排水施設の管理者が上記と異なる場合は「〇〇市長 〇〇 〇〇」とすること。

別表

市町名	部署名	担当者	電話	F A X	Email

災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県内の１９市町（以下「乙」という。）および公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部（以下「丙」という。）は、甲および乙の所管する流域下水道施設および公共下水道施設（以下、「下水道施設」という。）が地震、風水害その他の大規模災害により被災した場合（以下「災害時」という。）の災害復旧に係る支援業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（対象）

第２条 この協定の対象となる災害は、次に掲げるものとする。

- （１）地震、暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑りその他異常な自然現象
- （２）その他甲および乙と丙の協議により定めるもの

（技術支援協力の内容および範囲）

第３条 丙の技術支援協力の内容は、甲または乙が実施した被害状況の調査結果に基づき、復旧のための災害査定資料の作成および修正を行うものとする。

２ 支援業務の範囲は、施設に被害が発生した箇所または発生する恐れのある箇所に対して、甲または乙が要請した範囲を基本とする。

（技術支援協力の要請）

第４条 甲および乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第９条に規定する甲が、甲および乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第９条に規定する丙に行う。

２ 丙は、甲または乙から要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲または乙に通知する。

３ 甲および乙は、丙から通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を特定し、甲および乙は書面により技術支援協力を要請する。

４ なお、災害の状況等やむを得ない状況により前項によりがたい場合は、口頭、電話、その他の適切な手段で行うものとし、支援業務着手後、速やかに書面により通知する。

(支援業務の費用)

第5条 甲または乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

- 2 技術支援協力に係る費用は、支援を受けた甲または乙の個々による負担とし、それぞれが業務実施者と協議するものとする。
- 3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲または乙に請求するものとする。甲または乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

(支援業務の実施)

第6条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

- 2 大規模災害等において、丙が人員等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、技術支援協力の実施は甲、乙および丙にて協議の上で決定する。

(支援業務の報告)

第7条 業務実施者は技術支援協力が終了したときは、速やかに甲または乙に書面をもって報告する。

(労災および損害補償など)

第8条 支援業務において、労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用するものとする。

- 2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙および業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合または業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により甲または乙に報告しなければならない。また、甲または乙および業務実施者は、その措置の内容について、協議して定めるものとする。
- 3 業務実施者が行った技術支援協力において瑕疵があった場合、甲または乙は、業務実施者に修補等を請求することができる。
- 4 前項の請求は甲または乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくものとし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲または乙および業務実施者が協議して定めるものとする。

(連絡体制)

第9条 甲および丙の連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 甲の連絡先は、滋賀県琵琶湖環境部下水道課とする。
- (2) 丙の連絡先は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部とする。
- (3) その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。

(4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲に連絡し、甲は別表を変更し、乙および丙に伝えることとする。

(情報の保護)

第10条 甲、乙および丙は、この協定による活動を行うため、個人情報および行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第11条 甲、乙および丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙および丙の協議により定める。

(協定の期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙または丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(補足)

第13条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙および丙による協議のうえ定める。

2 甲、乙および丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙および丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。また、乙は、甲および丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和2年4月17日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市公共下水道管理者
大津市公営企業管理者 山極 正勝

滋賀県彦根市元町4番2号

彦根市長 大久保 貴

滋賀県長浜市八幡東町632番地

長浜市長 藤井 勇治

滋賀県近江八幡市桜宮町214番地10

近江八幡市公共下水道管理者

近江八幡市長 小西 理

滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

東近江市長 小椋 正清

滋賀県草津市草津三丁目13番30号

草津市長 橋川 渉

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市公共下水道管理者

守山市長 宮本 和宏

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市長 野村 昌弘

滋賀県甲賀市水口町水口6053番地

甲賀市公共下水道管理者

甲賀市長 岩永 裕貴

滋賀県野洲市小篠原2100番地1

野洲市長 山仲 善彰

滋賀県湖南市中央一丁目1番地

湖南市長 谷畑 英吾

滋賀県高島市新旭町北畑565番地

高島市公共下水道事業

高島市長 福井 正明

滋賀県米原市下多良三丁目 3 番地
米原市長 平尾 道雄

滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目 1 番地
日野町公共下水道管理者
日野町長 藤澤 直広

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口 3 番地
竜王町公共下水道管理者
竜王町長 西田 秀治

滋賀県愛知郡愛荘町愛知川 7 2 番地
愛荘町公共下水道管理者
愛荘町長 有村 国知

滋賀県犬上郡豊郷町石畑 3 7 5 番地
豊郷町長 伊藤 定勉

滋賀県犬上郡甲良町在土 3 5 3 番地 1
甲良町公共下水道管理者
甲良町長 野瀬 喜久男

滋賀県犬上郡多賀町多賀 3 2 4 番地
多賀町公共下水道管理者
多賀町長 久保 久良

丙 大阪府大阪市北区中之島六丁目 2 番 4 0 号
公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会
関西支部長 北 秀文

同意書

●●市（町）は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部との「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」を、令和 年 月 日をもって締結し、
発効させることに同意します。

令和 年 月 日

〇〇市（〇〇町）公共下水道管理者

〇〇 〇〇

別表

市町名	部署名	担当者	電話	F A X	Email

災害時等における水道水質検査業務に関する協定書

滋賀県企業庁(以下「甲」という。)と天津市企業局(以下「乙」という。)は、災害時等における水道水質検査業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、自然災害、分析機器の故障、その他にかかる事故など(以下「災害等」という。)において、甲及び乙が管理する水質検査機器等を用いて水道水質検査業務を実施するにあたり、甲及び乙が相互協力することにより円滑に業務を遂行することを目的とする。

(業務対象範囲)

第2条 業務の対象範囲は、甲及び乙が管理する水質検査機器及び付属設備(以下「所管施設」という。)を使用した水道水質検査業務とする。

(業務の内容)

- 第3条 甲及び乙は所管施設に災害等による被害等が発生し緊急対策が必要と認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。
- 2 甲及び乙は、相手方から協力要請を受けたときは、必要に応じて人的、物的支援について協力することとし、内容については甲及び乙の組織に属するそれぞれの水道水質検査業務を管轄する所属の長(以下「所属長」という。)に報告するものとする。

(業務の実施体制)

- 第4条 甲及び乙は、水道水質検査業務を迅速に遂行できるよう日頃から体制の整備や必要な技術者等の確保に努めるとともに、平時より双方担当職員の情報交換、検査機器使用に係る技術向上のための研修等を共同実施するなど、緊密な連携を図るものとする。
- 2 所管施設の操作は、原則として協力依頼を受けた機関の職員が水道法第20条及び第31条に基づく水質検査について、水道GLPに則り行うものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条第2項に掲げる業務に要する経費は、実費を原則とし協力を要請した側が負担するものとする。

(協定期間)

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から、令和5年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を期間の満了の日より1年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

(損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い甲または乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合には、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により所属長に報告するものとし、その措置については両方で協議して定めるものとする。

(守秘義務)

第8条 この協定による検査結果等により知り得た事項について、甲または乙の承認を得ずに公表または使用してはならない。ただし、公表または使用する場合には、滋賀県個人情報保護条例、ならびに大津市個人情報保護条例を順守するものとする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項、または本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和3年10月4日

甲 滋賀県野洲市吉川3382

滋賀県企業庁長

河瀬 隆雄 ㊟

乙 滋賀県大津市御陵町3番1号

大津市

大津市公営企業管理者

山極 正勝 ㊟

災害時等における資機材レンタルの協力に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、滋賀県域において大規模災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲と乙が協力して、資機材のレンタルを迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（レンタルの協力要請）

第2条 災害時等において、甲が資機材のレンタルを必要とするときには、甲は乙に対して調達可能な範囲において、協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から資機材のレンタルの要請を受けたときは、可能な範囲において、資機材のレンタルを実施するものとする。

（レンタルの範囲）

第3条 甲が、乙に調達を要請する資機材は、次に掲げるものとする。

- （1） 別表に掲げる資機材
- （2） その他乙の業務の範囲内で甲が指定する資機材

（要請手続）

第4条 甲は、第2条の協力が必要であると判断したときは、乙に対し様式1により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請するものとし、事後に要請様式を提出するものとする。

（資機材のレンタルの協力）

第5条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、資機材のレンタルについて、優先的に行うものとする。

（資機材の搬入等）

第6条 資機材の搬入場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員等を派遣して資機材を確認のうえ引渡を受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、乙が前項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第7条 第5条および第6条の規定により乙がレンタルした資機材の対価および乙が行った運搬等の費用については、甲または資機材の供給を受けた者が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタルおよび運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の支払い)

第8条 前条の規定に基づき、甲または資機材の供給を受けた者が負担する費用は、乙の請求により甲または資機材の供給を受けた者が支払うものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額および支払方法等は、甲または資機材の供給を受けた者と乙とで協議のうえ、決定するものとする。

3 甲が第1項よる請求を受けた時は、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(事故等)

第9条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書にて報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

(損害補償)

第10条 本協定に基づく業務に従事した者の負傷、疾病、障害または死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、甲乙協議の上、決定する。

(第三者への損害賠償責任)

第11条 乙は、本協定に基づく業務中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 乙が本協定に基づく業務の実施中に天災等自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(連絡体制等の確認)

第12条 甲および乙は、災害時等に本協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制等についてあらかじめ定めるものとする。

2 甲乙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとし、また年度始め等に年1回を目途に相互の連絡体制を確認するものとする。

(情報交換)

第13条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制および資機材のレンタル等についての情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(協議)

第14条 本協定について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第15条 協定の有効期間は協定締結の日から令和7年3月31日までとする。以後、甲、乙のいずれかの申し出のない時は、本協定の有効期限を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名のうえ、各自1通を保有する。

令和6年9月3日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋 賀 県
知 事 三日月 大造 (署名)

乙 東京都中央区日本橋3-12-2 朝日ビルディング7階
株式会社アクティオ
代表取締役社長 小沼 直人 (署名)

様式第 1 号（第 4 条関係）

資機材提供要請書

年 月 日

株式会社アクティオ 様

災害時等における資機材レンタルの協力に関する協定書第 5 条に基づき、次の資機材の提供を要請します。

資機材名	数量	規格	納入場所

担当者名：

連絡先：

別表（第3条関係）

○スーパーハウス（1.0～4.5坪）	○クールミスト
○コンテナ倉庫	○スポットクーラー
○発電機（2～3KVA）	○移動式エアコン（12HP・25HP）
○発電機（13～90KVA）	○ジェットヒーター
○発電機（100～400KVA）	○ブライトヒーター
○パソコン用発電機（0.9～2.8KVA）	○ストーブ類（石油ストーブ・ファンヒーター・温風ヒーター）
○超低騒音発電機（25～60KVA）	○無線機
○三電源仕様発電機（25～60KVA）	○ダンプ（軽・2t・4t）
○電工ドラム	○トラック（軽・2t・4t）
○エンジンコンプレッサー（25～100HP）	○トラッククレーン付（2t・4t）
○水中ポンプ普通揚程（2～8吋）	○散水車（2t・4t）
○投光機（2灯式・4灯式）	○ミニバックホー後方小旋回（0.03～0.2 m ³ ）
○バルーン投光機（400W・1000W）	○バックホー後方小旋回（0.25～0.7 m ³ ）
○簡易水洗トイレ	○スタンドファン
○車載用トイレ	○製氷機
○ユニバーサルハウス	○ウォータークーラー
○連棟型パネルユニットハウス	
○シャワーユニット	
○ポリローリタンク（500～2000ℓ）	

災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定

滋賀県知事（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県警備業協会会長（以下「乙」という。）は、滋賀県地域防災計画に基づく民間協力の一環として、災害時における交通および地域安全の確保等に係る警備業務の円滑な実施のため、災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定（平成8年3月25日付け協定。以下「旧協定」という。）を締結しているところ、その内容を全面的に改め、次のとおり協定を締結する。

なお、旧協定は、令和6年9月3日限り、廃止する。

（目的）

第1条 この協定は、滋賀県地域防災計画に基づき、災害時において、甲が乙に緊急かつ優先的に調整を要請すべき警備業務に関し必要な事項を定め、もって的確かつ実効性のある警備業務を実施することによって、地域の安全安心に資することを目的とする。

（災害の定義）

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害のうち、甲が乙に対し協力を要請する必要があると認めるに足りる大規模な災害をいう。

（警備業務の内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する警備業務は、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項各号に定める警備業務のうち、次に掲げる警備業務（以下「当該業務」という。）とする。

- (1) 災害時における交通の安全と円滑の確保のための交通誘導警備業務
- (2) 避難所等における犯罪防止のための警戒活動を行う施設警備業務
- (3) その他甲において必要と認める警備業務

（協力の要請）

第4条 甲は、災害が発生した場合において乙の協力が必要であると認めるときは、日時、場所、業務の内容、必要な警備員の数および当該業務に従事する期間を指定したうえで、乙に対し当該業務に関する協力を要請することができる。

（業務の実施）

第5条 乙は、甲の要請を受諾したときは、遅滞なく乙の会員事業者または共同事業者（以下「警備業者等」という。）と当該業務の受託に向けた調整を行うものとする。

（契約書面の交付等）

第6条 前条の調整に基づき、当該業務を受託した警備業者等は、当該業務の開始までに、警備業法の定めるところにより、甲に対し契約書面を交付し、契約に必要な手続を適正に履行するものとする。

（費用の負担）

第7条 第4条の要請に基づき当該業務を受託した警備業者等が業務の実施に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲が、役務の提供を受ける直前の適正価格を基準として、契約締結の都度、当該業務を受託した警備業者等と協議して決定するものとする。

(損害賠償)

第8条 この協定に基づく当該業務の実施に関し、警備員の責に帰することができない事由により、第三者に与えた損害の賠償は、甲がその責を負うものとする。ただし、この協定に基づく当該業務の実施に関し、警備員の責により第三者に損害を与えた場合は、当該業務を受託した警備業者等がその責を負うものとする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づく当該業務の実施に関し、警備員が死亡し、または負傷し、もしくは疾病にかかり、または身体障害を有することとなったときは、災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例（昭和38年滋賀県条例第10号）に基づき甲が補償するものとする。

(訓練等)

第10条 乙は、当該業務について、平素から、甲および関係機関と連携し、訓練等に努めるものとする。

(細目の締結)

第11条 乙および滋賀県警察本部長は、この協定の実施について必要な細目に係る協定を締結する。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

付 則

この協定は、令和6年9月4日から施行する。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲および乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年9月4日

甲 滋賀県知事

三日月 大造

乙 一般社団法人滋賀県警備業協会

会 長 井上 雅裕

災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定細目

滋賀県警察本部長（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県警備業協会会長（以下「乙」という。）は、滋賀県と乙との間で締結された災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定（令和6年9月4日付け協定。以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり細目的事項を定める。

なお、災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定細目（平成8年3月25日付け）は、令和6年9月3日限り、廃止する。

（協力要請の依頼）

第1条 甲は、被災の状況に応じ、滋賀県知事に対し日時、場所、業務の内容、必要な警備員の数および当該業務に従事する期間を指定の上、協定第3条各号に掲げる当該業務の要請を依頼するものとする。

（協力要請に基づく調整）

第2条 乙は、協定第4条の規定による要請を受諾したときは、速やかに警備業者等（乙の会員事業者または共同事業体をいう。以下同じ。）との間で、当該要請の受託について必要な調整を行うものとする。

2 乙は、当該業務を受託することが可能な警備業者等と前項の調整を行い、その結果を遅滞なく甲に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた甲は、速やかに滋賀県知事にその旨を報告するものとする。

（警備業者等の協力確保）

第3条 乙は、災害発生時において当該業務の優先供給が円滑に行われるよう、あらかじめ警備業者等の理解を得ておくものとする。

（業務の実施）

第4条 協定第5条の調整により当該業務を受託した警備業者等は、協定第6条の規定による契約書面の内容に基づき、被災地を管轄する警察署長と連携の上、指定された場所に警備員を出動させ、当該警備員を指揮の上、指定された業務に従事させるものとする。

2 警備業者等は、警備員の出動後、直ちに現場責任者の氏名、出動時間その他必要な事項を被災地を管轄する警察署長に報告しなければならない。

（被災情報の提供）

第5条 乙は、当該業務に従事する警備業者等から被災情報を入手したときは、速やかに、被災地を管轄する警察署長を通じて甲に提供するものとする。

（業務の完了）

第6条 警備業者等は、業務が完了したときは、直ちに被災地を管轄する警察署長を経由して甲に報告するものとする。

2 前項の規定による報告を受けた甲は、速やかに滋賀県知事にその旨を報告するものと

する。

(協議)

第7条 この協定細目の実施に関し疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議するものとする。

付 則

この協定細目は、令和6年9月4日から施行する。

この協定細目を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各1通を保有する。

甲 滋 賀 県 警 察 本 部 長

中 村 彰 宏

乙 一般社団法人滋賀県警備業協会

会 長 井 上 雅 裕

災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人日本レスキュー協会（以下「乙」という。）は、滋賀県内において地震災害等が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、捜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対して、書面により災害救助犬の出動の要請を行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに書面を交付することができる。

（出動）

第2条 乙は、前条の出動の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。

2 前項の規定による出動に係る災害救助犬の出動頭数は、災害の種別および規模等を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 乙は、第1項の規定による出動に当たり、出動の体制が整ったときは、速やかに出動部隊の構成、現場到着予定時刻等、必要な事項を甲に連絡するものとする。

（捜索活動の実施等）

第3条 乙に属する災害救助犬の部隊の構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害現場においては、第1条に定める出動の要請時に甲が連絡する現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

2 この協定に基づく捜索活動は、現場指揮者が捜索活動の終了を告げたときまたは乙の事情により捜索活動の続行が不可能となったときに終了するものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条第1項の規定による出動に要する費用は、甲の負担とする。

（損害補償）

第5条 出動または捜索活動に伴う構成員および災害救助犬に関する損害（これらの者が第三者に与えた損害を含む。）の補償は次のとおりとする。

（1）甲が負担するもの

甲は、乙の構成員が救助活動中に死亡もしくは負傷し、または救助活動に起因した疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合は、災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例（昭和38年滋賀県条例第10号）の規定に準じてその損害を補償する。

（2）乙が負担するもの

ア 乙は、乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、または第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

イ 乙は、災害救助犬が出動時の往復途上または救助活動中に、自ら損害を被り、または第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

(訓練の参加)

第6条 乙は、この協定による搜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に 努めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、平成19年12月17日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項または協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年12月17日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

乙 兵庫県伊丹市下河原2-2-13
特定非営利活動法人 日本レスキュー協会
代表者 理事長 伊 藤 裕 成

災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における災害救助犬の出動に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、滋賀県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人日本レスキュー協会（以下「乙」という。）との協定の実施に必要な事項を定める。

(出動要請、協議等)

第2条 甲は、協定第1条の出動の要請は、様式1により行うものとする。

(出動)

第3条 乙は、協定第2条第3項の連絡は、様式2により行うものとする。

(搜索活動状況の報告)

第4条 乙は、搜索活動を終了したときは、速やかに甲に対して、様式3により、次に掲げる事項を報告するものとする。

ただし、書面をもって報告するいとまがないときは、当該事項を口頭で報告し、その後、速やかに様式3を提出するものとする。

- (1) 搜索活動に従事した人員、災害救助犬の頭数および出動車両等
- (2) 活動内容および活動時間
- (3) その他必要な事項

(費用の請求および支払い)

第5条 乙は、協定第3条第2項の規定に基づく搜索活動の終了後、甲に対して当該出動に係る協定第4条に規定する費用の実費を請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、その内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害補償事案の速報および書類提出)

第6条 乙は、協定第5条に基づき甲が損害補償を負担すべき事案が発生したときは、速やかに甲に連絡するとともに、甲の求めに応じ必要な書類等を提出するものとする。

(連携活動等)

第7条 甲および乙は、相互に救助活動における連携のあり方を研究するとともに、協定第6条の訓練を通じて、円滑な救助活動が実施できるよう努めるものとする。

2 甲および乙は、緊急時の連絡等必要な事項を互いに確認し、変更があった場合はその内容を速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第8条 この実施細目に定めのない事項または内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成19年12月17日から施行する。

緊急事態における隊友会の支援に関する基本協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と社団法人隊友会滋賀県隊友会（以下「乙」という。）は、大規模な災害等から県民の生命、身体および財産を守るため行う協力（以下「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、滋賀県内において武力攻撃事態等または緊急対処事態、自然災害、大規模事故その他の県民の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「緊急事態」という。）において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 協力内容は、次のとおりとする。

- （1） 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の規定に基づく国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）の実施に必要な援助
- （2） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく防災に関する業務の実施に必要な援助
- （3） 前2号のほか緊急事態に甲が実施する措置に必要な援助

2 乙は、甲の要請に基づき協力できる可能な範囲でこれに応ずるものとする。

（協力要請等）

第3条 甲は、乙に協力を要請するときは、自衛隊滋賀地方協力本部（以下「丙」という。）を通じて、要請するものとする。

2 協力の要請は、書面によるものとし、事態が緊迫して文書によることができないときは、口頭で要請することができる。この場合において、甲は、事後速やかに書面を乙に交付するものとする。

3 甲は、協力の必要がなくなったときは、速やかに書面により丙を通じて、乙に通知するものとする。

（安全の確保）

第4条 甲は、その要請を受けて協力する乙の会員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮しなければならない。

2 甲は、甲が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する乙の会員に対し特殊標章等（国民保護法第158条第1項に規定する特殊標章または身分証明書をいう。）を交付するものとする。

3 乙の会員は、交付された特殊標章等を適切に管理し、国民保護措置を実施する者の識別のために必要なときは、国民保護法の規定に基づき使用するものとする。

(協力のための準備)

第5条 乙は、平常時から緊急事態発生時における連絡体制を整備するものとする。

(経費の負担)

第6条 乙が協力を行うために要した経費については、原則として、乙が負担するものとする。

(第三者等に対する損害)

第7条 乙の会員が甲の要請により協力を行ったことに伴い、第三者に損害を与えた場合は、乙の会員の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議してその賠償に当たる。

(損害賠償等)

第8条 甲が乙に協力を要請した場合は、乙は甲の負担でボランティア保険に加入するものとする。

2 甲は、その要請により協力した乙の会員が、そのため死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または障害の状態となった場合であって、国民保護法、災害対策基本法その他関係する法律または甲の定める条例（以下「関係法令」という。）で定める損害賠償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

(訓練等)

第9条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に実施するため、甲が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

2 甲は、平素から、緊急事態に関する情報の提供その他乙の協力に必要な支援を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、丙を通じて連絡し、甲乙協議するものとする。

(協定の期間および継続)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。

ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲乙いずれからも継続をしない旨の書面による通知がない場合は、この協定は有効期間が満了する日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年 1月29日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 滋賀県大津市唐崎四丁目6番13号

社団法人隊友会 滋賀県隊友会

会長 嘉納 肇

丙 滋賀県大津市打出浜13番39号

自衛隊滋賀地方協力本部

本部長 相良 雅司

災害時における被災動物 救護活動に関する協定書

平成27年3月27日

滋賀県

公益社団法人滋賀県獣医師会

災害時における被災動物救護活動に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と公益社団法人滋賀県獣医師会（以下「乙」という。）は、滋賀県域において、大規模な災害が発生した場合に、被災した愛玩動物の救護を図り、もって県民生活の安定に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、滋賀県地域防災計画に基づき、愛玩動物の救護活動（以下「活動」という。）を実施する必要がある場合に、甲および乙が相互に協力して実施する活動に関し、必要な事項を定める。

（対象動物）

第2条 活動の対象となる動物は、被災地域内に放置されまたは避難住民に同行した犬、猫などの家庭における愛玩動物（以下「被災動物」という。）とする。

（活動の内容）

第3条 活動の内容は、次に掲げる事項とする。

- （1）被災動物救護本部（以下「救護本部」という。）の設置および運営管理に関すること
- （2）所有者不明の被災動物の応急処置に関すること
- （3）その他必要な災害応急業務に関すること

（活動要請の手続）

第4条 甲は、前条の活動が必要と判断した時、または被災市町から要請を受け、活動が必要と判断した時は、乙に対し次に掲げる事項を記載した文書により活動を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、甲は乙に対し、口頭その他の方法により活動を要請し、事後すみやかに文書で依頼するものとする。

- （1）愛玩動物の被災状況
- （2）活動の内容
- （3）活動の場所
- （4）活動の期日または期間
- （5）その他必要な事項

(活動の履行)

第5条 乙は、要請を受けた事項に関して、可能な限り必要な活動を実施するものとする。

(活動の終了)

第6条 乙は、第3条に規定する救護活動の必要がなくなったと判断したときは、甲と協議して活動を終了するものとする。

2 乙は、活動を終了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書により、甲に報告するものとする。

(1) 活動の具体的内容

(2) 活動の実施期間

(3) その他必要な事項

(経費)

第7条 活動に要する経費は、原則として動物救護を目的として募集された義援金を充てる。

(連絡体制)

第8条 この協定の運用等に関する連絡窓口は、甲にあっては健康医療福祉部生活衛生課、乙にあっては乙の事務局とする。

(平常時の対応等)

第9条 甲および乙は、他の条項において定めるもののほか、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 活動の円滑な実施を図るため、平常時から情報交換を行い、関係機関に必要な情報を提供すること

(2) 協定の運用を図るために必要な事務を行うこと

(3) 活動に必要なとなる物資を備蓄することに努めること

(協議)

第10条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議をして決定するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とし、期間満了の1月前までに甲もしくは乙により書面による申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年(2015年)3月27日

甲 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事

三日月大造

乙 大津市松本一丁目2番20号

公益社団法人滋賀県獣医師会

会 長

柴山 隆史

災害時におけるボランティア支援に関する協定書

(目的)

第1条 関西広域連合（以下「甲」という。）とライオンズクラブ国際協会335複合地区（以下「乙」という。）とは、災害が発生した被災地（以下「被災地」という。）において活動するボランティアを支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(支援の要請)

第2条 甲の構成団体は、災害時において、次条に掲げる支援の必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとし、乙は、可能な限り要請に応ずるよう、必要な連絡、調整を行うものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

3 甲は、甲の構成団体からの協力要請の集中が予想される場合は、構成団体間の協力要請の調整を行い、乙に連絡するものとする。

(支援の内容)

第3条 本協定により、甲の構成団体が、乙に対し、協力を要請する支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災地のボランティアセンターまでのボランティア輸送バスの手配・提供
- (2) 被災地ボランティアセンターにてボランティアへの飲食提供
- (3) ボランティア活動のための資機材の提供
- (4) その他ボランティアの活動支援にかかること
- (5) 前各号に掲げるもののほかに、特に要請のあった事項

(支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲の構成団体から支援の協力要請を受けたときは、可能な範囲内において、ボランティアに対し、支援を実施するものとする。ただし、甲の構成団体が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の構成団体の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した乙又は乙のクラブが負担するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び甲の構成団体は、被災地に設置されるボランティアセンターの開設情報の把握に努め、乙に提供するものとする。

2 甲及び甲の構成団体並びに乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定書締結日から1年間効力を生じるものとする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年5月17日

(甲) 大阪府大阪市北区中之島5丁目3番51号
関西広域連合
広域連合長 井戸 敏三

(乙) 大阪府大阪市北区梅田1丁目1番3号
大阪駅前第3ビル14階 1411号室
ライオンズクラブ国際協会 335 複合地区
ガバナー協議会議長 城阪 勝喜

災害時における被災地支援に関する協定書

(甲) 関西広域連合

(乙) 公益社団法人日本青年会議所
近畿地区協議会

災害時における被災地支援に関する協定書

(目的)

第1条 関西広域連合（以下「甲」という。）と公益社団法人日本青年会議所 近畿地区協議会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した被災地（以下「被災地」という。）を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(支援の要請)

第2条 甲の構成団体は、災害時において、次条に掲げる支援の必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとし、乙は、可能な限り要請に応ずるよう、必要な連絡・調整を行うものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

3 甲は、甲の構成団体からの協力要請の集中が予想される場合は、構成団体間の協力要請の調整を行い、乙に連絡するものとする。

(支援の内容)

第3条 本協定により、甲の構成団体が、乙に対し、協力を要請する支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 公益社団法人日本青年会議所の所有するストック AID（緊急支援物資備蓄パッケージ）の提供による物的支援

※ストック AID とは1世帯（約2名）に必要な約2日間分の水・食料・物品がセットされたパッケージ（段ボール箱）

(2) 被災地ボランティアセンターに対する人的支援

(3) ボランティア活動のための資機材の提供

(4) 前各号に掲げるもののほかに、特に要請のあった事項

(支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲の構成団体から支援の協力要請を受けたときは、可能な範囲内において、支援を実施するものとする。ただし、甲の構成団体が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の構成団体の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した乙が負担するものとする。

2 人的支援のボランティアに対する保険費用は被災地ボランティアセンターによる規約に基づくものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び甲の構成団体は、被災地に設置されるボランティアセンターの開設情報の把握に努め、乙に提供するものとする。

- 2 甲及び甲の構成団体並びに乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定書締結日から1年間効力を生じるものとする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年8月28日

(甲) 大阪府大阪市北区中之島5丁目3番51号
関西広域連合
広域連合長

井 戸 敏



(乙) 京都府亀岡市蕨田野町佐伯大日堂17
一般社団法人亀岡青年会議所 内
公益社団法人日本青年会議所近畿地区協議会
会長

張本 昌義



安定ヨウ素剤の貸与に関する覚書

関西広域連合を「甲」、関西電力株式会社を「乙」とし、原子力発電所の原子力災害時における乙から甲に対する安定ヨウ素剤(以下「ヨウ素剤」という。)の貸与に関して、次のとおり覚書を締結する。

(趣旨)

第1条 この覚書は、乙の原子力発電所の原子力災害時において、甲が住民等の放射線被ばくを防護するために、乙からヨウ素剤の貸与を受ける場合に必要となる基本的な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、乙の原子力発電所の原子力災害時において、構成府県市を代表して、必要と判断した際には、乙に対して、ヨウ素剤の貸与を要請するものとする。

2 前項の要請は、文書により貸与期間、場所、貸与希望数量、返却時期等を指定して行う。ただし、時間的猶予がないときは、口頭で貸与を要請することができる。この場合、甲は要請した内容を速やかに文書により乙に通知するものとする。

(貸与および返却)

第3条 乙は、甲から前条の要請があったときは、ヨウ素剤の貸与の可否、貸与可能数量等について検討を行うとともに、検討の結果可能な範囲で甲にヨウ素剤を貸与するものとする。

2 ヨウ素剤の運搬方法等諸事項については甲および乙が協議して定める。

3 甲は、構成府県市を代表して、乙から貸与を受けたヨウ素剤について、構成府県市と調整を行い、必要となる場所に配置する。

4 貸与期間満了までに、甲は貸与を受けたヨウ素剤と同種・同量のヨウ素剤を調達し、乙に返却する。

(費用負担)

第4条 前条の規定により、甲または乙がヨウ素剤の貸与および甲からの返却に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該貸与および返却を行うために要した実費とする。

(費用の請求及び支払い)

第5条 ヨウ素剤の貸与および返却に関して乙が費用を支出した際の甲の支払いについては甲および乙が協議して定める。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第6条 甲は、乙が貸与したヨウ素剤について、第1条に規定する目的以外の目的に使用し、又は乙の同意なく、甲の構成府県市を除く第三者へ提供してはならない。

(免責事項)

第7条 貸与したヨウ素剤を服用した者に生じた副作用等の負の影響については、甲が対応を行うものとし、乙は一切の責を負わない。

(連絡窓口)

第8条 この覚書に関する連絡・引渡窓口は、別途定める。

(有効期間)

第9条 この覚書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも改廃の申出がない場合は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第10条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年9月21日

関西広域連合

連 合 長 井 戸 敏 三

関西電力株式会社

取締役社長 岩 根 茂 樹

災害に係る情報発信等に関する協定書

滋賀県およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第 1 条 本協定は、滋賀県内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、滋賀県が滋賀県民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、滋賀県の行政機能の低下を軽減させるため、滋賀県とヤフーが互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

（本協定における取組）

第 2 条 本協定における取組は、ヤフーが滋賀県の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、滋賀県の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供することとする。

2 滋賀県およびヤフーは、前項の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を連絡責任書届（別記様式第 1 号）にて相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第 1 項に関する事項および同項に記載のない事項についても、滋賀県およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

（費用）

第 3 条 前条に基づく滋賀県およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応に係る旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第 4 条 ヤフーは、滋賀県から提供を受ける情報について、滋賀県が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第 5 条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、滋賀県およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第 6 条 本協定の有効期間は、本協定締結日から 1 年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 7 条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、滋賀県およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、滋賀県とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和元年（2019 年）8 月 9 日

滋賀県：滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県知事 三日月 大 造

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健太郎

連 絡 責 任 者 届

【 滋賀県 】

1 連絡責任者

所属	
役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	
メールアドレス	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
所属		
役職・氏名		
電話		
携帯		
FAX		
メールアドレス		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間 :
- ・休日 :

【 ヤフー株式会社 】

1 連絡責任者

所属	
役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	
メールアドレス	

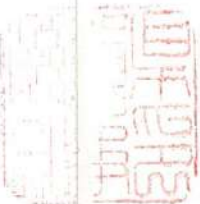
2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
所属		
役職・氏名		
電話		
携帯		
FAX		
メールアドレス		

3 勤務時間および休日

・勤務時間：

・休日：



災害時における外国人県民等支援に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と公益財団法人滋賀県国際協会（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時に、相互に協力し、外国人県民等に対する支援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条

本協定は、大規模災害の発生により、県域に甚大な被害が発生した場合、外国人県民等への支援を円滑に実施できるよう、甲乙の果たすべき役割等について、必要な事項を定めるものとする。

（共通事項）

第2条

甲および乙は、前条の目的を達成するため、相互に連携・協力し、また、県内市町および市町国際交流協会（以下「市町」という。）と連携・協働し、外国人県民等への支援活動に関し必要な業務を実施するものとする。

2 甲および乙は、この協定に定める業務を円滑に遂行するため、必要な手順等をあらかじめ定めて備えておくこととし、定期的に訓練を実施するものとする。

（甲の役割）

第3条

甲は、滋賀県内で震度6強以上の地震または同等の大規模災害が発生した場合、またはその他の災害発生時に県域での外国人県民等への支援活動が必要と判断した場合、しが外国人相談センター（以下、「センター」という。）を非常時体制に移行することを乙に要請する。

2 甲は、災害対策本部の発表する情報をはじめ、外国人県民等に必要とされる情報を、乙に速やかに提供するものとする。

3 甲は、センターが非常時体制で行う業務のために必要な人員を確保し、乙に派遣するものとする。

（乙の役割）

第4条

乙は、前条の要請を受けた際は、センターを非常時体制に移行し、通常業務に優先して非常時体制での業務を行うものとする。



2 通信遮断等により、甲との連絡が取れない場合等緊急を要する場合は、前条に定める要請が無くとも、乙の判断でセンターを非常時体制に移行することができる。ただし、通信手段復旧後、遅滞なく甲に報告するものとする。

3 センターの非常時体制においては、次の各号に掲げる業務を、乙の判断により行うものとする。

- ① 多言語による情報提供
- ② 外国人県民等からの相談・問い合わせ等への対応
- ③ 市町、関係機関および災害時外国人サポーター等と連携した外国人県民等支援
- ④ その他必要な業務

(活動の拠点)

第5条

原則として、乙の事務所内とする。ただし、被災状況や甲の災害対応状況等により乙の事務所内において活動することが困難である、または他の場所において活動することが合理的であると判断される場合は、甲はこれに代わる場所を確保し、乙に提供するものとする。

(経費負担)

第6条

センターの運営に要する経費は、原則として乙が負担するものとし、甲は乙の負担の補填に努めるものとする。

(資機材等の確保)

第7条

甲と乙は、大規模災害時における外国人県民等支援活動等に必要な資機材等を相互に協力し確保する。

(緊急時連絡体制)

第8条

甲乙間の災害発生時における円滑な相互連絡を図るため、通常時より緊急時連絡体制を整備しておくものとする。

(センターの非常時体制の終了)

第9条

センターの非常時体制の終了については、被災地の支援状況を勘案して、甲乙協議して決定する。

(協議事項)

第10条

この協定に定めのない事項およびこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定する。

(協定の有効期間)

第11条

この協定は、協定締結の日から1年間有効とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかの文書での申し出がない限り、引き続き1年間有効とし、以後も同様とする。

(附則)

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年(2020年)10月1日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

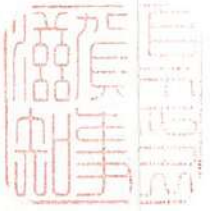


乙 滋賀県大津市におの浜一丁目1番20号

滋賀県立県民交流センター内
公益財団法人滋賀県国際協会

会長 橋本 和正





大規模広域災害における連携・協力に関する協定

関西広域連合（以下、「甲」という。）及び滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市（以下、「乙」という。）と、関西電力株式会社（以下、「丙」という。）は、大規模広域災害が発生した場合における連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携・協力を行い、大規模広域災害発生時に、住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（災害発生時の情報共有）

第2条 大規模広域災害発生時に、甲、乙及び丙は、道路、電気設備等の被災状況、及び道路啓開や障害物除去、電気設備の応急復旧状況に関する情報の共有に努める。

（復旧における連携・協力）

第3条 乙及び丙は、道路啓開や電気設備等の復旧に関する事業実施にあたり、可能な範囲で相互に連携・協力を行う。

（平時の情報共有）

第4条 乙及び丙は、前2条に定める事項を効率的に実施できるよう、平時より相互の連絡窓口の明確化等による情報共有体制の構築や、災害時に優先して送電を検討すべき重要施設に関する情報の共有等に努める。

（手続等）

第5条 第3条の規定による連携・協力の詳細については、乙及び丙で別途協議を行う。

（秘密の保持）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙又は丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（個別協定との関係）

第8条 この協定は、大規模広域災害発災時の復旧等に関し、乙と丙が個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む）の効力を妨げるものではない。

（協議）

第9条 甲、乙及び丙は、本協定に定めがない事項又は本協定の条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して、決定するものとする。

令和2年3月26日

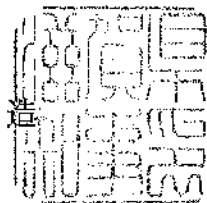
甲 関西広域連合
広域連合長

井戸 敏



乙 滋賀県
滋賀県知事

三日月 大造



京都府
京都府知事

西脇 隆俊



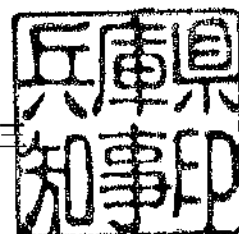
大阪府
大阪府知事

吉村 洋文



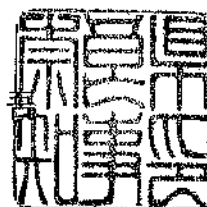
兵庫県
兵庫県知事

井戸 敏三



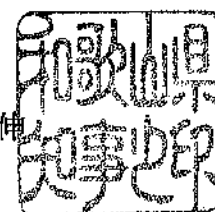
奈良県
奈良県知事

荒井 正幸



和歌山県
和歌山県知事

仁坂 吉伸



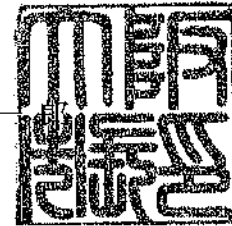
京都市
京都市長

門川



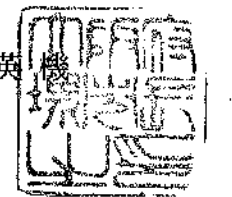
大阪市
大阪市長

松井



堺市
堺市長

永藤



神戸市
神戸市長

久元



丙

関西電力株式会社
取締役社長

森本



大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る
相互連携・協力に関する覚書

滋 賀 県

関西電力送配電株式会社

大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る 相互連携・協力に関する覚書

滋賀県（以下「甲」という。）と関西電力送配電株式会社（以下「乙」という。）は、関西広域連合およびその構成団体と関西電力株式会社の間で令和２年３月２６日付けで締結した「大規模広域災害における連携・協力に関する協定」の第５条に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条 本覚書は、道路啓開や電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等を実施するため、甲乙間における連携・協力の基本的事項を定め、もって、県民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条 本覚書は、甲が管理する道路の啓開を行う際に乙の電気設備が支障となる場合および乙が電気設備等の復旧を行う際に道路啓開が必要となる場合に適用する。

また、市町等から道路啓開に係る調整について要請された場合においても適用する。

（甲が管理する道路における応急措置の連携）

第３条 甲および乙は、孤立集落の解消に資する道路、緊急輸送道路および重要な電気設備復旧に資する等の優先的に通行を確保すべき道路の応急措置を優先して行うものとする。

２ 甲は、乙の現場着手等が遅れ、優先的に啓開すべき道路の通行に支障を来すと判断したときは、乙による安全確認を実施した上で、乙に代わり通行の支障となる電気設備等の除去を実施することができる。

３ 甲は前項の電気設備等の除去に先立ち、【様式１】により乙に対し現場の安全について判断することができる技術員の派遣を要請し、乙は直ちに当該技術員を派遣し電氣的な安全措置を実施するものとする。

４ 前項の電氣的な安全措置の完了後、甲と乙で確認書【様式２】をもとに安全確認を行うとともに、除去に当たっては乙の技術員立ち合いのもと実施することとする。

５ 乙が電気設備等の復旧を行う場合、甲が管理する道路において障害物の除去が必要となったときは、【様式３】により甲に対し障害物除去を要請し、甲は障害物の除去を実施するものとする。

６ 第３項および第５項の場合において、緊急を要するときは、相手方に対する要請を口頭または電話等で行うことができる。ただし、除去の実施後、遅滞なく本覚書に定める要請手続きを行うものとする。

(協力体制)

第4条 前条の各規定に対して甲および乙は、それぞれ業務に支障のない限り、直ちに対応するものとする。

- 2 前項の場合において作業区間が市町道等の甲が管理する道路以外に及ぶときは、甲は、「滋賀県地域防災計画」に位置付けられている「災害時ライフライン関係機関調整所」を設置し、関係者間の調整に関して必要な支援を行う。

(費用負担)

第5条 第3条の規定に基づき実施した除去に要した費用のうち、本来甲または乙が行うべき障害物除去に係る費用は、甲乙協議の上、相手方に請求できるものとする。

- 2 前項の場合において、実施区間が市町道等の甲が管理する道路以外に及ぶときは、当該道路管理者と乙にて協議する。

(損失補償)

第6条 甲および乙は、その責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、それぞれの責任において処理解決に当たるものとする。

- 2 本覚書に基づく道路啓開の実施に起因する障害物等の所有者等との紛争について、明らかに実施者の責めに帰するもの以外は、甲乙協議の上、解決に当たるものとする。

(通信手段の確保)

第7条 甲および乙は、災害時の各種通信手段の途絶に備え、非常時の通信手段確保について協力を行うものとする。

(その他)

第8条 本覚書に定めのない事項、または本覚書に関して疑義が生じた事項は、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本通2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 3年 9月 10日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月大造

乙 滋賀県大津市におの浜4丁目1番51号

関西電力送配電株式会社

滋賀支社長 松田善和

【様式1】

年 月 日

関西電力送配電株式会社

滋 賀 支 社 長 様

滋 賀 県 知 事

(公印省略)

大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る
相互連携・協力に関する覚書第3条に基づく協力依頼について

標記については、大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る覚書第3条に基づき、
県民生活の早期安定を確保するため、下記のとおり依頼します。

記

- 1 作業依頼日時： 年 月 日 △△時～
- 2 作業依頼場所： 滋賀県〇〇市◆◆町地先（または別紙一覧）
- 3 作業依頼内容： 県が管理する道路における貴社電気設備の除去代行にあたり
貴社の技術員の派遣および電氣的安全措置の実施
- 4 その他連絡事項： 費用負担については別途協議
- 5 連絡先： 滋賀県土木交通部〇〇課△△ TEL：
※林道の場合は琵琶湖環境部森林保全課

以上

【添付資料】

- ・箇所一覧（対象箇所が複数ある場合）
- ・位置図（可能であれば電柱番号等）
- ・写真

道路啓開における現地確認書

道路啓開場所	滋賀県 ○○市 ▼▼町地先 付近地の目印、停電区間：電柱番号等（○○号～○○号間） ※電柱倒壊等により、電柱番号が確認できない場合は、乙立会人にて電柱へ明示する調査 完了テープ（黄色テープ）の表示に置き換えるものとする。	
処置内容	甲：甲が管理する道路の啓開作業 乙：停電等の電氣的な安全措置	
道路管理者（甲） 連絡先	□□土木事務所道路計画課 担当◆◆ TEL:	現場対応業者 (株)@@@@ 担当%% TEL:
送配電会社（乙） 連絡先	関西電力送配電滋賀支社 担当 TEL:	現場対応業者 (株)□□ 技術員▲▲ TEL:
その他連絡事項	・甲が実施する電気設備等の除去は、乙立会のもと安全確認ができた停電区間内とする。	
双方確認	上記停電区間、処置内容について確認済み チェック：□	

停電等保安措置	完了日時	確認者
障害物除去	完了日時	確認者

※連絡先等が決まり次第、情報を記入しメール等で送信・電話連絡すること。

現場にて確認書を写真撮影するなど、双方で保管できるようにすること。

※現場対応業者欄に記載の技術員は、覚書第3条第3及び4項に規定する技術員とする。

【留意事項】

・【様式2】を所持していない場合、以下の項目を書面に記載し現場責任者の署名を持って【様式2】に代えることができる。なお、現場責任者は滋賀県および関西電力送配電(株)が指定する請負業者でも可とする。

記

- ・依頼場所
- ・道路管理者の所属および担当者名、現場対応業者名、現場責任者
- ・関西電力送配電(株)の所属および担当者名、現場対応業者名、現場責任者
- ・電氣的な安全措置を完了した旨、完了日時、確認者（署名）

以上

【様式3】

年 月 日

滋 賀 県 知 事 様

関西電力送配電株式会社
滋 賀 支 社 長
(公印省略)

大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る
相互連携・協力に関する覚書第3条に基づく協力依頼について

標記については、大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る覚書第3条に基づき、
県民生活の早期安定を確保するため、下記のとおり依頼します。

記

- 1 作業依頼日時： 年 月 日 △△時～
- 2 作業依頼場所： 滋賀県〇〇市◆◆町地先
- 3 作業依頼内容： ①弊社所有電気設備の復旧作業において支障となる
県道●●線の支障物の除去
②県道〇〇線の支障物の除去作業において支障となる
弊社所有電気設備
- 4 その他連絡事項： 費用負担については別途協議
- 5 本件窓口： 関西電力送配電株式会社 滋賀支社
TEL：

以上

【添付資料】

- ・位置図
- ・写真
- ・支障物の概要等（施工延長等）

大規模広域災害における連携・協力に関する協定

関西広域連合（以下、「甲」という。）及び滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市（以下、「乙」という。）と、西日本電信電話株式会社（以下、「丙」という。）は、大規模広域災害が発生した場合における連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携・協力を行い、大規模広域災害発生時に、住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（災害発生時の情報共有）

第2条 大規模広域災害発生時に、甲、乙及び丙は、道路、通信設備等の被災状況、及び道路啓開や障害物除去、通信設備の応急復旧状況に関する情報の共有に努める。

（復旧における連携・協力）

第3条 乙及び丙は、道路啓開や通信設備等の復旧に関する事業実施にあたり、可能な範囲で相互に連携・協力を行う。

（平時の情報共有）

第4条 乙及び丙は、前2条に定める事項を効率的に実施できるよう、平時より相互の連絡窓口の明確化等による情報共有体制の構築や、災害時に優先して復旧を検討すべき重要施設に関する情報の共有等に努める。

（手続等）

第5条 第3条の規定による連携・協力の詳細については、乙及び丙で別途協議を行う。

（秘密の保持）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙又は丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（個別協定との関係）

第8条 この協定は、大規模広域災害発災時の復旧等に関し、乙と丙が個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む）の効力を妨げるものではない。

（協議）

第9条 甲、乙及び丙は、本協定に定めがない事項又は本協定の条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して、決定するものとする。

令和2年3月26日

甲

関西広域連合
広域連合長

井戸敏三



乙

滋賀県
滋賀県知事

三日月大造



京都府
京都府知事

西脇隆俊



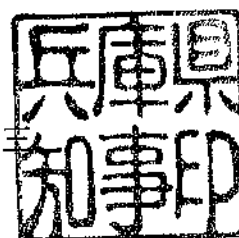
大阪府
大阪府知事

吉村洋文



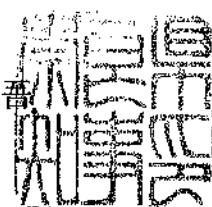
兵庫県
兵庫県知事

井戸敏三



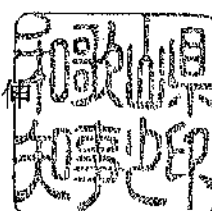
奈良県
奈良県知事

荒井正吾



和歌山県
和歌山県知事

仁坂吉伸



鳥取県

鳥取県知事

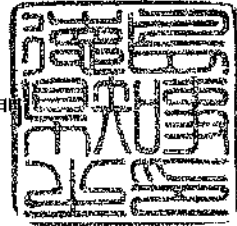
平井伸治



徳島県

徳島県知事

飯泉嘉門



京都市

京都市長

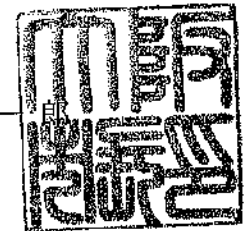
門川大恒



大阪市

大阪市長

松井一郎



堺市

堺市長

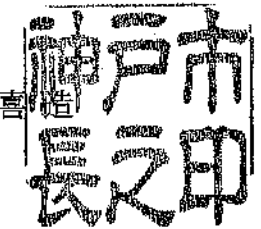
永藤英機



神戸市

神戸市長

久元喜造



丙

西日本電信電話株式会社

代表取締役社長 小林 充



大規模広域災害における連携・協力に関する協定

関西広域連合（以下、「甲」という。）及び滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市（以下、「乙」という。）と、大阪ガス株式会社（以下、「丙」という。）は、大規模広域災害が発生した場合における連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携・協力を行い、大規模広域災害発生時に、住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（災害発生時の情報共有）

第2条 大規模広域災害発生時に、甲、乙及び丙は、道路、主要なガス設備の被災状況、ガス供給停止範囲及び道路啓開やガス供給の復旧計画等に関する情報の共有に努める。

2 乙は、丙より提供される情報を、乙が所管する府県内の市町村に対して情報共有することに努める。

（復旧における連携・協力）

第3条 乙及び丙は、道路啓開やガス供給の復旧に関する事業実施にあたり、可能な範囲で相互に連携・協力を行う。

（平時の情報共有）

第4条 乙及び丙は、前2条に定める事項を効率的に実施できるよう、平時より相互の連絡窓口の明確化等による情報共有体制の構築や、災害時に優先して復旧を検討すべき重要施設に関する情報の共有等に努める。

（手続等）

第5条 第3条の規定による連携・協力の詳細については、乙及び丙で別途協議を行う。

（秘密の保持）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙又は丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（個別協定との関係）

第8条 この協定は、大規模広域災害発災時の復旧等に関し、乙と丙が個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む）の効力を妨げるものではない。

（協議）

第9条 甲、乙及び丙は、本協定に定めがない事項又は本協定の条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して、決定するものとする。

令和2年3月26日

甲

関西広域連合
広域連合長

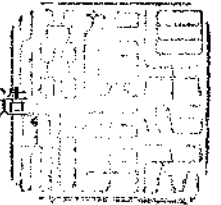
井戸 敏



乙

滋賀県
滋賀県知事

三日月 大造



京都府
京都府知事

西脇 隆俊



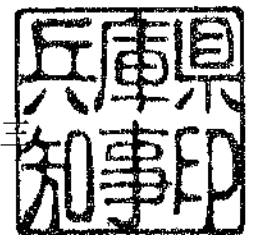
大阪府
大阪府知事

吉村 洋文



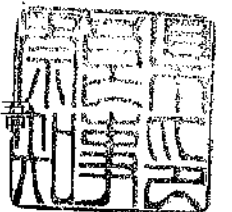
兵庫県
兵庫県知事

井戸 敏三



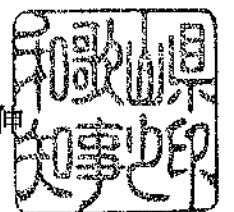
奈良県
奈良県知事

荒井 正幸



和歌山県
和歌山県知事

仁坂 吉伸



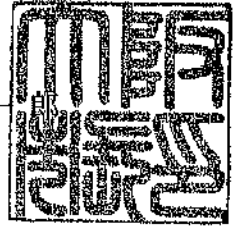
京都市
京都市長

門川



大阪市
大阪市長

松井



堺市
堺市長

永藤



神戸市
神戸市長

久元



丙

大阪ガス株式会社
代表取締役社長 本 荘 武 宏



大規模災害時等における施設の応急利用に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）と株式会社滋賀銀行（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時等において、甲が乙の施設を応急使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模地震等の発生、その他あらゆる事態によって甲の施設が重大な被害を受けた場合において、甲が次条に規定する乙の施設を応急使用することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 応急使用の対象とする施設は、次のとおりとする。

滋賀銀行体育館（〒520-0812 大津市木下町14番8）

滋賀銀行旧マキノ代理店（〒520-1821 高島市マキノ町沢1401番1）

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に応急使用の要請をする場合は、協力要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

2 前項の規定に基づき甲から乙に対し要請があった場合、乙は甲に対して速やかに協力の可否について回答するものとする。

（使用の条件）

第4条 甲は、施設を使用する場合、乙の指示に従うものとする。

2 施設の使用に伴う光熱水費、通信費および警備会社の臨時費用（開閉等）については、甲が負担するものとする。

3 甲は、施設を使用したあとは、原状回復するものとする。

4 乙において原状回復した場合は、その費用は甲が負担する。

5 甲はその責に帰すべき事由により、乙に損害を与えたときはその損失を補償するものとする。

6 甲が使用中に発生した事故等については、乙は一切の責任を負わない。

7 甲が本協定に違反した場合、乙は施設の使用を中止させることができるものとする。

（連絡窓口）

第5条 この協定に関する甲における連絡窓口は、第3条に基づく要請にあつては別表のとおりとする。

2 前項に定める連絡窓口については、年度始め等、年1回を目途に相互に確認するものとし、変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から、令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了時まで甲乙いずれかが特段の意思表示をしないときは、この協定をさらに1年間更新するものとする。以後、この例による。

(反社会的勢力の排除)

第7条 甲および乙は、自己または自己の役員が反社会的勢力(滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)第2条における暴力団、暴力団員、暴力団員等)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約する。

2 甲および乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的または法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いた信用毀損または業務妨害
- (3) その他前2号に類似するいかなる行為

3 甲および乙は、相手方が第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合または相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何らの通知をすることなく、直ちに本協定を解除することができる。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項および本協定の運用に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して決定する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が押印の上、各1通を保管する。

令和7年3月31日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市浜町1番38号

株式会社 滋賀銀行

代表取締役 久保田 真也

別表

第5条に基づく連絡窓口

応急使用の対象施設	甲(連絡窓口)	乙(連絡窓口)
滋賀銀行体育館	滋賀県総務部総務課 (〒520-8577 滋賀県大津市京町 四丁目1番1号) TEL:077-528-3113 FAX:077-528-4811	滋賀銀行総務部管財グループ (〒521-8686 滋賀県大津市浜町 1番38号) TEL:077-521-2255 FAX:077-521-2863
滋賀銀行旧マキノ代理店	滋賀県高島土木事務所経理用地課 (〒520-1621 滋賀県高島市今津 町今津1758) TEL:0740-22-6043 FAX:0740-22-6077 滋賀県高島健康福祉事務所 (〒520-1621 滋賀県高島市今津 町今津448-45) TEL:0740-22-2525 FAX:0740-22-5693	滋賀銀行総務部管財グループ (〒521-8686 滋賀県大津市浜町 1番38号) TEL: 077-521-2255 FAX: 077-521-2863

別記様式第1号(第3条関係)

協 力 要 請 書

年 月 日

株式会社滋賀銀行 様

滋賀県知事 三日月 大造

「大規模災害時等における施設の応急利用に関する協定」第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 対象施設

施設の名称

所在

2 使用目的

3 使用希望期間

4 使用を希望する範囲

5 備考

災害時代替庁舎におけるレンタル資機材等の供給に関する協定

滋賀県(以下「甲」という。))と一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション(以下「乙」という。))とは、滋賀県内に震災、風水害、その他の災害が発生し(以下「災害時」という。))、県庁舎等が重大な被害を受け、代替庁舎において業務を遂行する場合において必要な資機材等の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時における乙の甲に対する資機材等の供給に係る協力に関して必要な事項を定めることにより、甲の本庁舎または地方合同庁舎等の代替庁舎における非常時優先業務等の円滑な遂行を図り、県民生活の安定に寄与することを目的とする。

(協力内容)

第2条 甲が災害時代替庁舎において資機材等を必要とする場合に、甲は乙に対して次の内容について協力を要請することができる。

- (1) 資機材等の調達
- (2) 資機材等の搬入・設置
- (3) 資機材等の撤去・搬出

(協力要請)

第3条 甲は、災害時代替庁舎において、資機材等の調達が必要であると判断したときは、場所、品名、数量、その他必要事項を記載した書面(様式1号)により、乙に対し、資機材等の供給を要請する。ただし、緊急を要する場合には、口頭または電話その他の方法により要請できるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、資機材等の優先的な供給について積極的に協力するものとする。

(引き渡し)

第4条 資機材等の引渡場所は、別途定める代替庁舎候補とし、甲は、当該場所へ職員または甲の指定する者を派遣し、当該引渡場所で、品名、数量等を確認の上受領する。

2 前項に掲げる場合において、乙は自らまたは乙が指定する者(以下「運搬指定者」という。))が当該引渡場所まで資機材等を運搬するものとする。ただし、乙および運搬指定者のいずれもがやむを得ない事情により運搬することが不可能なときは、甲または甲が指定する者が運搬するものとする。

3 乙は前項の業務が終了したときは、書面(様式2号)により甲へ報告する。

(保管)

第5条 甲は、乙より資機材等の供給を受けたときは、善良な管理者の注意をもって保管する。

(返却)

第6条 甲は、資機材等を用いた災害時対応が終了した場合は、返却する品名、数量、その他必要事項を記載した書面により、乙に対し、資機材等の撤去、搬出を依頼する。

(費用負担)

第7条 乙が第2条の規定による協力内容に関し要した費用(原則、人件費を除く)は、原則として甲が負担する。その場合、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、資機材等の引渡し後、費用の明細書を作成し、甲に費用を請求する。

(費用の支払い)

第9条 甲は、乙から前条の請求があった時は、その内容を確認の上、乙に費用を支払う。

(情報交換)

第10条 甲および乙は、平常時から相互の連絡体制および資機材等の供給等について、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(防災訓練等への参加)

第11条 甲は、本協定を円滑に機能させるため、甲が実施する防災訓練等に、乙の参加を求めることができるものとする。

(連絡窓口)

第12条 甲および乙は、相互の連絡、情報交換等を円滑に行うため、事前に連絡責任者を定め、書面(様式3号)にて相互に報告するものとする。

2 甲および乙は、前項の連絡責任者に変更が生じたときは、その都度報告を行う。

(損害の負担)

第13条 甲が乙による供給を受けた後、撤去されるまでに資機材等に損害が生じた場合は、その賠償の責について甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙による協力業務中に資機材等に損害が生じた場合は、その賠償の責について乙が負担するものとする。

(協定期間)

第14条 本協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がない場合は、更に1年間延長され、以降この例によるものとする。

(協議)

第15条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、
 甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年3月31日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1-1

滋賀県知事 三日月 大造

乙 東京都港区芝5丁目29番20号

一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション
代表理事 梅木 孝治

年 月 日

災害時における資機材等の供給要請書

一般社団法人
 ジャパン・レンタル・アソシエーション
 代表理事 梅木 孝治 様

滋賀県知事 ○○ ○○

災害時における資機材等の供給に関する滋賀県と一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーションとの協定第2条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

担 当 者	所 属 氏 名 連絡先
口頭、電話等による要請 の日時	年 月 日 時 分
供給を要請する理由	
供給を必要とする資機材 等の品名、規格および数量	品 名 規 格 数 量
供給を必要とする場所	住 所
供給を必要とする期間	年 月 日 ～ 年 月 日
その他必要な事項	

年 月 日

災害時における資機材等の供給報告書

滋賀県知事 ○○ ○○ 様

一般社団法人
 ジャパン・レンタル・アソシエーション
 代表理事 梅木 孝治

災害時における資機材等の供給に関する滋賀県と一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーションとの協定第4条の規定に基づき、次のとおり報告します。

担 当 者	所 属 氏 名 連絡先
供給した資機材等の品名、 規格および数量	品 名 規 格 数 量
供給した場所	住 所
供給する期間	年 月 日 ～ 年 月 日
その他必要な事項	

様式 3 号（第 11 条関係）

協定	災害時における資機材の供給に関する協定書

締結日	
本票更新日	

名称	一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション					No.		
優先順	所 属	役職	氏 名	カナ氏名	電 話 ①	電 話 ②	FAX	e-mail
1								
2								
3								
4								
5								

名称	滋賀県							
優先順	所 属	役職	氏 名	カナ氏名	電 話 ①	電 話 ②	FAX	e-mail
1								
2								
3								
4								
5								

大規模災害時等における施設の応急利用に関する協定

滋賀県知事 三日月 大造(以下「甲」という。)と高島市商工会 会長 福田 久司(以下「乙」という。)は、大規模災害発生時等において、甲が乙の施設を応急使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模地震等の発生、その他あらゆる事態によって滋賀県高島合同庁舎または滋賀県高島健康福祉事務所が重大な被害を受けた場合において、甲が次条に規定する乙の施設を応急使用することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 応急使用の対象とする施設は、次のとおりとする。

高島市商工会北部センター(〒520-1621 滋賀県高島市今津町今津 175 番地)のうち、以下の諸室
2階 大会議室、中会議室

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に応急使用の要請をする場合は、協力要請書(別記様式第1号)をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。
2 前項の規定に基づき甲から乙に対し要請があった場合、乙は甲に対して速やかに協力の可否について回答するものとする。

(使用の条件)

第4条 甲は、施設を使用する場合、乙の指示に従うものとする。
2 施設の使用に伴う光熱水費および通信費については、甲が負担するものとする。
3 甲は、施設を使用したあとは、原状回復するものとする。
4 乙において原状回復した場合は、その費用は甲が負担する。
5 甲はその責に帰すべき事由により、乙に損害を与えたときはその損失を補償するものとする。
6 甲が使用中に発生した事故等については、乙は一切の責任を負わない。
7 甲が本協定に違反した場合、乙は施設の使用を中止させることができるものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する甲における連絡窓口は、第3条に基づく要請にあつては別表のとおりとする。
2 前項に定める連絡窓口については、年度始め等、年 1 回を目途に相互に確認するものとし、変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から、令和8年3月 31 日までとする。ただし、期間満了時まで甲乙いずれかが特段の意思表示をしないときは、この協定をさらに1年更新するものとする。以後、この例による。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項および本協定の運用に関し疑義を生じた事項について、その都度、甲と乙が協議して決定する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が押印の上、各1通を保管する。

令和7年3月31日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県高島市安曇川町田中 89

高島市商工会 会長 福田 久司

(別表)

第5条に基づく連絡窓口

甲(連絡窓口)	乙(連絡窓口)
滋賀県高島土木事務所経理用地課 (〒520-1621 滋賀県高島市今津町今津 1758) TEL:0740-22-6043 FAX:0740-22-6077 滋賀県高島健康福祉事務所 (〒520-1621 滋賀県高島市今津町今津 448-45) TEL:0740-22-2525 FAX:0740-22-5693	高島市商工会 (〒520—1217 滋賀県高島市安曇川町田中 89) TEL: 0740－32－1580 FAX: 0740－32－3340

別記様式第1号(第3条関係)

協 力 要 請 書

年 月 日

高島市商工会 会長 福田 久司 様

滋賀県知事 三日月 大造

「大規模災害時等における施設の応急利用に関する協定」第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 対象施設

施設の名称

所在

2 使用目的

3 使用希望期間

4 使用を希望する範囲

5 備考

災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

滋 賀 県

一般社団法人 ジャパンケネルクラブ

災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人ジャパンケネルクラブ（以下「乙」という。）は、滋賀県内において地震災害等が発生した場合に、被災者の搜索活動（以下「搜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、搜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対して、文書により災害救助犬の出動を要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（出動）

第2条 乙は、前条の出動要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。

2 乙は、出動体制が整ったときは、速やかに出動部隊の構成及び現場到着の予定時刻等、必要な事項を甲に連絡するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（搜索活動の実施等）

第3条 乙に属する災害救助犬チーム構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害の現場においては、第1条に定める出動の要請時に甲が連絡する現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示に従い搜索活動を実施するものとする。

2 この協定に基づく業務の終了は、現場指揮者が搜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により搜索活動の続行が不可能になったときとする。

（費用の負担）

第4条 第2条第1項の規定に基づく出動に関する経費は、甲の負担とする。

（損害補償）

第5条 この協定に基づく出動または搜索活動に伴って構成員及び災害救助犬に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、次のとおりとする。

（1）甲が負担するもの

甲は、乙の構成員が救助活動中に死亡若しくは負傷し、又は救助活動に起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年3月25日滋賀県条例第10号）」の規定に準じてその損害を補償する。

（2）乙が負担するもの

ア 乙は、乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

イ 乙は、災害救助犬が出動時の往復途上又は救助活動中に、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

（訓練の参加）

第6条 乙は、この協定による搜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（実施細目）

第7条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。以後、甲、乙のいずれかの申し出のない時は、この協定の有効期限を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲および乙が署名の上、各自その1通を所持する。

令和7年10月22日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号

滋賀県知事

乙 東京都千代田区神田須田町1丁目5番地

一般社団法人 ジャパンケネルクラブ
理事長

災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目

滋 賀 県

一般社団法人 ジャパンケネルクラブ

災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における災害救助犬の出動に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人ジャパンケネルクラブ（以下「乙」という。）との協定の実施に必要な事項を定める。

(出動要請、協議等)

第2条 甲は、協定第1条の規定により乙に出動要請を行うときは、様式第1号により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

ただし、乙との連絡が困難な場合は、乙に属する公認災害救助犬育成訓練所所長に対して直接要請が出来るものとする。この場合において甲が乙への連絡が可能となったときは、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

- (1) 災害の状況及び出動を要請する理由
- (2) 出動を要請する期間
- (3) 出動を希望する区域
- (4) 現場指揮者の所属、職・氏名及び連絡先
- (5) その他捜索活動に必要な事項

(出動)

第3条 乙は、協定第1条の出動要請を受け、出動体制が整ったときは、速やかに様式第2号により次の各号に掲げる事項を甲に連絡するものとする。

- (1) 出動責任者の氏名、連絡先
- (2) 出動人員及び災害救助犬の頭数
- (3) 出動時間及び現場到着予定時間
- (4) その他必要な事項

(捜索活動状況の報告)

第4条 乙は、捜索活動を終了したときは、甲に対して、様式第3号により、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 捜索活動に従事した人員、災害救助犬の頭数及び出動車両等
- (2) 活動内容及び活動時間
- (3) その他必要な事項

(費用の請求及び支払い)

第5条 乙は、業務の終了後、甲に対して当該業務に係る費用の実費を請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、業務内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害補償事案の速報及び書類提出)

第6条 乙は、協定第5条に基づき甲が損害補償を負担すべき事案が発生したときは、速やかに甲に連絡するとともに、甲の求めに応じ必要な書類等を提出するものとする。

(連携活動等)

第7条 甲乙両者は、相互に救助活動における連携活動のあり方を研究するとともに、協定第6条の訓練を通じて、円滑な救助活動が実施できるよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡等必要な事項を互いに確認し、変更があった場合はその内容を速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第8条 この実施細目に定めのない事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が協議して定める。

この実施細目に定める事項を確認するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和7年10月22日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 東京都千代田区神田須田町1丁目5番地

一般社団法人 ジャパンケネルクラブ
理事長 森崎 隆弘

(様式 1)

第 号
年 月 日

一般社団法人 ジャパンケネルクラブ
理事長 様

滋賀県知事

「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に係わる出動要請書

災害時における災害救助犬の出動に関する協定第 1 条により、出動要請します。

災害の状況及び出動を 要 請 す る 理 由		
出動を要請する期間		
出動を希望する区域		
現場指揮者の 所属、職、氏名 及び連絡先	所 属	
	職	
	氏 名	
	連絡先	
その他必要な事項		

(様式2)

年 月 日

滋賀県知事 様

住所

団体名

代表者名

「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に係る出動体制

災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目第3条により、出動体制を連絡します。

出動責任者の氏名、連絡先	氏名	
	連絡先	
出 動 人 員		
災害救助犬の頭数		
出 動 時 間		
現場到着予定時間		
その他必要な事項		

(様式3)

年 月 日

滋賀県知事

様

住所

団体名

代表者

「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に係わる活動報告書

災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目第4条により、災害救助犬の出動に係わる活動内容を、次のとおり報告します。

活動年月日	出動部隊	活動時間	活動内容
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車輜 台	時 分 ～ 時間 分 時 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車輜 台	時 分 ～ 時間 分 時 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車輜 台	時 分 ～ 時間 分 時 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車輜 台	時 分 ～ 時間 分 時 分	

* 活動時間欄は、出動から帰宅までの時間（現地に宿泊する場合は活動終了時間）とする。

滋賀県と（株）セブン・イレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定

滋賀県（以下、甲という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下、乙という。）は、相互の連携を強化し、滋賀県内における地域の一層の活性化に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙とは、緊密な相互連携と、協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、県民サービスの向上、地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- ① 地産地消および滋賀県オリジナル商品販売やキャンペーン実施に関すること
- ② 県産の農林水産物、加工品、工芸品の販売・活用に関すること
- ③ 健康増進、食育に関すること
- ④ 高齢者・障害者支援に関すること
- ⑤ 子ども・青少年健全育成に関すること
- ⑥ 観光情報および観光振興に関すること
- ⑦ 環境保全に関すること
- ⑧ 地域や暮らしの安全・安心の確保に関すること
- ⑨ 災害対策に関すること
- ⑩ その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること

（具体的取組の内容および実施方法）

第3条 前条各号に定める事項を効果的に促進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとし、具体的取組の内容および実施方法は、甲、乙協議の上、取組ごとに別途取り決める。

（協定の解約）

第4条 甲または乙のいずれか一方が、本協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の1ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定の解約が出来るものとする。

（協定の見直し）

第5条 甲または乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（細目協定）

第6条 第2条各号に定める項目のうち、具体的取組み実施に必要な事項については、別途甲および乙の間で締結する細目協定により取り決める。

(守秘義務)

第7条 甲と乙は協働事業の実施にあたり、知り得た情報機密を甲または乙の承認を得ないで他に漏らしてはならない。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 20 年 9 月 17 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県知事 嘉田 由紀子（署名）

乙 東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役社長 COO
山口 俊郎（署名）

滋賀県とイオン株式会社との包括的連携協定書

滋賀県（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、一層の地域の活性化および県民サービスの向上に向けて相互の連携を強化することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、滋賀県の一層の地域の活性化および県民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲および乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 地産地消の推進、滋賀県の特産品の販売促進に関すること。
- (2) 商業・観光の振興に関すること。
- (3) ICカード等の活用に関すること。
- (4) 災害対策、防災、防犯および交通安全に関すること。
- (5) 県民の健康増進および食育に関すること。
- (6) 高齢者・障がい者の支援に関すること。
- (7) 子育て支援および青少年の健全育成に関すること。
- (8) 環境保全および緑化推進に関すること。
- (9) 教育・文化の推進に関すること。
- (10) その他、滋賀・びわ湖ブランドの推進、地域の活性化および県民サービスの向上に関すること。

2 乙は、前項各号に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。この場合において、原則として、当該関係会社を当事者に加える契約により、各当事者の責任範囲を定めるものとする。

3 甲および乙（前項に規定する乙の関係会社を含む。）は、第1項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲または乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲または乙が書面により特段の申し出を行わないときは、

有効期間が満了する日から 1 年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第 5 条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

平成 23 年 2 月 3 日

甲：滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
イオン株式会社
取締役 代表執行役社長 岡田 元也

滋賀県と中日本高速道路株式会社との 包括的連携協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と中日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、滋賀県民の暮らしの安全・安心の確保と地域の活性化、高速道路利用者の利便性向上に資するため、以下のとおり包括的な連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、滋賀県民の暮らしの安全・安心の確保と地域の活性化、高速道路利用者の利便性向上を図るため、相互に情報および意見の交換に努め、協働により取り組むことが可能な案件について連携し協力することを目的とする。

（個別の協議）

第2条 甲と乙は、本協定に基づき、個別の案件を協働により実施することについて合意したときは、具体的な実施方法、双方の役割、その他必要となる事項について協議し、別途取り決めるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は平成22年2月8日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲または乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から更に5年間有効とし、以後もまた同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項について疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各自その
1通を保有するものとする。

平成22年2月8日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 嘉田 由紀子

(署名)

乙 愛知県名古屋市中区錦二丁目18番19号

中日本高速道路株式会社

代表取締役社長 高橋 文雄

(署名)

滋賀県と西日本旅客鉄道株式会社との包括的連携協定書

滋賀県（以下「甲」という。）および西日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、滋賀県内の地域と鉄道の持続的発展に関して、以下のとおり包括的な連携と協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、滋賀県内の地域および鉄道の持続的発展に資するため、甲および乙が相互に情報や意見の交換に努め、協働により取り組むことが可能な案件について緊密に連携し協力することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 駅を核としたまちづくりに関すること。
- (2) 駅を中心としたアクセス改善に関すること。
- (3) 低炭素社会の実現と環境保全に関すること。
- (4) 観光・文化の振興・交流に関すること。
- (5) 子育て支援、青少年の健全育成、高齢者・障がい者支援に関すること。
- (6) 地域の暮らしの安全・安心の確保および災害対策に関すること。
- (7) その他、滋賀・びわ湖ブランドの推進、県民サービスの向上および地域と鉄道の持続的発展に関すること。

（個別の協議）

第3条 甲および乙は、前条に掲げる個別の案件を協働により推進することについて合意したときは、具体的な内容、実施方法、役割分担その他必要となる事項について協議の上、別途取り決めるものとする。

（協定の変更）

第4条 甲および乙は、そのいずれかから、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更するものとする。

(守秘義務)

第5条 甲および乙は、協働による取組に当たって知り得た情報を甲または乙の承認を得ないで第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第6条 甲および乙は、この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成23年 2月14日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋 賀 県 知 事

嘉 田 由 紀 子

(署名)

乙 京都府京都市南区西九条北ノ内町5番地5

西日本旅客鉄道株式会社

執行役員 近畿統括本部 京都支社長 二 階 堂 暢 俊

(署名)

滋賀県と西日本高速道路株式会社との 包括的連携協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、滋賀県内における地域の一層の活性化および県民サービスの向上ならびに高速道路およびサービスエリア・パーキングエリア（以下「高速道路等」という。）における利用者の満足度の向上に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が相互に協力して、双方の資源を有効に活用し、滋賀県内における地域の一層の活性化および県民サービスの向上ならびに高速道路等における利用者の満足度を高めることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲および乙は、前条に規定する目的を達成するため、相互に情報および意見の交換に努めるとともに、次の事項について連携して取り組むことが可能な案件の検討および実施に努めるものとする。

- （1）防災・災害対策など地域の安全・安心の向上に関すること
- （2）観光・文化・産業の振興など地域社会の活性化に関すること
- （3）環境保全に関すること
- （4）交通安全に関すること
- （5）高速道路等の利便性向上・利用促進に関すること
- （6）技術交流に関すること
- （7）その他本協定の目的に沿うこと

（個別の協議）

第3条 甲および乙は、前条の規定に基づき、個別の案件を連携して実施する際には、具体的な実施方法、役割等に関し協議の上、別途取り決めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、平成23年12月20日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲または乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から更に5年間有効とし、以後もまた同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 23 年 12 月 20 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県知事

嘉田 由紀子

(署名)

乙 大阪府大阪市北区堂島一丁目 6 番 20 号
西日本高速道路株式会社

代表取締役社長

西村 英俊

(署名)

滋賀県と株式会社ファミリーマートとの 包括的連携協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、滋賀・びわ湖ブランドの推進、地域の一層の活性化および県民サービスの向上に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、滋賀・びわ湖ブランドの推進、地域の一層の活性化および県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について取り組むものとする。

- （1）地産地消の推進および滋賀県産品オリジナル商品の開発・販売に関すること
- （2）健康増進・食育に関すること
- （3）観光情報および観光振興に関すること
- （4）地域防災への協力に関すること
- （5）地域の安全・安心に関すること
- （6）子ども・青少年育成に関すること
- （7）高齢者・障がい者支援に関すること
- （8）環境対策・リサイクルに関すること
- （9）その他滋賀・びわ湖ブランドの推進、地域の活性化および県民サービスの向上に資する事項

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため甲および乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容および実施方法については、甲乙協議の上、取組毎

に別途取り決める。

(協定内容の変更)

第3条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲または乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第5条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成24年5月1日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 嘉田 由紀子

(署名)

乙 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

株式会社ファミリーマート

代表取締役社長 上田 準二

(署名)

滋賀県と株式会社ローソンとの包括的連携協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、滋賀・びわ湖ブランドの推進、地域の一層の活性化および県民サービスの向上に資するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して滋賀・びわ湖ブランドの推進、地域の一層の活性化および県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 地産地消の推進および滋賀の食材を使用したオリジナル商品販売に関すること
- (2) 環境保全に関すること
- (3) 健康増進に関すること
- (4) 子ども・青少年健全育成に関すること
- (5) 地域や暮らしの安全・安心の確保に関すること
- (6) 災害対策に関すること
- (7) その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容および実施方法については、甲乙協議の上、取組毎に別途取り決める。

（協定内容の変更）

第3条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲または乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第5条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月26日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事

三日月 大造（署名）

乙 東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社ローソン

代表取締役社長

玉塚 元一（署名）

滋賀県とヤマト運輸株式会社との包括的連携協定書

滋賀県（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、滋賀・びわ湖ブランドの推進、地域の一層の活性化および県民サービスの向上に資するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して滋賀・びわ湖ブランドの推進、地域の一層の活性化および県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 観光情報および観光振興に関すること
- (2) 地域や暮らしの安全・安心の確保に関すること
- (3) 災害対策に関すること
- (4) 環境保全に関すること
- (5) 子ども・青少年健全育成に関すること
- (6) その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容および実施方法については、甲乙協議の上、取組毎に別途取り決める。

（協定内容の変更）

第3条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲または乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第5条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成26年11月26日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事

三日月 大造(署名)

乙 東京都中央区銀座二丁目16番10号

ヤマト運輸株式会社

常務執行役員関西支社長

大井 博彦(署名)

滋賀県と株式会社平和堂との地域密着連携協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と株式会社平和堂（以下「乙」という。）は、乙がこれまで県内各地で取り組んできた地域に密着したきめ細かい活動を充実するとともに、相互の連携を強化し、滋賀・びわ湖ブランドの推進、地域の一層の活性化および県民サービスの向上に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、滋賀・びわ湖ブランドの推進、地域の一層の活性化および県民サービスの向上、ならびに、地域に密着した活動の充実を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について取り組むものとする。

- （1） 環境こだわり農産物をはじめとする地産地消の推進、滋賀県の特産品の販売促進に関する事
- （2） 地域に密着した高齢者・障害者の支援に関する事
- （3） 中国湖南省との交流促進に関する事
- （4） 地域と連携した防犯および交通安全に関する事
- （5） 地域の環境保全活動および環境学習に関する事
- （6） 地域貢献活動への参画に関する事
- （7） 地域の災害対策に関する事
- （8） 地域の健康増進・食育に関する事
- （9） 地域の教育、子ども・青少年育成に関する事
- （10） 地域の観光・文化の振興に関する事
- （11） その他滋賀・びわ湖ブランドの推進、地域の活性化および県民サービスの向上に資する事項

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容および実施方

法については、甲乙協議の上、取組毎に別途取り決める。

(協定内容の変更)

第3条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲または乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第5条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成25年 月 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 嘉田 由紀子

(署名)

乙 滋賀県彦根市小泉町31番地

株式会社平和堂

代表取締役社長 夏原平和

(署名)

滋賀県と大塚製薬株式会社との包括的連携協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、県民の健康維持・健康増進、地域の一層の活性化および県民サービスの向上に資するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、県民の健康維持・健康増進をはじめとする地域の活性化や県民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 健康維持・健康増進、食育に関すること
- (2) 教育力の向上に関すること
- (3) 観光の振興に関すること
- (4) 女性の活躍推進に関すること
- (5) 環境保全に関すること
- (6) 地産地消の推進に関すること
- (7) 地域の災害対策に関すること
- (8) その他、地域の活性化・県民サービスの向上に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容および実施方法については、甲乙協議の上、取組毎に別途取り決める。

（協定内容の変更）

第3条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲または乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第5条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成27年12月18日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事

三日月 大造 (署名)

乙 東京都千代田区神田司町2-9

大塚製薬株式会社

執行役員

ニュートラシューティカルズ事業部 営業本部長

山 崎 正 三 (署名)

滋賀県と株式会社日本旅行との包括的連携協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と株式会社日本旅行（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、滋賀の魅力の発信、地域の一層の活性化および県民サービスの向上に資するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、県内観光の振興をはじめとする地域の活性化や県民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 観光振興に関すること
- (2) 滋賀・びわ湖ブランドの発信に関すること
- (3) 環境保全に関すること
- (4) 青少年の健全育成および社会教育の推進に関すること
- (5) 地産地消の推進および滋賀の食材のPR
- (6) 災害対策、地域や暮らしの安全・安心の確保に関すること
- (7) 文化振興に関すること
- (8) 産業振興に関すること
- (9) 健康福祉の増進に関すること
- (10) その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容および実施方法については、甲乙協議の上、取組毎に別途取り決める。

（協定内容の変更）

第3条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲または乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第5条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成27年11月10日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事

三日月 大造 (署名)

乙 東京都中央区日本橋一丁目19-1

株式会社日本旅行

代表取締役社長

丸尾 和明 (署名)

滋賀県と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との 包括的連携協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域の活性化および県民サービスの向上に資するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用し、全ての人が幸せに生きていく持続可能な滋賀づくりの推進、地域の一層の活性化および県民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) SDGsの普及・実践に関すること。
- (2) 滋賀・びわ湖ブランドの魅力発信に関すること。
- (3) 防災・減災に関すること。
- (4) 県民の安全・安心および自転車の安全利用等に関すること。
- (5) 健康増進に関すること。
- (6) スポーツ・文化の振興に関すること。
- (7) 人材育成支援・女性の活躍推進に関すること。
- (8) 環境保全に関すること。
- (9) その他地域の活性化・県民サービスの向上に関すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容および実施方法については、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決める。

（協定内容の変更）

第3条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1箇月前までに、甲または乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第5条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成30年5月15日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事

三日月 大造

(署名となります。)

乙 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
執行役員 関西第二本部長

大久保 英明

(署名となります。)

滋賀県と三井住友海上火災保険株式会社との 包括的連携協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域の活性化および県民サービスの向上に資するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、災害リスク等に備えた安全・安心を実現する県土づくりを推進するとともに、地域の一層の活性化および県民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 防災・減災に関すること。
- (2) 地域の安全・安心に関すること。
- (3) 健康経営に関すること。
- (4) 産業振興に関すること。
- (5) 移住促進・就業等支援に関すること。
- (6) 環境保全に関すること。
- (7) スポーツの振興に関すること。
- (8) 女性の活躍推進に関すること。
- (9) その他地域および県内企業の活性化・県民サービスの向上に関すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容および実施方法については、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決める。

（協定内容の変更）

第3条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1箇月前までに、甲または乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第5条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成30年5月17日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事

三日月 大造

(署名となります。)

乙 東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地
三井住友海上火災保険株式会社
常務執行役員

奥田 尚也

(署名となります。)

滋賀県と日産グループとの包括的連携協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀日産自動車株式会社（以下「乙1」という。）および日産プリンス滋賀販売株式会社（以下「乙2」といい、乙1と総称して以下「乙」という。）ならびに日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、相互の連携を強化し、地域の一層の活性化および県民サービスの向上に資するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙および丙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、災害時の電力供給をはじめとする、地域の一層の活性化および県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙および丙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) レジリエンス強化に関すること。
- (2) しがCO₂ネットゼロ社会づくりに関すること。
- (3) 環境保全に関すること。
- (4) 女性活躍推進に関すること。
- (5) スポーツの振興に関すること。
- (6) その他県民サービスの向上に関すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容および実施方法については、甲、乙および丙が協議の上、取組毎に別途取り決める。

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙または丙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙または丙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲、乙および丙は、この協定に基づく事業の実施を通じて知り得た秘密事項を、本協定の目的外に利用し、または、第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、事前に書面により承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、本協定終了後も同様とする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙および丙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙および丙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年12月23日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造 (署名)

乙1 滋賀県大津市湖城が丘6番1号
滋賀日産自動車株式会社
代表取締役社長 酒井 雄一郎 (署名)

乙2 滋賀県栗東市上鉤321番地
日産プリンス滋賀販売株式会社
代表取締役社長 井上 勝貴 (署名)

丙 神奈川県横浜市西区高島1丁目1番1号
日産自動車株式会社
理事 後藤 収 (署名)

平成 28 年 3 月	作成
平成 29 年 3 月	修正
平成 30 年 3 月	修正
平成 31 年 3 月	修正
令和 2 年 3 月	修正
令和 3 年 3 月	修正
令和 4 年 3 月	修正
令和 5 年 3 月	修正
令和 7 年 1 月	修正
令和 8 年 1 月	修正

滋賀県地域防災計画（災害時応援協定編）

編集発行 滋賀県防災会議（滋賀県防災危機管理局）